徳　島　県

災害廃棄物処理計画

資　料　編

令和９年３月

徳　島　県

目　次

資料１　災害廃棄物処理担当部署一覧 1

１．市町村別担当部署 1

２．一部事務組合・広域連合　担当部署 3

３．国、関係自治体等　担当部署 4

４．民間事業者団体一覧 4

資料２　廃棄物処理施設 5

１．焼却施設 5

２．し尿処理施設等 5

３．最終処分場 6

資料３　南海トラフ巨大地震被害想定の概要（令和８年２月） 7

１．建物被害 7

２．ライフライン被害 9

３．生活支障等 11

資料４　中央構造線・活断層地震被害想定 12

１．建物被害 12

２．ライフライン被害 14

３．生活支障等 16

資料５　災害廃棄物発生量の推計と推計結果 17

１．発生量推計の基本的な考え方 17

２．推計結果_南海トラフ巨大地震 24

３．推計結果_中央構造線活断層地震 28

資料６　災害廃棄物の組成から仮置場必要面積算定までの整理 32

１．目　的 32

２．発生量及び組成の整理 32

３．発生量から一次仮置場必要面積までの算定の流れ 32

４．土砂、津波堆積物及び燃えがらの取り扱い 33

５．見かけ比重の設定 35

６．（参考）JWNET の重量換算係数との関係 35

７．一次仮置場必要面積 36

８．推計結果 38
９．二次仮置場の必要面積 47
資料７　避難所ごみの発生量 53
1.推計方法 53
2.推計結果 54
資料８　し尿収集必要量等 56
１．し尿収集必要量 56
２．仮設トイレの必要基数 57
３．携帯（簡易）トイレ関係ごみ（可燃）発生量 58
４．汚物袋保管場所容量 59
５．推計結果 60
資料９　仮置場の候補地選定、開設及び運営管理 69
１．仮置場の種類と役割 69
２．仮置場候補地の選定 70
３．仮置場の開設及びレイアウト 74
４．仮置場の運営管理 80
５．仮置場の運営に必要な資機材・敷設資材 83
６．感染症等への対策 88
７．仮置場の閉鎖及び原状回復 90
資料 10　既存処理施設における処理可能量試算方法 94
１．基本的な考え方 94
２．処理可能量の算定方法 94
３．処理可能量の試算フロー 95
４．焼却施設の試算条件 95
５．試算結果 96
資料 11　圏域別の災害廃棄物発生量、組成及び処理フロー 97
１．基本的な考え方 97
２．処理フローの物質収支に関する留意事項 97
３．圏域別の災害廃棄物発生量、組成及び処理フロー 98
資料 12　仮設処理施設の設置及び運営 106
１．仮設処理施設の概要 106

２．仮設処理施設の設置の必要性 108
３．仮設処理施設の規模 108
４．設置候補地の検討 109
５．設置に係る手続及び事業者選定 110
６．仮設処理施設の運営及び環境保全 116
７．施設の撤去及び原状回復 123
資料 13　有害物質・危険物及び処理困難物の取扱い 127
１．基本的な考え方 127
２．有害物質取扱事業所に関する情報の把握・活用 127
３．有害物質・危険物等の収集及び処理 129
４．仮置場における分別・保管及び安全対策 134
５．適正処理が困難な廃棄物の取扱い 135
６．専門業者等への引渡し及び広域的な処理調整 143
７．住民・事業者への周知及び継続的な情報管理 143
資料 14　住民向け広報、ボランティア向け広報のテンプレート 144
１．予告広報のひな形 144
２．仮置場の開設直後と閉鎖の広報ひな形 147
３．分別案内チラシのひな形（文例） 150
資料 15　公費解体・撤去の実施要綱及び申請書等の様式例 151
１．準拠する最新資料 151
２．実施要綱・申請書類の作成時に確認する事項 151
３．公費解体の事務処理タイムライン（参考） 151
資料 16　事務委託関係文書・編集用様式集 152
１．事務の委託に係る意向の確認文書（例） 153
２．被災市町村から県への委託協議書 156
３．県から被災市町村への受託協議書（回答） 157
４．受託の意思表示文書 158
５．規約ひな形 159
６．対象廃棄物・工程等を具体化する協議 161
７．事務委託の追加協議書（対象事務等を追加・変更） 162
８．専決処分（例） 163

９．専決処分の議会承認（例）..... 164
10．被災市町村から県への委託文書（例）..... 165
11．被災市町村の委託協議書類（例）..... 166
12．受託決定通知（例）..... 167
13．告示依頼書（例）..... 168
14．事務委託の経費に関する協議書..... 170
資料 17　四国ブロック災害廃棄物処理対策行動計画（広域連携計画）（令和８年３月）　資料編-抜粋-..... 171

資料１　災害廃棄物処理担当部署一覧

Ⅰ．市町村別担当部署

市町村名	担当部署	Tel	Fax	E-mail
徳島市	環境政策課	088-621-5217	088-621-5210	kankyo_seisaku@city.tokushima.lg.jp
鳴門市	クリーンセンター 廃棄物対策課	088-683-7573	088-683-7579	haiki_taisaku@city.naruto.lg.jp（LGWAN） haiki_taisaku@city.naruto.i-tokushima.jp （ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
小松島市	環境政策課	0885-32-2147	0885-33-2234	kankyouseisaku@city.komatsushima.lg.jp（LGWAN） kankyouseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
阿南市	環境管理課	0884-22-3794	0884-23-2728	kankyokan@city.anan.lg.jp（LGWAN） kankyokan@anan.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
吉野川市	環境企画課	0883-22-2230	0883-22-2247	kankyou@city.yoshinogawa.lg.jp（LGWAN） kankyou@yoshinogawa.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
阿波市	環境衛生課	0883-36-8711	0883-36-8761	kankyo@city.awa.lg.jp（LGWAN） kankyo@awa.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
美馬市	環境下水道課	0883-52-8020	0883-55-0680	kankyou@city.mima.lg.jp（LGWAN） kankyou@mima.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
三好市	環境課	0883-72-3436	0883-72-0136	kankyou@city.tokushima-miyoshi.lg.jp（LGWAN） kankyou@miyoshi.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
勝浦町	住民課	0885-42-1501	0885-42-3028	jyumin@town.katsuura.lg.jp（LGWAN） jyumin@town.katsuura.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
上勝町	企画環境課	0885-46-0111	0885-46-0323	kikaku@town.kamikatsu.lg.jp（LGWAN） kikaku@kamikatsu.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
佐那河内村	産業環境課	088-679-2115	088-679-2125	sankan@vill.sanagochi.lg.jp（LGWAN） sankan@sanagochi.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
石井町	環境保全課	088-674-6842	088-674-3324	kankyo@town.ishii.lg.jp（LGWAN） kankyo@ishii.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
神山町	住民課	088-676-1113	088-676-1101	jumin@town.kamiyama.lg.jp
那賀町	環境課	0884-62-1192	0884-64-1004	kankyo@town.tokushima-naka.lg.jp（LGWAN） kankyo@naka.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）

市町村名	担当部署	Tel	Fax	E-mail
牟岐町	住民福祉課	0884-72-3414	0884-72-2716	mugijyuufuku@town.tokushima-mugi.lg.jp（LGWAN） mugijyuufuku@mugi.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
美波町	住民生活課	0884-77-3613	0884-77-1666	jumin@town.minami.lg.jp（LGWAN） jumin@minami.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
海陽町	住民環境課	0884-73-4152	0884-73-3097	juminkankyo@town.kaiyo.lg.jp
松茂町	環境センター	088-699-5934	088-699-3426	sangyou@matsushige.i-tokushima.jp
北島町	北島町清掃センター	088-698-4052	088-698-7450	seisou@town.kitajima.lg.jp（LGWAN） seisou@kitajima.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
藍住町	生活環境課	088-637-3116	088-637-3152	kankyou@town.aizumi.lg.jp（LGWAN） kankyou@aizumi.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
板野町	環境生活課	088-672-5987	088-672-5553	kankyou@town-itano.i-tokushima.jp
上板町	環境保全課	088-694-6813	088-694-5903	ka@town.kamiita.lg.jp（LGWAN） ka@kamiita.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
つるぎ町	住宅環境課	0883-62-3111	0883-55-1051	jyukan@town.tokushima-tsurugi.lg.jp（LGWAN） jyukan@tsurugi.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
東みよし町	環境課	0883-79-5340	0883-79-3235	kankyou01@town.higashimiyoshi.lg.jp（LGWAN） kankyou01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）

２．一部事務組合・広域連合　担当部署

組合等名	担当部署	Tel	Fax	E-mail
小松島市外３町村衛生組合	事務局	0885-38-1452	0885-38-1582	sirasagi1@able.ocn.ne.jp
海部郡衛生処理事務組合	管理第１課	0884-72-2696	0884-72-2227	kaifueisei@ca.pikara.ne.jp
	管理第２課	0884-72-2614		
吉野川環境整備組合		0883-52-2388	0883-55-0685	yoshikan@bz01.plala.or.jp
阿北環境整備組合		0883-36-2235	0883-36-2373	ahoku-kankyo@ca.pikara.ne.jp
中央広域環境施設組合	業務課	088-637-7127	088-637-7128	chuou_kouiki_7@ck-kankyou.org
美馬環境整備組合		0883-52-2496	0883-53-0686	Kankyo09@snow.ocn.ne.jp
みよし広域連合	事業課	0883-72-3308	0883-72-0695	jigyou@miyoshikouiki.jp
	清掃センター	0883-72-0006	0883-72-6832	seisou@miyoshikouiki.jp

３．国、関係自治体等　担当部署

関係自治体名	担当部署	Tel	Fax	E-mail
環境省	環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室	03-5521-8358	03-3593-8263	hairi-shisetsu@env.go.jp
中国四国環境局	四国事務所資源循環課	087-811-7240	087-822-6203	MOE-SHIKOKU@env.go.jp
香川県	環境森林部廃棄物対策課	087-832-3223	087-831-1273	haitai@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	県民環境部循環型社会推進課	089-912-2357	089-912-2354	junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp
高知県	林業振興・環境部環境対策課	088-821-4590	088-821-4520	030801@ken.pref.kochi.lg.jp
鳥取県	生活環境部循環型社会推進課	0857-26-7562	0857-26-7563	junkanshakai@pref.tottori.lg.jp
関西広域連合	広域防災局	078-362-9815	078-362-9839	bousai@kouiki-kansai.jp

４．民間事業者団体一覧

関係団体名	Tel	Fax	E-mail
一般社団法人徳島県産業資源循環協会	088-626-1381	088-623-0381	info@tokushima-sanpai.org
協同組合徳島県解体工事業協会	088-626-7201	088-626-7202	tokukaikyo@mirror.ocn.ne.jp
公益社団法人徳島県環境技術センター	088-636-1234	088-636-1122	kensa-info@tokushima-env.jp
一般社団法人徳島県環境保全協会	0883-53-1233	0883-52-1795	sikoku.j@circus.ocn.ne.jp
徳島県環境整備事業協同組合	088-641-6611	088-641-6622	info@tokukankyo.jp
一般財団法人徳島県環境整備公社	088-699-1153	088-699-5300	ecoorj@eco.or.jp

資料２　廃棄物処理施設

１．焼却施設

地方公共団体名		施設名称	施設所在地	電話番号
東部圏域	徳島市	徳島市西部環境事業所	徳島市国府町北岩延字桑添18-1	
	徳島市	徳島市東部環境事業所	徳島市論田町元開43-1	
	鳴門市	鳴門市クリーンセンターごみ焼却場	鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2	
	小松島市	小松島市環境衛生センター	小松島市芝生町字花谷3番地	
	吉野川市	吉野川市環境センター		
	石井町	石井町清掃センター	名西郡石井町石井字石井3025番の1	
	松茂町	松茂町第二環境センター	板野郡松茂町豊久字豊久開拓1番地46	
	北島町	北島町清掃センター	北島町太郎八須字宮ノ本1-1	
	藍住町	藍住町西クリーンステーション	板野郡藍住町富吉字大向5番地1	
	板野町	板野町環境センター	板野郡板野町松谷字カロヲト奥18-59	
	中央広域環境施設組合	中央広域環境センター	阿波市吉野町西条字藤原70-1	
南部圏域	阿南市	阿南市クリーンセンター	阿南市橘町土井崎117-14	
	阿南市	エコパーク阿南	阿南市橘町小勝1-5	
	那賀町	那賀町清掃センター	那賀郡那賀町白石字炭トコ5番地10	
	那賀町	那賀町クリーンセンター	那賀町蔭谷字土佐田山41番地	
	海部郡衛生処理事務組合	海部郡衛生処理事務組合海部美化センター	海部郡牟岐町大字内妻字白木139番地1	
西部圏域	美馬市	木屋平村ごみ焼却場	美馬市木屋平字川上660-1	
	美馬環境整備組合	クリーンセンター美馬	美馬市脇町新町字鴨地222	
	みよし広域連合	清掃センター	三好市池田町西山登り尾1348番地67	

［出典：県提供資料（令和８年４月現在)］

２．し尿処理施設等

2026 年４月現在

事業主体名	施設の名称	規模（kL/日）	運転開始年月	施設所在地	電話番号
徳島市	浄水苑第１工場	120	1978年3月	徳島市論田町元開43-1	088（662）1403
	浄水苑第２工場	150	1984年3月	徳島市論田町元開43-1	088（662）1403
鳴門市	し尿処理施設	85	1994年7月	鳴門市撫養町木津字口中山200	088（686）4825
阿南市	阿南市クリーンピュア	106	1999年4月	阿南市熊谷町定片44	0884（22）3795
松茂町	環境センター	20	1980年12月	板野郡松茂町豊久字開拓1-46	088（699）5934
北島町	クリーンセンター	30	1982年3月	板野郡北島町中村字中内11-6	088（698）8691
板野町	クリーンセンター	20	1983年4月	板野郡板野町吹田字西山68-10	088（672）4131
石井町	石井町クリーンセンター	35	1998年4月	名西郡石井町高川原字高川原2112-3	088（674）6842
那賀町	衛生センター	13	2012年4月	那賀町大字日浦字追立口249-1	0884（66）0710
海部郡衛生処理事務組合	第１し尿処理施設	20	1988年4月	海部郡美波町日和佐浦444-4	0884（77）2550
	第２し尿処理施設	25	1985年4月	海部郡海陽町宍喰浦字那佐90	0884（76）3014
阿北環境整備組合	し尿処理施設	147	1984年9月	阿波市市場町市場字岸ノ下254番の2地先	0883（36）2235
吉野川環境整備組合	汚泥再生センター	43	2025年9月	美馬市穴吹町穴吹福戸原６３番地	0883（52）2388
みよし広域連合	汚泥再生処理センター	60	2025年4月	三好市井川町西井川906	0883（78）2167
小松島市外三町村衛生組合	しらさぎ浄園	87	2000年4月	小松島市立江町字大田ノ浦67-1	0885（38）1452

［出典：県提供資料（令和８年４月現在)］

３．最終処分場

2026 年４月現在

事業主体名	施設の名称	全体容量（㎥）	埋立場所	残余容量（㎥）	対象廃棄物	水処理（有・無）	施設所在地	電話番号
小松島市	赤石地区一般廃棄物最終処分場（※埋め立て終了）	87,000	海	97	不燃・破砕・中間処理残さ・焼却残さ	有	小松島市和田島町字松田新田地先	0885（38）1702
吉野川市	鴨島一般廃棄物最終処分場	35,000	山	2,546	破砕・中間処理残さ・焼却残さ	有	吉野川市鴨島町山路2156-1	0883（26）0711
石井町	石井町一般廃棄物最終処分場	65,000	山	20,884	不燃残さ・焼却残さ	有	名西郡石井町浦庄字上浦841-1	088（674）6842
神山町	環境センター	15,400	山	5,774	不燃・破砕・中間処理残さ	有	名西郡神山町阿野字南倉目19-1	088（678）0011
みよし広域連合	清掃センター最終処分場	50,000	山	2,127	破砕・中間処理残さ・焼却残さ	有	三好市池田町大利字古畑85番地	0883（74）1160
美馬環境整備組合	長谷最終処分場	44,000	山	18,623	破砕・中間処理残さ・焼却残さ	有	美馬郡つるぎ町貞光字長谷42	
（一財）徳島県環境整備公社	橘処分場	630,000	海	225,515	一廃・産廃	有	阿南市橘町小勝187番の地先	0884（21）4111
	徳島東部処分場	1,440,000	海	534,220	一廃・産廃	有	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	088（699）1153

［出典：県提供資料（令和８年４月現在）］

資料３　南海トラフ巨大地震被害想定の概要（令和８年２月）

Ⅰ．建物被害

表 1　建物全壊・焼失棟数　一覧表

（単位：棟）

市町村名	揺　れ	液状化	急傾斜地	津　波	火　災			合　計		
					冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
徳島市	18,400	440	60	4,400	1,900	2,100	4,000	25,200	25,400	27,400
鳴門市	5,000	380	40	2,700	30	30	60	8,100	8,100	8,100
小松島市	5,100	70	10	3,600	20	20	30	8,900	8,900	8,900
阿南市	8,400	150	60	3,500	120	150	380	12,200	12,300	12,500
吉野川市	1,200	10	10	0	10	10	80	1,300	1,300	1,300
阿波市	1,200	10	10	0	10	10	30	1,200	1,200	1,200
美馬市	650	10	30	0	※	※	40	690	690	720
三好市	780	※	80	0	※	※	10	860	860	870
勝浦町	410	0	10	0	※	※	※	430	430	430
上勝町	190	0	10	0	※	※	※	200	210	210
佐那河内村	70	0	10	0	※	※	※	80	80	80
石井町	2,200	10	※	0	10	10	80	2,200	2,200	2,300
神山町	130	※	20	0	※	※	※	150	150	150
那賀町	800	0	30	0	※	※	10	830	830	840
牟岐町	840	※	10	770	※	※	※	1,600	1,600	1,600
美波町	1,700	10	20	840	10	10	10	2,600	2,600	2,600
海陽町	2,100	40	30	900	10	10	10	3,100	3,100	3,100
松茂町	1,100	110	0	900	30	30	80	2,100	2,100	2,100
北島町	1,300	150	0	50	130	130	360	1,700	1,700	1,900
藍住町	1,700	120	0	40	100	100	280	2,000	2,000	2,100
板野町	1,100	20	※	0	40	50	100	1,200	1,200	1,300
上板町	890	10	※	0	10	10	20	910	910	920
つるぎ町	190	※	30	0	※	※	※	220	220	220
東みよし町	150	※	10	0	※	※	※	160	160	160
合　計 (徳島県)	55,700	1,500	480	17,800	2,400	2,600	5,600	77,900	78,100	81,100

1）※は若干数を表す。
2）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

表 2　建物半壊　一覧表

（単位：棟）

市町村名	揺　れ	液状化 （大規模半壊含む）	急傾斜地	津　波	火　災	合　計
徳島市	17,000	1,800	110	19,900	－	38,700
鳴門市	5,400	1,100	60	6,700	－	13,200
小松島市	3,400	280	10	2,200	－	5,900
阿南市	6,200	580	90	2,800	－	9,700
吉野川市	3,200	30	30	0	－	3,300
阿波市	2,900	20	10	0	－	2,900
美馬市	2,200	20	70	0	－	2,300
三好市	3,100	※	140	0	－	3,200
勝浦町	560	0	20	0	－	580
上勝町	330	0	20	0	－	350
佐那河内村	210	0	10	0	－	220
石井町	2,100	40	※	0	－	2,200
神山町	590	※	40	0	－	630
那賀町	1,300	0	50	0	－	1,300
牟岐町	660	※	20	80	－	760
美波町	870	20	30	100	－	1,000
海陽町	1,200	60	40	260	－	1,600
松茂町	990	450	0	1,500	－	2,900
北島町	1,500	680	0	1,300	－	3,500
藍住町	2,200	670	0	230	－	3,100
板野町	1,200	50	※	0	－	1,200
上板町	1,000	40	※	0	－	1,100
つるぎ町	1,000	※	50	0	－	1,100
東みよし町	670	※	20	0	－	700
合　計 （徳島県）	59,700	5,800	820	35,000	－	101,300

1）※は若干数を表す。
2）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

２．ライフライン被害

（１）上水道

表 3　断水率・断水人口

市町村名	給水人口	復旧対象給水人口	直　後		１日後		１週間後		１ケ月後		津波全壊人口
			断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	
単　位	（人）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（人）
徳島市	242,900	230,800	83	200,600	54	130,300	34	82,900	9	21,500	12,100
鳴門市	52,600	46,800	87	46,000	62	32,300	41	21,300	16	8,700	5,800
小松島市	34,700	26,700	97	33,700	83	28,900	68	23,600	31	10,800	8,000
阿南市	65,400	57,500	97	63,700	84	54,800	66	43,300	22	14,600	7,900
吉野川市	36,300	36,300	91	33,100	65	23,800	43	15,600	7	2,500	0
阿波市	32,800	32,800	87	28,700	59	19,400	34	11,100	7	2,100	0
美馬市	25,900	25,900	79	20,400	48	12,400	26	6,800	4	910	0
三好市	19,600	19,600	65	12,700	36	7,000	22	4,200	3	550	0
勝浦町	4,300	4,300	83	3,600	53	2,300	27	1,200	4	160	0
上勝町	860	860	61	530	33	280	2	20	0	0	0
佐那河内村	1,900	1,900	72	1,400	41	800	18	350	0	0	0
石井町	22,800	22,800	97	22,100	82	18,700	62	14,000	12	2,700	0
神山町	3,500	3,500	38	1,300	20	680	5	180	0	0	0
那賀町	5,200	5,200	63	3,300	34	1,800	7	370	0	0	0
牟岐町	5,500	3,800	90	4,900	70	3,800	53	2,900	33	1,800	1,700
美波町	3,200	2,500	97	3,100	83	2,700	67	2,200	29	950	700
海陽町	7,600	6,400	95	7,200	77	5,900	58	4,400	23	1,700	1,200
松茂町	14,300	11,700	97	13,800	81	11,600	65	9,300	26	3,700	2,500
北島町	23,000	22,900	97	22,300	81	18,600	61	14,000	12	2,700	100
藍住町	35,000	34,900	98	34,200	84	29,400	65	22,700	13	4,600	100
板野町	12,400	12,400	96	11,900	78	9,700	58	7,200	10	1,300	0
上板町	10,700	10,700	99	10,600	89	9,500	70	7,500	16	1,700	0
つるぎ町	6,200	6,200	53	3,200	28	1,700	10	640	0	0	0
東みよし町	11,400	11,400	75	8,600	44	5,100	23	2,700	3	340	0
合 計	678,300	638,100	87	590,800	64	431,500	44	298,500	12	83,300	40,200

１）断水率＝（管路・浄水場等被害により断水人口＋津波全壊による断水人口）/全給水人口
２）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

（2）下水道

表 4　支障率・支障人口

市町村名	処理人口	復旧対象処理人口	直　後		1日後		1週間後		1ケ月後		津波全壊人口
			支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口	
単　位	（人）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（人）
徳島市	75,500	61,200	100	75,500	100	75,500	20	15,000	5	3,800	3,800
鳴門市	6,400	4,900	100	6,400	100	6,400	13	800	11	700	700
小松島市											0
阿南市	4,600	4,400	100	4,600	100	4,600	29	1,300	12	600	600
吉野川市	19,900	19,900	3	600	3	600	0	0	0	0	0
阿波市											0
美馬市	2,500	2,500	3	80	3	80	0	0	0	0	0
三好市											0
勝浦町											0
上勝町											0
佐那河内村											0
石井町	400	400	17	100	17	100	0	0	0	0	0
神山町											0
那賀町											0
牟岐町											0
美波町	1,100	800	100	1,100	100	1,100	33	400	21	200	200
海陽町	2,700	1,900	100	2,700	100	2,700	100	2,700	100	2,700	400
松茂町	5,000	3,100	100	5,000	100	5,000	27	1,400	18	900	900
北島町	4,300	4,000	100	4,300	100	4,300	5	200	1	0	0
藍住町	4,500	4,500	100	4,500	100	4,500	6	300	0	20	20
板野町	4,800	4,800	100	4,800	100	4,800	0	0	0	0	0
上板町											0
つるぎ町	1,900	1,900	100	1,900	3	60	0	0	0	0	0
東みよし町	2,800	2,800	100	2,800	5	140	0	0	0	0	0
合 計	136,500	117,200	84	114,400	80	109,900	16	22,100	6	8,800	6,600

1）支障率＝（管路・処理場等被害による支障人口＋津波全壊による支障人口）/全処理人口
2）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

３．生活支障等

（１）避難者（冬・夕）

表 5　避難所生活者数

（単位：人）

市町村名	人　口	津波警報解除後当日			１週間後			１ケ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合　計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合　計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合　計
徳島市	243,699	113,600	59,600	173,300	104,000	26,500	130,500	39,100	91,100	130,200
鳴門市	51,216	29,300	14,900	44,200	26,900	4,600	31,500	9,500	22,200	31,800
小松島市	33,344	19,900	10,100	30,000	22,000	3,100	25,000	7,600	17,800	25,400
阿南市	65,078	29,200	15,700	44,900	31,500	9,700	41,200	12,500	29,200	41,800
吉野川市	35,780	3,500	2,300	5,800	4,400	4,400	8,700	2,300	5,300	7,500
阿波市	31,906	3,300	2,200	5,500	3,800	3,800	7,500	2,100	4,800	6,900
美馬市	25,632	2,000	1,300	3,300	2,300	2,300	4,600	1,200	2,800	3,900
三好市	20,840	2,000	1,300	3,300	2,100	2,100	4,200	1,100	2,600	3,700
勝浦町	4,270	770	510	1,300	730	730	1,500	410	1,000	1,400
上勝町	1,200	240	160	400	200	200	400	120	280	400
佐那河内村	1,878	200	130	330	190	190	390	100	230	330
石井町	23,633	4,700	3,100	7,900	5,000	5,000	9,900	2,800	6,500	9,300
神山町	4,129	340	230	570	300	300	610	170	400	570
那賀町	6,342	1,200	800	2,000	1,000	1,000	2,000	590	1,400	2,000
牟岐町	3,164	1,900	1,000	2,900	2,200	300	2,500	760	1,800	2,500
美波町	5,401	3,000	1,600	4,600	3,500	600	4,200	1,300	3,000	4,200
海陽町	7,453	3,600	2,000	5,600	4,200	1,100	5,300	1,600	3,800	5,400
松茂町	13,885	9,300	4,600	13,900	8,700	1,000	9,600	2,900	6,740	9,600
北島町	23,124	7,400	4,100	11,500	7,900	3,300	11,200	3,200	7,490	10,700
藍住町	35,061	6,500	4,200	10,700	7,100	6,400	13,500	3,800	8,800	12,600
板野町	12,422	2,500	1,700	4,200	2,600	2,600	5,200	1,500	3,400	4,900
上板町	10,627	1,800	1,200	3,100	2,100	2,100	4,200	1,200	2,800	4,000
つるぎ町	6,547	520	350	870	500	500	1,000	260	610	870
東みよし町	12,660	600	400	1,000	820	820	1,600	390	910	1,300
合　計	679,291	247,600	133,600	381,200	243,800	82,600	326,400	96,400	224,800	321,200

1）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

【参考】津波一時避難者数（冬・夕）

市町村名	人　口	一時避難者
徳島市	243,699	158,700
鳴門市	51,216	39,600
小松島市	33,344	22,500
阿南市	65,078	33,400
吉野川市	35,780	0
阿波市	31,906	0
美馬市	25,632	0
三好市	20,840	0
勝浦町	4,270	0
上勝町	1,200	0
佐那河内村	1,878	0
石井町	23,633	0
神山町	4,129	0
那賀町	6,342	0
牟岐町	3,164	2,400
美波町	5,401	1,100
海陽町	7,453	3,000
松茂町	13,885	13,600
北島町	23,124	7,100
藍住町	35,061	2,100
板野町	12,422	0
上板町	10,627	0
つるぎ町	6,547	0
東みよし町	12,660	0
合　計 (徳島県)	679,291	283,400

１）端数処理の方法により、合計や率が合わない場合がある。

資料４　中央構造線・活断層地震被害想定

Ⅰ．建物被害

表 6　建物全壊・焼失棟数　一覧表

（単位：棟）

市町村名	揺　れ	液状化	急傾斜地	火　災			合　計		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
徳島市	13,500	200	50	4,900	4,900	11,900	18,600	18,600	25,600
鳴門市	8,700	40	30	970	1,200	2,300	9,700	9,900	11,100
小松島市	1,200	30	※	※	※	1,100	1,200	1,200	2,400
阿南市	20	※	※	※	※	※	30	30	40
吉野川市	2,500	20	10	10	10	300	2,600	2,600	2,900
阿波市	2,800	30	0	10	10	40	2,800	2,800	2,800
美馬市	1,600	10	20	※	※	20	1,600	1,600	1,600
三好市	870	0	30	※	※	10	910	910	910
勝浦町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	2,300	20	※	10	10	20	2,400	2,400	2,400
神山町	※	※	※	※	※	※	10	10	10
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	1,200	10	0	110	120	290	1,300	1,300	1,500
北島町	1,700	20	0	360	400	940	2,100	2,200	2,700
藍住町	3,200	30	0	490	580	1,200	3,700	3,800	4,500
板野町	2,200	※	※	170	210	430	2,400	2,400	2,600
上板町	1,800	※	※	30	30	80	1,900	1,900	1,900
つるぎ町	190	※	20	※	※	※	200	200	210
東みよし町	520	※	10	※	※	※	530	530	540
合　計 （徳島県）	44,400	430	180	7,100	7,500	18,700	52,100	52,400	63,700

1）※は若干数を表す。
2）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

表 7　建物半壊　一覧表

（単位：棟）

市町村名	揺　れ	液状化 （大規模半壊含む）	急傾斜地	火　災	合　計
徳島市	17,300	5,200	90	－	22,600
鳴門市	5,200	1,000	40	－	6,200
小松島市	3,000	840	10	－	3,900
阿南市	570	270	※	－	850
吉野川市	4,200	520	20	－	4,700
阿波市	3,800	690	0	－	4,500
美馬市	3,100	260	30	－	3,400
三好市	2,700	30	60	－	2,700
勝浦町	10	※	※	－	10
上勝町	※	※	※	－	0
佐那河内村	※	※	※	－	0
石井町	2,100	490	※	－	2,600
神山町	80	※	※	－	90
那賀町	※	※	※	－	0
牟岐町	※	※	※	－	0
美波町	10	10	※	－	20
海陽町	※	※	※	－	0
松茂町	960	330	※	－	1,300
北島町	1,600	540	※	－	2,100
藍住町	2,200	670	※	－	2,900
板野町	1,000	200	※	－	1,200
上板町	920	230	※	－	1,200
つるぎ町	830	20	30	－	890
東みよし町	1,500	10	20	－	1,600
合　計 （徳島県）	51,000	11,300	320	－	62,700

1）※は若干数を表す。
2）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

２．ライフライン被害

（１）上水道（冬 18 時）

表 8　断水率・断水人口

市町村名	給水人口	復旧対象給水人口	直　後		１日後		１週間後		１ケ月後	
			断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口
単　位	（人）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）
徳島市	253,400	217,600	79	172,700	49	105,700	30	65,300	4	9,100
鳴門市	61,000	55,000	92	50,800	68	37,600	45	24,800	7	3,900
小松島市	39,900	36,900	82	30,300	52	19,100	33	12,200	4	1,600
阿南市	75,400	75,400	19	14,400	11	8,300	4	3,000	0	0
吉野川市	43,200	42,400	97	41,200	82	34,800	62	26,300	13	5,500
阿波市	38,500	38,400	97	37,100	80	30,700	60	23,000	12	4,600
美馬市	30,600	30,600	92	28,100	68	20,700	45	13,800	7	2,100
三好市	24,200	24,200	76	18,300	45	10,800	26	6,300	4	850
勝浦町	4,600	4,600	18	860	11	500	3	140	0	0
上勝町	920	920	2	※	2	20	0	0	0	0
佐那河内村	2,300	2,300	9	210	6	140	0	0	0	0
石井町	24,500	24,500	98	24,100	88	21,500	70	17,100	16	3,900
神山町	4,100	4,100	11	470	7	300	0	0	0	0
那賀町	6,700	6,700	※	30	1	50	0	0	0	0
牟岐町	4,500	4,500	1	50	1	60	0	0	0	0
美波町	7,100	7,100	5	360	4	290	0	0	0	0
海陽町	9,700	9,700	2	180	2	190	0	0	0	0
松茂町	15,200	14,200	96	13,600	77	10,900	56	8,000	10	1,400
北島町	21,700	18,900	97	18,400	83	15,700	64	12,100	12	2,300
藍住町	33,400	29,400	98	28,900	87	25,700	70	20,600	16	4,700
板野町	14,100	12,900	99	12,800	92	11,800	76	9,800	20	2,600
上板町	12,100	11,900	99	11,800	92	11,000	76	9,100	20	2,400
つるぎ町	8,400	8,400	77	6,500	46	3,900	28	2,400	4	300
東みよし町	13,800	13,800	88	12,200	60	8,300	39	5,400	5	700
合 計	749,300	694,600	75	523,400	54	378,000	37	259,200	7	46,000

１）断水率＝断水人口/全給水人口
２）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

（2）下水道（冬 18 時）

表 9　支障率・支障人口

市町村名	処理人口	復旧対象処理人口	直　後		1日後		1週間後		1ケ月後	
			支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口
単　位	（人）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）
徳島市	78,000	67,000	71	47,600	71	47,600	8	5,700	0	0
鳴門市	4,200	3,800	100	3,800	100	3,800	17	630	0	0
小松島市										
阿南市	1,900	1,900	2	30	2	30	0	0	0	0
吉野川市	20,700	20,300	10	2,000	10	2,000	10	2,000	0	0
阿波市										
美馬市	2,700	2,700	12	310	12	310	12	310	0	0
三好市										
勝浦町										
上勝町										
佐那河内村										
石井町										
神山町										
那賀町										
牟岐町										
美波町	1,200	1,200	1	20	1	20	0	0	0	0
海陽町	2,700	2,700	1	30	1	30	0	0	0	0
松茂町	4,400	4,100	100	4,100	100	4,100	10	410	0	0
北島町	1,500	1,300	100	1,300	100	1,300	12	150	0	0
藍住町	2,700	2,400	100	2,400	100	2,400	22	530	0	0
板野町	3,100	2,800	100	2,800	100	2,800	21	580	0	0
上板町										
つるぎ町	2,300	2,300	2	50	2	50	2	50	0	0
東みよし町	2,500	2,500	4	90	4	90	4	90	0	0
合 計	128,000	115,100	56	64,600	56	64,600	9	10,500	0	0

1）支障率＝支障人口/全処理人口
2）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

３．生活支障等

（１）避難者（冬 18 時）

表 10　避難所生活者数

（単位：人）

市町村名	人　口	１日後			１週間後			１ケ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合　計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合　計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合　計
徳島市	264,548	52,900	35,200	88,100	50,700	50,700	101,300	28,400	66,400	94,800
鳴門市	61,513	18,300	12,200	30,500	17,000	17,000	34,000	9,700	22,700	32,500
小松島市	40,614	4,300	2,900	7,200	5,000	5,000	9,900	2,500	5,900	8,500
阿南市	76,063	240	160	400	580	580	1,200	120	280	400
吉野川市	44,020	5,300	3,600	8,900	7,200	7,200	14,400	3,900	9,100	13,000
阿波市	39,247	5,200	3,500	8,700	6,700	6,700	13,300	3,600	8,400	12,000
美馬市	32,484	3,000	2,000	5,000	4,100	4,100	8,100	2,000	4,700	6,800
三好市	29,951	1,600	1,100	2,600	2,200	2,200	4,400	1,100	2,500	3,500
勝浦町	5,765	※	※	※	20	20	50	※	※	※
上勝町	1,783	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	2,588	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	25,954	4,600	3,100	7,700	5,500	5,500	10,900	3,100	7,200	10,400
神山町	6,038	40	30	70	30	30	70	20	50	70
那賀町	9,318	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	4,826	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	7,765	※	※	※	※	※	※	※	※	※
海陽町	10,446	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	15,070	3,100	2,100	5,200	3,300	3,300	6,600	1,800	4,300	6,100
北島町	21,658	5,300	3,500	8,800	5,400	5,400	10,900	3,100	7,100	10,200
藍住町	33,338	9,400	6,300	15,700	9,400	9,400	18,800	5,500	12,700	18,200
板野町	14,241	4,500	3,000	7,600	4,400	4,400	8,800	2,600	6,100	8,800
上板町	12,727	3,300	2,200	5,500	3,400	3,400	6,900	2,000	4,800	6,800
つるぎ町	10,490	430	290	720	700	700	1,400	310	730	1,000
東みよし町	15,044	1,100	710	1,800	1,500	1,500	3,100	710	1,700	2,400
合 計	785,491	122,800	81,900	204,700	127,100	127,100	254,100	70,600	164,800	235,500

１）端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。
２）※は若干数を表す。

資料５　災害廃棄物発生量の推計と推計結果

Ⅰ．発生量推計の基本的な考え方

災害廃棄物発生量の推計式は、災害の規模（被害棟数により区分）や対象とする廃棄物（災害廃棄物全体量、片付けごみ発生量、津波堆積物)、災害の種類（地震災害（揺れ)、地震災害（津波)、水害、土砂災害）に応じて、適当な推計式を用いる。表 11 **エラー！ 参照元が見つかりません。**に推計式の種類とその適用範囲を示す。

なお地震災害（揺れ）における全壊棟数 10 棟未満の場合は 3,000 トン、地震災害（津波）における、全壊棟数 10 棟未満の場合は 3,000 トンを見込む。

表 11　推計式の種類とその適用範囲

種　類	区　分	地震災害 （揺　れ）	地震災害 （津　波）	水　害	土砂災害
災害廃棄物 全　体　量	住家・非住家 全壊棟数 10 棟未満	3,000 トン	3,000 トン	900 トン	3,000 トン
	住家・非住家 全壊棟数 10 棟以上	推計式【1】			
片付けごみ 発　生　量	住家・非住家 被害棟数 1,000 棟未満	700 トン程度		500 トン程度	
	住家・非住家 被害棟数 1,000 棟以上	推計式【2】			
津波堆積物	－	－	推計式【3】	－	－

［出典：「災害廃棄物処理対策指針」【技 14-２】］

（1）災害廃棄物全体量 **推計式【1】**

災害廃棄物全体量の推計は、発生原単位に損壊建物等の被害棟数を乗じることで算出できる。

$Y = Y_1 + Y_2$

Y：災害廃棄物全体量（トン）

Y_1：建物解体に伴い発生する災害廃棄物（＝解体廃棄物）量（トン）

Y_2：建物解体以外に発生する災害廃棄物量（トン）

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X_1：住家全壊棟数、X_2：非住家全壊棟数、

X_3：住家半壊棟数、X_4：非住家半壊棟数

a：解体廃棄物発生原単位（トン/棟）$= A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$

A：延床面積

A_1：木造床面積（m^2/棟）

A_2：非木造床面積（m^2/棟）

注：A_1及びA_2は市町村ごとあるいは都道府県ごとに固定資産の価格等の概要調書（総務省）より入手

a_1：木造建物発生原単位（トン/m^2）：0.5

a_2：非木造建物発生原単位（トン/m^2）：1.2

表 12　木造建物・非木造建物原単位

記　号	項　目	細　目	単　位	地震災害（揺　れ）	地震災害（津　波）	水　害	土砂災害
a_1	延床面積	木造建物	m^2/棟	0.5			
a_2		非木造建物		1.2			

r：解体棟数の木造、非木造の割合（徳島県）

r_1：解体棟数の構造割合（木　造）（－）：89.8 / (89.8 + 194.1)

r_2：解体棟数の構造割合（非木造）（－）：194.1 / (89.8 + 194.1)

表 13　都道府県（市町村）ごとの設定値 -抜　粋-：徳島県

都道府県	木　造			木造以外（非木造）		
	棟　数（棟）	床面積（m^2）	１棟当りの床面積（m^2／棟）	棟　数（棟）	床面積（m^2）	１棟当りの床面積（m^2／棟）
徳島県	363,429	32,651,538	89.8	160,927	31,235,079	194.1

b_1：全壊建物解体率（－）　、　b_2：半壊建物解体率（－）※

表 14　全壊建物・半壊建物 解体率

記　号	項　目	細　目	単　位	地震災害（揺　れ）	地震災害（津　波）	水　害	土砂災害
b_1	建　物解体率	全　壊	－	0.75	1.00	0.5	
b_2		半　壊※		0.25（0）	0.25（0）	0.1（0）	

※：市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を調整すること。

$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$

ＣＰ：片付けごみ及び公物等※発生原単位（トン/棟）

※：**公物とは**、道路、公園等の公共施設から排出される災害廃棄物※で、具体的にはコンクリートブロック、擁壁、電柱、アスファルト路盤等のこと。

公物等の等とは、解体廃棄物、片付けごみ、公物のいずれにも該当しない災害廃棄物※Ⅰで、具体的には土砂・流木等のこと。

公物の災害復旧は各管理者が行うべきものであることから災害廃棄物発生量推計式に公物等と記載されているからといって災害等廃棄物処理事業で処理することを前提としているわけではない。

※Ⅰ：他の事業の対象にならず、生活環境保全上支障があると市区町村が判断したもの。

（2）片付けごみ**推計式【2】**

発災初動期に当面必要となる仮置場面積を求めるための片付けごみ発生量の推計は、住家・非住家の被害棟数の合計に、片付けごみ発生原単位を乗じることで算出できる。

なお、地震災害において被害総数が数 1,000 棟未満の場合は、700 トン、水害及び土砂災害において被害総数 1,000 棟未満の場合は、500 トンを見込む。

$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$

C：片付けごみ発生量（トン）

X_1：住家全壊棟数、X_2：非住家全壊棟数、X_3：住家半壊棟数、X_4：非住家半壊棟数

X_5：住家一部損壊棟数、X_6：床上浸水棟数、X_7：床下浸水棟数

c：片付けごみ発生原単位（トン/棟）

表 15　片付けごみ発生量の推計に用いる各係数

記　号	項　目	単　位	地震災害（揺　れ）	地震災害（津　波）	水　害	土砂災害
C	発生原単位	トン/棟	2.5		1.7	

（3）津波堆積物 推計式【3】

津波堆積物の発生量の推計は、発生原単位に津波浸水面積を乗じることで算出できる。なお、津波堆積物の発生量は推計式【１】の災害廃棄物全体量には含まれない。

Ｔ ＝ Ａ×ｈ

Ｔ：津波堆積物の発生量（トン）

Ａ：津波浸水面積（m^2）

ｈ：津波堆積物の発生原単位（トン/m^2）

表 16　津波堆積物の発生量の推計に用いる各係数

項　目	宮城県	岩手県	宮城県＋岩手県
東日本大震災の津波堆積物の選別後の処理量	796 万トン	145 万トン	941 万トン
津波浸水面積	327km^2	58km^2	385km^2
ｈ：発生原単位（津波浸水範囲当たりの処理量）	0.024 トン/m^2	0.025 トン/m^2	0.024 トン/m^2

出典：１.「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」（宮城県、2013.4）
２.「岩手県災害廃棄物処理詳細計画（第二次改定版）」（岩手県、2013.5）
３.「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第５報）」（国土地理院）

（4）火災焼失に伴う災害廃棄物の発生量の算定方法

「巨大災害時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ」（平成 26 年３月　環境省　巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）では、災害廃棄物が地域に与える影響を概略的に把握するため、火災焼失に伴う災害廃棄物の発生量は、設定した発生原単位に火災焼失に伴う建物の減量率（木造の場合は 34%、非木造の場合は 16%）を掛け合わせることにより算定する方法が示されている。

（5）災害廃棄物の組成別の発生量の推計方法

災害廃棄物の組成別の発生量は、推計した災害廃棄物発生量の合計値に、組成割合を乗じることにより推計する。災害廃棄物の組成を設定するに当たって参考となる過去事例として、比較的規模の大きな災害の事例における「組成割合（%）」を以下に示す。推計を行う際には、災害の種類や規模に応じて適当な事例を参考とする。

表 17　過去事例からの災害廃棄物の組成割合

（単位：%）

組成 ＼ 災害種類		地震※1（津波）		地震※2（揺れ）		水害※3		土砂災害※4		火災※5	
可燃系	柱角材	4.6	22	15.3	20.7	8.6	17.2	2.4	81	2.3	2.7
	可燃物	17		15.4		8.5		5.7		0.4	
不燃系	不燃物	30.2	78	30.0	79.3	21.3	53.9	3.0	21.4	—	58.5
	コンクリートがら	41.2		48.5		30.0		3.2		53.8	
	金属くず	2.5		0.2		1.4		0.3		4.1	
	その他	4.5		—		1.2		14.9		—	
土砂		—	—	—	—	29	29.0	70.5	70.5	—	—
燃えがら										39.3	39.3
合計		100		100		100		100		100	

※：1．東日本大震災（岩手県、宮城県）における災害廃棄物の組成「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】P30～31
2．平成 28 年熊本地震におけるモデル解体により発生した災害廃棄物の組成「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】P35
3．平成 30 年 7 月豪雨（岡山県）における災害廃棄物の組成「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】P37
4．平成 30 年 7 月豪雨（広島県）における災害廃棄物の組成「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】P38
5．平成 28 年新潟県糸魚川市大規模災害「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】P36

（6）木造率・非木造率（総務省資料）

【総務省】令和7年度　固定資産の価格等の概要調書（家屋 都道府県別表）

1　納税義務者数、棟数、床面積、決定価格及び単位当たり価格に関する調査

（2－1）

区分 ＼ 都道府県名	納税義務者数（人）	棟数			床面積		
		木造	木造以外	計	木造（㎡）	木造以外（㎡）	計（㎡）
徳島	289,468	360,471	159,844	520,315	32,889,025	31,309,836	64,198,861

－納税義務者数等－

延床面積		
木造	91 m²/棟	A_1
非木造	196 m²/棟	A_2
合計	123 m²/棟	

■ 参照先

総務省ホームページ_地方税に関する統計等_地方税に関する統計表・計数資料一覧_固定資産の価格等の概要調書

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/czei_shiryo_ichiran.html

（7）水害における災害廃棄物発生量の推計方法

水害における災害廃棄物発生量は、前述の**推計式【１】**及び**推計式【２】**を用い、水害に対応する各係数を適用して推計する。

災害廃棄物全体量の**推計式【１】**では、**全壊建物解体率（b_1）を 0.5**、**半壊建物解体率（b_2）を 0.1**、**片付けごみ及び公物等発生原単位（ＣＰ）を 30.3 トン/棟**とする。また、片付けごみ発生量の**推計式【２】**では、**片付けごみ発生原単位（ｃ）を 1.7 トン/棟**とする。

なお、住家・非住家の全壊棟数が合計 10 棟未満の場合は災害廃棄物全体量として 900 トン、被害総数が 1,000 棟未満の場合は片付けごみ発生量として 500 トン程度を見込む。

［出典：「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】］

２．推計結果_南海トラフ巨大地震

（１）解体に伴い発生する災害廃棄物量（＝解体廃棄物）：Y_1

項　目	揺れ			液状化			津　波			急傾斜地（土砂災害）			火災焼失（冬・夕）		合　計
	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y_1）	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y_1）	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y_1）	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y_1）	徳島県被害想定（令和８年２月）	災害廃棄物全体量（Y_1）	（Y_1）
	全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		焼　失		
単　位	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（ｔ）	（ｔ）
徳島市	18,400	17,000	1,459,130	440	1,800	63,054	4,400	19,900	757,858	60	110	3,314	4,000	239,932	2,523,288
鳴門市	5,000	5,400	379,693	380	1,100	41,692	2,700	6,700	325,717	40	60	1,936	60	3,289	752,327
小松島市	5,100	3,400	283,347	70	280	7,425	3,600	2,200	251,527	10	10	364	30	1,332	543,993
阿南市	8,400	6,200	520,774	150	580	17,083	3,500	2,800	278,631	60	90	2,587	380	18,417	837,491
吉野川市	1,200	3,200	112,532	10	30	993	0	0	0	10	30	530	80	3,842	117,897
阿波市	1,200	2,900	101,487	10	20	781	0	0	0	10	10	375	30	1,343	103,985
美馬市	650	2,200	65,829	10	20	793	0	0	0	30	70	1,396	40	1,848	69,866
三好市	780	3,100	72,272	※	※	※	0	0	0	80	140	2,870	10	394	75,536
勝浦町	410	560	20,209	0	0	0	0	0	0	10	20	316	※	※	20,525
上勝町	190	330	8,444	0	0	0	0	0	0	10	20	263	※	※	8,707
佐那河内村	70	210	4,711	0	0	0	0	0	0	10	10	269	※	※	4,980
石井町	2,200	2,100	143,452	10	40	1,154	0	0	0	※	※	※	80	3,835	148,442
神山町	130	590	12,049	※	※	※	0	0	0	20	40	688	※	※	12,737
那賀町	800	1,300	40,187	0	0	0	0	0	0	30	50	869	10	313	41,369
牟岐町	840	660	50,671	※	※	※	770	80	50,352	10	20	446	※	※	101,469
美波町	1,700	870	83,950	10	20	703	840	100	48,654	20	30	731	10	400	134,438
海陽町	2,100	1,200	97,039	40	60	2,329	900	260	49,943	30	40	983	10	371	150,664
松茂町	1,100	990	97,660	110	450	17,756	900	1,500	116,099	0	0	0	80	5,455	236,970
北島町	1,300	1,500	109,906	150	680	22,999	50	1,300	30,529	0	0	0	360	21,542	184,976
藍住町	1,700	2,200	160,982	120	670	22,714	40	230	8,600	0	0	0	280	18,240	210,536
板野町	1,100	1,200	81,459	20	50	1,991	0	0	0	※	※	※	100	5,212	88,662
上板町	890	1,000	62,198	10	40	1,186	0	0	0	※	※	※	20	978	64,363
つるぎ町	190	1,000	24,436	※	※	※	0	0	0	30	50	1,245	※	※	25,681
東みよし町	150	670	14,817	※	※	※	0	0	0	10	20	370	※	※	15,187
合　計	55,700	59,700	4,007,234	1,500	5,800	202,652	17,800	35,000	1,917,911	480	820	19,553	5,600	326,742	6,474,091

注：１．液状化半壊については、大規模半壊を含む。
　　２．※は、若干数を表す。

（２）建物解体以外に発生する災害廃棄物量：Y_2

項　目	揺れ			液状化			津　波			急傾斜地（土砂災害）			火災焼失（冬・夕）		合　計
	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y_2）	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y_2）	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y_2）	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y_2）	徳島県被害想定（令和８年２月）	災害廃棄物全体量（Y_2）	（Y_2）
	全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		焼　失		
単　位	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（ｔ）	（ｔ）
徳島市	18,400	17,000	984,400	440	1,800	23,540	4,400	19,900	363,000	60	110	9,840	4,000	－	1,380,780
鳴門市	5,000	5,400	267,500	380	1,100	20,330	2,700	6,700	222,750	40	60	6,560	60	－	517,140
小松島市	5,100	3,400	272,850	70	280	3,745	3,600	2,200	297,000	10	10	1,640	30	－	575,235
阿南市	8,400	6,200	449,400	150	580	8,025	3,500	2,800	288,750	60	90	9,840	380	－	756,015
吉野川市	1,200	3,200	64,200	10	30	535	0	0	0	10	30	1,640	80	－	66,375
阿波市	1,200	2,900	64,200	10	20	535	0	0	0	10	10	1,640	30	－	66,375
美馬市	650	2,200	34,775	10	20	535	0	0	0	30	70	4,920	40	－	40,230
三好市	780	3,100	41,730	※	※	※	0	0	0	80	140	13,120	10	－	54,850
勝浦町	410	560	21,935	0	0	0	0	0	0	10	20	1,640	※	－	23,575
上勝町	190	330	10,165	0	0	0	0	0	0	10	20	1,640	※	－	11,805
佐那河内村	70	210	3,745	0	0	0	0	0	0	10	10	1,640	※	－	5,385
石井町	2,200	2,100	117,700	10	40	535	0	0	0	※	※	※	80	－	118,235
神山町	130	590	6,955	※	※	※	0	0	0	20	40	3,280	※	－	10,235
那賀町	800	1,300	42,800	0	0	0	0	0	0	30	50	4,920	10	－	47,720
牟岐町	840	660	44,940	※	※	※	770	80	63,525	10	20	1,640	※	－	110,105
美波町	1,700	870	90,950	10	20	535	840	100	69,300	20	30	3,280	10	－	164,065
海陽町	2,100	1,200	112,350	40	60	2,140	900	260	74,250	30	40	4,920	10	－	193,660
松茂町	1,100	990	58,850	110	450	5,885	900	1,500	74,250	0	0	0	80	－	138,985
北島町	1,300	1,500	69,550	150	680	8,025	50	1,300	4,125	0	0	0	360	－	81,700
藍住町	1,700	2,200	90,950	120	670	6,420	40	230	3,300	0	0	0	280	－	100,670
板野町	1,100	1,200	58,850	20	50	1,070	0	0	0	※	※	※	100	－	59,920
上板町	890	1,000	47,615	10	40	535	0	0	0	※	※	※	20	－	48,150
つるぎ町	190	1,000	10,165	※	※	※	0	0	0	30	50	4,920	※	－	15,085
東みよし町	150	670	8,025	※	※	※	0	0	0	10	20	1,640	※	－	9,665
合　計	55,700	59,700	2,974,600	1,500	5,800	82,390	17,800	35,000	1,460,250	480	820	78,720	5,600	－	4,595,960

注：１．液状化半壊については、大規模半壊を含む。
　　２．※は、若干数を表す。

（3）災害廃棄物全体量：Y、津波堆積物の合計

項　目	揺れ			液状化			津　波			急傾斜地（土砂災害）			火災焼失（冬・夕）		合　計（Y）	津　波堆積物	災害廃棄物全体量＋津波堆積物
	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y）	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y）	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y）	徳島県被害想定（令和８年２月）		災害廃棄物全体量（Y）	徳島県被害想定（令和８年２月）	災害廃棄物全体量（Y）			
	全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		焼　失				
単　位	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）
徳島市	18,400	17,000	2,443,530	440	1,800	86,594	4,400	19,900	1,120,858	60	110	13,154	4,000	239,932	3,904,068	962,400	4,866,468
鳴門市	5,000	5,400	647,193	380	1,100	62,022	2,700	6,700	548,467	40	60	8,496	60	3,289	1,269,467	669,600	1,939,067
小松島市	5,100	3,400	556,197	70	280	11,170	3,600	2,200	548,527	10	10	2,004	30	1,332	1,119,228	619,200	1,738,428
阿南市	8,400	6,200	970,174	150	580	25,108	3,500	2,800	567,381	60	90	12,427	380	18,417	1,593,506	888,000	2,481,506
吉野川市	1,200	3,200	176,732	10	30	1,528	0	0	0	10	30	2,170	80	3,842	184,272	－	184,272
阿波市	1,200	2,900	165,687	10	20	1,316	0	0	0	10	10	2,015	30	1,343	170,360	－	170,360
美馬市	650	2,200	100,604	10	20	1,328	0	0	0	30	70	6,316	40	1,848	110,096	－	110,096
三好市	780	3,100	114,002	※	※	※	0	0	0	80	140	15,990	10	394	130,386	－	130,386
勝浦町	410	560	42,144	0	0	0	0	0	0	10	20	1,956	※	※	44,100	－	44,100
上勝町	190	330	18,609	0	0	0	0	0	0	10	20	1,903	※	※	20,512	－	20,512
佐那河内村	70	210	8,456	0	0	0	0	0	0	10	10	1,909	※	※	10,365	－	10,365
石井町	2,200	2,100	261,152	10	40	1,689	0	0	0	※	※	※	80	3,835	266,677	－	266,677
神山町	130	590	19,004	※	※	※	0	0	0	20	40	3,968	※	※	22,972	－	22,972
那賀町	800	1,300	82,987	0	0	0	0	0	0	30	50	5,789	10	313	89,089	－	89,089
牟岐町	840	660	95,611	※	※	※	770	80	113,877	10	20	2,086	※	※	211,574	60,000	271,574
美波町	1,700	870	174,900	10	20	1,238	840	100	117,954	20	30	4,011	10	400	298,503	127,200	425,703
海陽町	2,100	1,200	209,389	40	60	4,469	900	260	124,193	30	40	5,903	10	371	344,324	175,200	519,524
松茂町	1,100	990	156,510	110	450	23,641	900	1,500	190,349	0	0	0	80	5,455	375,955	266,400	642,355
北島町	1,300	1,500	179,456	150	680	31,024	50	1,300	34,654	0	0	0	360	21,542	266,676	45,600	312,276
藍住町	1,700	2,200	251,932	120	670	29,134	40	230	11,900	0	0	0	280	18,240	311,206	960	312,166
板野町	1,100	1,200	140,309	20	50	3,061	0	0	0	※	※	※	100	5,212	148,582	－	148,582
上板町	890	1,000	109,813	10	40	1,721	0	0	0	※	※	※	20	978	112,513	－	112,513
つるぎ町	190	1,000	34,601	※	※	※	0	0	0	30	50	6,165	※	※	40,766	－	40,766
東みよし町	150	670	22,842	※	※	※	0	0	0	10	20	2,010	※	※	24,852	－	24,852
合　計	55,700	59,700	6,981,834	1,500	5,800	285,042	17,800	35,000	3,378,161	480	820	98,273	5,600	326,742	11,070,051	3,814,560	14,884,611

注：１．液状化半壊については、大規模半壊を含む。
　　２．※は、若干数を表す。

（4）片付けごみ発生量

項　目	揺　れ				液状化				土砂災害（急傾斜地）				津　波				合　計
	住家全壊	住家半壊	原単位	片付けごみ発生量	住家全壊	住家半壊	原単位	片付けごみ発生量	住家全壊	住家半壊	原単位	片付けごみ発生量	住家全壊	住家半壊	原単位	片付けごみ発生量	
単　位	（棟）	（棟）	（－）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（－）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（－）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（－）	（ｔ）	（ｔ）
徳島市	18,400	17,000	2.5	88,500	440	1,800	2.5	5,600	60	110	1.7	289	4,400	19,900	2.5	60,750	155,139
鳴門市	5,000	5,400	2.5	26,000	380	1,100	2.5	3,700	40	60	1.7	170	2,700	6,700	2.5	23,500	53,370
小松島市	5,100	3,400	2.5	21,250	70	280	2.5	875	10	10	1.7	34	3,600	2,200	2.5	14,500	36,659
阿南市	8,400	6,200	2.5	36,500	150	580	2.5	1,825	60	90	1.7	255	3,500	2,800	2.5	15,750	54,330
吉野川市	1,200	3,200	2.5	11,000	10	30	2.5	100	10	30	1.7	68	0	0	2.5	0	11,168
阿波市	1,200	2,900	2.5	10,250	10	20	2.5	75	10	10	1.7	34	0	0	2.5	0	10,359
美馬市	650	2,200	2.5	7,125	10	20	2.5	75	30	70	1.7	170	0	0	2.5	0	7,370
三好市	780	3,100	2.5	9,700	※	※	2.5	※	80	140	1.7	374	0	0	2.5	0	10,074
勝浦町	410	560	2.5	2,425	0	0	2.5	0	10	20	1.7	51	0	0	2.5	0	2,476
上勝町	190	330	2.5	1,300	0	0	2.5	0	10	20	1.7	51	0	0	2.5	0	1,351
佐那河内村	70	210	2.5	700	0	0	2.5	0	10	10	1.7	34	0	0	2.5	0	734
石井町	2,200	2,100	2.5	10,750	10	40	2.5	125	※	※	1.7	※	0	0	2.5	0	10,875
神山町	130	590	2.5	1,800	※	※	2.5	※	20	40	1.7	102	0	0	2.5	0	1,902
那賀町	800	1,300	2.5	5,250	0	0	2.5	0	30	50	1.7	136	0	0	2.5	0	5,386
牟岐町	840	660	2.5	3,750	※	※	2.5	※	10	20	1.7	51	770	80	2.5	2,125	5,926
美波町	1,700	870	2.5	6,425	10	20	2.5	75	20	30	1.7	85	840	100	2.5	2,350	8,935
海陽町	2,100	1,200	2.5	8,250	40	60	2.5	250	30	40	1.7	119	900	260	2.5	2,900	11,519
松茂町	1,100	990	2.5	5,225	110	450	2.5	1,400	0	0	1.7	0	900	1,500	2.5	6,000	12,625
北島町	1,300	1,500	2.5	7,000	150	680	2.5	2,075	0	0	1.7	0	50	1,300	2.5	3,375	12,450
藍住町	1,700	2,200	2.5	9,750	120	670	2.5	1,975	0	0	1.7	0	40	230	2.5	675	12,400
板野町	1,100	1,200	2.5	5,750	20	50	2.5	175	※	※	1.7	※	0	0	2.5	0	5,925
上板町	890	1,000	2.5	4,725	10	40	2.5	125	※	※	1.7	※	0	0	2.5	0	4,850
つるぎ町	190	1,000	2.5	2,975	※	※	2.5	※	30	50	1.7	136	0	0	2.5	0	3,111
東みよし町	150	670	2.5	2,050	※	※	2.5	※	10	20	1.7	51	0	0	2.5	0	2,101
合　計	55,700	59,700	－	288,450	1,500	5,800	－	18,450	480	820	－	2,210	17,800	35,000	－	131,925	441,035

注：１．液状化半壊については、大規模半壊を含む。
　　２．※は、若干数を表す。

３．推計結果_中央構造線活断層地震

（１）解体に伴い発生する災害廃棄物量（＝解体廃棄物）：Y_1

項　目	揺れ			液状化			急傾斜地（土砂災害）			火災焼失（冬・夕）		合　計（Y_1）
	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		災害廃棄物全体量（Y_1）	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		災害廃棄物全体量（Y_1）	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		災害廃棄物全体量（Y_1）	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定	災害廃棄物全体量（Y_1）	
	全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		焼　失		
単　位	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（ｔ）	（ｔ）
徳島市	13,500	17,300	1,168,112	200	5,200	117,215	50	90	2,748	11,900	713,797	2,001,873
鳴門市	8,700	5,200	582,568	40	1,000	20,846	30	40	1,415	2,300	126,072	730,901
小松島市	1,200	3,000	100,005	30	840	14,092	※	10	61	1,100	48,822	162,979
阿南市	20	570	10,449	※	270	4,478	※	※	※	※	※	14,927
吉野川市	2,500	4,200	193,621	20	520	9,598	10	20	463	300	14,408	218,091
阿波市	2,800	3,800	190,484	30	690	12,178	※	※	※	40	1,790	204,453
美馬市	1,600	3,100	125,314	10	260	4,600	20	30	825	20	924	131,663
三好市	870	2,700	70,545	※	30	399	30	60	1,116	10	394	72,454
勝浦町	※	10	113	※	※	※	※	※	※	※	※	113
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	2,300	2,100	148,399	20	490	9,069	※	※	※	20	959	158,427
神山町	※	80	984	※	※	※	※	※	※	※	※	984
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	※	10	141	※	10	141	※	※	※	※	※	281
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	1,200	960	103,806	10	330	8,195	※	※	※	290	19,775	131,777
北島町	1,700	1,600	136,364	20	540	12,212	※	※	※	940	56,248	204,824
藍住町	3,200	2,200	260,217	30	670	16,760	※	※	※	1,200	78,173	355,149
板野町	2,200	1,000	137,575	※	200	3,620	※	※	※	430	22,410	163,606
上板町	1,800	920	107,110	※	230	3,898	※	※	※	80	3,914	114,921
つるぎ町	190	830	21,790	※	20	311	20	30	809	※	※	22,911
東みよし町	520	1,500	40,482	※	10	132	10	20	370	※	※	40,985
合　計	44,400	51,000	3,398,079	430	11,300	237,744	180	320	7,808	18,700	1,087,685	4,731,316

注：１．液状化半壊については、大規模半壊を含む。
　　２．※は、若干数を表す。

（２）建物解体以外に発生する災害廃棄物量：Y_2

項　目	揺れ			液状化			急傾斜地（土砂災害）			火災焼失（冬・夕）		合　計（Y_2）
	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		災害廃棄物全体量（Y_2）	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		災害廃棄物全体量（Y_2）	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		災害廃棄物全体量（Y_2）	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定	災害廃棄物全体量（Y_2）	
	全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		焼　失		
単　位	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（ｔ）	（ｔ）
徳島市	13,500	17,300	722,250	200	5,200	10,700	50	90	8,200	11,900	－	741,150
鳴門市	8,700	5,200	465,450	40	1,000	2,140	30	40	4,920	2,300	－	472,510
小松島市	1,200	3,000	64,200	30	840	1,605	※	10	※	1,100	－	65,805
阿南市	20	570	1,070	※	270	※	※	※	※	※	－	1,070
吉野川市	2,500	4,200	133,750	20	520	1,070	10	20	1,640	300	－	136,460
阿波市	2,800	3,800	149,800	30	690	1,605	※	※	※	40	－	151,405
美馬市	1,600	3,100	85,600	10	260	535	20	30	3,280	20	－	89,415
三好市	870	2,700	46,545	※	30	※	30	60	4,920	10	－	51,465
勝浦町	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	－	※
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	－	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	－	※
石井町	2,300	2,100	123,050	20	490	1,070	※	※	※	20	－	124,120
神山町	※	80	※	※	※	※	※	※	※	※	－	※
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	－	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	－	※
美波町	※	10	※	※	10	※	※	※	※	※	－	※
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	－	※
松茂町	1,200	960	64,200	10	330	535	※	※	※	290	－	64,735
北島町	1,700	1,600	90,950	20	540	1,070	※	※	※	940	－	92,020
藍住町	3,200	2,200	171,200	30	670	1,605	※	※	※	1,200	－	172,805
板野町	2,200	1,000	117,700	※	200	※	※	※	※	430	－	117,700
上板町	1,800	920	96,300	※	230	※	※	※	※	80	－	96,300
つるぎ町	190	830	10,165	※	20	※	20	30	3,280	※	－	13,445
東みよし町	520	1,500	27,820	※	10	※	10	20	1,640	※	－	29,460
合　計	44,400	51,000	2,370,050	430	11,300	21,935	180	320	27,880	18,700	－	2,419,865

注：１．液状化半壊については、大規模半壊を含む。
　　２．※は、若干数を表す。

（3）災害廃棄物全体量：Y

項　目	揺れ			液状化			急傾斜地（土砂災害）			火災焼失（冬・夕）		合　計（Y）
	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		災害廃棄物全体量（Y）	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		災害廃棄物全体量（Y）	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		災害廃棄物全体量（Y）	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定	災害廃棄物全体量（Y）	
	全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		全　壊	半　壊		焼　失		
単　位	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（ｔ）	（棟）	（ｔ）	（ｔ）
徳島市	13,500	17,300	1,890,362	200	5,200	127,915	50	90	10,948	11,900	713,797	2,743,023
鳴門市	8,700	5,200	1,048,018	40	1,000	22,986	30	40	6,335	2,300	126,072	1,203,411
小松島市	1,200	3,000	164,205	30	840	15,697	※	10	61	1,100	48,822	228,784
阿南市	20	570	11,519	※	270	4,478	※	※	※	※	※	15,997
吉野川市	2,500	4,200	327,371	20	520	10,668	10	20	2,103	300	14,408	354,551
阿波市	2,800	3,800	340,284	30	690	13,783	※	※	※	40	1,790	355,858
美馬市	1,600	3,100	210,914	10	260	5,135	20	30	4,105	20	924	221,078
三好市	870	2,700	117,090	※	30	399	30	60	6,036	10	394	123,919
勝浦町	※	10	113	※	※	※	※	※	※	※	※	113
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	2,300	2,100	271,449	20	490	10,139	※	※	※	20	959	282,547
神山町	※	80	984	※	※	※	※	※	※	※	※	984
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	※	10	141	※	10	141	※	※	※	※	※	281
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	1,200	960	168,006	10	330	8,730	※	※	※	290	19,775	196,512
北島町	1,700	1,600	227,314	20	540	13,282	※	※	※	940	56,248	296,844
藍住町	3,200	2,200	431,417	30	670	18,365	※	※	※	1,200	78,173	527,954
板野町	2,200	1,000	255,275	※	200	3,620	※	※	※	430	22,410	281,306
上板町	1,800	920	203,410	※	230	3,898	※	※	※	80	3,914	211,221
つるぎ町	190	830	31,955	※	20	311	20	30	4,089	※	※	36,356
東みよし町	520	1,500	68,302	※	10	132	10	20	2,010	※	※	70,445
合　計	44,400	51,000	5,768,129	430	11,300	259,679	180	320	35,688	18,700	1,087,685	7,151,181

注：１．液状化半壊については、大規模半壊を含む。
　　２．※は、若干数を表す。

（４）片付けごみ発生量

項　目	揺　れ				液状化				土砂災害（急傾斜地）				合　計
	住家全壊	住家半壊	原単位	片付けごみ発生量	住家全壊	住家半壊	原単位	片付けごみ発生量	住家全壊	住家半壊	原単位	片付けごみ発生量	
単　位	（棟）	（棟）	（－）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（－）	（ｔ）	（棟）	（棟）	（－）	（ｔ）	（ｔ）
徳島市	13,500	17,300	2.5	77,000	200	5,200	2.5	13,500	50	90	1.7	238	90,738
鳴門市	8,700	5,200	2.5	34,750	40	1,000	2.5	2,600	30	40	1.7	119	37,469
小松島市	1,200	3,000	2.5	10,500	30	840	2.5	2,175	※	10	1.7	17	12,692
阿南市	20	570	2.5	1,475	※	270	2.5	675	※	※	1.7	※	2,150
吉野川市	2,500	4,200	2.5	16,750	20	520	2.5	1,350	10	20	1.7	51	18,151
阿波市	2,800	3,800	2.5	16,500	30	690	2.5	1,800	※	※	1.7	※	18,300
美馬市	1,600	3,100	2.5	11,750	10	260	2.5	675	20	30	1.7	85	12,510
三好市	870	2,700	2.5	8,925	※	30	2.5	75	30	60	1.7	153	9,153
勝浦町	※	10	2.5	25	0	0	2.5	0	※	※	1.7	※	25
上勝町	※	※	2.5	※	0	0	2.5	0	※	※	1.7	※	※
佐那河内村	※	※	2.5	※	0	0	2.5	0	※	※	1.7	※	※
石井町	2,300	2,100	2.5	11,000	20	490	2.5	1,275	※	※	1.7	※	12,275
神山町	※	80	2.5	200	※	※	2.5	※	※	※	1.7	※	200
那賀町	※	※	2.5	※	0	0	2.5	0	※	※	1.7	※	※
牟岐町	※	※	2.5	※	※	※	2.5	※	※	※	1.7	※	※
美波町	※	10	2.5	25	※	10	2.5	25	※	※	1.7	※	50
海陽町	※	※	2.5	※	※	※	2.5	※	※	※	1.7	※	※
松茂町	1,200	960	2.5	5,400	10	330	2.5	850	0	※	1.7	※	6,250
北島町	1,700	1,600	2.5	8,250	20	540	2.5	1,400	0	※	1.7	※	9,650
藍住町	3,200	2,200	2.5	13,500	30	670	2.5	1,750	0	※	1.7	※	15,250
板野町	2,200	1,000	2.5	8,000	※	200	2.5	500	※	※	1.7	※	8,500
上板町	1,800	920	2.5	6,800	※	230	2.5	575	※	※	1.7	※	7,375
つるぎ町	190	830	2.5	2,550	※	20	2.5	50	20	30	1.7	85	2,685
東みよし町	520	1,500	2.5	5,050	※	10	2.5	25	10	20	1.7	51	5,126
合　計	44,400	51,000	－	238,450	430	11,300	－	29,300	180	320	－	799	268,549

注：１．液状化半壊については、大規模半壊を含む。
　　２．※は、若干数を表す。

資料６　災害廃棄物の組成から仮置場必要面積算定までの整理

１．目　的

災害廃棄物の発生量推計では、被害区分や災害の種類に応じて、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材等の種類別発生量を算定する。また、津波災害では津波堆積物、土砂災害では土砂、火災では燃えがら等、通常の５区分とは異なる廃棄物等が発生する場合がある。

仮置場必要面積の算定に当たっては、これらの発生量を漏れなく引き継いだ上で、処理期間を考慮した集積量を求め、見かけ比重、積み上げ高さ及び作業スペースを用いて面積に換算する。

このため、発生量推計段階、集積量算定段階及び面積算定段階を区分し、各段階で用いる数量及び単位を明確にする。

２．発生量及び組成の整理

建物被害等に伴う災害廃棄物については、発生量を可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材等の種類別に整理する。

津波堆積物、土砂及び燃えがらについては、通常の種類別発生量に含めて不明確にするのではなく、独立した区分として発生量を把握し、仮置場必要面積の算定まで同じ区分で追跡する。

特に、火災焼失に伴う災害廃棄物については、発生量を算定する段階で火災による減量を考慮する。「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】では、火災焼失に伴う建物の減量率として木造 34%、非木造 16%を用いる方法が示されている。この減量率は火災廃棄物の発生量を算定する段階で適用するものであり、その後の仮置場必要面積算定で再度適用しない。また、同資料に示される糸魚川市大規模火災の実績では、燃えがらを独立した組成として整理している。燃えがらの組成値を設定する場合は、採用した実績値等の根拠を明記する。

３．発生量から一次仮置場必要面積までの算定の流れ

今回の徳島県の算定では、処理期間を３年として「災害廃棄物対策指針」【技 18-2】の方法２の考え方により整理する。見かけ比重を用いた容積換算は、最終的な面積算定（仮置場４）の段階で行う。

表 18　発生量から一次仮置場必要面積までの算定の流れ

段　階	算定内容	単　位	今回の算定上の整理	留意事項
仮置場１	組成別の災害廃棄物発生量	トン	発生量推計結果をそのまま受ける	可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材に加え、対象となる土砂、燃えがら、津波堆積物を独立して計上する
仮置場２	処理量	トン	発生量÷３＝発生量の１/３	処理期間３年、集積期間１年を前提とし、集積完了までの１年間に処理・搬出される量
仮置場３	最大集積量	トン	発生量－処理量＝発生量の２/３	**ここでは重量のままとし、見かけ比重で除さない**
仮置場４	仮置場必要面積	m^2	最大集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（１＋作業スペース割合）	この段階で初めて見かけ比重を適用する

処理期間を３年とする場合、以下となる。

処理量 ＝ 発生量 ÷ ３ ＝ 発生量の１/３

最大集積量 ＝ 発生量 － 処理量 ＝ 発生量の２/３

処理期間を３年、仮置場への集積期間を１年とする場合、処理期間を通じて一定割合で処理が進むものとすると、集積完了までの１年間の処理量は災害廃棄物発生量の１/３となる。このため、集積完了時点の最大集積量は、災害廃棄物発生量から当該処理量を差し引いた２/３となる。

したがって、１/３及び２/３はいずれも重量（トン）の計算であり、この段階では見かけ比重を用いない。見かけ比重は、最大集積量を容積に換算し、仮置場必要面積を算定するときに適用する。

４．土砂、津波堆積物及び燃えがらの取り扱い

災害廃棄物発生量から仮置場必要面積を算定する際は、通常の可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず及び柱角材に加え、災害の種類に応じて発生する土砂、津波堆積物及び燃えがらの取扱いを明確にする。

土砂については、一律に仮置場必要面積へ算入するものとはしない。今回の徳島県の算定では、土砂崩れ等により発生した土砂のうち、災害廃棄物と混在し、災害廃棄物処理として仮置場への搬入・保管・選別等が必要となる土砂混じり廃棄物を算定対象とする。一方、道

路、河川、砂防等の復旧事業において土砂として撤去・処理されるものは、災害廃棄物の仮置場必要面積には重複して算入しない。

「災害廃棄物対策指針」【技 I4-2】に示される過去の土砂災害の事例では、可燃系、不燃系とは別に「土砂」を独立した組成として整理している。このため、土砂を算定対象とする場合は、可燃物又は不燃物の発生量に含めてしまうのではなく、「土砂」として独立した区分で発生量から仮置場面積まで追跡する。例えば伊豆大島豪雨水害では、災害廃棄物の組成の79.5%が土砂として整理されている。

津波堆積物についても、建物被害等から生じる災害廃棄物とは別に発生量を算定し、独立した区分として仮置場必要面積を算定する。

徳島県の令和８年度計画でも、津波堆積物は別区分として仮置場面積算定に取り込んでいる。

燃えがらについては、火災焼失に伴う災害廃棄物として独立して把握する。「災害廃棄物対策指針」【技 I4-2】に示される糸魚川市大規模火災の実績でも、可燃系、不燃系とは別に燃えがらが組成区分として整理されている。

したがって、今回の算定における組成の引継ぎは、次の考え方とする。

表 19　各組成の算定上の取扱い

災害廃棄物 組成区分	仮置場面積への算入	算定上の取扱い
可燃物	○	独立区分
不燃物	○	独立区分
コンクリートがら	○	独立区分
金属くず	○	独立区分
柱角材	○	独立区分
土砂混じり廃棄物	○	「土砂」として独立区分
復旧事業等で処理する 純粋な土砂	原則として算入しない	他事業との重複計上に注意
津波堆積物	○	災害廃棄物とは別に算定し、独立区分
燃えがら	○	火災廃棄物として独立区分

５．見かけ比重の設定

仮置場必要面積は、最大集積量（重量）を見かけ比重によって容積に換算した上で算定する。

仮置場必要面積（m^2）＝ 最大集積量（トン）÷ 見かけ比重（トン/m^3）÷ 積み上げ高さ（m）×（１＋作業スペース割合）

見かけ比重は、発生量、１年間の処理量及び最大集積量を求める段階では使用せず、最大集積量を容積に換算する段階で初めて使用する。

今回の徳島県の算定では、次の値を用いる。

表 20　本計画で採用した見かけ比重

組　成	見かけ比重	考え方
可燃物	0.4 トン/m^3	可燃系廃棄物の設定値
柱角材	0.55 トン/m^3	徳島県既存計画の設定値
不燃物	1.1 トン/m^3	不燃系廃棄物の設定値
コンクリートがら	1.1 トン/m^3	不燃系に準じる
金属くず	1.1 トン/m^3	不燃系に準じる
津波堆積物	1.1 トン/m^3	徳島県既存計画の設定値
土　砂	1.1 トン/m^3	**土砂系混合物を不燃系に準じて推計するための設定値**
燃えがら	1.1 トン/m^3	**不燃系に準じて推計するための設定値**

注：１．徳島県 R8 年度計画では、仮置場面積算定に用いる見かけ比重として、可燃物 0.4 トン/m^3、不燃物 1.1 トン/m^3、柱角材 0.55 トン/m^3、津波堆積物 1.1 トン/m^3が設定されている。

２．土砂及び燃えがらの 1.1 トン/m^3は、土砂又は燃えがらそのものの物性値を示すものではなく、仮置場必要面積を推計するため、不燃系廃棄物に準じて設定する見かけ比重である。発災後に実際の廃棄物の性状、計量・計測結果等が把握された場合は、必要に応じて見直す。

６．（参考）JWNET の重量換算係数との関係

仮置場必要面積の算定に用いる見かけ比重は、「災害廃棄物対策指針【技 18-2】」及び県計画における設定を基本とする。

一方、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）が示す「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」には、産業廃棄物等について容量から重量へ換算するための係数が示されている。

これらは、災害廃棄物の仮置場必要面積算定を目的として設定された見かけ比重ではないため、本計画における算定値へ一律に適用するものではないが、個別の廃棄物の性状を踏まえて見かけ比重を設定又は見直す際の参考資料として活用する。

主な係数と本計画における設定との関係は、次のとおりである。

区　分	本計画の仮置場算定で用いる値	JWNET の参考値	整　理
可燃物	0.4 トン/m^3	0.55 トン/m^3	本計画では可燃物として0.4トン/m^3を用いる
木くず	0.55 トン/m^3	0.55 トン/m^3	両者が一致しており、設定の参考となる
金属くず	1.1 トン/m^3	1.13 トン/m^3	本計画では不燃系として1.1トン/m^3を用いる
コンクリートがら	1.1 トン/m^3	がれき類 1.48 トン/m^3 コンクリートくず 1.50 トン/m^3	保管状態・区分が異なるため、適宜用いる
燃えがら	1.1 トン/m^3※	1.14 トン/m^3	JWNE トン値を参考として確認可能
土砂	1.1 トン/m^3※	―	JWNE トンに土砂そのものに対応する係数は示されていない
津波堆積物	1.1 トン/m^3	―	徳島県既存計画の設定を用いる

なお、土砂及び燃えがらについて本計画で用いる 1.1 トン/m^3は、当該物質固有の物性値を示すものではなく、仮置場必要面積を概算するための設定値である。発災後に実測値や、廃棄物の性状に対応したより適切な換算係数が得られた場合は、必要に応じて見直す。

７．一次仮置場必要面積

「災害廃棄物対策指針」【技 18-2】では、一次仮置場等の必要面積について、「方法１」と「方法２」の２通りを示している。**方法１は最大で必要となる面積を把握**する方法、**方法２は搬入と搬出が並行する実態を考慮**する方法である。

（１）算定式

仮置場必要面積（m^2）＝ 集積量（トン）÷ 見かけ比重（トン/m^3）÷ 積み上げ高さ（m）×（１＋作業スペース割合）

（2）方法1　最大で必要となる面積の算定方法

発生した災害廃棄物の全量を仮置きできる面積を算定する方法である。安全側を見て最大面積を把握する場合や、簡易に算定する場合に用いる。

表 21　方法1：算定条件

項　目	設　定
集積量	災害廃棄物の発生量と同値（トン）
見かけ比重	可燃物：0.4 トン/m^3、不燃物：1.1 トン/m^3
積み上げ高さ	５m以下が望ましい
作業スペース割合	100%

作業スペースには、車両の走行、分別、積替え等に必要となる空間を含む。「災害廃棄物対策指針」【技 I8-2】では、阪神・淡路大震災の実績を踏まえ、廃棄物の保管面積と同等の作業スペースを見込んでいる。

（3）方法2　搬入・搬出を考慮した算定方法

災害廃棄物の搬入と処理・搬出が並行して行われることを考慮し、搬入量と搬出量の差に相当する最大集積量から必要面積を算定する方法である。方法 I より実態を考慮した値が得られることが期待される。

集積量（トン）＝ 災害廃棄物発生量 － 処 理 量

処理量（トン）＝ 災害廃棄物発生量 ÷ 処理期間

表 22　方法2：算定条件

項　目	設　定
見かけ比重	可燃物：0.4 トン/m^3、不燃物：1.1 トン/m^3
積み上げ高さ	５m以下が望ましい
作業スペース割合	0.8～1

なお、処理期間を I 年と設定すると、集積期間も I 年とした場合には計算上の集積量が０となる。このため、災害廃棄物量が少ない場合等は、実態に応じて集積期間を別途設定する必要がある。

また、見かけ比重は災害の種類や廃棄物の性状によって異なるため、過去の災害実績や実際の搬入廃棄物の計測値等が得られた場合には、適宜見直す必要がある。

８．推計結果

災害廃棄物の組成は、災害の種類、被災した建物の構造、被害の程度等によって異なる。このため、災害廃棄物の種類別発生量を推計する際には、過去の災害における処理実績等を参考に、想定する災害の特性に応じた組成割合を設定する必要がある。

過去の主な災害における災害廃棄物の組成割合を次表に示す。東日本大震災では津波被害を受けた岩手県及び宮城県、平成 28 年熊本地震では熊本県における処理実績等を参考にするとともに、平成 30 年７月豪雨における岡山県及び広島県の水害・土砂災害、平成 28 年新潟県糸魚川市大規模火災の事例を整理した。

これらの組成割合は、被災建物の構造や災害廃棄物への土砂の混入状況、選別・処理の実施状況等の影響を受けることから、一律に適用するものではない。

本計画では、想定災害ごとの被害特性等を踏まえて設定した組成割合を用い、災害廃棄物の種類別発生量を推計する。推計した種類別発生量は、処理フローの作成、処理可能量との比較及び仮置場必要面積の算定に活用する。

種類別発生量（トン）＝ 災害廃棄物発生量（トン）× 組成割合

災害種類別の災害廃棄物の組成

組成の引用元となる過去災害と災害の種類	東日本大震災 津波を伴う海溝型地震	平成 28 年 熊本地震 直下型地震	平成 30 年 ７月豪雨 （岡山県） 水　害	平成 30 年 ７月豪雨 （広島県） 土砂災害	平成 28 年 新潟県 糸魚川市 大規模火災 風　害
本計画で適用した被害種類	津　波	揺　れ 液状化	－	土砂災害 （急傾斜）	火　災
柱角材	4.6	15.3	8.6	2.4	2.3
可燃物	17.0	5.4	8.5	5.7	0.4
不燃物	30.2	30.0	21.3	3.0	—
コンクリートがら	41.2	48.5	30.0	3.2	54.4
金属くず	2.5	0.8	1.4	0.3	4.1
その他	4.5	－	1.2	14.9	－
土　砂	－	－	29.0	70.5	－
燃えがら	－	－	－	－	38.9
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.1

注：１．環境省の「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】に掲載された各事例に基づく円グラフの値を採用している。
２．組成割合は小数点以下第１位まで表示しているため、端数処理により合計が 100%とならない場合がある。

（1）南海トラフ巨大地震

1）仮置場1

項　目	仮置場1　災害廃棄物等集積量（全発生量）									
	組　成								津　波堆積物発生量	合　計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土砂	燃えがら	その他		
単　位	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）
徳島市	444,503	328,882	1,097,931	1,819,847	58,139	9,274	93,333	52,399	962,400	4,866,708
鳴門市	134,019	132,034	378,656	571,999	19,546	5,989	1,279	25,947	669,600	1,939,070
小松島市	112,118	124,007	335,925	501,954	18,313	1,413	518	24,982	619,200	1,738,430
阿南市	179,099	150,982	470,306	726,889	22,939	8,761	7,164	27,384	888,000	2,481,525
吉野川市	27,414	9,765	53,543	88,616	1,590	1,530	1,495	323	－	184,275
阿波市	25,631	9,138	50,161	81,791	1,397	1,420	522	300	－	170,362
美馬市	15,790	5,872	30,769	50,645	910	4,453	719	941	－	110,098
三好市	17,835	7,069	34,680	56,017	976	11,273	153	2,382	－	130,386
勝浦町	6,495	2,387	12,702	20,502	343	1,379	※	291	－	44,100
上勝町	2,893	1,113	5,640	9,086	155	1,341	※	284	－	20,512
佐那河内村	1,340	565	2,594	4,162	73	1,346	※	284	－	10,365
石井町	40,303	14,209	78,853	129,565	2,260	※	1,492	0	－	266,681
神山町	3,003	1,252	5,820	9,344	164	2,798	※	591	－	22,972
那賀町	12,843	4,813	25,070	40,604	694	4,081	122	863	－	89,089
牟岐町	19,917	24,641	63,137	93,355	3,618	1,471	※	5,435	60,000	271,574
美波町	32,481	29,794	88,584	134,370	4,386	2,828	155	5,906	127,200	425,704
海陽町	38,583	32,999	101,841	155,279	4,849	4,162	144	6,468	175,200	519,525
松茂町	36,445	42,109	111,531	168,765	6,424	0	2,122	8,566	266,400	642,361
北島町	34,293	17,343	73,609	128,079	3,433	0	8,380	1,559	45,600	312,297
藍住町	43,970	17,274	87,914	151,142	3,294	0	7,095	536	960	312,185
板野町	22,055	7,763	43,011	72,370	1,361	※	2,027	0	－	148,587
上板町	17,087	6,027	33,460	54,626	932	※	381	0	－	112,514
つるぎ町	5,442	2,220	10,565	16,979	295	4,346	※	919	－	40,766
東みよし町	3,543	1,348	6,913	11,143	189	1,417	※	300	－	24,852
合　計	1,277,101	973,607	3,203,216	5,097,129	156,280	69,282	127,102	166,660	3,814,560	14,884,938

注：組成別発生量は、災害廃棄物発生量に組成割合を乗じて算出している。火災焼失に伴う災害廃棄物の組成割合は、端数処理により合計が100.1%となるため、組成別発生量の合計と災害廃棄物発生量の総量に差が生じる場合がある。

2）仮置場2

項　目	仮置場2　災害廃棄物等集積量（全発生量を3年間で処理する場合の1年間の処理量）									
	組　成								津　波堆積物発生量	合　計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土砂	燃えがら	その他		
単　位	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）
徳島市	148,168	109,627	365,977	606,616	19,380	3,091	31,111	17,466	320,800	1,622,236
鳴門市	44,673	44,011	126,219	190,666	6,515	1,996	426	8,649	223,200	646,357
小松島市	37,373	41,336	111,975	167,318	6,104	471	173	8,327	206,400	579,477
阿南市	59,700	50,327	156,769	242,296	7,646	2,920	2,388	9,128	296,000	827,175
吉野川市	9,138	3,255	17,848	29,539	530	510	498	108	―	61,425
阿波市	8,544	3,046	16,720	27,264	466	473	174	100	―	56,787
美馬市	5,263	1,957	10,256	16,882	303	1,484	240	314	―	36,699
三好市	5,945	2,356	11,560	18,672	325	3,758	51	794	―	43,462
勝浦町	2,165	796	4,234	6,834	114	460	※	97	―	14,700
上勝町	964	371	1,880	3,029	52	447	※	95	―	6,837
佐那河内村	447	188	865	1,387	24	449	※	95	―	3,455
石井町	13,434	4,736	26,284	43,188	753	※	497	0	―	88,894
神山町	1,001	417	1,940	3,115	55	933	※	197	―	7,657
那賀町	4,281	1,604	8,357	13,535	231	1,360	41	288	―	29,696
牟岐町	6,639	8,214	21,046	31,118	1,206	490	※	1,812	20,000	90,525
美波町	10,827	9,931	29,528	44,790	1,462	943	52	1,969	42,400	141,901
海陽町	12,861	11,000	33,947	51,760	1,616	1,387	48	2,156	58,400	173,175
松茂町	12,148	14,036	37,177	56,255	2,141	0	707	2,855	88,800	214,120
北島町	11,431	5,781	24,536	42,693	1,144	0	2,793	520	15,200	104,099
藍住町	14,657	5,758	29,305	50,381	1,098	0	2,365	179	320	104,062
板野町	7,352	2,588	14,337	24,123	454	※	676	0	―	49,529
上板町	5,696	2,009	11,153	18,209	311	※	127	0	―	37,505
つるぎ町	1,814	740	3,522	5,660	98	1,449	※	306	―	13,589
東みよし町	1,181	449	2,304	3,714	63	472	※	100	―	8,284
合　計	425,700	324,536	1,067,739	1,699,043	52,093	23,094	42,367	55,553	1,271,520	4,961,646

3）仮置場3

項　目	仮置場3　災害廃棄物等集積量（全発生量を3年間で処理する場合の集積量（最大））									
	組　成								津　波堆積物発生量	合　計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土砂	燃えがら	その他		
単　位	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）
徳島市	296,335	219,255	731,954	1,213,232	38,759	6,183	62,222	34,932	641,600	3,244,472
鳴門市	89,346	88,023	252,438	381,332	13,030	3,993	853	17,298	446,400	1,292,713
小松島市	74,745	82,671	223,950	334,636	12,208	942	345	16,655	412,800	1,158,953
阿南市	119,400	100,655	313,537	484,593	15,293	5,841	4,776	18,256	592,000	1,654,350
吉野川市	18,276	6,510	35,695	59,077	1,060	1,020	996	216	－	122,850
阿波市	17,087	6,092	33,441	54,528	931	947	348	200	－	113,574
美馬市	10,527	3,915	20,513	33,763	607	2,968	479	627	－	73,399
三好市	11,890	4,713	23,120	37,345	651	7,515	102	1,588	－	86,924
勝浦町	4,330	1,591	8,468	13,668	229	919	※	194	－	29,400
上勝町	1,929	742	3,760	6,058	103	894	※	189	－	13,675
佐那河内村	893	377	1,729	2,775	49	897	※	190	－	6,910
石井町	26,869	9,473	52,568	86,376	1,507	※	995	※	－	177,787
神山町	2,002	835	3,880	6,229	109	1,865	※	394	－	15,315
那賀町	8,562	3,208	16,713	27,069	463	2,721	81	575	－	59,393
牟岐町	13,278	16,427	42,091	62,237	2,412	980	※	3,624	40,000	181,049
美波町	21,654	19,863	59,056	89,580	2,924	1,885	104	3,937	84,800	283,803
海陽町	25,722	21,999	67,894	103,519	3,232	2,775	96	4,312	116,800	346,350
松茂町	24,296	28,073	74,354	112,510	4,282	0	1,415	5,710	177,600	428,241
北島町	22,862	11,562	49,073	85,386	2,289	0	5,586	1,040	30,400	208,198
藍住町	29,313	11,516	58,609	100,762	2,196	0	4,730	357	640	208,123
板野町	14,704	5,175	28,674	48,246	907	※	1,352	※	－	99,058
上板町	11,392	4,018	22,307	36,418	622	※	254	※	－	75,009
つるぎ町	3,628	1,480	7,044	11,319	197	2,898	※	612	－	27,178
東みよし町	2,362	899	4,609	7,428	126	945	※	200	－	16,568
合　計	851,401	649,071	2,135,477	3,398,086	104,187	46,188	84,735	111,107	2,543,040	9,923,292

４）仮置場４

項　目	仮置場４ 災害廃棄物発生量：容量換算後									仮置場４ 仮置場必要面積									
	組　成								津　波堆積物	組　成								津　波堆積物	合　計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土　砂	燃えがら	その他		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土　砂	燃えがら	その他		
単　位	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)
徳島市	538,791	548,137	665,413	1,102,938	35,236	5,621	56,566	31,757	583,273	215,516	219,255	266,165	441,175	14,094	2,248	22,626	12,703	233,309	1,427,092
鳴門市	162,447	220,057	229,489	346,666	11,846	3,630	775	15,725	405,818	64,979	88,023	91,796	138,666	4,738	1,452	310	6,290	162,327	558,582
小松島市	135,901	206,678	203,591	304,215	11,099	856	314	15,141	375,273	54,360	82,671	81,436	121,686	4,439	342	126	6,056	150,109	501,227
阿南市	217,090	251,637	285,034	440,539	13,903	5,310	4,342	16,596	538,182	86,836	100,655	114,014	176,215	5,561	2,124	1,737	6,638	215,273	709,053
吉野川市	33,229	16,275	32,450	53,706	964	927	906	196	－	13,292	6,510	12,980	21,483	385	371	362	78	－	55,461
阿波市	31,068	15,231	30,401	49,571	847	861	317	182	－	12,427	6,092	12,160	19,828	339	344	127	73	－	51,390
美馬市	19,139	9,786	18,648	30,694	552	2,699	436	570	－	7,656	3,915	7,459	12,277	221	1,079	174	228	－	33,009
三好市	21,618	11,782	21,018	33,950	592	6,832	93	1,444	－	8,647	4,713	8,407	13,580	237	2,733	37	578	－	38,932
勝浦町	7,873	3,979	7,698	12,426	208	836	※	177	－	3,149	1,591	3,079	4,970	83	334	※	71	－	13,278
上勝町	3,507	1,856	3,418	5,507	94	813	※	172	－	1,403	742	1,367	2,203	37	325	※	69	－	6,146
佐那河内村	1,624	942	1,572	2,523	44	816	※	172	－	649	377	629	1,009	18	326	※	69	－	3,077
石井町	48,852	23,681	47,789	78,524	1,370	※	904	0	－	19,541	9,473	19,116	31,410	548	※	362	0	－	80,448
神山町	3,640	2,087	3,527	5,663	99	1,696	※	358	－	1,456	835	1,411	2,265	40	678	※	143	－	6,828
那賀町	15,567	8,021	15,194	24,609	421	2,473	74	523	－	6,227	3,208	6,078	9,843	168	989	29	209	－	26,753
牟岐町	24,142	41,068	38,265	56,579	2,193	891	※	3,294	36,364	9,657	16,427	15,306	22,632	877	357	※	1,318	14,545	81,118
美波町	39,370	49,657	53,687	81,436	2,658	1,714	94	3,579	77,091	15,748	19,863	21,475	32,575	1,063	686	38	1,432	30,836	123,715
海陽町	46,768	54,998	61,722	94,108	2,939	2,522	87	3,920	106,182	18,707	21,999	24,689	37,643	1,175	1,009	35	1,568	42,473	149,299
松茂町	44,175	70,182	67,594	102,282	3,893	0	1,286	5,191	161,455	17,670	28,073	27,038	40,913	1,557	0	514	2,077	64,582	182,423
北島町	41,567	28,905	44,612	77,624	2,081	0	5,079	945	27,636	16,627	11,562	17,845	31,049	832	0	2,031	378	11,055	91,380
藍住町	53,297	28,789	53,281	91,602	1,996	0	4,300	325	582	21,319	11,516	21,312	36,641	799	0	1,720	130	233	93,669
板野町	26,734	12,938	26,067	43,860	825	※	1,229	0	－	10,694	5,175	10,427	17,544	330	※	491	0	－	44,661
上板町	20,712	10,045	20,279	33,107	565	※	231	0	－	8,285	4,018	8,112	13,243	226	※	92	0	－	33,975
つるぎ町	6,596	3,700	6,403	10,290	179	2,634	※	557	－	2,639	1,480	2,561	4,116	72	1,054	※	223	－	12,144
東みよし町	4,295	2,247	4,190	6,753	114	859	※	182	－	1,718	899	1,676	2,701	46	344	※	73	－	7,456
合　計	1,548,001	1,622,679	1,941,343	3,089,169	94,715	41,989	77,032	101,006	2,311,855	619,201	649,071	776,537	1,235,668	37,886	16,796	30,813	40,402	924,742	4,331,116

注：仮置場必要面積の算出に当たっては、積み上げ高さ（5m：最大)、作業スペース割合（100%）とした。

（2）中央構造線・活断層地震

1）仮置場1

項　目	仮置場1　災害廃棄物等集積量（全発生量）								
	組　成								合　計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土砂	燃えがら	その他	
単　位	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）
徳島市	325,477	112,466	605,812	1,367,520	45,445	7,719	277,667	1,631	2,743,737
鳴門市	166,915	58,700	321,491	588,223	13,756	4,466	49,042	944	1,203,537
小松島市	28,649	9,913	53,972	113,813	3,441	43	18,992	9	228,833
阿南市	2,447	864	4,799	7,758	128	※	※	※	15,997
吉野川市	52,102	18,432	101,475	171,854	3,301	1,483	5,605	313	354,565
阿波市	54,213	19,127	106,220	172,697	2,906	※	696	※	355,859
美馬市	33,175	11,904	64,938	105,418	1,779	2,894	359	612	221,079
三好市	18,069	6,669	35,308	57,196	971	4,255	153	899	123,521
勝浦町	17	6	34	55	1	※	※	※	113
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	0
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	0
石井町	43,105	15,210	84,476	137,092	2,292	※	373	※	282,548
神山町	150	53	295	477	8	※	※	※	984
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	0
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	0
美波町	43	15	84	136	2	※	※	※	281
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	0
松茂町	27,496	9,623	53,021	96,475	2,225	※	7,693	※	196,531
北島町	38,105	13,217	72,179	147,288	4,231	※	21,880	※	296,900
藍住町	70,615	24,601	134,935	260,670	6,803	※	30,409	※	528,033
板野町	40,126	14,070	77,669	137,755	2,990	※	8,718	※	281,328
上板町	31,808	11,210	62,192	102,673	1,819	※	1,522	※	211,225
つるぎ町	4,987	1,959	9,709	15,629	268	2,883	※	609	36,045
東みよし町	10,498	3,803	20,551	33,191	552	1,417	※	300	70,313
合　計	947,999	331,841	1,809,161	3,515,921	92,918	25,160	423,110	5,317	7,151,427

注：組成別発生量は、災害廃棄物発生量に組成割合を乗じて算出している。火災焼失に伴う災害廃棄物の組成割合は、端数処理により合計が100.1%となるため、組成別発生量の合計と災害廃棄物発生量の総量に差が生じる場合がある。

2）仮置場２

項　目	仮置場２　災害廃棄物等集積量（全発生量を３年間で処理する場合の１年間の処理量）								
	組　成								合　計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土砂	燃えがら	その他	
単　位	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）
徳島市	108,492	37,489	201,937	455,840	15,148	2,573	92,556	544	914,579
鳴門市	55,638	19,567	107,164	196,074	4,585	1,489	16,347	315	401,179
小松島市	9,550	3,304	17,991	37,938	1,147	14	6,331	3	76,278
阿南市	816	288	1,600	2,586	43	※	※	※	5,332
吉野川市	17,367	6,144	33,825	57,285	1,100	494	1,868	104	118,188
阿波市	18,071	6,376	35,407	57,566	969	※	232	※	118,620
美馬市	11,058	3,968	21,646	35,139	593	965	120	204	73,693
三好市	6,023	2,223	11,769	19,065	324	1,418	51	300	41,174
勝浦町	6	2	11	18	0	※	※	※	38
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	14,368	5,070	28,159	45,697	764	※	124	※	94,183
神山町	50	18	98	159	3	※	※	※	328
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	14	5	28	45	1	※	※	※	94
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	9,165	3,208	17,674	32,158	742	※	2,564	※	65,510
北島町	12,702	4,406	24,060	49,096	1,410	※	7,293	※	98,967
藍住町	23,538	8,200	44,978	86,890	2,268	※	10,136	※	176,011
板野町	13,375	4,690	25,890	45,918	997	※	2,906	※	93,776
上板町	10,603	3,737	20,731	34,224	606	※	507	※	70,408
つるぎ町	1,662	653	3,236	5,210	89	961	※	203	12,015
東みよし町	3,499	1,268	6,850	11,064	184	472	※	100	23,438
合　計	316,000	110,614	603,054	1,171,974	30,973	8,387	141,037	1,772	2,383,809

3）仮置場3

項　目	仮置場3　災害廃棄物等集積量（全発生量を3年間で処理する場合の集積量（最大））								
	組　成								合　計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土砂	燃えがら	その他	
単　位	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）	（t）
徳島市	216,984	74,978	403,875	911,680	30,296	5,146	185,111	1,088	1,829,158
鳴門市	111,277	39,133	214,328	392,149	9,171	2,977	32,695	629	802,358
小松島市	19,100	6,609	35,981	75,876	2,294	28	12,661	6	152,555
阿南市	1,632	576	3,199	5,172	85	※	※	※	10,664
吉野川市	34,735	12,288	67,650	114,570	2,201	989	3,736	209	236,377
阿波市	36,142	12,751	70,813	115,131	1,937	※	464	※	237,240
美馬市	22,117	7,936	43,292	70,279	1,186	1,929	240	408	147,386
三好市	12,046	4,446	23,539	38,131	647	2,837	102	600	82,347
勝浦町	12	4	23	37	1	※	※	※	75
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	28,737	10,140	56,318	91,394	1,528	※	249	※	188,365
神山町	100	35	197	318	5	※	※	※	656
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	29	10	56	91	1	※	※	※	187
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	18,330	6,415	35,347	64,317	1,483	※	5,128	※	131,021
北島町	25,403	8,811	48,119	98,192	2,821	※	14,587	※	197,933
藍住町	47,076	16,401	89,956	173,780	4,536	※	20,273	※	352,022
板野町	26,751	9,380	51,779	91,837	1,993	※	5,812	※	187,552
上板町	21,205	7,474	41,462	68,449	1,213	※	1,015	※	140,817
つるぎ町	3,325	1,306	6,473	10,419	179	1,922	※	406	24,030
東みよし町	6,999	2,535	13,701	22,127	368	945	※	200	46,875
合　計	631,999	221,227	1,206,107	2,343,948	61,945	16,773	282,073	3,545	4,767,618

４）仮置場４

項　目	仮置場４　災害廃棄物発生量：容量換算後								仮置場４　仮置場必要面積								合　計
	組　成								組　成								
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土砂	燃えがら	その他	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金　属	土砂	燃えがら	その他	
単　位	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(m^2)
徳島市	394,517	187,444	367,159	828,800	27,542	4,678	168,283	989	157,807	74,978	146,863	331,520	11,017	1,871	67,313	395	791,765
鳴門市	202,322	97,833	194,843	356,499	8,337	2,707	29,722	572	80,929	39,133	77,937	142,599	3,335	1,083	11,889	229	357,134
小松島市	34,726	16,522	32,710	68,978	2,086	26	11,510	5	13,891	6,609	13,084	27,591	834	10	4,604	2	66,626
阿南市	2,967	1,440	2,908	4,702	78	※	※	※	1,187	576	1,163	1,881	31	※	※	※	4,838
吉野川市	63,154	30,719	61,500	104,154	2,001	899	3,397	190	25,262	12,288	24,600	41,662	800	359	1,359	76	106,405
阿波市	65,713	31,878	64,376	104,665	1,761	※	422	※	26,285	12,751	25,750	41,866	704	※	169	※	107,526
美馬市	40,212	19,841	39,356	63,890	1,078	1,754	218	371	16,085	7,936	15,743	25,556	431	702	87	148	66,688
三好市	21,902	11,114	21,399	34,664	588	2,579	93	545	8,761	4,446	8,560	13,866	235	1,032	37	218	37,154
勝浦町	21	10	21	33	1	※	※	※	8	4	8	13	0	※	※	※	34
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	52,248	25,349	51,198	83,086	1,389	※	226	※	20,899	10,140	20,479	33,234	556	※	90	※	85,399
神山町	182	89	179	289	5	※	※	※	73	35	72	116	2	※	※	※	297
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	52	25	51	83	1	※	※	※	21	10	20	33	1	※	※	※	85
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	33,328	16,038	32,134	58,470	1,348	※	4,662	※	13,331	6,415	12,854	23,388	539	※	1,865	※	58,392
北島町	46,188	22,029	43,745	89,265	2,564	※	13,261	※	18,475	8,811	17,498	35,706	1,026	※	5,304	※	86,821
藍住町	85,593	41,002	81,779	157,982	4,123	※	18,430	※	34,237	16,401	32,711	63,193	1,649	※	7,372	※	155,563
板野町	48,638	23,450	47,072	83,488	1,812	※	5,283	※	19,455	9,380	18,829	33,395	725	※	2,113	※	83,897
上板町	38,555	18,684	37,692	62,226	1,102	※	923	※	15,422	7,474	15,077	24,890	441	※	369	※	63,673
つるぎ町	6,045	3,264	5,884	9,472	162	1,747	※	369	2,418	1,306	2,354	3,789	65	699	※	148	10,778
東みよし町	12,725	6,338	12,455	20,116	335	859	※	182	5,090	2,535	4,982	8,046	134	344	※	73	21,204
合　計	1,149,090	553,069	1,096,461	2,130,861	56,314	15,248	256,430	3,223	459,636	221,227	438,584	852,345	22,526	6,099	102,572	1,289	2,104,278

９．二次仮置場の必要面積

二次仮置場は、処理・処分先又は再資源化先へ搬出するまでの中間処理が一次仮置場で完結しない場合に、さらに破砕、選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積・保管するために設置する場所である。

このため、二次仮置場については、一次仮置場のように廃棄物の保管量だけから必要面積を求めるのではなく、中間処理施設を配置するための面積を含めて算定する。

（１）算定式

二次仮置場の必要面積（ha）＝ 基本ユニットの必要数（ユニット）× 基本ユニットの面積（ha/ユニット）

基本ユニットの必要数（ユニット）＝ 日平均処理量（トン/日）÷ 基本ユニットの処理能力（トン/日・ユニット）

「災害廃棄物対策指針」【技 18-2】では、混合物、コンクリート系混合物及び木質系混合物ごとに、日平均処理量を満たす基本ユニット数を求め、それらを基に二次仮置場の必要面積を検討する方法としている。

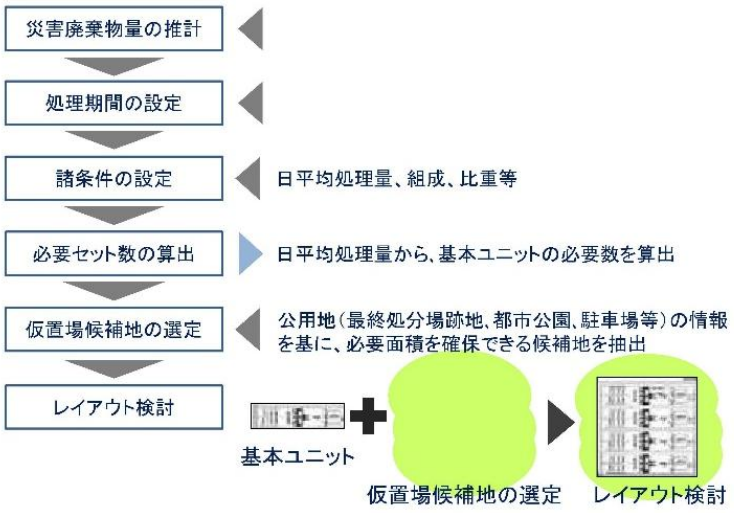

図 1　基本ユニットを用いた二次仮置場の必要面積の検討手順

（２）基本ユニットの種類と諸元等

１）仮設破砕・選別施設の設置面積

破砕・選別施設は、受入品保管ヤード、処理ヤード、選別品保管ヤード等で構成されており、基本ユニット（レイアウト図）の例は図 4.2.2.1～図 4.2.2.5 のとおりである。

基本ユニットは、中間処理施設と処理能力の 7 日分の受入保管ヤード及び選別品保管ヤードで構成されており、管理ヤードや構内道路等は含まれていない。また、災害廃棄物の比重によって処理量が変化する。

表 23　基本ユニットの種類と諸元

区　分	タイプ	処理対象	面　積 (ha/ユニット)	比　重	処理能力 (トン/日)
A	移動式	混合物の破砕・選別	4.5	0.4	140
A	移動式	同上	4.5	1.0	350
A	移動式	同上	4.5	1.6	570
A	固定式	混合物の破砕・選別	4.0	0.4	300
A	固定式	同上	4.0	1.0	750
A	固定式	同上	4.0	1.6	1,200
B	移動式	コンクリート系混合物 の破砕・選別	2.5	1.1	240
B	移動式	同上	2.5	1.3	280
B	移動式	同上	2.5	1.6	360
B	固定式	コンクリート系混合物の 破砕・選別	5.0	1.1	1,700
B	固定式	同上	5.0	1.3	2,000
B	固定式	同上	5.0	1.6	2,500
C	移動式	木質系混合物の 破砕・選別	2.5	0.2	120
C	移動式	同上	2.5	0.4	240
C	移動式	同上	2.5	0.6	360

注：移動式とは、設備機器がベルトコンベア等で接続されておらず、移動させることができるように配置されたユニットである。移動式のほうが故障時の対応が容易である。
固定式とは、設備機器がベルトコンベア等で接続されており、移動は想定せず、固定設置されたユニットである。

○混合物処理施設の基本ユニット

処理ヤードには、破砕機、一次選別、二次選別、手選別のラインなどを備え、混合物を可燃物、不燃物などに選別する。

処理ヤードの日平均処理量

(6 時間/日稼働)

比重 0.4	140t/日
比重 1.0	350t/日
比重 1.6	570t/日

処理ヤード　145m×150m

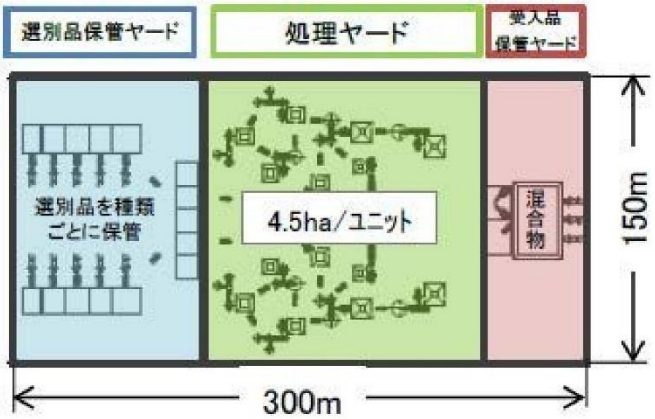

図 4.2.2.1　混合物処理施設（移動式）の基本ユニット

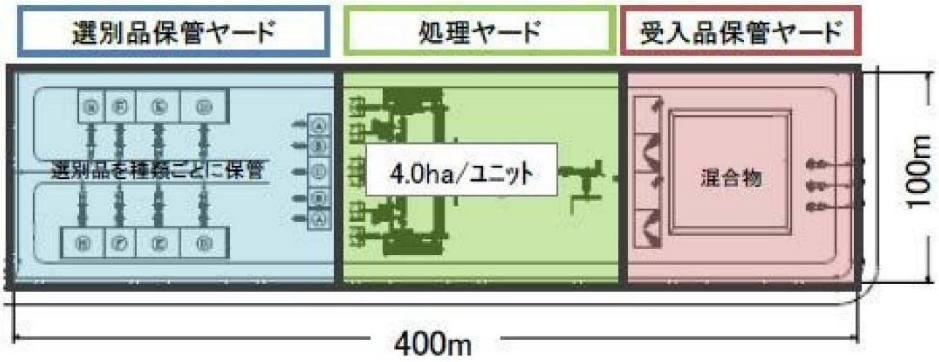

処理ヤードの日平均処理量

(6 時間/日稼働)

比重 0.4	300t/日
比重 1.0	750t/日
比重 1.6	1,200t/日

処理ヤード　120m×80m

図 4.2.2.2　混合物処理施設（固定式）の基本ユニット

［出典：「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」（令和３年５月）環境省 P61］

図 2　破砕･選別施設の基本ユニットの設置面積の例 1

○コンクリート系混合物の基本ユニット

処理ヤードには、破砕機、一次選別機などを備え、コンクリート系混合物からコンクリートがら等を選別する。

処理ヤードの日平均処理量
(6 時間/日稼働)

比重 1.1	240t/日
比重 1.3	280t/日
比重 1.6	360t/日

処理ヤード 90m×100m

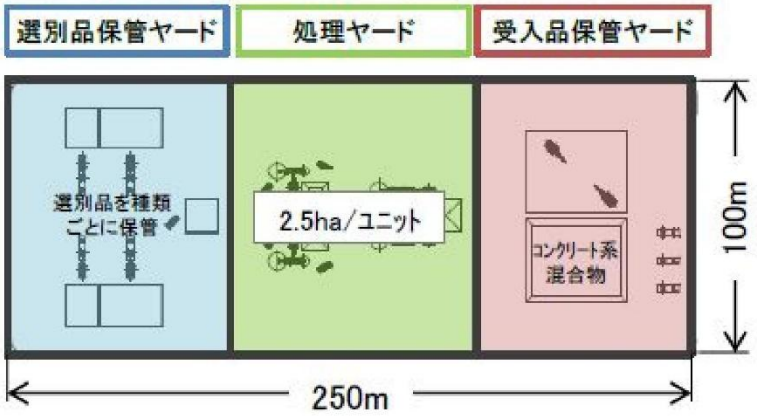

図 4.2.2.3　コンクリート系混合物処理施設（移動式）の基本ユニット

処理ヤードの日平均
処理量(6 時間/日稼働)

比重 1.1	1700t/日
比重 1.3	2000t/日
比重 1.6	2500t/日

処理ヤード
80m×125m

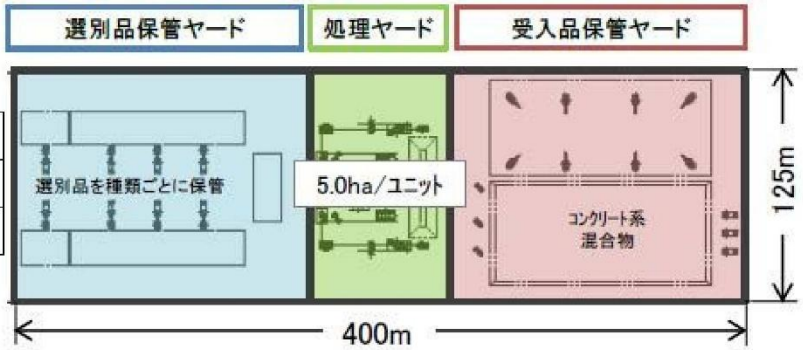

図 4.2.2.4　コンクリート系混合物処理施設（固定式）の基本ユニット

○木質系混合物基本ユニット

処理ヤードには、破砕機、一次選別機などを備え、木質系混合物から木くず等を選別する。

処理ヤードの日平均処理量
(6 時間/日稼働)

比重 0.2	120t/日
比重 0.4	240t/日
比重 0.6	360t/日

処理ヤード 50m×100m

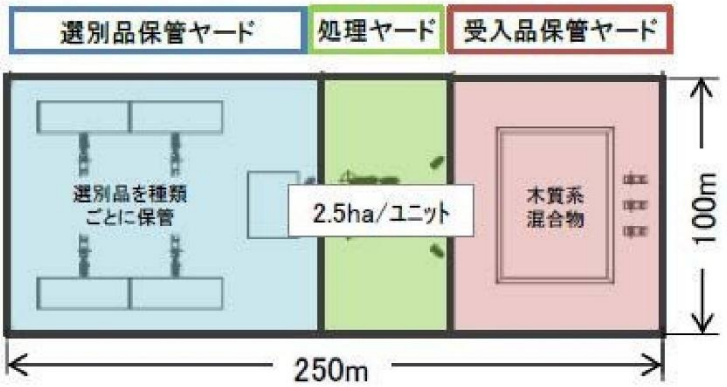

図 4.2.2.5　木質系混合物処理施設（移動式）の基本ユニット

出典:東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書　平成 29 年 3 月環境省

［出典：「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」（令和３年５月）環境省 P62］

図 3　破砕･選別施設の基本ユニットの設置面積の例２

２）仮設焼却施設の設置面積

仮設焼却施設の設置に必要となる面積について、より具体的な推計方法を示す。

仮設焼却施設を建設する際の部品調達や建設工期をできるだけ短縮するため、仮設焼却施設の標準的な規模として、200 トン/日（200 トン/日×1 炉又は 100 トン/日×2 炉）、400 トン/日（200 トン/日×2 炉）、600 トン/日（200 トン/日×3 炉）を基本ユニットとして例示する。規模を拡大する場合は炉数を増やして計画する。

基本ユニットには受入ヤード、焼却炉ヤード、灰貯留ヤード等で構成されており、必要面積は表 4.2.2.3、レイアウト図の例は図 4.2.2.6 のとおりである。

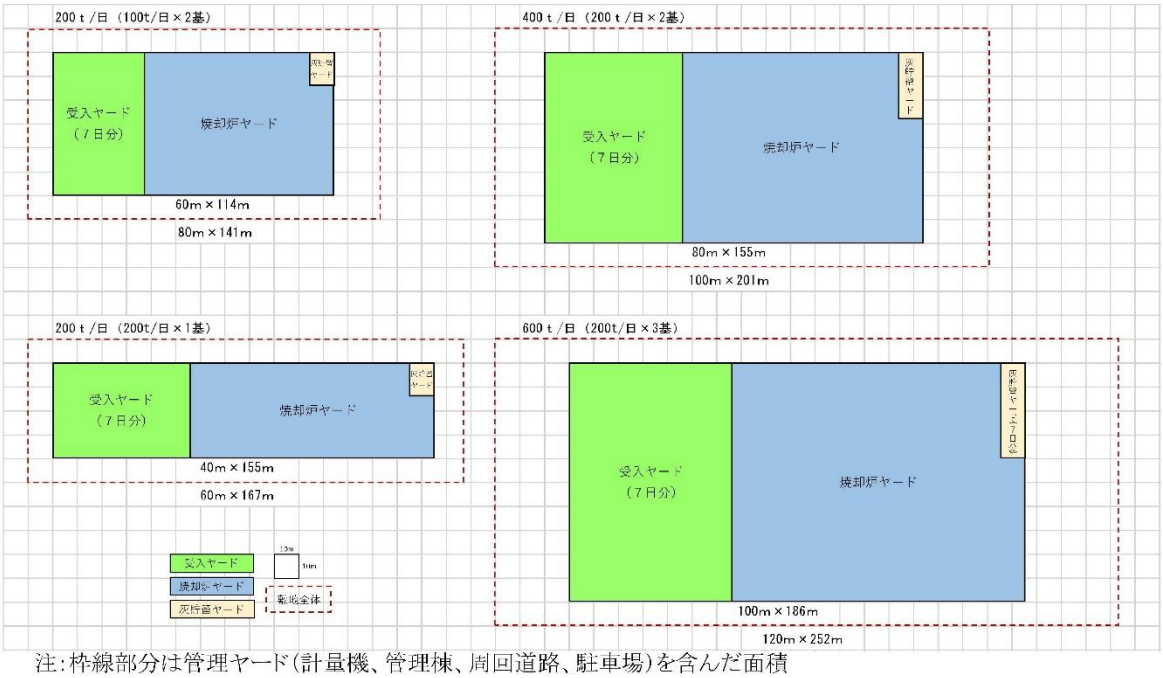

注：枠線部分は管理ヤード（計量機、管理棟、周回道路、駐車場）を含んだ面積

［出典：「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」（令和３年５月）環境省 P64］

図 4　仮設焼却施設の規模別設置面積例

■ 二次仮置場の必要面積の算定に関する技術資料

「東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書」（平成 29 年３月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」（令和 3 年 5 月）環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

■ 仮置場の事例

「災害廃棄物対策指針」【技 2-1-4】阪神・淡路大震災における仮置場の設置状況

「災害廃棄物対策指針」【技 2-2-4】東日本大震災における仮置場の設置状況

「災害廃棄物対策指針」【技 2-3-3】平成 28 年熊本地震における仮置場の設置状況

（3）算定・配置に当たっての留意事項

基本ユニットには、中間処理施設に加え、一定量の受入品保管ヤード及び選別品保管ヤードが含まれる。一方、管理施設、計量機等を配置するヤードは別途必要であるため、算定された基本ユニット面積だけで二次仮置場全体の敷地面積が確定するものではない。

資料７　避難所ごみの発生量

1.推計方法

避難所ごみは避難者数に発生原単位を乗じて推計する。

避難所ごみの発生量 ＝ 避難所避難者数（人）×発生原単位（ｇ/人・日）

【前提条件】

・在宅世帯以外に避難所からの増加分が加わる。

・避難者数に原単位を乗じて生活ごみの発生量を推計する。

・原単位は、収集実績※に基づき設定する。

【原単位の算出の仕方】

・環境省一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況）より求める。

発生原単位（ｇ/人・日）＝生活系ごみ（１人１日当たり排出量）－ 粗大ごみ収集量（１人１日当たり排出量に換算）

［出典：「災害廃棄物対策指針」【14-13】］

■ 参照先

環境省ホームページ　一般廃棄物処理実態調査結果_処理状況_都道府県別_徳島県ごみ処理状況
https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/

2. 推計結果

（1）南海トラフ巨大地震

表 24　避難所ごみ発生原単位、生活者数、ごみ発生量

項　目	一般廃棄物処理実態調査（令和６年度　調査結果）				（避難所ごみ）発生原単位
	総人口	生活系ごみ原単位	粗大ごみ原単位	集団回収原単位	
単　位	（人）	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)
徳島市	245,194	623	23	14	615
鳴門市	53,332	601	0	65	667
小松島市	34,747	796	23	16	789
阿南市	68,149	782	40	36	779
吉野川市	37,274	711	22	0	689
阿波市	34,291	619	22	0	598
美馬市	26,045	612	3	0	609
三好市	22,368	708	20	0	688
勝浦町	4,604	674	37	35	672
上勝町	1,353	454	0	0	454
佐那河内村	2,116	567	45	0	522
石井町	24,657	683	82	0	601
神山町	4,703	420	33	0	388
那賀町	6,932	642	105	0	537
牟岐町	3,459	885	18	0	867
美波町	5,653	785	12	37	810
海陽町	8,102	868	20	0	848
松茂町	14,379	900	74	0	827
北島町	23,604	634	15	0	619
藍住町	35,315	595	24	0	571
板野町	12,880	733	2	17	748
上板町	11,171	621	27	11	605
つるぎ町	7,294	673	3	0	670
東みよし町	13,243	679	27	0	652
合　計	700,865	—	—	—	—

項　目	津波警報解除後当日		１週間後		１ケ月後	
	避難所生活者数	1日当たり避難所ごみ発生量	避難所生活者数	1日当たり避難所ごみ発生量	避難所生活者数	1日当たり避難所ごみ発生量
単　位	（人）	（t/日）	（人）	（t/日）	（人）	（t/日）
徳島市	113,600	69.8	104,000	63.9	39,100	24.0
鳴門市	29,300	19.5	26,900	17.9	9,500	6.3
小松島市	19,900	15.7	22,000	17.4	7,600	6.0
阿南市	29,200	22.7	31,500	24.5	12,500	9.7
吉野川市	3,500	2.4	4,400	3.0	2,300	1.6
阿波市	3,300	2.0	3,800	2.3	2,100	1.3
美馬市	2,000	1.2	2,300	1.4	1,200	0.7
三好市	2,000	1.4	2,100	1.4	1,100	0.8
勝浦町	770	0.5	730	0.5	410	0.3
上勝町	240	0.1	200	0.1	120	0.1
佐那河内村	200	0.1	190	0.1	100	0.1
石井町	4,700	2.8	5,000	3.0	2,800	1.7
神山町	340	0.1	300	0.1	170	0.1
那賀町	1,200	0.6	1,000	0.5	590	0.3
牟岐町	1,900	1.6	2,200	1.9	760	0.7
美波町	3,000	2.4	3,500	2.8	1,300	1.1
海陽町	3,600	3.1	4,200	3.6	1,600	1.4
松茂町	9,300	7.7	8,700	7.2	2,900	2.4
北島町	7,400	4.6	7,900	4.9	3,200	2.0
藍住町	6,500	3.7	7,100	4.1	3,800	2.2
板野町	2,500	1.9	2,600	1.9	1,500	1.1
上板町	1,800	1.1	2,100	1.3	1,200	0.7
つるぎ町	520	0.3	500	0.3	260	0.2
東みよし町	600	0.4	820	0.5	390	0.3
合　計	247,600	165.9	243,800	164.8	96,400	64.8

（２）中央構造線・活断層地震

表 25　避難所生活者数、ごみ発生量

項　目	1日後		１週間後		１ケ月後	
	避難所生活者数	1日当たり避難所ごみ発生量	避難所生活者数	1日当たり避難所ごみ発生量	避難所生活者数	1日当たり避難所ごみ発生量
単　位	（人）	（ｔ/日）	（人）	（ｔ/日）	（人）	（ｔ/日）
徳島市	28,400	32.5	50,700	31.2	28,400	17.5
鳴門市	18,300	12.2	17,000	11.3	9,700	6.5
小松島市	4,300	3.4	5,000	3.9	2,500	2.0
阿南市	240	0.2	580	0.5	120	0.1
吉野川市	5,300	3.7	7,200	5.0	3,900	2.7
阿波市	5,200	3.1	6,700	4.0	3,600	2.2
美馬市	3,000	1.8	4,100	2.5	2,000	1.2
三好市	1,600	1.1	2,200	1.5	1,100	0.8
勝浦町	※	※	20	0.0	※	※
上勝町	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※
石井町	4,600	2.8	5,500	3.3	3,100	1.9
神山町	40	0.0	30	0.0	20	0.0
那賀町	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※
美波町	※	※	※	※	※	※
海陽町	※	※	※	※	※	※
松茂町	3,100	2.6	3,300	2.7	1,800	1.5
北島町	5,300	3.3	5,400	3.3	3,100	1.9
藍住町	9,400	5.4	9,400	5.4	5,500	3.1
板野町	4,500	3.4	4,400	3.3	2,600	1.9
上板町	3,300	2.0	3,400	2.1	2,000	1.2
つるぎ町	430	0.3	700	0.5	310	0.2
東みよし町	1,100	0.7	1,500	1.0	710	0.5
合　計	122,800	78.3	127,100	81.4	70,600	45.0

注：推計にあたっての発生原単位は、南海トラフ巨大地震の数値を用いた。

資料８　し尿収集必要量等

１．し尿収集必要量

し尿収集必要量は、①仮設トイレを必要とする人数と②非水洗化区域のし尿収集人口の合計にし尿計画１人１日平均排出量を乗じて推計する。

し尿収集必要量 ＝ 災害時におけるし尿収集必要人数×１日１人平均排出量
＝ （① 仮設トイレ必要人数＋② 非水洗化区域し尿収集人口）
×③ １人１日平均排出量

【前提条件】

- 断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する避難所は、一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。
- 断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定する。
- 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

① **仮設トイレ必要人数＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数**

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数 ＝｛水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）｝×上水道支障率×1／2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数
（下水道人口、コミニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）

総　人　口：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定。

② **非水洗化区域し尿収集人口＝汲み取り人口 － 避難者数×（ 汲み取り人口 ／ 総人口）**

汲み取り人口：計画収集人口

③ **1人1日平均排出量＝1.7L／人・日**

注：水洗化人口、総人口、非水洗化人口、汲み取り人口は「環境省一般廃棄物処理実態調査」より引用する。

［出典：「災害廃棄物対策指針」【14-13】］

2．仮設トイレの必要基数

仮設トイレの必要基数の推計式（例）を以下に示す。

仮設トイレ必要設置数 ＝ 仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安

仮設トイレ設置目安 ＝ 仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画

仮設トイレの平均的容量：例400L

し尿の1人1日平均排出量：例1.7L／人・日

収集計画：3日に1回の収集

［出典：「災害廃棄物対策指針【14-13】］

なお、本計画では、前述のし尿収集必要量等の推計とは異なり、避難所における衛生的なトイレ環境の確保を目的として、国際的な人道支援の最低基準である「スフィア基準」を踏まえた仮設トイレの必要基数を推計基数とする。

３．携帯（簡易）トイレ関係ごみ（可燃）発生量

携帯（簡易）トイレ関係ごみ（可燃）発生量は、「災害時におけるトイレ・し尿処理対策」（令和４年８月 22 日）（令和４年度災害廃棄物処理担当者向け勉強会（大規模災害時廃棄物対策近畿ブロック協議会））_大正大学地域創生学部地域創生学科　岡山朋子氏の資料に準拠し算出する。これは避難所 350 人を想定して、携帯トイレによる「災害時トイレ関連ごみ量」を実際に試算した例である。

重量の対象とするのは、小便、大便、トイレットペーパー、生理用ナプキン、ウエットティッシュ、薬剤入り便袋、外装用ビニール袋まで含んだものとし総量は 1,241.4kg と試算している。

この事例は、350 人が２泊する想定であり、700 人・日として換算すると、

「1,241.4kg ÷（350 人×2 日）＝1.773kg/人・日」となる。

したがって、携帯（簡易）トイレ関係ごみ（以降は、「汚物袋」と表記する。）発生原単位は 1.8kg/人・日と仮定することができる。

つまり、この原単位を用いて、凝固剤・便袋・トイレットペーパー等を含めた「**汚物袋重量＝焼却施設へ搬入する重量**」を推計することができる。

汚物袋発生量＝使用人数×使用期間×1.8

４．汚物袋保管場所容量

１回分ずつ汚物袋を縛るため、袋の折り重なりや空隙が生じ、実際の保管時にはかなりかさばるため、し尿量 1.7L/人・日を、そのまま使用済み携帯トイレの保管容量とするのは若干現実的でない。

参考とする実製品総合サービスの使用済み携帯トイレ用の圧縮収納袋は、約 90L の収納袋に使用済み便袋約 40 袋を収納する仕様であるため、

「90L ÷ 40 回 ＝ 2.25L/回」となる。

１人１日５回と想定して、「2.25L/回×5 回/日＝11.25L/人・日≒11.3L/人・日≒0.0113m^3/人・日」となる。

避難所等で「使用済み携帯トイレを何m^{3}保管する場所が必要か」を検討する場合、「保管容量原単位：0.0113m^3/人・日」を暫定的な原単位として使用する。

汚物袋保管容量＝使用人数×使用期間×0.0113m^3

５．推計結果

（１）南海トラフ巨大地震

１）発災後当日～１日後

表 26　し尿収集必要量（１）

項　目	一般廃棄物処理実態調査（令和６年度　調査結果）	発災後　当日～１日後						
		徳島県被害想定（令和８年２月）		断水による仮設トイレ必要人数	仮設トイレ必要人数	非水洗化区域し尿収集人口	災害におけるし尿収集必要人数	し尿収集必要量
	総人口	避難所生活数	上水道断水率					
単　位	（人）	（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）	（kL/日）
徳島市	245,194	113,600	54	35,315	148,915	795	149,710	254.5
鳴門市	53,332	29,300	62	6,961	36,261	1,578	37,839	64.3
小松島市	34,747	19,900	83	5,927	25,827	564	26,391	44.9
阿南市	68,149	29,200	84	15,515	44,715	2,008	46,723	79.4
吉野川市	37,274	3,500	65	10,725	14,225	752	14,977	25.5
阿波市	34,291	3,300	59	9,106	12,406	94	12,500	21.2
美馬市	26,045	2,000	48	5,146	7,146	2,604	9,750	16.6
三好市	22,368	2,000	36	3,224	5,224	1,833	7,057	12.0
勝浦町	4,604	770	53	960	1,730	122	1,853	3.1
上勝町	1,353	240	33	147	387	0	387	0.7
佐那河内村	2,116	200	41	386	586	15	602	1.0
石井町	24,657	4,700	82	7,795	12,495	945	13,440	22.8
神山町	4,703	340	20	399	739	365	1,104	1.9
那賀町	6,932	1,200	34	853	2,053	362	2,415	4.1
牟岐町	3,459	1,900	70	447	2,347	281	2,628	4.5
美波町	5,653	3,000	83	857	3,857	588	4,445	7.6
海陽町	8,102	3,600	77	1,363	4,963	961	5,924	10.1
松茂町	14,379	9,300	81	2,018	11,318	97	11,415	19.4
北島町	23,604	7,400	81	6,520	13,920	106	14,026	23.8
藍住町	35,315	6,500	84	11,987	18,487	273	18,761	31.9
板野町	12,880	2,500	78	3,802	6,302	632	6,934	11.8
上板町	11,171	1,800	89	3,145	4,945	2,283	7,227	12.3
つるぎ町	7,294	520	28	815	1,335	951	2,286	3.9
東みよし町	13,243	600	44	2,306	2,906	2,155	5,060	8.6
合　計	700,865	247,600	ー	135,719	383,089	20,365	403,454	685.9

注：県合計は市町村別の推計値を積み上げて算出しているため、県合計の基礎数値を用いて算出した値とは一致しない場合がある。また、端数処理により、各項目の合計が一致しない場合がある。

２）発災後１週間後

表 27　し尿収集必要量（２）

項　目	発災後　１週間後						
	徳島県被害想定（令和８年２月）		断水による仮設トイレ必要人数	仮設トイレ必要人数	非水洗化区域し尿収集人口	災害におけるし尿収集必要人数	し尿収集必要量
	避難所生活数	上水道断水率					
単　位	（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）	（kL/日）
徳島市	104,000	34	23,858	127,858	853	128,710	218.8
鳴門市	26,900	41	5,063	31,963	1,736	33,699	57.3
小松島市	22,000	68	4,169	26,169	484	26,654	45.3
阿南市	31,500	66	11,471	42,971	1,890	44,860	76.3
吉野川市	4,400	43	6,906	11,306	732	12,038	20.5
阿波市	3,800	34	5,163	8,963	92	9,055	15.4
美馬市	2,300	26	2,753	5,053	2,572	7,624	13.0
三好市	2,100	22	1,960	4,060	1,824	5,884	10.0
勝浦町	730	27	494	1,224	124	1,348	2.3
上勝町	200	2	9	209	0	209	0.4
佐那河内村	190	18	171	361	15	376	0.6
石井町	5,000	62	5,805	10,805	930	11,736	20.0
神山町	300	5	101	401	368	769	1.3
那賀町	1,000	7	182	1,182	375	1,557	2.6
牟岐町	2,200	53	274	2,474	227	2,700	4.6
美波町	3,500	67	561	4,061	477	4,539	7.7
海陽町	4,200	58	890	5,090	833	5,923	10.1
松茂町	8,700	65	1,810	10,510	109	10,619	18.1
北島町	7,900	61	4,758	12,658	102	12,761	21.7
藍住町	7,100	65	9,083	16,183	268	16,451	28.0
板野町	2,600	58	2,800	5,400	626	6,025	10.2
上板町	2,100	70	2,394	4,494	2,209	6,704	11.4
つるぎ町	500	10	292	792	954	1,746	3.0
東みよし町	820	23	1,184	2,004	2,117	4,121	7.0
合　計	243,800	ー	92,150	336,190	19,918	356,108	605.4

注：県合計は市町村別の推計値を積み上げて算出しているため、県合計の基礎数値を用いて算出した値とは一致しない場合がある。また、端数処理により、各項目の合計が一致しない場合がある。

3）発災後　１ケ月後

表 28　し尿収集必要量（３）

項　目	発災後　１ケ月後						
	徳島県被害想定（令和８年２月）		断水による仮設トイレ必要人数	仮設トイレ必要人数	非水洗化区域し尿収集人口	災害におけるし尿収集必要人数	し尿収集必要量
	避難所生活数	上水道断水率					
単　位	（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）	（kL/日）
徳島市	39,100	9	9,218	48,318	1,245	49,563	84.3
鳴門市	9,500	16	3,276	12,776	2,879	15,655	26.6
小松島市	7,600	31	4,048	11,648	1,031	12,679	21.6
阿南市	12,500	22	5,806	18,306	2,869	21,175	36.0
吉野川市	2,300	7	1,196	3,496	779	4,275	7.3
阿波市	2,100	7	1,122	3,222	98	3,320	5.6
美馬市	1,200	4	443	1,643	2,691	4,334	7.4
三好市	1,100	3	281	1,381	1,914	3,295	5.6
勝浦町	410	4	79	489	134	623	1.1
上勝町	120	0	0	120	0	120	0.2
佐那河内村	100	0	0	100	16	116	0.2
石井町	2,800	12	1,249	4,049	1,034	5,084	8.6
神山町	170	0	0	170	379	549	0.9
那賀町	590	0	0	590	401	991	1.7
牟岐町	760	33	365	1,125	486	1,611	2.7
美波町	1,300	29	491	1,791	965	2,756	4.7
海陽町	1,600	23	588	2,188	1,388	3,576	6.1
松茂町	2,900	26	1,464	4,364	220	4,584	7.8
北島町	3,200	12	1,216	4,416	133	4,549	7.7
藍住町	3,800	13	2,029	5,829	299	6,128	10.4
板野町	1,500	10	534	2,034	693	2,727	4.6
上板町	1,200	16	602	1,802	2,429	4,230	7.2
つるぎ町	260	0	0	260	987	1,247	2.1
東みよし町	390	3	160	550	2,191	2,740	4.7
合　計	96,400	―	34,168	130,668	25,261	155,929	265.1

注：県合計は市町村別の推計値を積み上げて算出しているため、県合計の基礎数値を用いて算出した値とは一致しない場合がある。また、端数処理により、各項目の合計が一致しない場合がある。

４）避難所におけるトイレ必要基数（スフィア基準に基づく確保目安)、携帯トイレ関係ごみ（汚物袋)、必要保管スペース

本項では、前述のし尿収集必要量等の推計とは異なり、避難所における衛生的なトイレ環境の確保を目的として、国際的な人道支援の最低基準である「スフィア基準」を踏まえた仮設トイレの必要基数を推計する。

具体的には、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（令和６年 12 月改定）に示された、災害発生当初は避難者 50 人当たり１基、避難が長期化する場合は 20 人当たり１基という考え方に基づき、避難所生活者数を用いて、津波警報解除後当日及び１週間後は 50 人当たり１基、１ケ月後は 20 人当たり１基として算定する。なお、本項の必要基数は、し尿の発生量や収集頻度から算定するものではなく、避難所におけるトイレの確保目安を示すものである。

また、表中の「津波警報解除後当日」は、徳島県の被害想定における時点区分との整合を図るため、同被害想定の表記をそのまま使用している。

表 29　避難所生活者数・トイレ必要基数、汚物袋発生量等の整理

項　目	避難所生活者数			避難所におけるトイレ必要基数			携帯トイレ関係ごみ発生量	保管スペース換算
	津波警報解除後当日	１週間後	１ヶ月後	津波警報解除後当日	１週間後	１ヶ月後	津波警報解除後当日	津波警報解除後当日
単　位	（人）	（人）	（人）	（基）	（基）	（基）	（ｔ/日）	（m^3/日）
徳島市	113,600	104,000	39,100	2,272	2,080	1,955	204	1,284
鳴門市	29,300	26,900	9,500	586	538	475	53	331
小松島市	19,900	22,000	7,600	398	440	380	36	225
阿南市	29,200	31,500	12,500	584	630	625	53	330
吉野川市	3,500	4,400	2,300	70	88	115	6	40
阿波市	3,300	3,800	2,100	66	76	105	6	37
美馬市	2,000	2,300	1,200	40	46	60	4	23
三好市	2,000	2,100	1,100	40	42	55	4	23
勝浦町	770	730	410	15	15	21	1	9
上勝町	240	200	120	5	4	6	0	3
佐那河内村	200	190	100	4	4	5	0	2
石井町	4,700	5,000	2,800	94	100	140	8	53
神山町	340	300	170	7	6	9	1	4
那賀町	1,200	1,000	590	24	20	30	2	14
牟岐町	1,900	2,200	760	38	44	38	3	21
美波町	3,000	3,500	1,300	60	70	65	5	34
海陽町	3,600	4,200	1,600	72	84	80	6	41
松茂町	9,300	8,700	2,900	186	174	145	17	105
北島町	7,400	7,900	3,200	148	158	160	13	84
藍住町	6,500	7,100	3,800	130	142	190	12	73
板野町	2,500	2,600	1,500	50	52	75	5	28
上板町	1,800	2,100	1,200	36	42	60	3	20
つるぎ町	520	500	260	10	10	13	1	6
東みよし町	600	820	390	12	16	20	1	7
合 計	247,600	243,800	96,400	4,952	4,876	4,820	445	2,795

注：１．県合計は市町村別の推計値を積み上げて算出しているため、端数処理の影響により、県合計の避難所生活者数に原単位を乗じた値とは一致しない場合がある。
２．携帯トイレ関係ごみ（使用済み汚物袋等）の発生量及び必要保管容量は、避難者全員が携帯トイレを使用するものと想定して算定した。
３．携帯トイレ関係ごみ発生量は、近畿地方環境事務所による災害時トイレ関連ごみの試算事例を参考に、排泄物、凝固剤、汚物袋、トイレットペーパー等を含め、１人１日当たり 1.8kg として算定した。
４．必要保管容量は、使用済み携帯トイレの収納袋の容量及び収納可能な汚物袋数を参考に、１人１日５回の使用を想定し、１人１日当たり 0.0113m^3として算定した。なお、算定値は１日当たりの保管容量を示すものであり、保管に必要な床面積を示すものではない。

（2）中央構造線・活断層地震

1）発災後当日～1日後

表 30　し尿収集必要量（1）

項　目	一般廃棄物処理実態調査（令和6年度　調査結果）	発災後　当日～1日後						
		徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		断水による仮設トイレ必要人数	仮設トイレ必要人数	非水洗化区域し尿収集人口	災害におけるし尿収集必要人数	し尿収集必要量
	総人口	避難所生活数	上水道断水率					
単　位	（人）	（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）	（kL/日）
徳島市	245,194	52,900	49	46,827	99,727	1,161	100,888	172
鳴門市	53,332	18,300	68	11,129	29,429	2,301	31,730	54
小松島市	34,747	4,300	52	7,615	11,915	1,157	13,072	22
阿南市	68,149	240	11	3,542	3,782	3,502	7,284	12
吉野川市	37,274	5,300	82	12,809	18,109	712	18,821	32
阿波市	34,291	5,200	80	11,590	16,790	88	16,878	29
美馬市	26,045	3,000	68	6,987	9,987	2,496	12,483	21
三好市	22,368	1,600	45	4,109	5,709	1,869	7,578	13
勝浦町	4,604	※	11	※	※	※	※	※
上勝町	1,353	※	2	※	※	※	※	※
佐那河内村	2,116	※	6	※	※	※	※	※
石井町	24,657	4,600	88	8,407	13,007	949	13,957	24
神山町	4,703	40	7	149	189	390	579	1
那賀町	6,932	※	1	※	※	※	※	※
牟岐町	3,459	※	1	※	※	※	※	※
美波町	5,653	※	4	※	※	※	※	※
海陽町	8,102	※	2	※	※	※	※	※
松茂町	14,379	3,100	77	4,259	7,359	216	7,576	13
北島町	23,604	5,300	83	7,547	12,847	119	12,966	22
藍住町	35,315	9,400	87	11,166	20,566	246	20,812	35
板野町	12,880	4,500	92	3,620	8,120	510	8,630	15
上板町	11,171	3,300	92	2,730	6,030	1,917	7,948	14
つるぎ町	7,294	430	46	1,357	1,787	964	2,751	5
東みよし町	13,243	1,100	60	3,020	4,120	2,070	6,189	11
合　計	700,865	122,800	ー	146,863	269,473	20,667	290,140	493

注：1．県合計は市町村別の推計値を積み上げて算出しているため、県合計の基礎数値を用いて算出した値とは一致しない場合がある。また、端数処理により、各項目の合計が一致しない場合がある。

2．表中の※は若干数を表す。

2）発災後１週間後

表 31　し尿収集必要量（2）

項　目	発災後　１週間後						
	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		断水による仮設トイレ必要人数	仮設トイレ必要人数	非水洗化区域し尿収集人口	災害におけるし尿収集必要人数	し尿収集必要量
	避難所生活数	上水道断水率					
単　位	（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）	（kL/日）
徳島市	50,700	30	28,997	79,697	1,175	80,872	137
鳴門市	17,000	45	7,638	24,638	2,386	27,024	46
小松島市	5,000	33	4,722	9,722	1,130	10,852	18
阿南市	580	4	1,282	1,862	3,484	5,346	9
吉野川市	7,200	62	9,109	16,309	670	16,979	29
阿波市	6,700	60	8,244	14,944	84	15,028	26
美馬市	4,100	45	4,403	8,503	2,377	10,880	18
三好市	2,200	26	2,305	4,505	1,815	6,320	11
勝浦町	20	3	65	85	146	231	※
上勝町	※	0	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	0	※	※	※	※	※
石井町	5,500	70	6,388	11,888	907	12,794	22
神山町	30	0	0	30	390	420	1
那賀町	※	0	※	※	※	※	※
牟岐町	※	0	※	※	※	※	※
美波町	※	0	※	※	※	※	※
海陽町	※	0	※	※	※	※	※
松茂町	3,300	56	3,043	6,343	213	6,555	11
北島町	5,400	64	5,787	11,187	119	11,306	19
藍住町	9,400	70	8,984	18,384	246	18,630	32
板野町	4,400	76	3,026	7,426	516	7,942	14
上板町	3,400	76	2,227	5,627	1,893	7,520	13
つるぎ町	700	28	794	1,494	926	2,419	4
東みよし町	1,500	39	1,898	3,398	2,001	5,399	9
合　計	127,100	－	98,912	226,042	20,477	246,519	419

注：１．県合計は市町村別の推計値を積み上げて算出しているため、県合計の基礎数値を用いて算出した値とは一致しない場合がある。また、端数処理により、各項目の合計が一致しない場合がある。
２．表中の※は若干数を表す。
３．勝浦町の１週間後のし尿収集必要量は 0.393kL/日であるが、小数点以下を四捨五入しているため、表中では※と表示している。合計値には端数処理前の数値を含めている。

3）発災後　１ケ月後

表 32　し尿収集必要量（3）

項　目	発災後　１ケ月後						
	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定		断水による仮設トイレ必要人数	仮設トイレ必要人数	非水洗化区域し尿収集人口	災害におけるし尿収集必要人数	し尿収集必要量
	避難所生活数	上水道断水率					
単　位	（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）	（kL/日）
徳島市	28,400	4	4,310	32,710	1,309	34,019	58
鳴門市	9,700	7	1,427	11,127	2,866	13,993	24
小松島市	2,500	4	620	3,120	1,225	4,345	7
阿南市	120	0	0	120	3,508	3,628	6
吉野川市	3,900	13	2,120	6,020	743	6,763	11
阿波市	3,600	12	1,834	5,434	93	5,527	9
美馬市	2,000	7	750	2,750	2,604	5,355	9
三好市	1,100	4	374	1,474	1,914	3,388	6
勝浦町	※	0	※	※	※	※	※
上勝町	※	0	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	0	※	※	※	※	※
石井町	3,100	16	1,643	4,743	1,020	5,763	10
神山町	20	0	0	20	391	411	1
那賀町	※	0	※	※	※	※	※
牟岐町	※	0	※	※	※	※	※
美波町	※	0	※	※	※	※	※
海陽町	※	0	※	※	※	※	※
松茂町	1,800	10	617	2,417	241	2,658	5
北島町	3,100	12	1,222	4,322	134	4,456	8
藍住町	5,500	16	2,363	7,863	283	8,145	14
板野町	2,600	20	965	3,565	626	4,191	7
上板町	2,000	20	692	2,692	2,234	4,925	8
つるぎ町	310	4	120	430	980	1,411	2
東みよし町	710	5	260	970	2,136	3,106	5
合　計	70,600	－	19,316	89,776	22,309	112,085	191

注：１．県合計は市町村別の推計値を積み上げて算出しているため、県合計の基礎数値を用いて算出した値とは一致しない場合がある。また、端数処理により、各項目の合計が一致しない場合がある。

２．表中の※は若干数を表す。

４）避難所におけるトイレ必要基数（スフィア基準に基づく確保目安)、携帯トイレ関係ごみ（汚物袋)、必要保管スペース

本項では、南海トラフ巨大地震と同様に、前述のし尿収集必要量等の推計とは異なり、避難所における衛生的なトイレ環境の確保を目的として、国際的な人道支援の最低基準である「スフィア基準」を踏まえたトイレの必要基数を推計する。

表 33　避難所生活者数・トイレ必要基数、携帯トイレごみ発生量等の整理

項　目	避難所生活者数			避難所におけるトイレ必要基数			携帯トイレ関係ごみ発生量	保管スペース換算
	１ 日後	１週間後	１ヶ月後	１日後	１週間後	１ヶ月後	１日後	１日後
単　位	（人）	（人）	（人）	（基）	（基）	（基）	（ｔ/日）	（m^3/日）
徳島市	52,900	50,700	28,400	1,058	1,014	1,420	95	598
鳴門市	18,300	17,000	9,700	366	340	485	33	207
小松島市	4,300	5,000	2,500	86	100	125	8	49
阿南市	240	580	120	5	12	6	0	3
吉野川市	5,300	7,200	3,900	106	144	195	10	60
阿波市	5,200	6,700	3,600	104	134	180	9	59
美馬市	3,000	4,100	2,000	60	82	100	5	34
三好市	1,600	2,200	1,100	32	44	55	3	18
勝浦町	※	20	※	※	0	※	※	※
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	4,600	5,500	3,100	92	110	155	8	52
神山町	40	30	20	1	1	1	※	※
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	※	※	※	※	※	※	※	※
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	3,100	3,300	1,800	62	66	90	6	35
北島町	5,300	5,400	3,100	106	108	155	10	60
藍住町	9,400	9,400	5,500	188	188	275	17	106
板野町	4,500	4,400	2,600	90	88	130	8	51
上板町	3,300	3,400	2,000	66	68	100	6	37
つるぎ町	430	700	310	9	14	16	1	5
東みよし町	1,100	1,500	710	22	30	36	2	12
合 計	122,800	127,100	70,600	2,452	2,543	3,523	221	1,385

注：１．県合計は市町村別の推計値を積み上げて算出しているため、端数処理の影響により、県合計の避難所生活者数に原単位を乗じた値とは一致しない場合がある。
２．表中の※は若干数を表す。
３．表中の「１日後」は、徳島県の被害想定における時点区分に準拠した表記である。
４．神山町の携帯トイレ関係ごみの発生量は 0.072t/日、必要保管容量は 0.452m^3/日と少量であるため、表中では※と表示している。なお、合計値にはこれらの数値を含めている。
５．携帯トイレ関係ごみ（使用済み汚物袋等）の発生量及び必要保管容量は、避難者全員が携帯トイレを使用するものと想定して算定した。
６．携帯トイレ関係ごみ発生量は、近畿地方環境事務所による災害時トイレ関連ごみの試算事例を参考に、排泄物、凝固剤、汚物袋、トイレットペーパー等を含め、１人１日当たり 1.8kg として算定した。
７．必要保管容量は、使用済み携帯トイレの収納袋の容量及び収納可能な汚物袋数を参考に、１人１日５回の使用を想定し、１人１日当たり 0.0113m^3として算定した。なお、算定値は１日当たりの保管容量を示すものであり、保管に必要な床面積を示すものではない。

資料９　仮置場の候補地選定、開設及び運営管理

Ⅰ．仮置場の種類と役割

仮置場は、道路啓開、被災家屋の片付け、損壊家屋等の撤去・解体等に伴い発生する災害廃棄物を一時的に集積し、分別、保管及び必要な中間処理等を行うために設置する場所である。

仮置場は、その機能及び処理段階に応じて、一次仮置場及び二次仮置場に区分される。一次仮置場では、被災現場から搬入される災害廃棄物の集積、分別及び保管を行い、二次仮置場では、必要に応じて破砕、選別、焼却等の中間処理を行う。

一次仮置場は市町村による設置・運営を基本とし、県は候補地の確保や運営に関する技術的支援及び広域的な調整等を行う。また、大規模災害により二次仮置場が必要となる場合には、県及び関係市町村が処理体制や役割分担等について協議し、必要な対応を行う。

仮置場の分類及び主な役割を次表に示す。

表 34　仮置場の分類及び主な役割

区　分	定義・主な役割
一次仮置場	**【定義・機能】** 道路啓開、住居等の片付け、損壊家屋等の撤去・解体により発生した災害廃棄物を、被災現場から一時的に集積する場所である。可能な限り分別して搬入するとともに、重機等による粗選別を行い、必要に応じて木くずやコンクリートがら等の破砕処理を行う。複数の一次仮置場から災害廃棄物を集約する場所も含まれる。 **【設置場所】** 運動公園や公共の遊休地等、一定の広さを確保できる場所が望ましい。面積が限られる場合には、受入品目を限定し、複数の仮置場を連携して運用することも検討する。 **【設置時期・使用期間】** 発災後、できる限り速やかに開設する。使用期間は災害廃棄物の搬出が完了するまでとし、被害規模によっては１年以上に及ぶ場合がある。
二次仮置場	**【定義・機能】** 一次仮置場での処理が完結しない場合に、災害廃棄物を集約し、破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物や再生資材等を一時的に保管する場所である。 **【設置場所】** 中間処理設備、保管場所及び大型車両・重機の作業スペース等を確保する必要があるため、一次仮置場より広い土地が必要となる。運動公園、港湾、工業用地、公有地等が候補となる。 **【設置時期・使用期間】** 被害が甚大な場合には、処理体制の検討を踏まえ、必要に応じて設置する。中間処理及び再生資材等の搬出が完了するまで使用する。

［県計画（令和８年３月改定）P47～48、【技 I8-1】より作成］

【留意事項】

被災現場においては、道路啓開や片付けごみの収集等のため、小規模な集積所を設ける場合がある。また、処理後の再生資材については、復旧・復興事業での利用や搬出までの間、再生資材仮置きヤード等で一時保管する場合がある。

なお、仮置場の設置場所、必要面積、受入品目及び使用期間等については、災害廃棄物の発生状況、周辺道路や土地の利用条件、処理先の確保状況等を踏まえて設定する。



注：1．被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。
2．再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され，再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

［出典：内閣府「ぼうさい」第 104 号「災害廃棄物の処理について」(令和８年 10 月閲覧)］

図 5　災害廃棄物の流れ

２．仮置場候補地の選定

仮置場候補地の選定に当たっては、災害廃棄物の発生量から推計した必要面積を踏まえ、土地の所有状況、形状、地盤条件、搬入・搬出経路、周辺環境及び災害リスク等を総合的に考慮する必要がある。

一次仮置場については、被災現場からの搬入の容易性や住民による片付けごみの持込み等を考慮し、被害が想定される地域の周辺に複数の候補地を確保することが望ましい。また、二次仮置場については、破砕・選別設備等の設置、重機及び大型車両の作業スペース並びに長期間の使用等を考慮する必要がある。

候補地は、市町村有地、その他の公有地及び民有地の順を基本として検討するが、土地の利用可能性や災害リスク等を踏まえ、適切な候補地を選定する。

仮置場設置の基本的な考え方を次表に示す。

表 35　仮置場設置の基本的な考え方

主に災害発生前に考慮する必要がある事項
・仮置場候補地の優先順位としては、市町村有地、公有地（市町村有地除く）、民有地の順で選定
・運搬ルート確保及び搬出入の容易性
・被害が大きくなると予想される地域周辺に候補地を配置
・周辺に学校、病院、避難所等がない敷地を有しており、新たに開発する面積が少ない場所
・災害時の他用途との整合（緊急輸送道路、支援受入拠点、避難場所等との競合）
・最終的な復興まちづくりにおける土地利用
主に災害発生後に考慮する必要がある事項
・仮置きあるいは使用できる期間
・できる限り被害が大きい地域への配置
・２次災害の防止（河川の氾濫の可能性の有無、陥没、ガス漏れ等）

［出典：県計画（令和８年３月改定）］

候補地の適地性については、次表の確認項目を参考に評価する。

表 36　仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

項　目		条　件	理　由
所有者		・公有地（市町村有地、県有地、国有地）が望ましい。 ・地域住民との関係性が良好であり、（民有地の場合）地権者の数が少ない。	・災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	・広いほどよい。	・適正な分別のため。
	二次仮置場	・広いほどよい。（10ha 以上が好適）	・仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		・農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	・原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		・応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	・当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ（設　備）		・使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可） ・電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	・火災が発生した場合の対応のため。 ・粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。 ・仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制		・諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	・手続き、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況		・舗装されているほうがよい。 ・水はけの悪い場所は避けたほうがよい。 ・地盤が硬いほうがよい。 ・暗渠排水管が存在しないほうがよい。 ・河川敷は避けたほうがよい。	・土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。 ・地盤沈下が発生しやすいため。 ・災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。 ・集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。

項　目	条　件	理　由
		・災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
地形・地勢	・平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。 ・敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	・廃棄物の崩落を防ぐため。 ・車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。 ・迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	変則形状でないほうがよい。	レイアウトが難しくなるため。
道路状況	・前面道路の交通量は少ない方がよい。 ・前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	・災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。 ・大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	・車両の出入口を確保できること。	・災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	・高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いほうがよい。	・広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	・住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよく、企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。 ・鉄道路線に近接していないほうがよい。	・粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。 ・火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	・各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	・二次災害の発生を防ぐため。
その他	・道路啓開の優先順位を考慮する。	・早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

［出典：県計画（令和８年３月改定)］

なお、津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域等に位置する候補地については、災害の種類によって利用できない場合がある。このため、ハザードマップ等による災害リスクの確認に加え、候補地への進入路及び代替経路の被災可能性についても確認する。

また、災害発生後には、候補地の被災状況、道路の通行状況及び他用途での利用状況等を改めて確認し、使用可能な候補地を決定する。

仮置場の選定から供用開始、返還までの基本的な手順は、次図に示すとおりである。

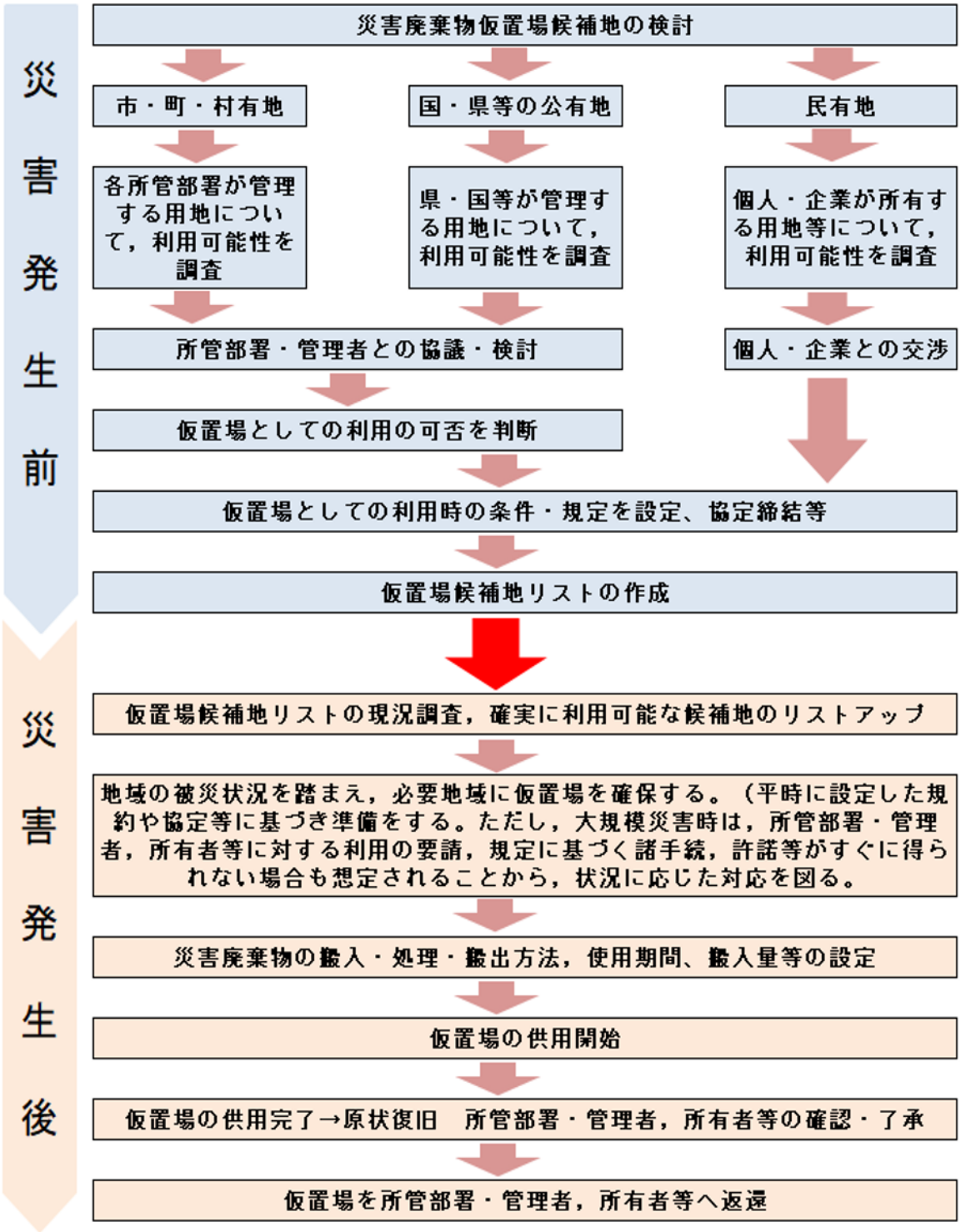

［出典：県計画（令和８年３月改定）］

図 6　仮置場の選定から供用開始，返還までのフロー

３．仮置場の開設及びレイアウト

仮置場の開設に当たっては、災害発生後の被害状況、候補地の利用可能性、搬入・搬出経路及び周辺環境等を確認した上で、必要な設備及び資機材を確保し、速やかに受入体制を整備する。

また、仮置場のレイアウトについては、災害廃棄物の種類及び発生量、敷地の形状、搬入車両の種類、重機の作業スペース等を考慮し、安全かつ効率的な搬入、分別、保管及び搬出が可能となる。

レイアウトの設定に当たっては、搬入車両の待機場所及び場内動線を確保するとともに、重機の作業区域と一般搬入者の立入区域を区分するなど、安全性及び作業効率に配慮するよう計画する。

（１）仮置場の開設準備

仮置場の開設に当たっては、候補地及び周辺道路の被災状況を確認し、土地所有者・管理者との使用条件等の調整を行う。

また、使用前には可能な範囲で土地の状況を写真等に記録するとともに、必要に応じて土壌の状況を確認し、災害廃棄物の性状に応じた土壌汚染防止対策を検討する。

開設に際しては、受付場所、搬入・搬出経路、分別区画、保管場所及び重機作業スペース等を設定し、仮囲い、場内表示、管理小屋、消火用設備等の必要な設備を確保する。

また、受入対象となる災害廃棄物の種類、搬入方法、受入時間及び分別方法等を整理し、住民や関係事業者等に周知する。

（２）一次仮置場のレイアウト

一次仮置場では、搬入される災害廃棄物を可能な限り分別して保管するとともに、搬入車両と場内作業用の重機等が交錯しないよう、安全な車両動線及び作業スペースを確保する。

場内の車両動線は、可能な限り一方通行とし、出入口付近に受付を設けるとともに、廃棄物の種類ごとに分別区画を配置する。また、有害物・危険物及び処理困難物等については、他の廃棄物との混合を防止できる保管場所を確保する。

一次仮置場のレイアウトは、災害の種類によって搬入される廃棄物の組成が異なることから、被害の特性に応じて設定する必要がある。

地震災害では、損壊家屋等に由来する木くずやコンクリートがら等が多く発生することを考慮する。一方、風水害では、土砂や流木のほか、水分を含んだ畳、布団、マットレス等の搬入が想定されるため、これらの分別・保管場所にも配慮する。

一次仮置場のレイアウト例及び過去の災害における設置例を次に示す。

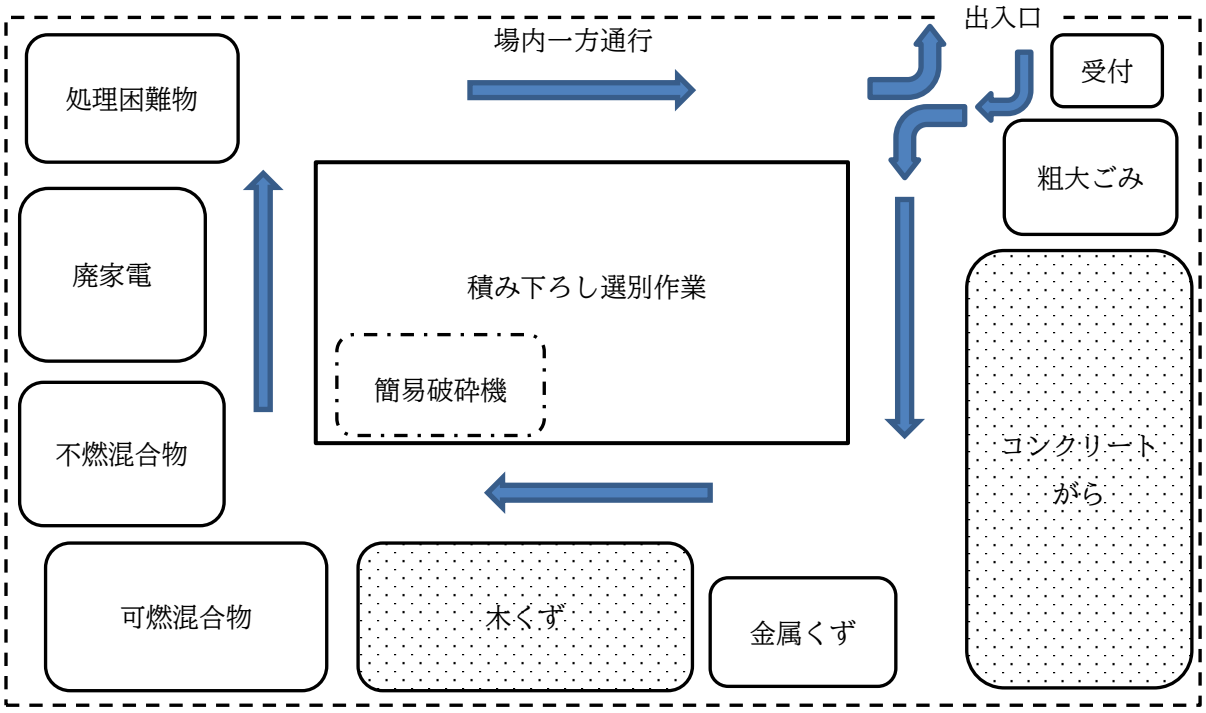

※：揺れによる建物倒壊被害により，木くず，コンクリートがらが比較的多い

図 7　一次仮置場のレイアウト例１　（地震の場合）

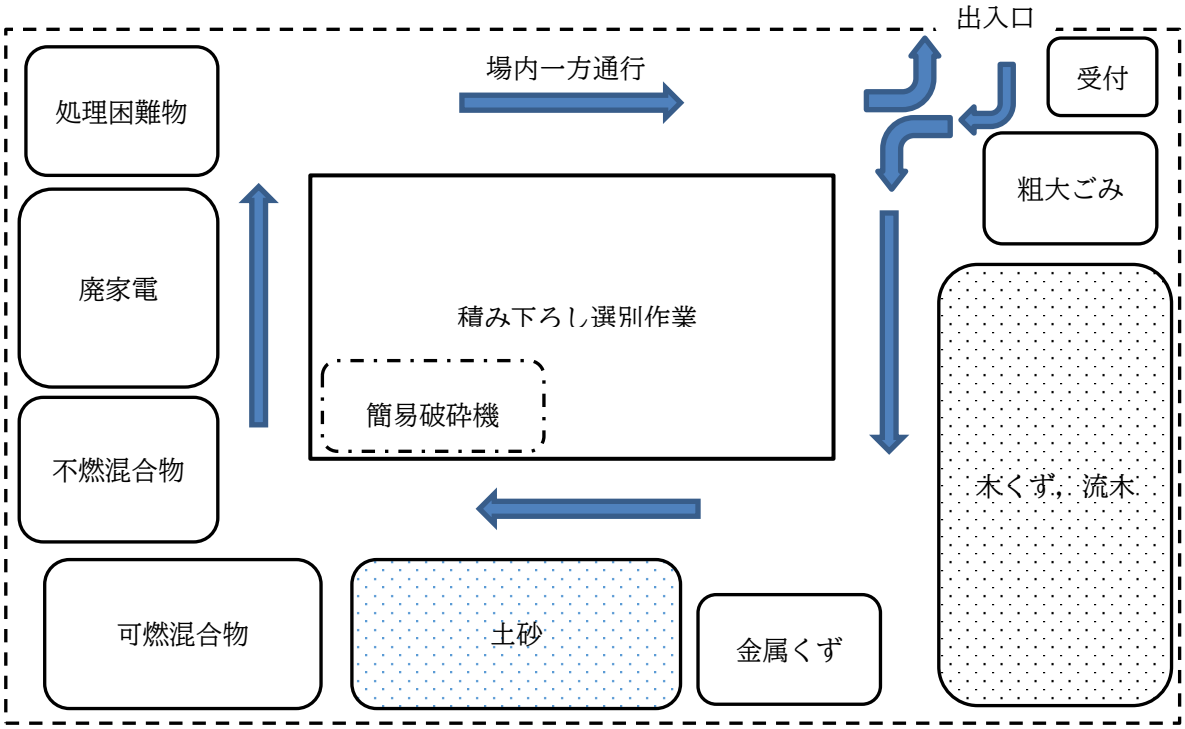

※：河川氾濫被害により，水に混じった土砂，木質（木くず，流木）が比較的多い。また，畳，ふとん，マットレス等が増える。

図 8　一次仮置場のレイアウト例２　（風水害の場合）

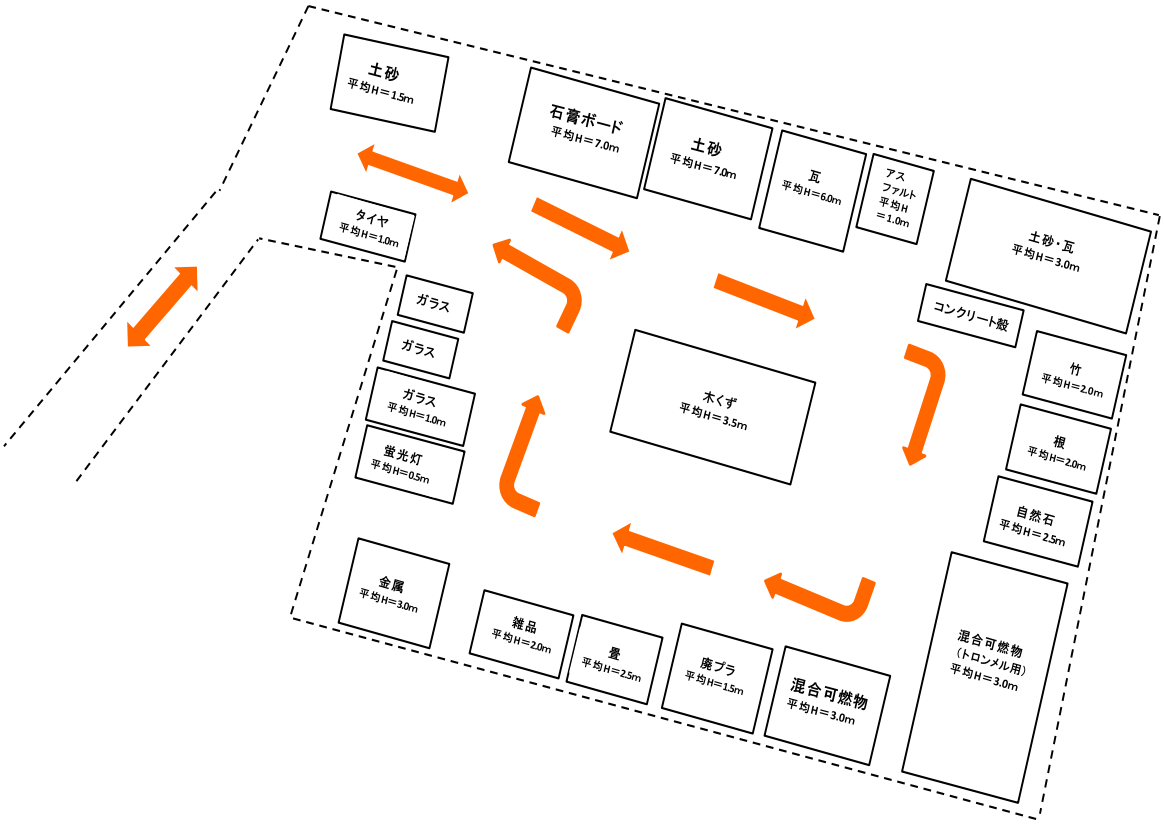

【いわき市における東日本大震災に係る災害廃棄物等の処理について】

図 9　一次仮置場の設置例３

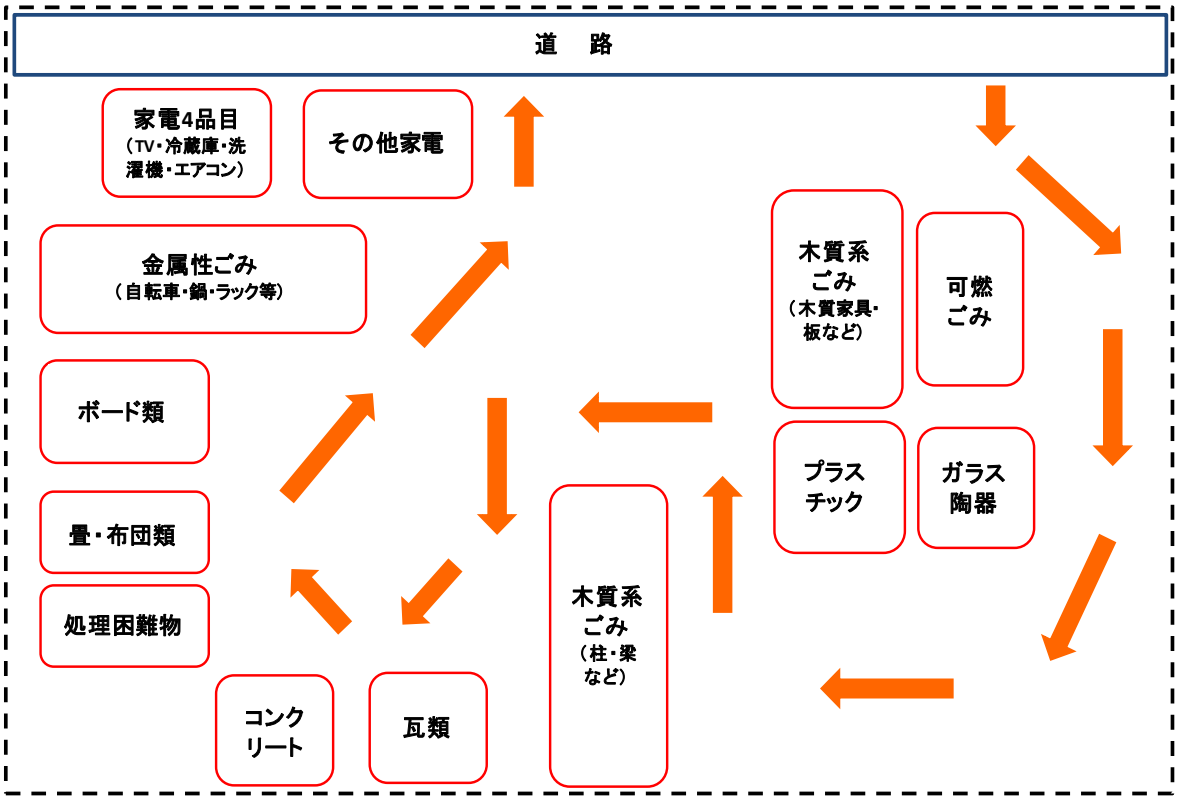

【平成 30 年 7 月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画（改訂版）】

図 10　一次仮置場の設置例４

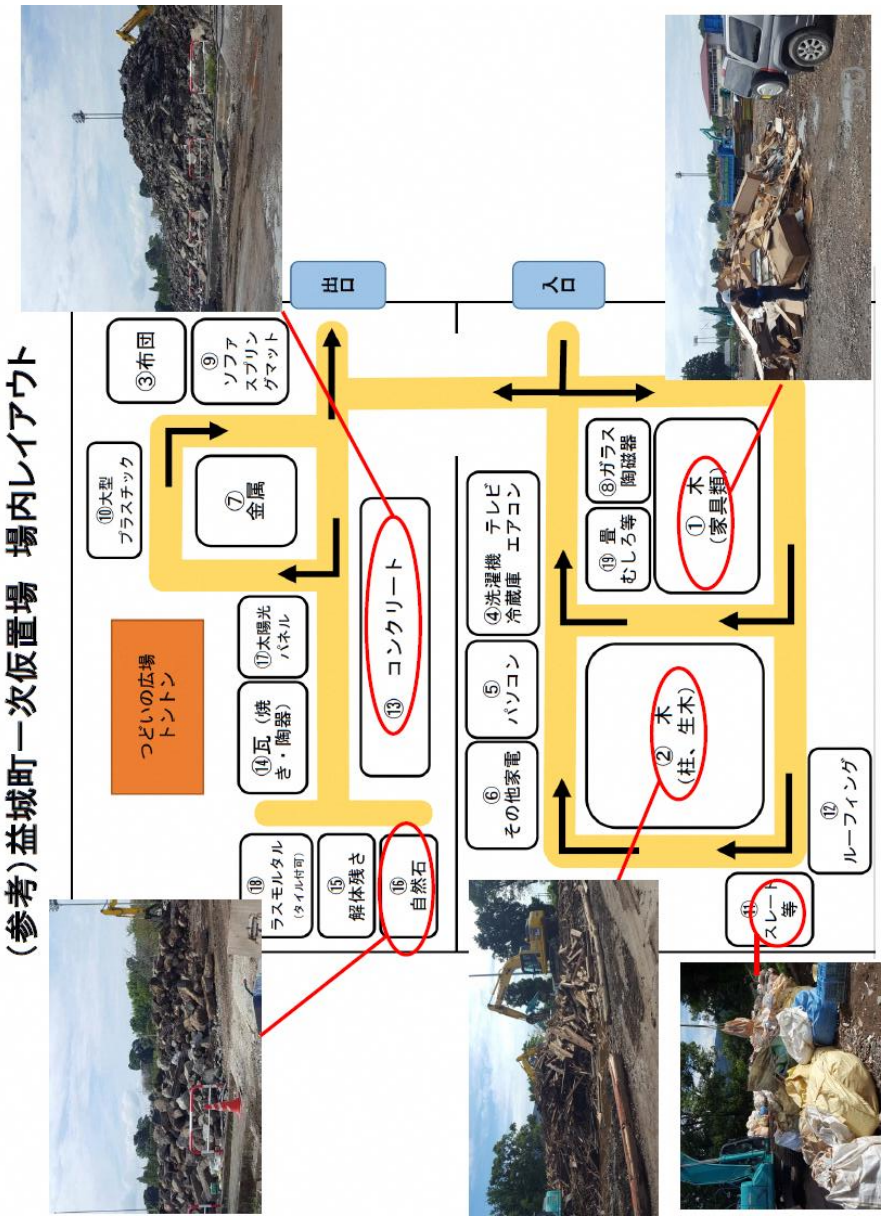

【熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題】

図 11　一次仮置場の設置例５

（3）二次仮置場のレイアウト

二次仮置場では、一次仮置場等から搬入される災害廃棄物について、必要に応じて破砕、選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物及び再生資材等を一時的に保管する。

このため、二次仮置場のレイアウトについては、受入場所、計量設備、選別施設、破砕施設、仮設焼却施設、処理前後の廃棄物及び再生資材等の保管場所のほか、大型車両の通行や重機作業に必要なスペース等を考慮して設定する。

また、場内の搬入・搬出動線を整理し、処理工程間における廃棄物の移動を円滑に行える配置とするとともに、周辺環境への影響や作業の安全性に配慮する。

二次仮置場のレイアウト例を次に示す。

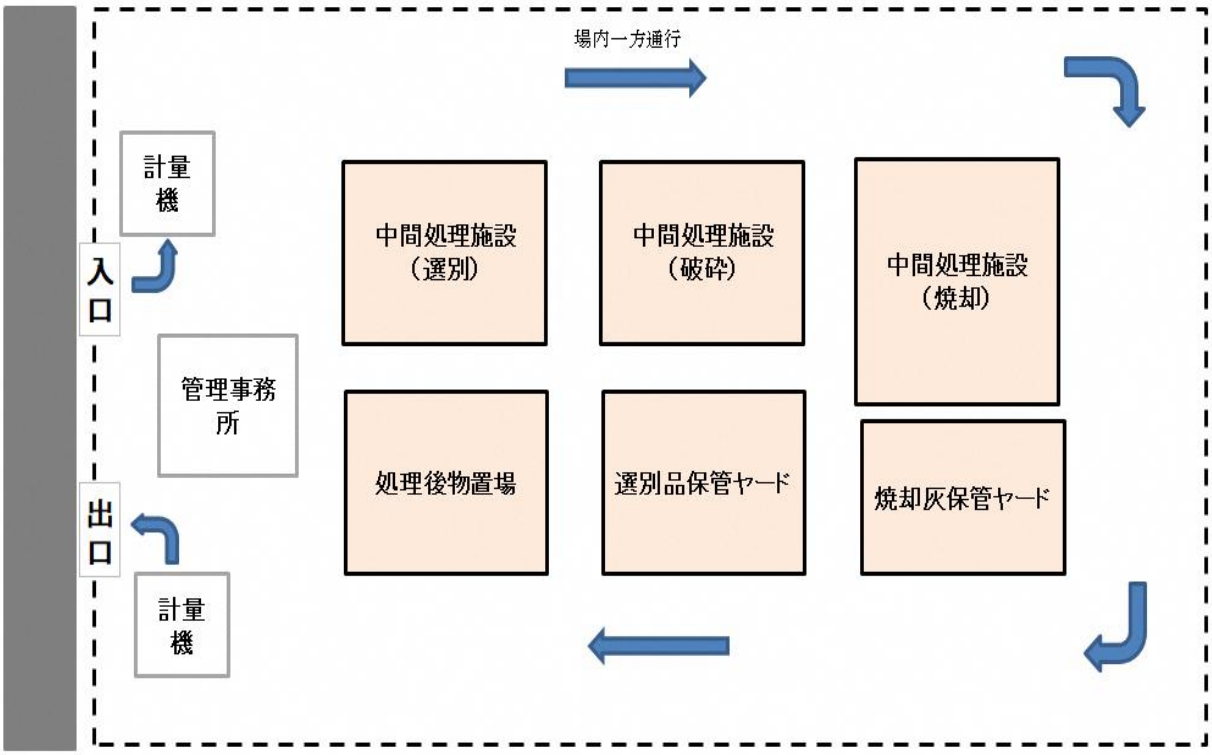

図 12　二次仮置場のレイアウト例1

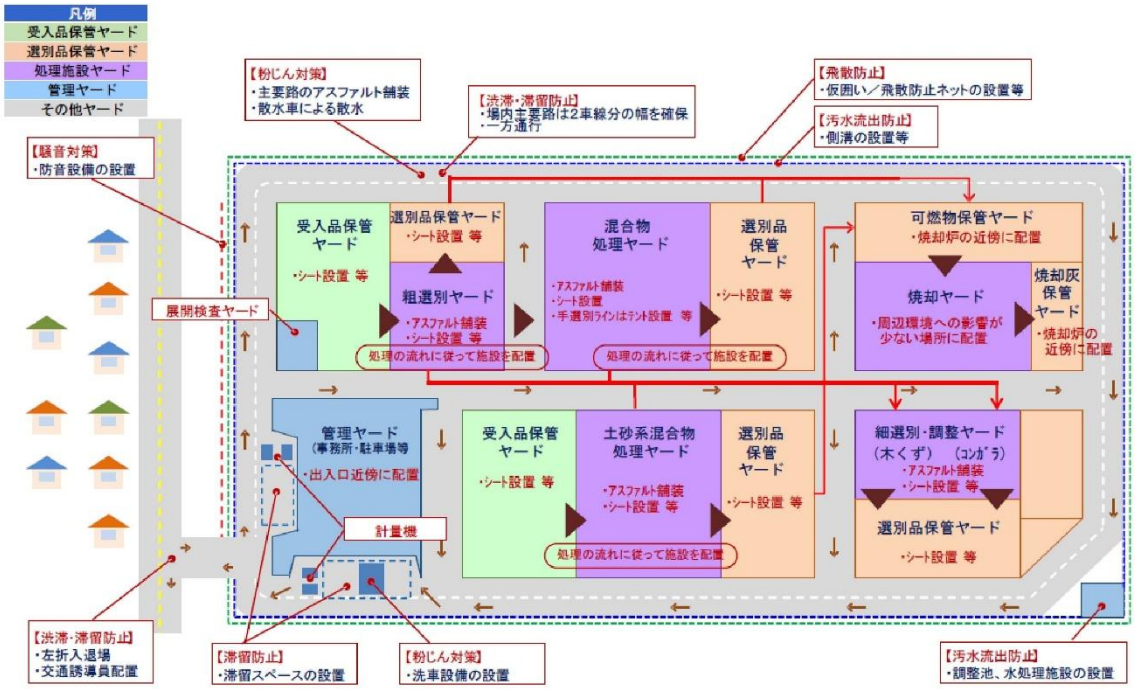

出典：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「東日本大震災の経験を踏まえた災害廃棄物処理の技術的事項に関する概要報告書 －仮置場と混合物処理－」（平成 28 年 3 月）2-24 項

図 13　二次仮置場のレイアウト例２



［出典：「熊本県災害廃棄物処理実行計画 第 I 版」（平成 28 年 6 月）熊本県］

図 14　二次仮置場のレイアウト例３　（熊本県）

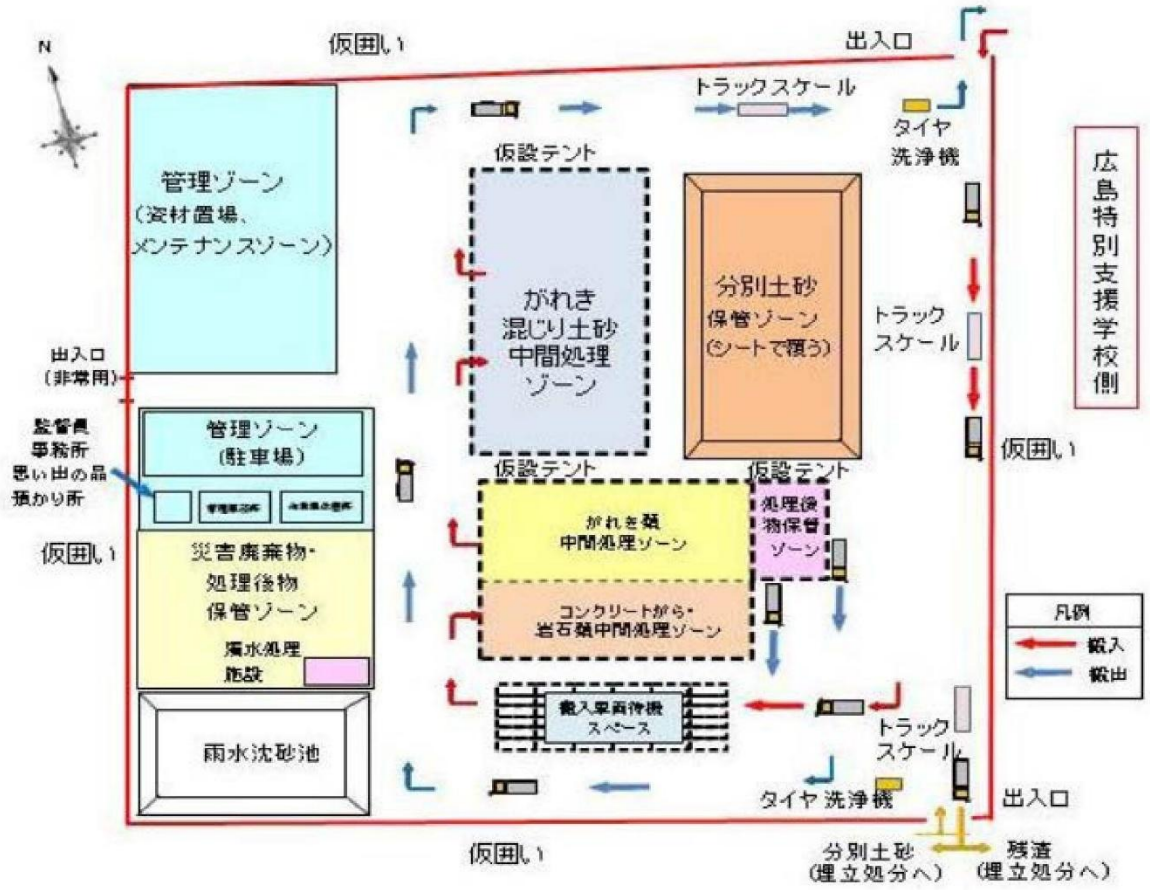

［出典：「平成 26 年８月 20 日の豪雨災害に伴う広島市災害廃棄物処理計画」（平成 27 年 12 月）］
【広島市メッセ・コンベンション等交流施設用地】

図 15　二次仮置場のレイアウト例４

なお、これらのレイアウトは基本的な配置例を示したものであり、実際の開設に当たっては、敷地条件、受入品目、処理方法及び使用期間等に応じて適切に設定する必要がある。

４．仮置場の運営管理

仮置場の運営に当たっては、災害廃棄物の円滑な受入れ、適切な分別・保管及び計画的な搬出を行うとともに、作業の安全確保及び周辺環境への影響の防止に努める必要がある。

市町村は、一次仮置場の運営に必要な人員及び資機材を確保し、受付、搬入車両の誘導、分別指導、荷下ろし補助、場内整理、搬出管理等の業務を実施する。これらの業務を民間事業者等に委託する場合には、業務内容、役割分担及び管理体制等を明確にする。

また、搬入量及び搬出量を継続的に把握し、仮置場内における廃棄物の滞留や保管容量の逼迫を防止する。

仮置場の管理・運営に係る主な留意事項を次表に示す。

表 37　仮置場の管理・運営に係る留意事項

項　目	主な留意事項
土地の使用・管理	土地所有者・管理者と使用期間、使用条件、原状回復の範囲等を確認する。使用前の状況を写真等に記録し、必要に応じて土壌の状況を確認する。
受入対象	一次仮置場では住民の片付けごみや損壊家屋等から発生する災害廃棄物を受け入れる。二次仮置場では、原則として一次仮置場等から搬入される災害廃棄物を受け入れる。
搬入受付	搬入者、搬入物の種類及び搬入量等を確認し、災害廃棄物以外の便乗ごみの搬入を防止する。
車両誘導	受付及び場内の適切な場所に誘導員を配置し、案内表示等により車両を誘導する。可能な限り一方通行の動線を確保する。
分別・保管	搬入された災害廃棄物を種類ごとに分別し、指定した区画に保管する。混合廃棄物の発生を抑制し、再資源化及び適正処理につなげる。
有害物・危険物等	有害物、危険物及び処理困難物については、他の廃棄物と区分し、性状に応じた保管方法及び処理先を確認する。
搬入・搬出量の管理	搬入台数、廃棄物の種類別搬入量、搬出量及び保管状況等を日報に記録する。
環境保全	粉じん、騒音、振動、悪臭、汚濁水及び火災等への対策を実施する。
作業安全	重機の作業区域への立入りを制限するとともに、作業員の安全確保及び車両との接触事故の防止に努める。

［県計画（令和８年３月改定）より作成］

（１）搬入受付及び搬入ルール

仮置場では、搬入者及び搬入物の確認を行い、受入対象外の廃棄物や便乗ごみの搬入を防止する。

住民による搬入に際しては、被災者であることを確認するための方法をあらかじめ定める。ただし、発災直後にはり災証明書が交付されていない場合があるため、本人確認書類や被災状況の申告等による代替方法についても検討する。

また、搬入車両の集中による周辺道路の渋滞を防止するため、誘導員の配置、車両待機場所の確保、収集車両と一般搬入車両の動線の分離等を検討する。

（２）分別及び保管管理

災害廃棄物は、可能な限り搬入段階から分別を徹底し、種類ごとに区画を設定して保管する。

可燃物、木くず、コンクリートがら、金属くず、不燃物、廃家電及び処理困難物等については、搬出先の受入条件も踏まえて分別区分を設定する。

特に、発火のおそれがある電池類やスプレー缶等については、他の廃棄物との混合を防止する。また、畳等の腐敗しやすい廃棄物については、保管状況に留意し、必要に応じて優先的に搬出する。

（3）搬入量及び搬出量の管理

仮置場では、搬入・搬出状況を継続的に把握するため、日報等を作成し、搬入台数、廃棄物の種類別搬入量、搬出量及び保管状況等を記録する。

搬入・搬出量の把握に当たっては、計量設備による計測のほか、設備の確保が困難な場合には、車両の積載可能量、積載割合及び廃棄物の種類等から概算する方法も検討する。

また、搬入量が搬出量を上回る状況が継続する場合には、搬出先の確保、車両の増強、受入品目の調整及び追加の仮置場の確保等を検討する。

（4）周辺環境の保全及び安全管理

仮置場では、災害廃棄物の種類及び保管状況等に応じて、粉じん、騒音、振動、悪臭、汚濁水及び火災等への対策を講じる。

また、重機の作業区域と住民等の立入区域を区分するとともに、場内の車両動線を整理し、接触事故や廃棄物の崩落等を防止する。

保管状況を定期的に確認し、廃棄物の飛散・流出、異常な発熱、悪臭等が認められた場合には、必要な措置を講じる。

【参　考】令和２年７月豪雨におけるファストレーン方式

令和２年７月豪雨により甚大な被害を受けた熊本県人吉市では、仮置場への搬入車両の渋滞を緩和するため、単一品目を積載した車両を優先して受け入れる「ファストレーン方式」を導入した。

この取組は、搬入前の分別を促すとともに、受付及び荷下ろし作業の効率化に寄与するものであり、仮置場の混雑緩和を図る際の参考となる。

［出典：「県計画」（令和８年３月改定）］

５．仮置場の運営に必要な資機材・敷設資材

仮置場の開設及び運営に当たっては、災害廃棄物の受入れ、分別、保管、積込み、搬出及び場内管理等に必要な資機材を確保する必要がある。

市町村は、平時から一次仮置場の開設及び運営に必要な資機材の種類、数量、保有状況及び調達方法等を整理するとともに、重機や運搬車両の調達先及び必要人員の確保方法等について検討する。

また、二次仮置場については、破砕・選別等の中間処理設備に加え、計量設備、保管場所、環境保全設備等が必要となることから、処理する廃棄物の種類、量及び処理方法等に応じて必要な資機材を検討する。

（１）一次仮置場に必要な資機材

一次仮置場では、災害廃棄物の搬入受付、車両誘導、分別、荷下ろし、積込み、保管及び搬出等を行うため、必要な設備、重機、運搬車両、保護具及び管理用品等を確保する。

また、未舗装地や地盤の軟弱な場所では、車両の走行性及び作業の安全性を確保するため、必要に応じて敷鉄板や砂利等による地盤養生を行う。

一次仮置場における主な必要資機材を次表に示す。

表 38　一次仮置場における必要資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板，砂利	大型車両の走行，ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート，チェーン 南京錠	保安対策（進入防止），不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板，立て看板，場内 配置図，告知看板	運搬車両の誘導，災害廃棄物の分別区分の表示， お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識，ロープ	仮置き区域の明示，重機の可動範囲，立入禁止区域 の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別，粗破砕，積み上げ，搬出車両 の積み込み	○	
	移動式破砕機	災害廃棄物の破砕		○
	運搬車両（パッカー車， 平ボディ車，大型ダンプ， アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク，メガネ，手袋， 安全（長）靴，耳栓	安全対策，アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）， 仮設トイレ	作業員のための休憩スペース，トイレ		○
	クーラーボックス	作業員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止，飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止，保安対策，不法投棄・盗難防止， 騒音低減，景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備，散水設備 散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機，水噴霧のための電力確保，作業員の休 憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤，防虫剤，殺鼠剤	害虫対策，害獣対策		○
	放熱管，温度計，消火器， 防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素 濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

［出典：県計画（令和８年３月改定）、「災害廃棄物対策指針」【技 17-1】］

（2）二次仮置場に必要な資機材

二次仮置場では、一次仮置場等から搬入される災害廃棄物の計量、破砕、選別及び必要に応じた焼却等を行うため、処理設備、重機、運搬車両及び計量設備等を確保する。

また、処理対象となる廃棄物の性状及び施設の設置条件等に応じて、遮水シート、排水設備、水処理施設、粉じん防止設備、防音設備及び消火設備等の環境保全設備を設置する。

二次仮置場における主な必要資機材を次表に示す。

表 39　二次仮置場における必要資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	遮水シート，遮水工，アスファルト舗装	汚水の地下浸透防止，土壌汚染防止		○
	水処理施設，雨水側溝	水質汚濁防止		○
	台貫（トラックスケール）	災害廃棄物の受入，選別後の搬出時の計量	○	
	出入口ゲート，チェーン，南京錠	侵入防止，不法投棄・盗難等の防止	○	
	バリケード	作業エリアの区分・安全対策		○
処理	重機	災害廃棄物の粗分別，粗破砕，積み上げ，搬出車両の積み込み	○	
	破砕・選別機	災害廃棄物の破砕・選別	○	
	手選別ライン	混入禁止物の抜き取り		○
	仮設焼却施設	選別した可燃物の焼却		○
作業員	保護マスク，メガネ，手袋，安全（長）靴，耳栓	安全対策，アスベスト吸引防止	○	
	エアシャワー室	粉じん対策・ダイオキシン対策		○
	集じん機，集じんダクト	室内空気の浄化		○
	管理棟	管理事務，会議等を行うための建屋		○
	福利厚生設備	食堂，休憩室，託児室等		○
	二次災害防止設備	津波等の災害に対し，従業員，作業員の安全を確保するための設備		○
管理	入場許可証	不審車両の入場規制，不法投棄の防止	○	
	車両管制設備	車両の運行状況を把握・管理		○
	仮囲い	飛散防止，保安対策，不法投棄・盗難防止，騒音低減，景観への配慮	○	
	現場作業用大型テント	建設機械や処理設備の保護，防音・防塵対策，雨天時の作業時間の確保		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防音シート，防音壁	騒音対策		○
	防塵ネット	飛散防止，粉じんの飛散防止		○
	粉じん防止剤	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備，散水設備 散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機，水噴霧のための電力確保，作業員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤，防虫剤，殺鼠剤	害虫対策，害獣対策		○
	放熱管，温度計，消火器，防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○

［出典：県計画（令和８年３月改定）、「災害廃棄物対策指針」【技 17-1】］

（3）敷設資材等の種類と使用上の留意事項

仮置場の開設に当たっては、土地の舗装状況、地盤条件、排水条件及び保管する災害廃棄物の性状等に応じて、敷鉄板、砂利、遮水シート等の敷設資材を使用し、地盤の保護、作業環境の確保及び周辺環境への影響の防止を図る。

主な敷設資材等の用途及び使用上の留意事項を次表に示す。

表 40　仮置場における主な敷設資材等と使用上の留意事項

資材等	主な用途	使用上の留意事項
敷鉄板	搬入・搬出車両の走行路、重機作業場所等の地盤養生	地盤の支持力、車両の重量及び走行頻度等を踏まえて設置する。段差、ずれ、滑り等による事故を防止するとともに、必要に応じて地下埋設物への影響を確認する。
砂利・砕石	未舗装地の路盤補強、ぬかるみ防止、車両走行性の確保	地盤条件や排水状況等を考慮して使用する。土地返還時の撤去又は原状回復の方法について、土地所有者等と調整する。
遮水シート	汚濁水等の地下浸透防止、廃棄物保管場所の地盤保護	廃棄物の性状や保管方法等に応じて設置を検討する。シートの破損防止、継ぎ目の処理及び雨水・汚濁水の集排水方法等を併せて検討する。
養生シート・被覆シート	廃棄物の飛散防止、雨水の浸入抑制、保管物の保護	風による飛散や雨水の滞留等を防止できるよう、固定方法及び覆い方に留意する。
土のう・仮設排水設備	雨水の流入防止、場内排水の誘導、汚濁水の場外流出防止	敷地の勾配、周辺の排水経路及び降雨時の排水状況等を確認し、必要に応じて集水・貯留等の対策を講じる。
コンテナ・保管容器等	分別品目、有害物・危険物及び飛散しやすい廃棄物等の保管	廃棄物の性状に適した容器を使用し、転倒、破損、飛散及び漏出等を防止する。
仮囲い・飛散防止ネット	廃棄物の飛散防止、立入防止、周辺環境の保全	風圧や設置場所の状況に応じた固定方法を採用し、必要に応じて点検・補修を行う。

上表は、現行計画の必要資機材一覧を踏まえ、敷設資材等の用途及び使用上の留意事項を補足したものである。

なお、これらの資材等は、すべての仮置場に一律に設置するものではなく、地盤条件、保管する廃棄物の種類、使用期間及び周辺環境等を踏まえ、必要性及び設置範囲を判断する。特に、廃棄物からの汚濁水等による土壌汚染のおそれがある場所では、遮水対策のみでなく、雨水の流入防止、汚濁水の集排水及び適切な保管方法等を組み合わせて対策を検討する必要がある。

（4）必要資機材の調達及び人員の確保

仮置場の開設及び運営に必要な資機材については、平時から市町村が保有する資機材の種類及び数量を把握するとともに、不足が見込まれる資機材の調達先、調達方法及び搬入体制等を整理する。

特に、重機、運搬車両、敷鉄板、コンテナ及び仮設設備等については、災害発生後に複数の市町村で需要が集中することが想定されるため、関係事業者団体等との協定や既存の契約等を活用し、必要な資機材を速やかに確保できる体制を検討する。

また、仮置場の運営に当たっては、受付、車両誘導、分別指導、重機操作、搬出管理、環境保全及び安全管理等の業務を行う人員が必要となる。

これらの業務について、市町村職員のみで対応することが困難な場合には、民間事業者等への委託や関係団体からの支援を活用する。

下表は、仮置場における主な業務を整理したものであり、必要人員や配置については、仮置場の規模、受入量、開設時間及び運営方式等に応じて設定する。

表 41　仮置場の開設・運営に必要な人員と主な業務

担当業務	主な内容
運営責任者	仮置場全体の運営管理、関係機関との連絡調整、作業状況の把握
受付担当	搬入者の確認、搬入物の確認、受付記録の作成
車両誘導担当	搬入・搬出車両の誘導、場内動線の確保、渋滞防止
分別指導担当	廃棄物の分別確認、荷下ろし場所の案内、混合廃棄物の発生防止
重機・運搬担当	廃棄物の積込み、移動、整理及び搬出
記録・搬出管理担当	搬入・搬出量の把握、日報の作成、保管量の管理
環境・安全管理担当	飛散・流出・火災の防止、作業安全の確認、場内点検

６．感染症等への対策

災害時には、生活ごみ、避難所ごみ、し尿及び災害廃棄物等の収集・処理を継続する必要があり、感染症の流行時においても、廃棄物処理業務の停滞を防止することが重要である。

このため、市町村及び廃棄物処理事業者等は、平時から作業従事者の健康管理、手洗い等の衛生管理、適切な保護具の確保及び作業環境の整備を行い、感染症の発生及び拡大の防止に努める。

また、感染症の発生状況に応じて、作業員の配置や交代体制、作業場所及び休憩施設の衛生管理等を見直し、必要な人員を確保して廃棄物処理業務を継続できる体制を整備する。

仮置場においては、腐敗性廃棄物や汚泥等による衛生上の問題に加え、作業従事者の負傷、汚染物への接触及び感染性廃棄物の混入等に留意し、必要な安全衛生対策を講じる。

感染性廃棄物が発見された場合には、一般の災害廃棄物と混合しないよう適切に分別・保管し、関係法令に基づく処理ルートを確保する。

県は、感染症等への対策に関して、関係部局及び関係機関との情報共有を図るとともに、必要に応じて市町村への情報提供及び技術的な助言を行う。

廃棄物処理等の作業における感染防止策の具体例を次表に示す。

表 42　廃棄物処理等における感染防止策の具体例

対　策	感染防止策
処理作業等及び事務作業における共通の対策	・作業従事者の健康状態を把握し、体調不良時の報告及び対応方法をあらかじめ定める。 ・手洗い等の手指衛生を行うとともに、共用する設備や物品等について適切な清掃を実施し、必要に応じて消毒する。 ・事務所、更衣室及び休憩室等の換気を適切に行う。 ・感染症の発生状況や作業環境等に応じて、マスク等の適切な保護具を使用する。 ・感染症の流行等により人員が不足する場合に備え、交代要員の確保や勤務体制の見直し等、業務継続に必要な対応を検討する。
処理作業等における対策（作業前）	・作業内容や廃棄物の性状等に応じて、手袋、マスク、保護眼鏡及び保護衣等の適切な保護具を着用する。 ・作業開始前に保護具の破損や汚れ等の状態を確認する。 ・更衣室及び作業員の待機場所等について、適切な換気及び衛生管理を行う。
処理作業等における対策（作業中）	・廃棄物に素手で触れないようにするとともに、使用した手袋の外面等への接触に留意する。 ・作業内容に応じて、手洗い等の手指衛生を適切に行う。 ・廃棄物の飛散、汚水との接触及び針刺し等による負傷を防止する。 ・運搬車両の車内や作業員の休憩場所等について、適切な換気を行う。 ・感染症の発生状況に応じて、作業員間の接触機会の低減等、必要な感染防止対策を講じる。
処理作業等における対策（作業後）	・作業終了後は、手洗い等の手指衛生を行う。 ・運搬車両、処理施設及び使用した器具等について適切な清掃を行い、必要に応じて消毒する。 ・使用した保護具は、その種類及び使用状況に応じて適切に取り外し、洗浄、消毒又は廃棄する。 ・汚染された作業着等については、衛生面に配慮して適切に取り扱い、必要に応じて洗濯等を行う。
事務作業における対策	・事務所及び窓口等では、手洗い等の手指衛生、換気及び共用部分の清掃を適切に行う。 ・職員及び来訪者が手洗い等の手指衛生を行える環境を確保する。 ・体調不良者が発生した場合の連絡方法や対応手順を整理する。 ・感染症の発生状況や業務内容等に応じて、オンライン会議の活用、勤務体制の調整及び必要な接触機会の低減等を検討する。

注：１．本表は、感染症の流行状況や作業環境等に応じて実施する感染防止策の例を示したものであり、すべての対策を一律に実施するものではない。
　　２．感染性廃棄物の収集・運搬、保管及び処理については、感染性廃棄物処理マニュアル等の関係法令・指針に基づき、別途必要な措置を講じる。

（「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について」等　より作成）

７．仮置場の閉鎖及び原状回復

仮置場の閉鎖に当たっては、災害廃棄物の搬出状況及び処理の進捗状況等を踏まえ、受入れの終了、保管廃棄物の搬出、仮設設備等の撤去、環境状況の確認及び土地の原状回復を計画的に実施する必要がある。

また、仮置場として使用した土地については、土地所有者及び管理者等と協議の上、使用前の土地の状況や使用条件等を踏まえて必要な原状回復を行い、返還する。

（１）仮置場の閉鎖及び集約

市町村は、災害廃棄物の搬入量及び搬出量、保管量、処理先の確保状況並びに仮置場の使用可能期間等を踏まえ、一次仮置場の縮小、集約及び閉鎖を検討する。

仮置場の閉鎖に当たっては、新たな災害廃棄物の受入れを終了する時期を定め、必要に応じて他の仮置場への搬入先の変更等を行う。

また、住民及び関係事業者等に対して、受入終了日、代替の搬入先及び搬入方法等について、ホームページ、SNS、広報紙等を活用して周知する。

閉鎖する仮置場に保管されている災害廃棄物については、処理先又は他の仮置場への搬出を計画的に進め、場内に廃棄物が残存しないよう確認する。

（２）保管廃棄物及び仮設設備等の撤去

仮置場の閉鎖に際しては、保管している災害廃棄物の種類及び数量を確認し、処理先への搬出が完了したことを確認する。

また、敷鉄板、遮水シート、コンテナ、仮囲い、案内板、管理小屋及び仮設排水設備等について、土地の返還条件を踏まえ、必要な撤去を行う。

廃棄物の搬出及び仮設設備等の撤去後には、場内の清掃を行い、廃棄物の残さ、破片及び飛散物等が残っていないことを確認する。

（３）環境状況の確認及び原状回復

仮置場の使用後は、保管していた災害廃棄物の種類、使用期間、地盤の状況及び汚濁水等の発生状況を踏まえ、必要に応じて土壌調査等を実施する。

土壌調査等を実施する場合には、使用前に記録した土地の状況や土壌調査結果等を参考に、仮置場の使用に伴う影響の有無を確認する。

また、土地の原状回復に当たっては、敷鉄板等の撤去後の地盤の状況、舗装の損傷、排水施設の破損、土壌の汚染及び地表面の不陸等を確認し、土地所有者及び管理者等と協議した上で必要な措置を講じる。

仮置場の閉鎖及び原状回復に当たっての主な確認事項を次表に示す。

表 43　仮置場の閉鎖及び原状回復に係る確認事項

項　目	主な確認内容
受入れの終了	受入終了日、代替搬入先、住民及び関係事業者等への周知状況
廃棄物の搬出	廃棄物の種類別保管量、搬出先、搬出完了状況
仮設設備の撤去	敷鉄板、遮水シート、コンテナ、仮囲い、管理小屋等の撤去状況
場内清掃	廃棄物の残さ、破片、飛散物等の残存状況
地盤・舗装	地盤沈下、不陸、舗装の損傷、ぬかるみ等の有無
排水施設	側溝、排水路、暗渠排水管等の損傷及び排水機能
土壌・周辺環境	保管廃棄物の性状等に応じた土壌汚染等の確認
原状回復	土地所有者等との協議内容、必要な復旧措置の実施状況
土地の返還	土地所有者・管理者等による確認、返還条件への適合状況、関係記録の保存

（4）土地所有者等との確認及び返還

仮置場の返還に当たっては、土地所有者及び管理者等と現地確認を行い、原状回復の実施状況や土地の利用再開に支障がないこと等を確認する。

また、土地の使用前、使用中及び返還時の状況を記録した写真、必要に応じて実施した土壌調査等の結果、廃棄物の搬出記録並びに原状回復の実施記録等について、整理・保存する。

なお、原状回復の範囲については、災害発生前又は災害発生後のいずれの状態を基準とするか等、土地所有者及び管理者等との事前協議内容や使用条件を踏まえて判断する。

県は、市町村における仮置場の閉鎖及び原状回復に関し、必要に応じて技術的な助言や関係機関との調整等を行う。また、県が二次仮置場の設置・運営を担う場合には、関係市町村及び土地所有者等との役割分担や使用条件を踏まえ、閉鎖及び返還に必要な対応を行う。

□ 仮置場の原状復旧方法

仮置場の閉鎖時は原状復旧が基本であるが，土地所有者等との返却時のルール等がある場合は，それらに基づき実施する。詳細な返却ルールが決まっていない場合は，返却前に土地所有者等と協議し，地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土，必要に応じた土壌分析等を行っておくことが重要である。

土地所有者等に対しては，必要に応じて，原状回復に係る計画説明会の開催や，完了時の返地立会いなどの機会を設ける。仮置場の造成時に埋設した災害廃棄物等がある場合は，掘り起こして適切に処理することが求められる。

Point! 利用前の写真撮影が原状復旧には有効！

○仮置場の原状復旧の手順

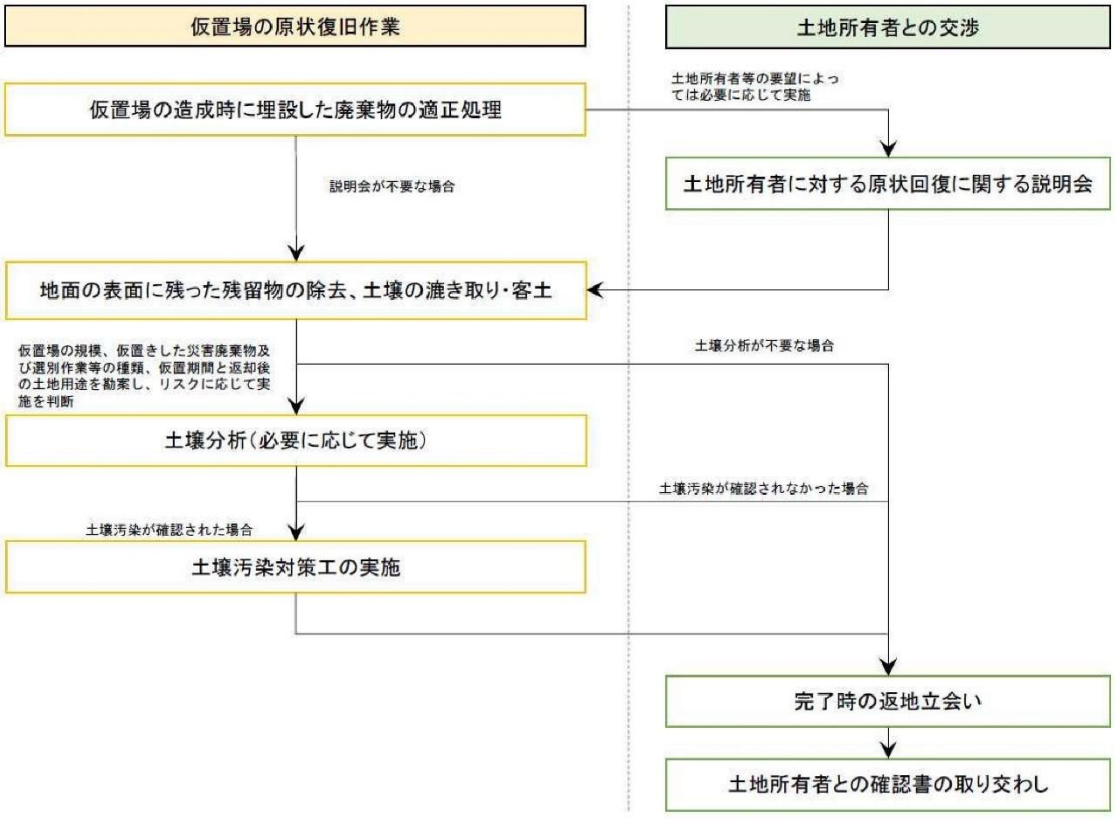

資料：災害廃棄物対策指針 技術資料「技 18-6　仮置場の復旧」（H31.4.1）より

Record 民地を活用した際には，貸借契約を締結。
原状復旧の徹底のため，従前の写真撮影，返却時は清掃と立ち合い確認を行う。（M市）

［出典：「一次仮置場設置運営の手引き」中国四国環境局 P35］

図 16　原状復旧及び返還フロー図

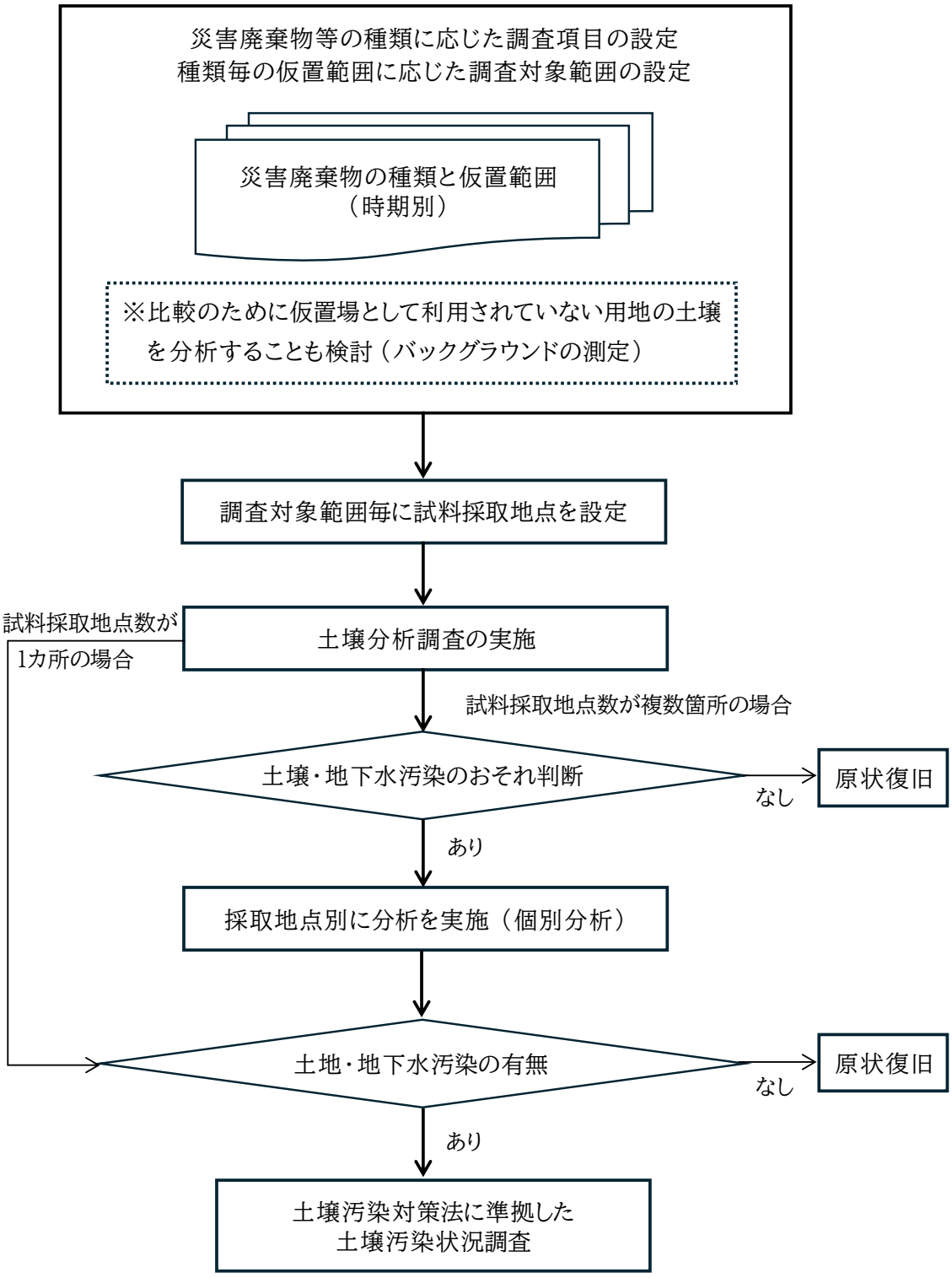

出典：「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」（令和３年５月）P88

図 17　土壌分析調査フロー

資料 10　既存処理施設における処理可能量試算方法

１．基本的な考え方

既存の廃棄物処理施設における災害廃棄物等の処理可能量は、発災後に既存施設を活用して災害廃棄物を処理する際の対応余力を把握するために試算する。

「災害廃棄物対策指針」【技 I4-4】既存の廃棄物処理施設における災害廃棄物等の処理可能量の試算」では、既存の焼却（溶融）処理施設及び最終処分場について、施設の稼働状況、処理能力、処理余力、残余年数等の制約条件を考慮し、災害廃棄物の受入対象となる施設を抽出した上で処理可能量を算定する方法が示されている。

処理可能量は、既存施設における通常時の処理を継続することを前提として、通常処理に支障を及ぼさない範囲で災害廃棄物を受け入れることができる量として整理する。

２．処理可能量の算定方法

焼却施設及び最終処分場の処理可能量は、年間処理実績等に対して、災害廃棄物処理に充てる割合である「分担率」を乗じて算定する。

【焼却施設】

処理可能量（トン/年）＝ 年間処理量（実績）（トン/年）× 分担率

【最終処分場】

処理可能量（トン/年）＝ 年間埋立処分量（実績）（トン/年）× 分担率

「災害廃棄物対策指針」【技 I4-4】では、この実績量に分担率を乗じる方法を基本としている。なお、参考として施設の公称能力を最大限活用することを前提に、下記によって余力を求める方法も示されている。

焼却施設：公称能力 － 通常時の処理量

最終処分場：残余容量 － 年間埋立量×10 年

ただし、この方法は処理可能量を過大評価する可能性があるため、地域の状況や施設の稼働状況を考慮して慎重に設定する必要がある。

３．処理可能量の試算フロー

処理可能量は、次の流れで試算する。

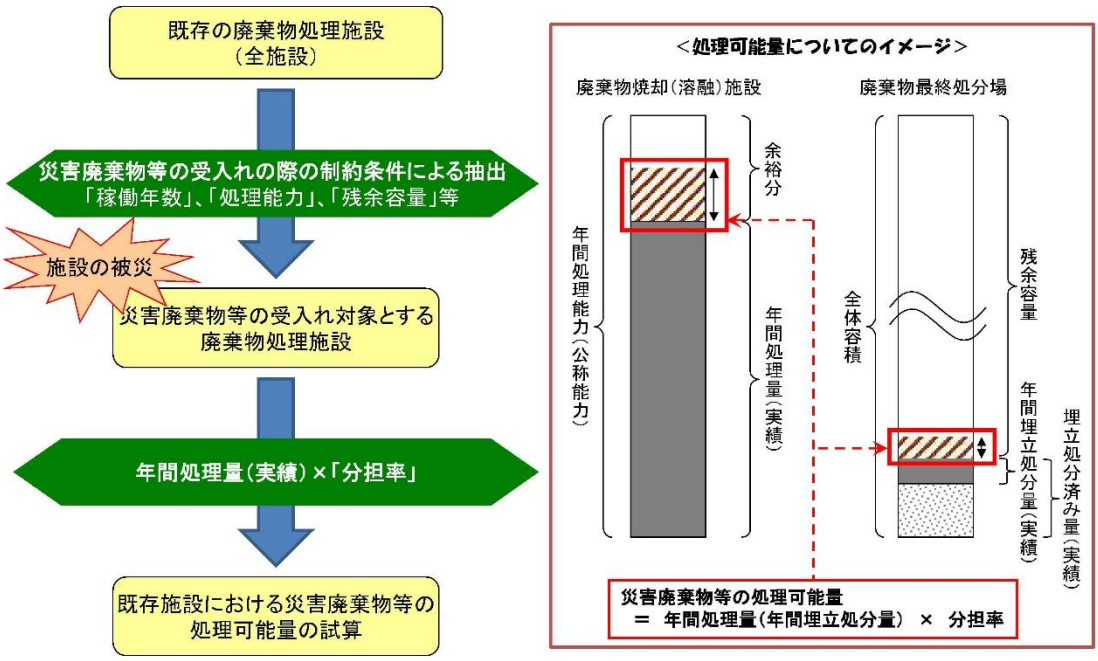

図 18　災害廃棄物等の処理可能量の試算フロー

焼却施設については、主に稼働年数、処理能力（公称能力）、公称能力に対する余裕分の割合を制約条件とする。最終処分場については、主に残余年数を制約条件とする。

４．焼却施設の試算条件

「災害廃棄物対策指針」【技 14-4】では、施設の現状の稼働状況への負荷を考慮した安全側の「低位シナリオ」、災害廃棄物処理を最大限行うことを想定した「高位シナリオ」、その中間となる「中位シナリオ」の３ケースを設定している。

表 44　各シナリオの概要

条件項目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
稼働年数	20 年超の施設を除外	30 年超の施設を除外	制約なし
処理能力（公称能力）	100t/日未満を除外	50t/日未満を除外	30t/日未満を除外
公称能力に対する余裕分	20%未満を除外	10%未満を除外	制約なし※
年間処理量（実績）に対する分担率	最大 ５%	最大 10%	最大 20%

注：処理能力に対する余裕分が０の施設は受入対象から除外する。

したがって、焼却施設については、まず各シナリオの制約条件を満たす施設を抽出し、その施設の年間処理実績に５%、10%又は 20%を乗じて処理可能量を算定する。

５．試算結果

表 45　シナリオ試算による処理可能量

	事業主体名	施設の名称	処理方式･炉型式	年間処理能力（令和６年度年間処理量）（ｔ/年度）	運転開始年 月	規模（ｔ/日）		年間処理能力（公称処理能力）（ｔ/年度）	余裕分（ｔ/年度）	処理能力（公称能力）に対する余裕分の割 合（%）	処理可能量（ｔ） シナリオ（分担率） 高 位（20%）	中 位（10%）	低 位（５%）
東部圏域	徳島市	西部環境事業所	ストーカ全連	34,747	1991年4月	180	2炉	50,400	15,653	31.1	6,949	－	－
		東部環境事業所	ストーカ全連	31,916	1979年8月	190	2炉	53,200	21,284	40.0	6,383	－	－
	鳴門市	鳴門市クリーンセンター	ガス化	15,129	2008年4月	70	2炉	19,600	4,471	22.8	3,026	1,513	－
	小松島市	環境衛生センター	ストーカ准連	10,733	1983年4月	70	2炉	19,600	8,867	45.2	2,147	－	－
	吉野川市	吉野川市環境センター	ストーカ准連	－	2025年11月	42	2炉	11,760	－	－	－	－	－
	石井町	石井町清掃センター	ストーカバッチ	4,754	1978年4月	30	2炉	8,400	3,646	43.4	951	－	－
	松茂町	第二環境センター	ストーカバッチ	4,814	1999年4月	20	2炉	5,600	786	14.0	－	－	－
	北島町	清掃センター	ストーカバッチ	4,551	1985年4月	26	2炉	7,280	2,729	37.5	－	－	－
	藍住町	西クリーンステーション	ストーカ准連	7,500	1980年10月	30	2炉	8,400	900	10.7	1,500	－	－
	板野町	板野町環境センター	ストーカ式（可動）	－	1990年	16	2炉	4,480	－	－	－	－	－
	中央広域環境施設組合	中央広域環境センター〔＊1,800kW〕	ガス化	27,253	2005年8月	120	2炉	33,600	－	－	－	－	－
東部圏域の処理可能量				114,144	－	－	－	184,240	58,336	31.7	20,956	1,513	－

	事業主体名	施設の名称	処理方式･炉型式	年間処理能力（令和６年度年間処理量）（ｔ/年度）	運転開始年 月	規模（ｔ/日）		年間処理能力（公称処理能力）（ｔ/年度）	余裕分（ｔ/年度）	処理能力（公称能力）に対する余裕分の割 合（%）	処理可能量（ｔ） シナリオ（分担率） 高 位（20%）	中 位（10%）	低 位（５%）
南部圏域	阿南市	エコパーク阿南（高効率ごみ発電施設）〔＊1,420kW〕	ストーカ全連	18,018	2014年4月	96	2炉	26,880	8,862	33.0	3,604	1,802	－
	阿南市	阿南クリーンセンター	ストーカ全連	－	1990年11月	120	2炉	－	－	－	－	－	－
	那賀町	清掃センター	固定バッチ	－	1995年12月	16	2炉	－	－	－	－	－	－
	那賀町	那賀町クリーンセンター	ストーカバッチ	1,380	2020年4月	6/8h	1炉	1,680	300	17.9	－	－	－
	海部郡衛生処理事務組合（美波町・牟岐町・海陽町）	海部美化センター	ストーカバッチ	5,561	1979年4月	50	2炉	14,000	8,439	60.3	1,112	－	－
南部圏域				24,959	－	－	－	42,560	17,601	41.4	4,716	1,802	－

	事業主体名	施設の名称	処理方式･炉型式	年間処理能力（令和６年度年間処理量）（ｔ/年度）	運転開始年 月	規模（ｔ/日）		年間処理能力（公称処理能力）（ｔ/年度）	余裕分（ｔ/年度）	処理能力（公称能力）に対する余裕分の割 合（%）	処理可能量（ｔ） シナリオ（分担率） 高 位（20%）	中 位（10%）	低 位（５%）
西部圏域	美馬環境整備組合（美馬市、つるぎ町）	クリーンセンター美馬	流動准連	8,285	1997年4月	72	2炉	20,160	11,875	58.9	1,657	829	－
	美馬市	木屋平村ごみ焼却場	固定バッチ	－	1995年	2	1炉	560	－	－	－	－	－
	みよし広域連合（三好市、東みよし町）	清掃センター	ストーカ准連	10,281	1981年4月	50	2炉	14,000	3,719	26.6	2,056	－	－
西部圏域の処理可能量				18,566	－	－	－	20,160	11,875	58.9	1,657	829	－

注：１.「中央広域環境センター」については、計画時点での稼働終了等を考慮して算定対象外とする。
２．みよし広域連合清掃センターは令和８年度に休止予定であるため、処理可能量は参考値として示し、西部圏域及び県全体の処理可能量の合計には含めていない。なお、年間処理量及び年間処理能力については、施設の稼働実績を示すため、集計対象に含めている。

資料11　圏域別の災害廃棄物発生量、組成及び処理フロー

１．基本的な考え方

本資料では、南海トラフ巨大地震及び中央構造線・活断層地震を対象として、徳島県内の東部、南部及び西部の各圏域における災害廃棄物の発生量、種類別組成及び処理フローを示す。

災害廃棄物の発生量及び種類別組成は、各圏域における処理対象量や必要な処理能力等を把握するための基礎資料となる。また、処理フローは、種類別の発生量を基に、破砕・選別、焼却、再資源化及び最終処分等の処理工程を整理し、災害廃棄物の処理の全体像を把握するために作成するものである。

処理フローの作成に当たっては、各圏域の災害廃棄物発生量及び種類別組成を踏まえ、処理方法ごとの数量を整理するとともに、処理工程間の物質収支の整合を図る。

２．処理フローの物質収支に関する留意事項

災害廃棄物処理フローの作成に当たっては、種類別の発生量を基に、破砕・選別、焼却、再資源化及び最終処分等の処理工程における数量を整理し、発生量と処理・処分量の物質収支の整合を図っている。

本処理フローでは、土砂、燃えがら及びその他の発生量について、処理工程における数量の重複や計上漏れを防ぐため、処理フロー上の「不燃物」に含めて整理している。これらの数量については、不燃物の処理量に反映するとともに、再資源化量又は最終処分量への配分を行っている。

また、「焼却による減量」は、可燃物の焼却処理に伴う減量のみを計上するものとし、土砂、燃えがら及びその他の数量が焼却による減量に含まれないよう整理している。

なお、土砂、燃えがら及びその他を「不燃物」に含める取扱いは、処理フロー上の数量整理を目的としたものであり、これらがすべて同一の性状を有することや、同一の処理方法を適用することを意味するものではない。実際の処理に当たっては、それぞれの性状、有害物質の含有状況及び再生利用の適否等を踏まえ、適切な処理方法を選定する必要がある。

また、処理フローに示す数量は、表示上の端数処理により、個別項目の表示値の合計と合計欄の表示値が一致しない場合がある。このため、物質収支の確認に当たっては、端数処理前の数値を基に整合を確認するものとする。

３．圏域別の災害廃棄物発生量、組成及び処理フロー

各圏域における災害廃棄物の種類別発生量、容量換算量及び仮置場必要面積の推計結果を示す。また、東部、南部及び西部の各圏域について、災害廃棄物の選別、再資源化、焼却及び最終処分に至る処理フローを示す。

（１）南海トラフ巨大地震

１）圏域別の災害廃棄物発生量、容量換算量及び仮置場必要面積

表 46　圏域別災害廃棄物の組成及び発生量

項目	災害廃棄物発生量（ｔ）										
	組成別								津波堆積物	合計（津波堆積物除く）	合計
単位	柱角材（ｔ）	可燃物（ｔ）	不燃物（ｔ）	コンクリートがら（ｔ）	金属（ｔ）	土砂（ｔ）	燃えがら（ｔ）	その他（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）	（ｔ）
東部圏域	951,568	713,870	2,371,350	3,811,849	117,424	26,490	118,645	116,063	2,564,160	8,227,258	10,791,418
南部圏域	282,923	243,228	748,937	1,150,497	36,486	21,303	7,586	46,056	1,250,400	2,537,017	3,787,417
西部圏域	42,610	16,509	82,928	134,783	2,370	21,489	872	4,542	0	306,103	306,103
合計	1,277,101	973,607	3,203,216	5,097,129	156,280	69,282	127,102	166,660	3,814,560	11,070,378	14,884,938

項目	災害廃棄物発生量：容量換算後										
	組成別								津波堆積物	合計（津波堆積物除く）	合計
単位	柱角材（m^3）	可燃物（m^3）	不燃物（m^3）	コンクリートがら（m^3）	金属（m^3）	土砂（m^3）	燃えがら（m^3）	その他（m^3）	（m^3）	（m^3）	（m^3）
東部圏域	1,153,416	1,189,783	1,437,182	2,310,211	71,166	16,055	71,906	70,341	1,554,036	6,320,059	7,874,096
南部圏域	342,937	405,381	453,901	697,271	22,113	12,911	4,597	27,912	757,818	1,967,024	2,724,842
西部圏域	51,648	27,515	50,259	81,687	1,437	13,024	528	2,753	0	228,851	228,851
合計	1,548,001	1,622,679	1,941,343	3,089,169	94,715	41,989	77,032	101,006	2,311,855	8,515,934	10,827,789

項目	仮置場必要面積										
	組成別								津波堆積物	合計（津波堆積物除く）	合計
単位	柱角材（m^2）	可燃物（m^2）	不燃物（m^2）	コンクリートがら（m^2）	金属（m^2）	土砂（m^2）	燃えがら（m^2）	その他（m^2）	（m^2）	（m^2）	（m^2）
東部圏域	461,366	475,913	574,873	924,085	28,466	6,422	28,762	28,136	621,615	2,528,024	3,149,638
南部圏域	137,175	162,152	181,561	278,908	8,845	5,164	1,839	11,165	303,127	786,810	1,089,937
西部圏域	20,659	11,006	20,104	32,675	575	5,210	211	1,101	0	91,540	91,540
合計	619,201	649,071	776,537	1,235,668	37,886	16,796	30,813	40,402	924,742	3,406,374	4,331,116

注：１.災害廃棄物発生量は、想定する被害に基づき、組成別に推計したものである。津波堆積物は別途算定し、災害廃棄物発生量との合計を示した。
２．容量換算量は、組成別の発生量を見かけ比重により換算したものである。
３．仮置場必要面積は、組成別の容量換算量に基づき算定したものであり、実際の仮置場の配置、保管方法等により必要面積は変動する。
４．各数値は端数処理前の計算値を用いて集計しているため、表示値を合計した結果と合計欄の数値が一致しない場合がある。

2）東部圏域の災害廃棄物処理フロー

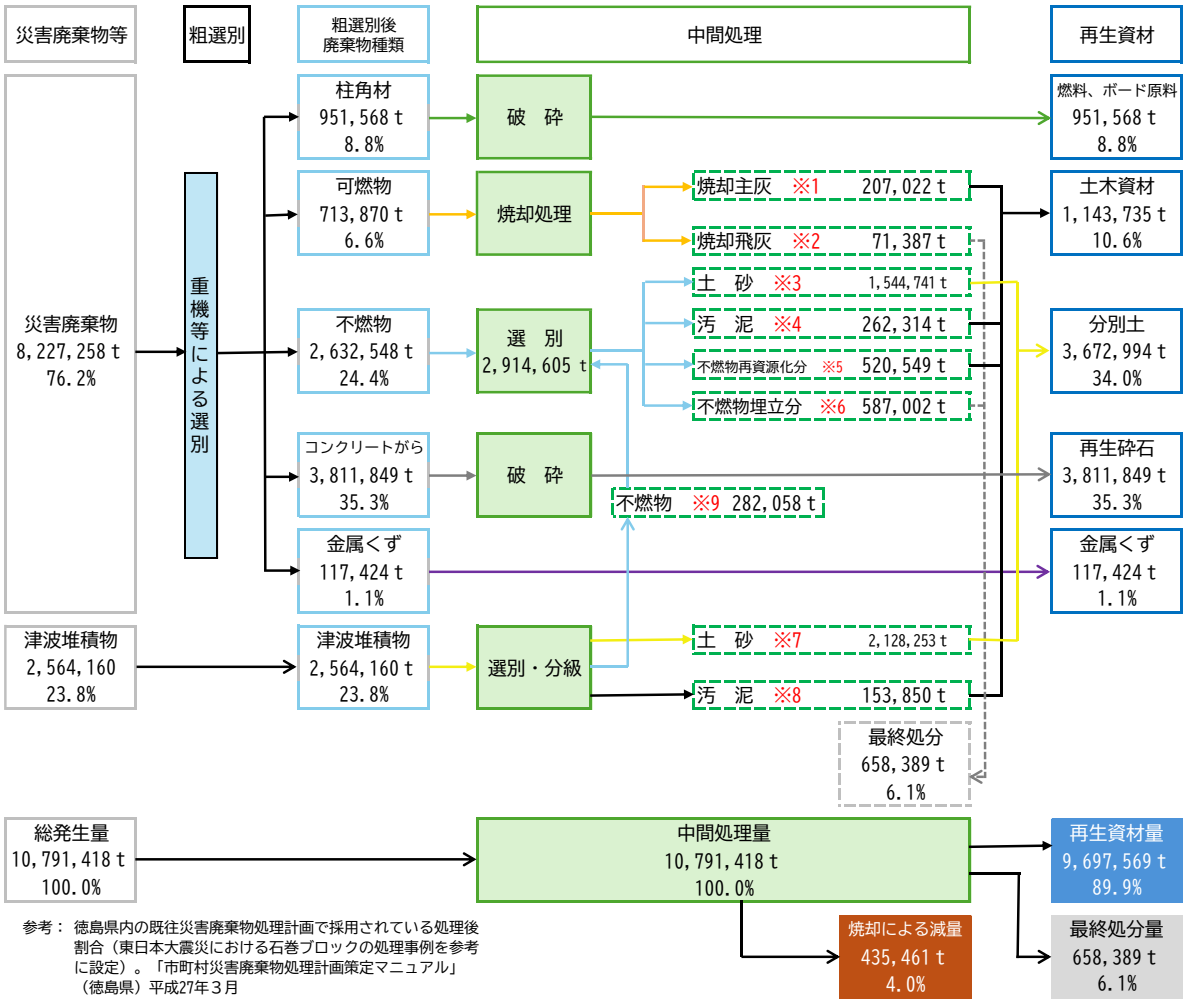

参考：徳島県内の既往災害廃棄物処理計画で採用されている処理後割合（東日本大震災における石巻ブロックの処理事例を参考に設定）。「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」（徳島県）平成27年３月

	処理後区分	処理後割合	備　考
可燃物	焼却主灰	29%	※1
	焼却飛灰	10%	※2

	処理後区分	処理後割合	備　考
不燃物	土　砂	53%	※3
	汚　泥	9%	※4
	不燃物	38%	－
選別後不燃物内訳	再資源化分	47%	※5
	埋立分	53%	※6

	処理後区分	処理後割合	備　考
津波堆積物	土　砂	83%	※7
	汚　泥	6%	※8
	不燃物	11%	※9

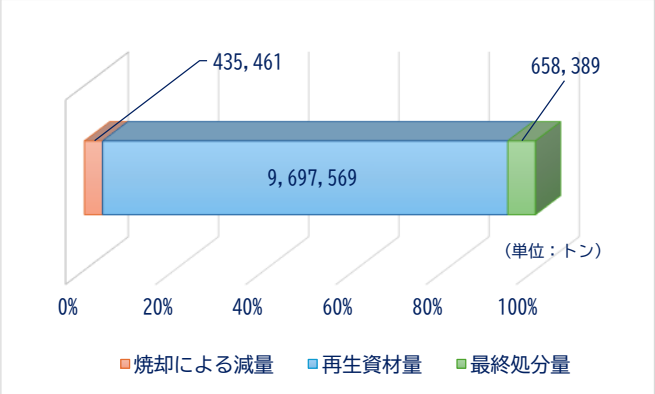

注：１．災害廃棄物の組成別発生量を基に、選別、再資源化、焼却及び最終処分の各工程における処理量を推計したものである。処理後の割合は、東日本大震災における石巻ブロックの処理事例等を参考に、徳島県の既往計画で採用された割合を用いている。なお、各工程の数量は端数処理により、表示値の合計と一致しない場合がある。

２．土砂、燃えがら及びその他は、不燃物として再資源化又は最終処分に配分し、焼却による減量には含めない。

図 19　東部圏域の処理フロー

3）南部圏域の災害廃棄物処理フロー

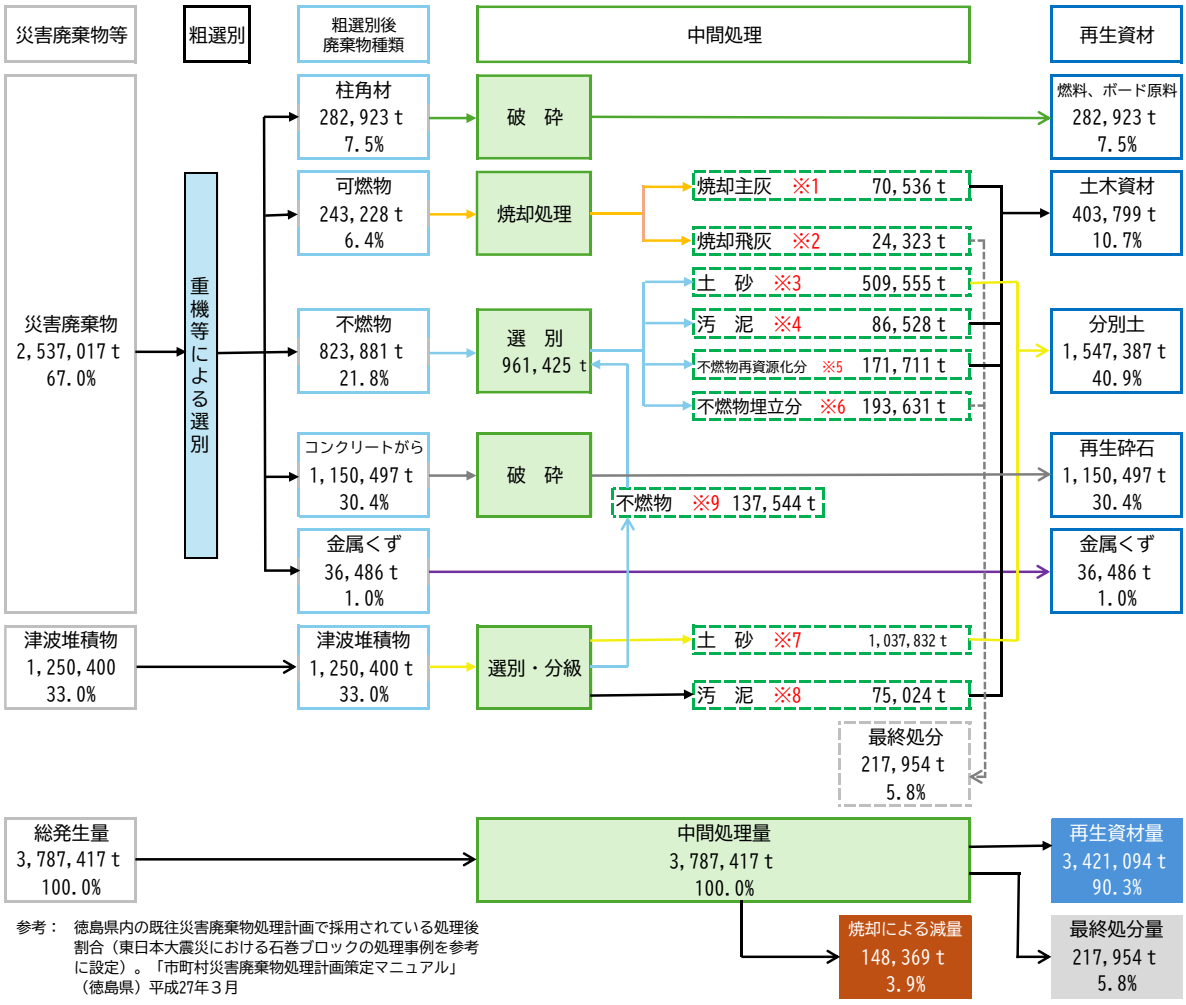

参考： 徳島県内の既往災害廃棄物処理計画で採用されている処理後割合（東日本大震災における石巻ブロックの処理事例を参考に設定）。「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」（徳島県）平成27年３月

	処理後区分	処理後割合	備 考
可燃物	焼却主灰	29%	※1
	焼却飛灰	10%	※2

	処理後区分	処理後割合	備 考
不燃物	土 砂	53%	※3
	汚 泥	9%	※4
	不燃物	38%	－
選別後不燃物内訳	再資源化分	47%	※5
	埋立分	53%	※6

	処理後区分	処理後割合	備 考
津波堆積物	土 砂	83%	※7
	汚 泥	6%	※8
	不燃物	11%	※9

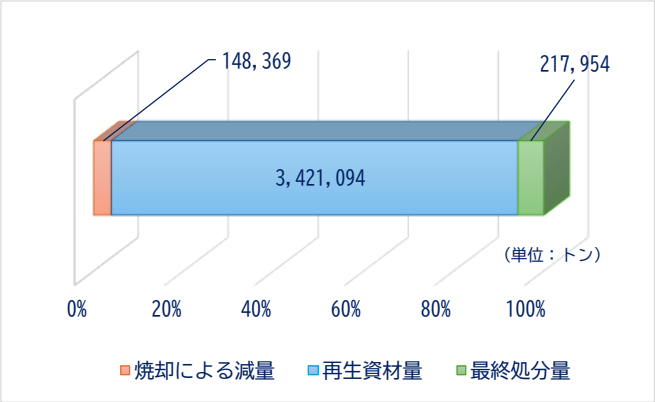

注：１．災害廃棄物の組成別発生量を基に、選別、再資源化、焼却及び最終処分の各工程における処理量を推計したものである。処理後の割合は、東日本大震災における石巻ブロックの処理事例等を参考に、徳島県の既往計画で採用された割合を用いている。なお、各工程の数量は端数処理により、表示値の合計と一致しない場合がある。

２．土砂、燃えがら及びその他は、不燃物として再資源化又は最終処分に配分し、焼却による減量には含めない。

図 20　南部圏域の処理フロー

４）西部圏域の災害廃棄物処理フロー

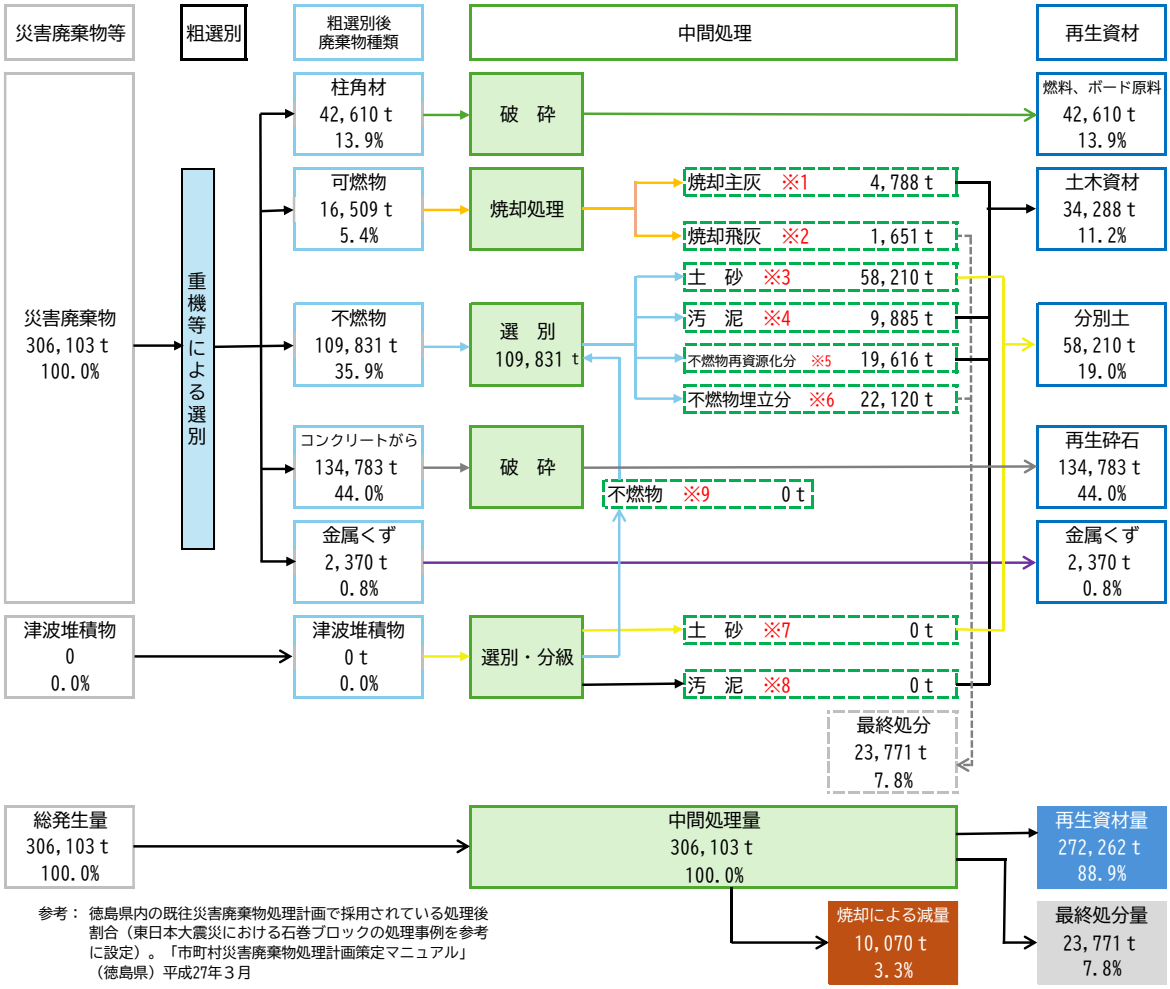

参考：徳島県内の既往災害廃棄物処理計画で採用されている処理後割合（東日本大震災における石巻ブロックの処理事例を参考に設定）。「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」（徳島県）平成27年３月

	処理後区分	処理後割合	備　考
可燃物	焼却主灰	29%	※1
	焼却飛灰	10%	※2

	処理後区分	処理後割合	備　考
不燃物	土　砂	53%	※3
	汚　泥	9%	※4
	不燃物	38%	－
選別後不燃物内訳	再資源化分	47%	※5
	埋立分	53%	※6

	処理後区分	処理後割合	備　考
津波堆積物	土　砂	83%	※7
	汚　泥	6%	※8
	不燃物	11%	※9

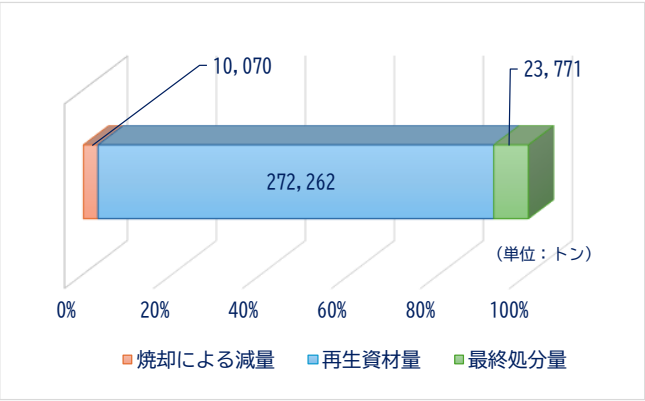

注：１．災害廃棄物の組成別発生量を基に、選別、再資源化、焼却及び最終処分の各工程における処理量を推計したものである。処理後の割合は、東日本大震災における石巻ブロックの処理事例等を参考に、徳島県の既往計画で採用された割合を用いている。なお、各工程の数量は端数処理により、表示値の合計と一致しない場合がある。

２．土砂、燃えがら及びその他は、不燃物として再資源化又は最終処分に配分し、焼却による減量には含めない。

図 21　西部圏域の処理フロー

（2）中央構造線・活断層地震

1）圏域別の災害廃棄物発生量、容量換算量及び仮置場必要面積

表 47　圏域別災害廃棄物の組成及び発生量

項目	災害廃棄物発生量								
	組成別								合計
単位	柱角材 (t)	可燃物 (t)	不燃物 (t)	コンクリートがら (t)	金属 (t)	土砂 (t)	燃えがら (t)	その他 (t)	(t)
東部圏域	878,779	306,628	1,673,771	3,296,593	89,218	13,710	422,597	2,898	6,684,193
南部圏域	2,491	879	4,883	7,895	130	0	0	0	16,278
西部圏域	66,730	24,334	130,506	211,434	3,570	11,450	513	2,420	450,956

項目	災害廃棄物発生量：容量換算後								
	組成別								合計
単位	柱角材 (m^3)	可燃物 (m^3)	不燃物 (m^3)	コンクリートがら (m^3)	金属 (m^3)	土砂 (m^3)	燃えがら (m^3)	その他 (m^3)	(m^3)
東部圏域	1,065,186	511,046	1,014,407	1,997,935	54,071	8,309	256,119	1,756	4,908,830
南部圏域	3,019	1,465	2,960	4,785	79	0	0	0	12,307
西部圏域	80,885	40,557	79,095	128,142	2,164	6,939	311	1,467	339,558

項目	仮置場必要面積								
	組成別								合計
単位	柱角材 (m^2)	可燃物 (m^2)	不燃物 (m^2)	コンクリートがら (m^2)	金属 (m^2)	土砂 (m^2)	燃えがら (m^2)	その他 (m^2)	(m^2)
東部圏域	426,075	204,418	405,763	799,174	21,629	3,324	102,448	702	1,963,532
南部圏域	1,208	586	1,184	1,914	32	0	0	0	4,923
西部圏域	32,354	16,223	31,638	51,257	865	2,776	124	587	135,823

注：1．災害廃棄物発生量は、想定する被害に基づき、組成別に推計したものである。
2．容量換算量は、組成別の発生量を見かけ比重により換算したものである。
3．仮置場必要面積は、組成別の容量換算量に基づき算定したものであり、実際の仮置場の配置、保管方法等により必要面積は変動する。
4．各数値は端数処理前の計算値を用いて集計しているため、表示値を合計した結果と合計欄の数値が一致しない場合がある。

2）東部圏域の災害廃棄物処理フロー

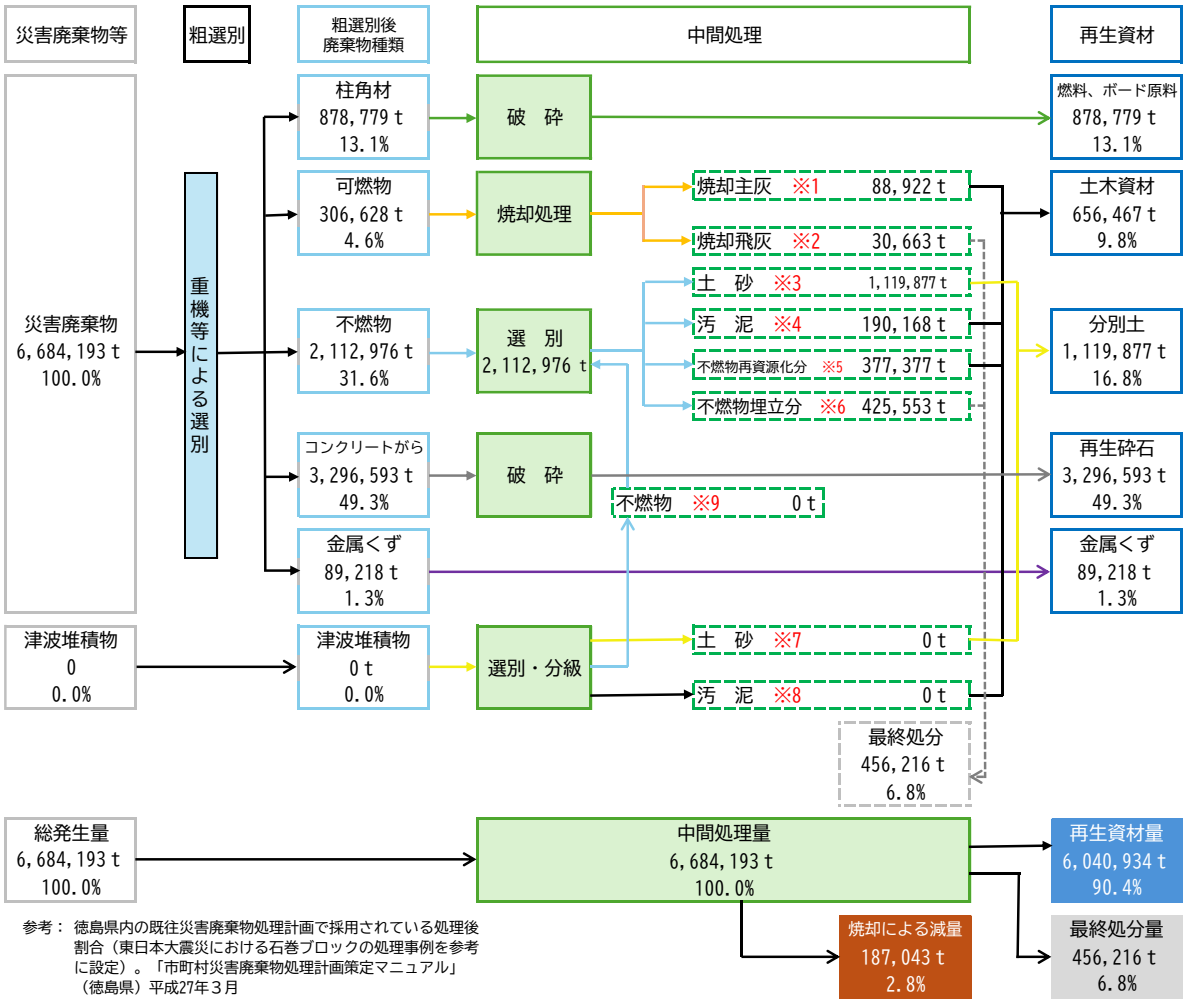

参考： 徳島県内の既往災害廃棄物処理計画で採用されている処理後割合（東日本大震災における石巻ブロックの処理事例を参考に設定）。「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」（徳島県）平成27年３月

	処理後区分	処理後割合	備 考
可燃物	焼却主灰	29%	※1
	焼却飛灰	10%	※2

	処理後区分	処理後割合	備 考
不燃物	土 砂	53%	※3
	汚 泥	9%	※4
	不燃物	38%	－
選別後不燃物内訳	再資源化分	47%	※5
	埋立分	53%	※6

	処理後区分	処理後割合	備 考
津波堆積物	土 砂	83%	※7
	汚 泥	6%	※8
	不燃物	11%	※9

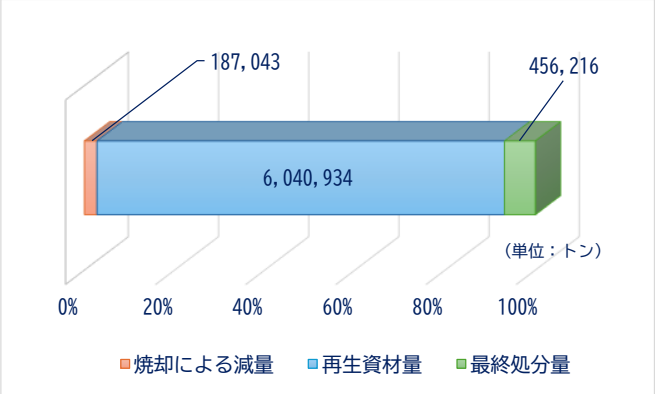

注：１．災害廃棄物の組成別発生量を基に、選別、再資源化、焼却及び最終処分の各工程における処理量を推計したものである。処理後の割合は、東日本大震災における石巻ブロックの処理事例等を参考に、徳島県の既往計画で採用された割合を用いている。なお、各工程の数量は端数処理により、表示値の合計と一致しない場合がある。

２．土砂、燃えがら及びその他は、不燃物として再資源化又は最終処分に配分し、焼却による減量には含めない。

図 22　東部圏域の処理フロー

3）南部圏域の災害廃棄物処理フロー

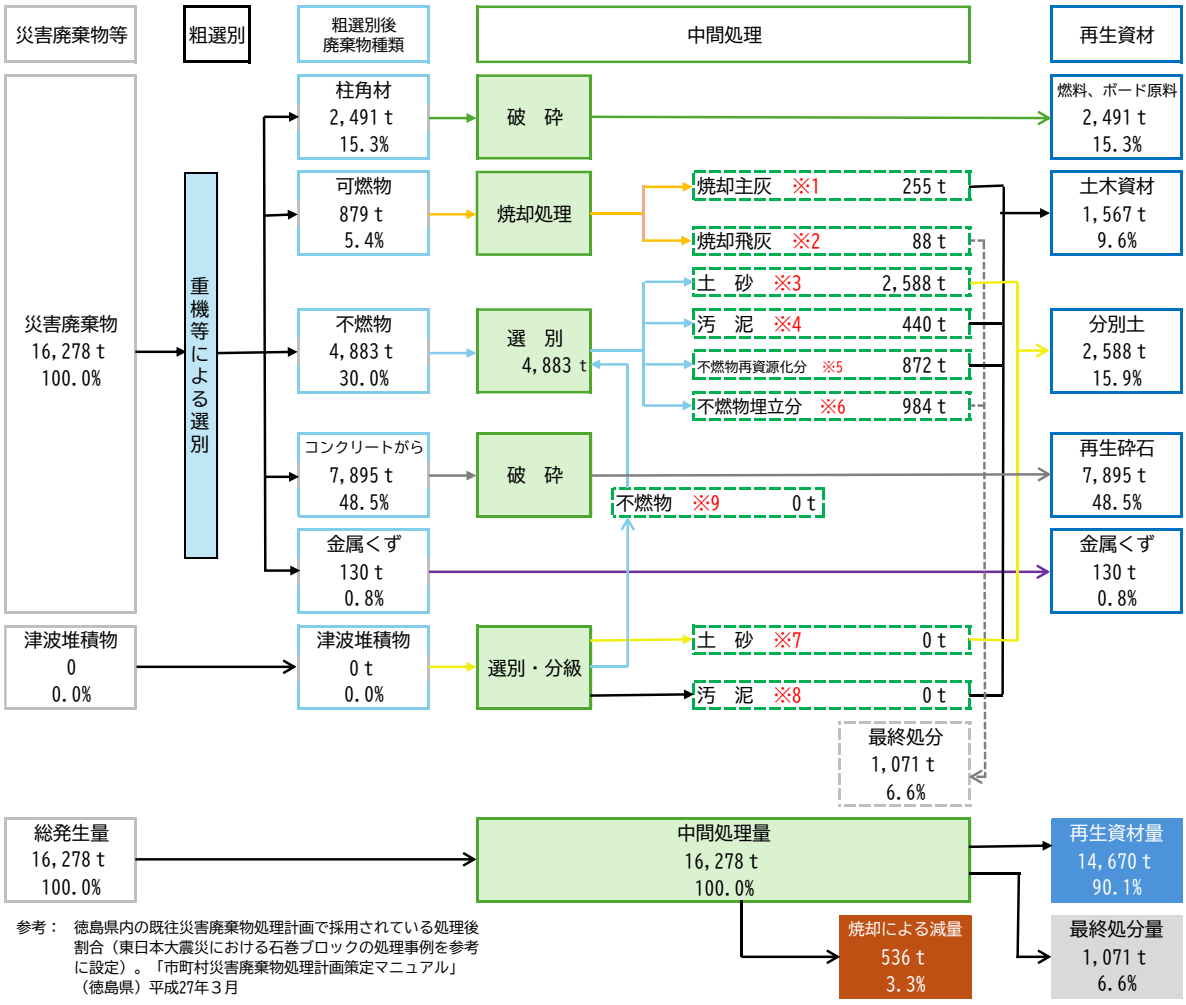

参考： 徳島県内の既往災害廃棄物処理計画で採用されている処理後割合（東日本大震災における石巻ブロックの処理事例を参考に設定）。「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」（徳島県）平成27年３月

	処理後区分	処理後割合	備 考
可燃物	焼却主灰	29%	※1
	焼却飛灰	10%	※2

	処理後区分	処理後割合	備 考
不燃物	土 砂	53%	※3
	汚 泥	9%	※4
	不燃物	38%	－
選別後不燃物内訳	再資源化分	47%	※5
	埋立分	53%	※6

	処理後区分	処理後割合	備 考
津波堆積物	土 砂	83%	※7
	汚 泥	6%	※8
	不燃物	11%	※9

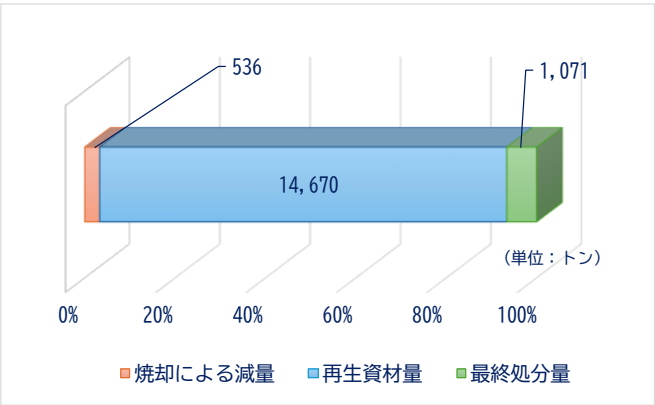

注：１．災害廃棄物の組成別発生量を基に、選別、再資源化、焼却及び最終処分の各工程における処理量を推計したものである。処理後の割合は、東日本大震災における石巻ブロックの処理事例等を参考に、徳島県の既往計画で採用された割合を用いている。なお、各工程の数量は端数処理により、表示値の合計と一致しない場合がある。

２．土砂、燃えがら及びその他は、不燃物として再資源化又は最終処分に配分し、焼却による減量には含めない。

図 23　南部圏域の処理フロー

４）西部圏域の災害廃棄物処理フロー

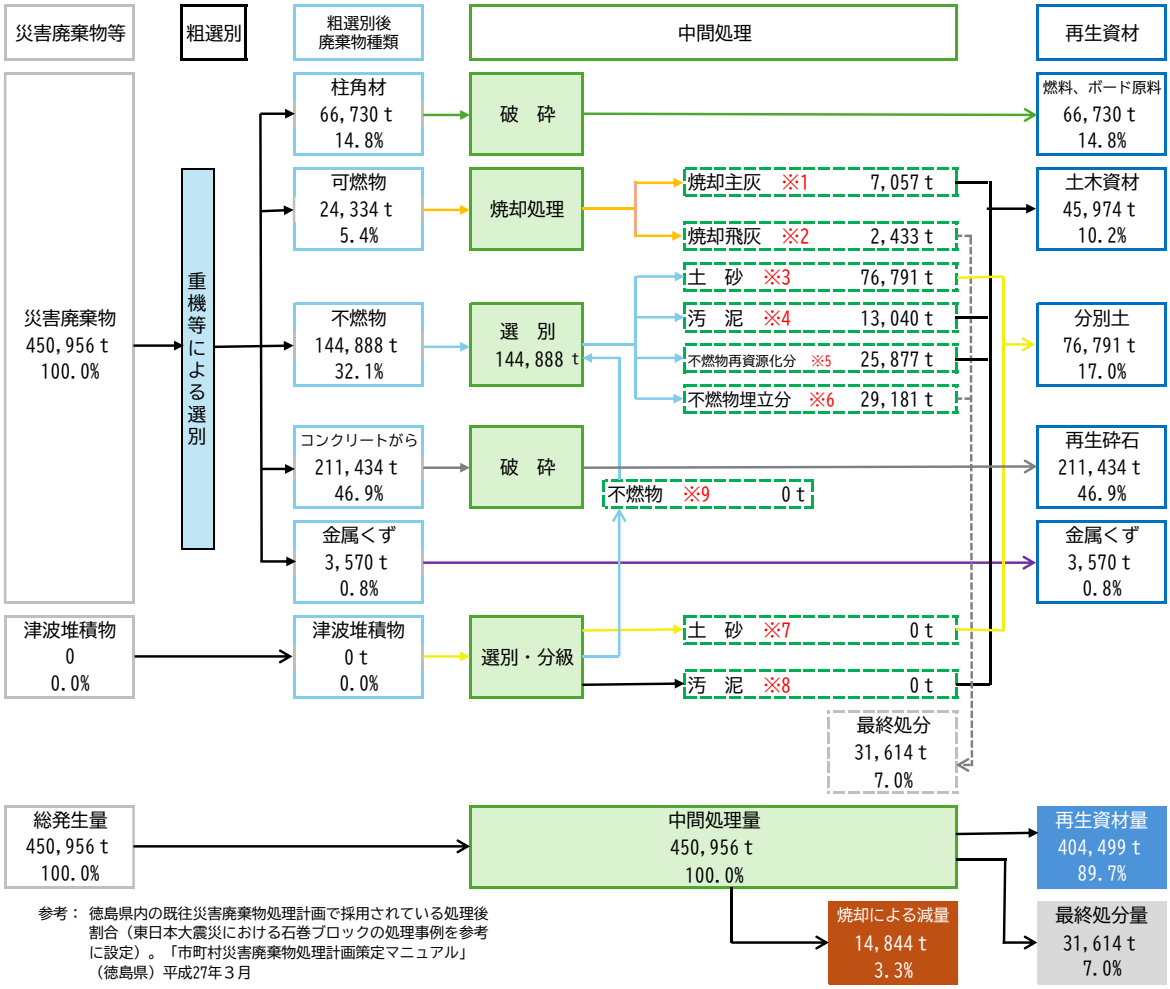

参考：徳島県内の既往災害廃棄物処理計画で採用されている処理後割合（東日本大震災における石巻ブロックの処理事例を参考に設定）。「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」（徳島県）平成27年３月

	処理後区分	処理後割合	備　考
可燃物	焼却主灰	29%	※1
	焼却飛灰	10%	※2

	処理後区分	処理後割合	備　考
不燃物	土　砂	53%	※3
	汚　泥	9%	※4
	不燃物	38%	－
選別後不燃物内訳	再資源化分	47%	※5
	埋立分	53%	※6

	処理後区分	処理後割合	備　考
津波堆積物	土　砂	83%	※7
	汚　泥	6%	※8
	不燃物	11%	※9

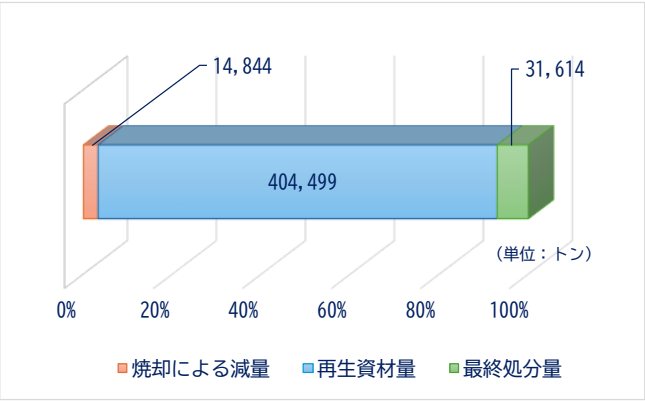

注：１．災害廃棄物の組成別発生量を基に、選別、再資源化、焼却及び最終処分の各工程における処理量を推計したものである。処理後の割合は、東日本大震災における石巻ブロックの処理事例等を参考に、徳島県の既往計画で採用された割合を用いている。なお、各工程の数量は端数処理により、表示値の合計と一致しない場合がある。

２．土砂、燃えがら及びその他は、不燃物として再資源化又は最終処分に配分し、焼却による減量には含めない。

図 24　西部圏域の処理フロー

資料 12　仮設処理施設の設置及び運営

Ⅰ．仮設処理施設の概要

仮設処理施設は、既存の廃棄物処理施設や広域処理等による対応のみでは処理が困難な災害廃棄物について、破砕、選別、焼却等の中間処理を行うため、一時的に設置する施設である。

仮設処理施設には、混合廃棄物等の破砕・選別を行う施設、可燃物の焼却を行う施設、津波堆積物等の選別・処理を行う施設等がある。

表 48　主な仮設処理施設の種類及び処理対象

施設の種類	主な処理対象	主な機能
破砕・選別施設	混合廃棄物、木くず、コンクリートがら等	破砕、粒度別・材質別の選別、再資源化に向けた処理
仮設焼却施設	再資源化が困難な可燃物等	焼却による減容化・減量化
津波堆積物等の処理施設	津波堆積物、土砂混合廃棄物等	ふるい分け、異物除去、土砂と廃棄物の分離等

県計画（令和８年３月改定）及び「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」（令和３年５月）より作成

表 49　主な仮設処理施設の種類

処　理	種　類 （方式）	特　徴
焼　却	ロータリーキルン式	ゆっくりとした回転により流動性のある泥状物や粉体、プラスチック等の廃棄物を攪拌、焼却する。ガス化の早い油泥や廃プラスチック類の廃棄物を燃焼させる。耐火材を内張りした横型円筒炉であり、円筒軸は若干傾斜しており、排出側に向けて下り斜面を形成している。炉の一端に廃棄物の供給口と燃焼バーナーが、他端に焼却灰又は溶融物の排出口が設けてある。炉の回転により焼却物が転動するので、比較的大きなものも焼却できる。
	ストーカ式	ストーカ（「火格子」とも呼ばれるごみを燃やす場所。下から空気を送りこみ、ごみを燃えやすくするため、金属の棒を格子状に組み合わせてある）の上で転がし、焼却炉上部からの輻射熱で乾燥、加熱し、攪拌、移動しながら燃やす仕組みの焼却炉。国内の焼却炉で最も多く使われているタイプ。

処　理	種　類 （方式）	特　徴
破　砕	ジョークラッシャ型	垂直に固定された固定ジョーと、一端を固定されながら前後に揺動するスウィングジョーとの間で破砕物を圧砕するもの。主に一次破砕に用いられる。
	インパクトクラッシャ型	高速で回転する円筒形のロータに衝撃板を取付け、落下する鉱石を衝撃力で破砕するとともに、更にこれを固定された反発板に投げつけて粉砕するもの。
	ハンマークラッシャ型	ハンマーにより対象物を「たたき割る」ように破砕する方式。木材、コンクリート、ガラス、アスファルトなど幅広い用途に対応できる。
	一軸破砕機	回転刃に対象物を押し付ける様にして少しずつ削りとっていく。排出口に取り付けてあるスクリーン（網目）の穴サイズより小さくなるまで排出されず、何回も破砕を繰り返す。スクリーンの穴サイズや形状を変えることによって、ある程度希望の粉砕後のサイズを選ぶことができる。
	二軸破砕機	紙のシュレッダーと同様に「はさみで切る」様に破砕するのが特徴。破砕刃を通過するのは１回のみで、破砕後の大きさは刃の幅と、フックの間隔によって決まる。一般的に低速回転するものが多く、そのため騒音や粉塵が抑えられる。
選　別	回転式選別機	廃棄物混じり土を現場で再利用するため、原料に混じっている廃棄物と土砂に選別する機械。ドラム内で原料が回転しながら上下に撹拌されることで、廃棄物に付着した土砂を剥離・払い落とし、選別を行う。工事現場より全量排出していた廃棄物混じり土も選別する事で、土砂は埋戻し材として現場で活用できるため、外部排出量の抑制、処理費用、運搬費用及び埋戻し材運搬費が削減できる。また、移動式であり、現場内運搬コストも削減できる。
	振動式選別機	ふるいを振動モーターで自動的に振動させて、連続ふるい分けする装置。処理プラントに投入される混合廃棄物の表面には、土砂等の細粒分が多量に付着しており、落とすには振動が有効である。
	風力選別機	廃棄物の比重と形状の違いを利用して、風力による選別を行う。縦型と横型の２種類がある。
	磁力選別機	磁力を利用して磁性の異なる物質からなる粒子を分離する選別機械のこと。廃棄物の中から鉄等を回収する。磁力選別機は破砕機と組み合わせて使用されることが多い。

［出典：「災害廃棄物対策指針」【技 20-I、21-I】］

２．仮設処理施設の設置の必要性

仮設処理施設の設置の必要性については、災害廃棄物の種類別発生量、既存処理施設の処理可能量、広域処理等による処理可能量及び目標とする処理期間等を踏まえて検討する。

検討に当たっては、既存施設の復旧見込み、民間処理施設等の活用可能性、広域輸送に係る制約等を把握するとともに、仮設処理施設の設置に要する期間、処理費用及び周辺環境への影響等を総合的に考慮する。

また、破砕・選別施設と仮設焼却施設では、処理対象、必要な設備及び設置に要する期間等が異なることから、それぞれの必要性を区分して検討する。

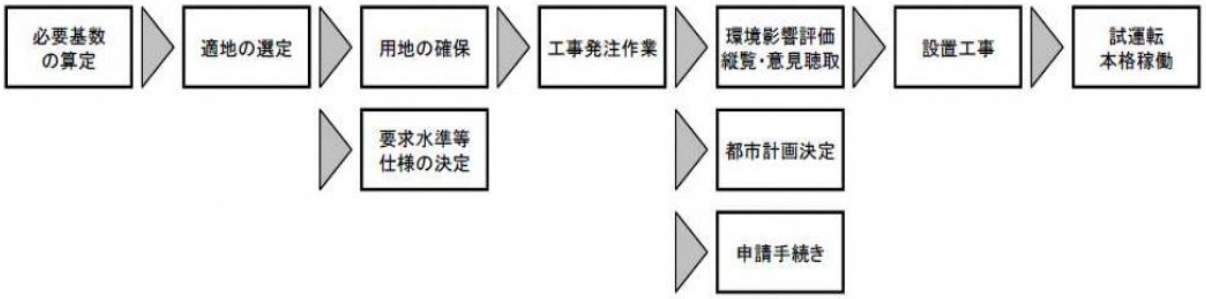

図 25　仮設処理施設の設置フロー

３．仮設処理施設の規模

仮設処理施設の規模は、処理対象となる災害廃棄物の種類及び量、既存処理施設の処理可能量、広域処理等による処理見込み量並びに処理期間等を踏まえて設定する。

仮設処理施設で処理する必要がある量を求めた上で、施設の稼働可能日数や処理方式等を考慮して必要な施設能力及び基数を検討する。

【基本的な考え方】

仮設処理施設の処理必要量（トン）＝処理対象量（トン）－ 既存施設等の処理可能量（トン）－ 広域処理等による処理見込み量（トン）

必要な日処理能力（トン／日）＝仮設処理施設の処理必要量（トン）÷稼働可能日数（日）

なお、算定に当たっては、同一の廃棄物について処理可能量を重複計上しないよう留意する。また、施設の整備、試運転、点検・補修及び撤去等に必要な期間を考慮する。

仮設処理施設の必要面積については、処理設備の設置面積だけでなく、処理前後の廃棄物の保管場所、車両動線、管理施設、計量設備及び環境保全設備等の配置を踏まえて検討する。

表 50　各圏域の仮設焼却施設目安規模

災　害	圏　域	仮設処理必要量（ｔ）	年間処理量（ｔ/年）	日処理量（ｔ/日）	必要基数
南海トラフ巨大地震	東　部	568、030	227、212	757	４基
	南　部	199、226	79、690	266	２基
	西　部	0	0	0	０基
	合　計	767、256	306、902	1、023	６基
中央構造線・活断層地震	東　部	160、788	64、315	214	２基
	南　部	0	0	0	０基
	西　部	0	0	0	０基
	合　計	160、788	64、315	214	２基

注：１．各圏域で必要基数を切り上げ、合算した参考値。施設規模及び必要基数は、１基当たりの 200ｔ/日の処理能力を仮定した値であり、設置基数の決定値ではない。
２．算定条件は、既存施設処理可能量は年間最大処理余力×2.5 年、広域処理量は０ｔ、実処理期間は 2.5 年、年間稼働日数は 300 日、１基当たりの処理能は 200ｔ/日である。
３．上記 2.5 年については、処理期間を３年として年間必要量を算出しているため、３年間のうち設置・撤去等を除く 2.5 年間を実処理期間として施設規模を試算する。

４．設置候補地の検討

仮設処理施設の設置候補地については、施設の種類及び規模、搬入・搬出経路、必要な用地面積、周辺環境、災害リスク及び土地の利用可能期間等を考慮して検討する。

また、二次仮置場との一体的な整備を検討する場合には、廃棄物の受入れ、保管、中間処理及び処理後物の搬出までを円滑に行うため、必要な作業スペース及び車両動線を確保する。

特に仮設焼却施設では、電力、用水、燃料及び排ガス処理設備等が必要となることから、設備の設置条件及び周辺環境への影響等を十分に考慮する。

表 51　仮設処理施設の設置候補地の主な選定条件

検討項目	主な確認内容
周辺環境	住宅地、避難場所、水源、農地等への影響
災害リスク	浸水想定区域等への該当状況
必要面積	処理設備、廃棄物保管場所、車両動線等を確保できる広さ
土地利用	公有地・未利用地等の利用可能性、他の災害対応用途との競合
搬入・搬出条件	輸送経路、道路幅員、大型車両の通行条件
使用期間	仮設処理施設の運営に必要な期間の確保
インフラ	消火用水、電力、処理用水等の確保
交通への影響	周辺道路の渋滞、既存処理施設への搬入への影響

［「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」（令和３年５月）P18～19　より作成］

５．設置に係る手続及び事業者選定

（１）事業者選定及び要求水準書の準備

仮設処理施設を迅速に整備し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行うためには、施設の設計・建設・運営を担う事業者の選定方法について、平時から検討しておくことが重要である。

事業者の選定に当たっては、東日本大震災における岩手県及び宮城県等の事例を参考に、施設の処理能力、運営方法、環境保全対策、整備期間及び費用等を総合的に評価できる企画提案型総合評価方式やプロポーザル方式等の活用を検討する。

また、事業者から適切な提案を受け、施設の性能及び運営の適正性を確保するため、平時から標準的な要求水準書の作成を検討する。要求水準書には、処理対象物の種類及び量、必要な処理能力、施設の整備・運営期間、環境保全条件、安全対策並びに施設撤去及び原状回復に関する事項等を整理する。

（２）施設設置に係る手続の概要

仮設処理施設の設置に当たっては、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設の設置手続のほか、施設の種類、規模及び設置場所等に応じて、環境影響評価、都市計画、建築及び消防等に関する手続を確認する必要がある。

一般廃棄物処理施設の設置に係る手続は、施設の設置主体によって異なる。市町村が設置する場合には、廃棄物処理法第９条の３に基づく届出等の手続を行うこととなる。

市町村による一般廃棄物処理施設の設置に係る基本的な手続を次図に示す。

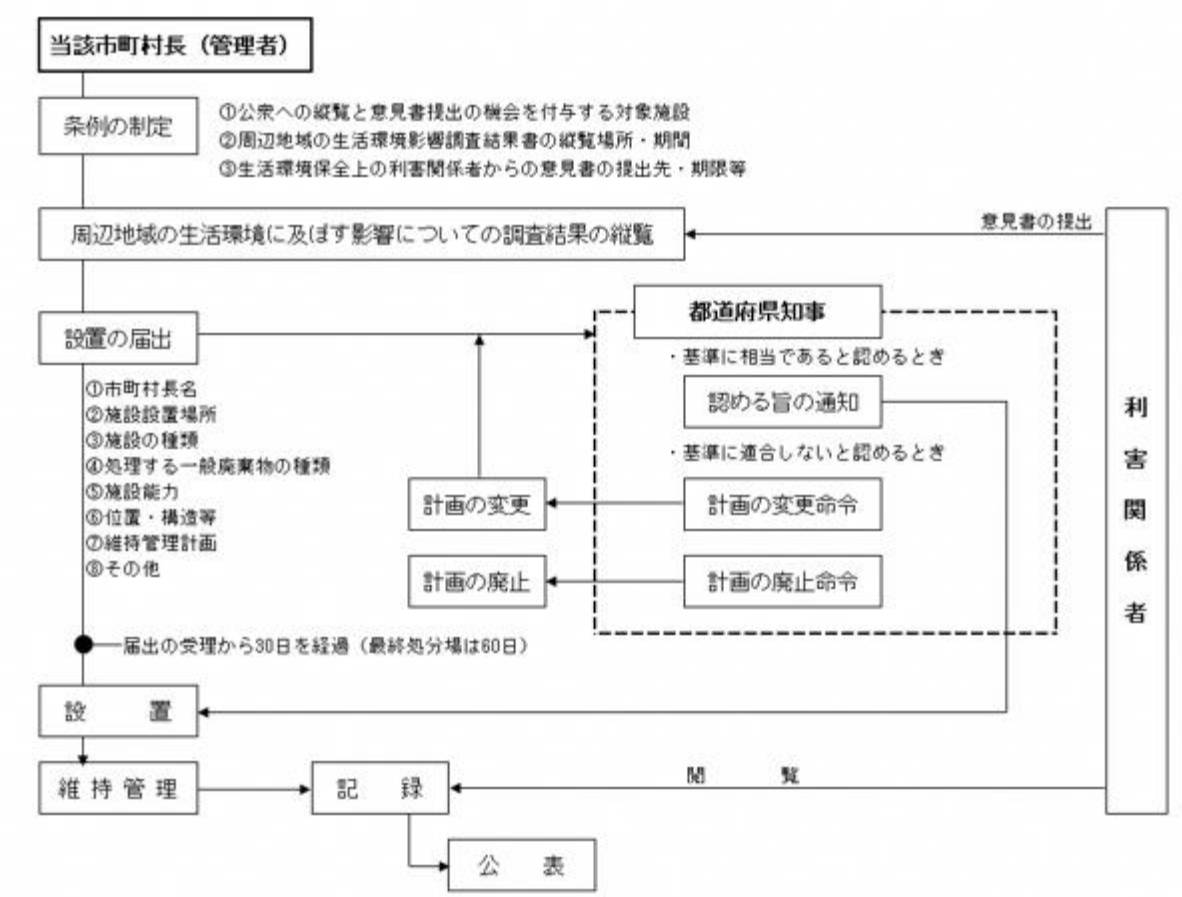

図 26　市町村が設置する一般廃棄物処理施設設置の届出等

（３）非常災害時における特例措置

非常災害時には、大量の災害廃棄物を迅速に処理する必要があることから、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例措置が設けられている。

仮設処理施設の設置に当たっては、施設の設置主体及び適用要件に応じて、これらの特例措置の活用を検討する。

１）市町村による施設設置の特例

廃棄物処理法第９条の３の２では、市町村が非常災害時に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、平時から一般廃棄物処理計画に位置付け、県知事と協議して同意を得ることにより、災害発生時の施設設置に係る手続の一部を簡素化できる仕組みが設けられている。

このため、市町村は、仮設処理施設の設置が想定される場合には、施設の種類や設置方法等について平時から検討するとともに、県の関係部局と協議し、特例措置の活用に向けた準備を進めることが望ましい。

市町村による施設設置の通常時及び非常災害時の手続の流れを次図に示す。

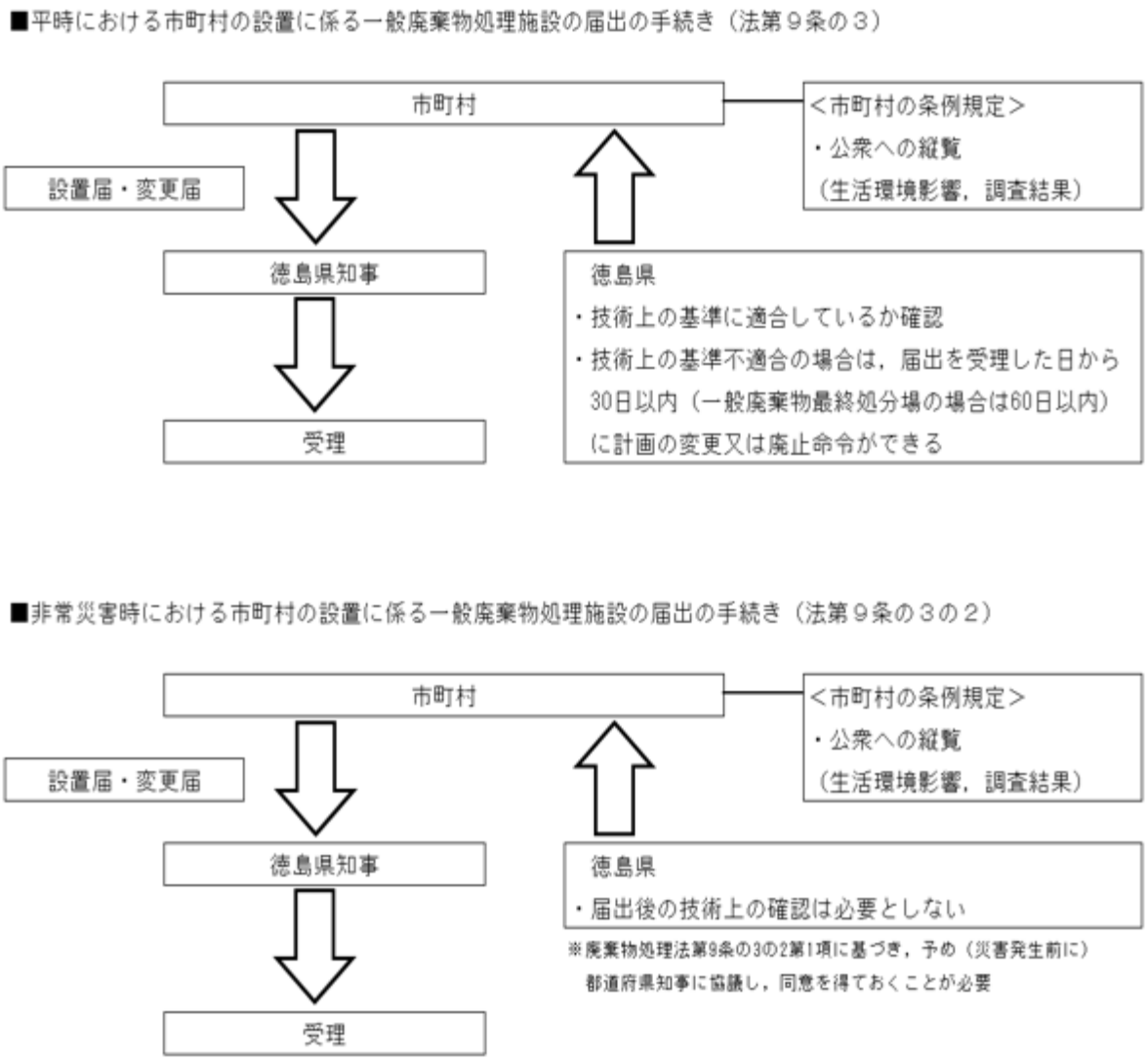

図 27　市町村による一般廃棄物処理施設設置に係る届出の手続きフロー

２）市町村から委託を受けた事業者による施設設置の特例

廃棄物処理法第９条の３の３では、非常災害廃棄物の処分を受託した事業者等が、所定の要件を満たして一般廃棄物処理施設を設置する場合に、通常の許可に代えて届出による設置を可能とする特例措置が設けられている。

ただし、この特例は一般廃棄物の最終処分場を対象としていない。また、特例を活用する場合にも、必要な届出や生活環境影響調査等に関する手続を確認する必要がある。

このため、市町村は、民間事業者への処理委託を検討する際に、施設の設置主体、委託の範囲及び関係法令に基づく手続について、県及び関係事業者と協議する。

事業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合の通常時及び非常災害時の手続の流れを次図に示す。

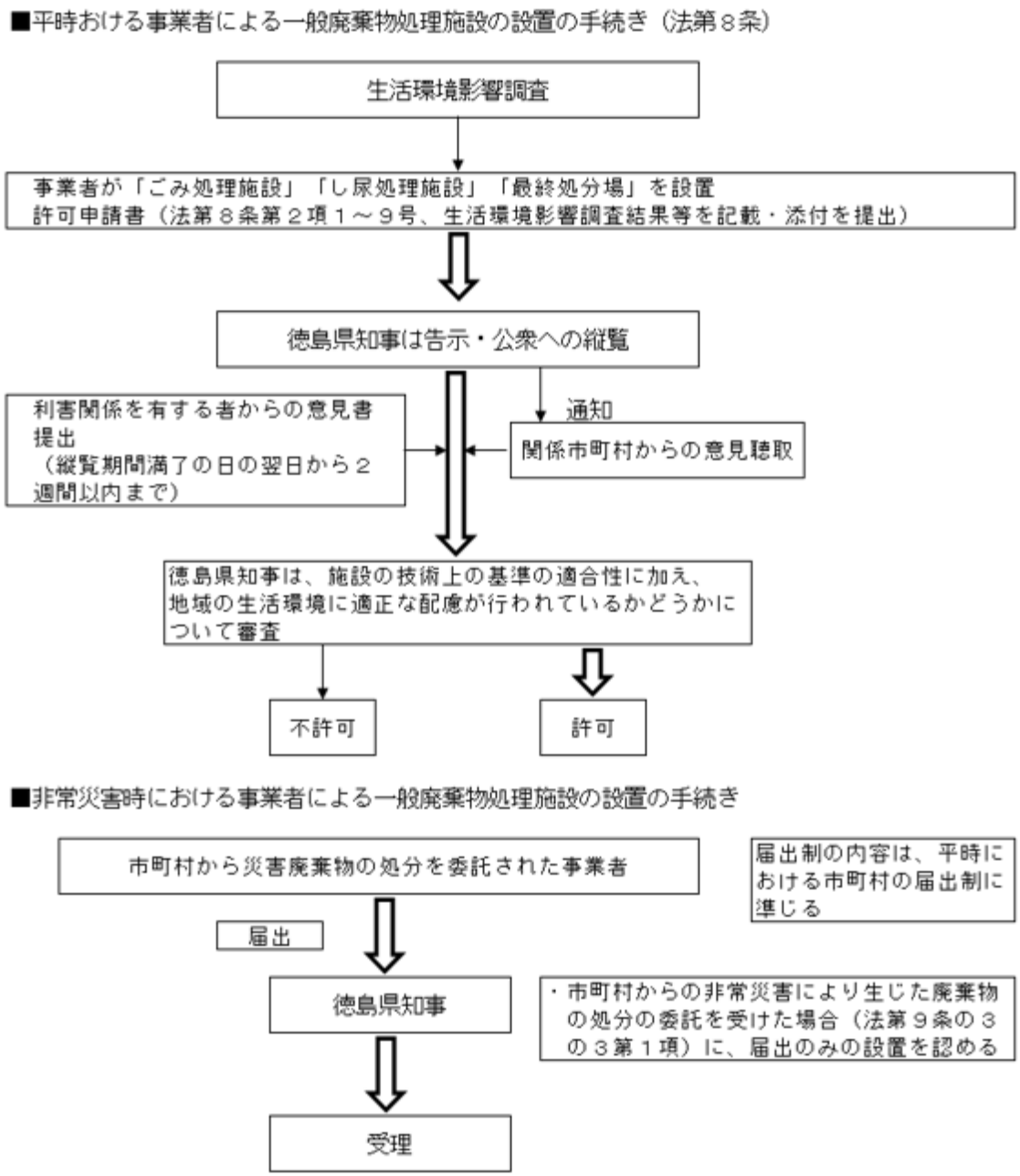

図 28　事業者による一般廃棄物処理施設設置に係る届出の手続きフロー

３）特例措置を活用するための平時の準備

非常災害時の特例措置を円滑に活用するためには、災害発生後の対応だけでなく、平時から必要な制度上の準備を進めておくことが重要である。

市町村は、一般廃棄物処理計画への施設設置の位置付け、県との事前協議及び同意、関係条例に基づく生活環境影響調査結果の縦覧等の手続について確認する。

県は、市町村が特例措置を円滑に活用できるよう、適用要件や必要な手続等に関する情報提供及び関係部局との調整を行う。

特例措置を活用するための平時の準備から発災後の対応までの流れを次図に示す。

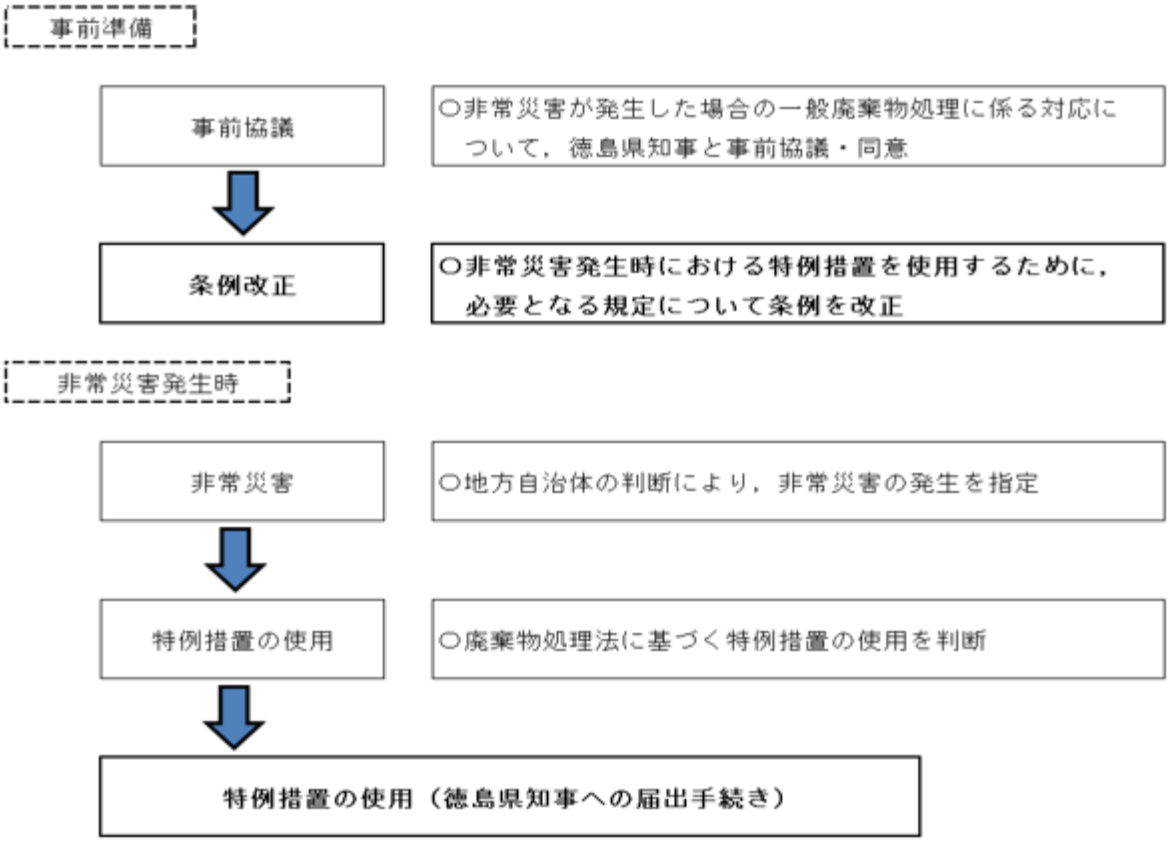

図 29　市町村による特例措置の使用の流れ

（４）その他の関係法令に係る手続

１）環境影響評価に係る手続

徳島県環境影響評価条例では、一定の要件に該当する事業について環境影響評価の手続を定めている。また、同条例第 83 条では、災害対策基本法に基づく災害復旧事業等について適用除外を規定している。

仮設処理施設の設置に当たっては、施設の種類及び規模、事業の位置付け等を踏まえ、環境影響評価の対象となるか、適用除外の要件に該当するかについて、県の担当部局と協議する。

2）生活環境影響調査

仮設処理施設の設置に当たっては、関係法令に基づき、周辺地域の生活環境への影響を確認するとともに、施設の構造及び運営方法等を踏まえた環境保全対策を検討する。

生活環境影響調査を実施する場合には、施設の種類や立地条件等に応じて、騒音、振動、悪臭、大気質及び水質等の調査項目を設定する。

また、既存の文献や調査資料等を活用できる場合には、その適用可能性を確認し、必要な調査内容及び期間について検討する。

3）都市計画法及び建築基準法等に係る手続

仮設処理施設の設置には、施設の種類、規模、設置場所及び建築物の構造等に応じて、都市計画法や建築基準法等に基づく手続が必要となる場合がある。

また、非常災害時には、応急仮設建築物等に係る特例措置の適用を検討できる場合がある。

このため、平時から都市計画関係部局、建築指導部局及び消防関係機関等と協議し、必要となる手続及び特例措置の適用条件等について確認しておく。

都市計画法及び建築基準法に係る主な規定と災害時の特例については、次表に示す。

表 52　開発許可に関する法規制状況

都市計画法	条　文
・都市計画区域内で開発行為を行う場合、都道府県知事の許可が必要	法第 29 条
・ただし公益上必要な建築物（し尿処理施設、ごみ処理施設）の場合は、この限りではない	法第 29 条第 3 号、令第 21 条
・事務処理市町村等（組合、連合を含む）の場合は、都道府県知事との協議により開発許可があったものとみなす	法第 34 条の 2

表 53　都市計画決定の必要性及び災害時の特例

建築基準法	条　文
・廃掃法で定められるごみ処理施設、産業廃棄物処理施設は、都市計画内域内においては都市施設としての都市計画決定が必要	法第 51 条 令第 130 条の 2 の 2
＜災害時の特例＞ ・官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の場合は、建築基準法の一部が適用されない。	法第 85 条第 2 項
・応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。	法第 85 条第 3 項
・特定行政庁は、前項の許可の申請があった場合 2 年以内の期間を限って、その許可をすることができる。	法第 85 条第 4 項

６．仮設処理施設の運営及び環境保全

（１）施設の運営体制及び維持管理

仮設処理施設の稼働後は、施設の安定的な運営を確保し、災害廃棄物を計画的かつ適正に処理するため、施設設置者と運営事業者の役割を明確にし、施設の維持管理及び処理の進捗管理を行う。

施設設置者は、施設の運営状況を把握するとともに、環境モニタリング及び処理の進捗管理を行い、処理が計画的かつ適正に実施されていることを確認する。

運営事業者は、施設及び設備の点検・補修、災害廃棄物の搬入・搬出管理、衛生管理並びに火災防止対策等を実施する。また、施設の安定稼働に必要な作業員の確保、電力、用水、燃料及び薬剤等の調達・管理を行うとともに、設備の不具合や処理対象物の性状の変化等に適切に対応する。

さらに、施設設置者は、災害や事故、設備の故障等の緊急事態に迅速に対応できるよう、運営事業者及び関係機関との情報伝達手段を確保するとともに、緊急連絡体制を構築する。

施設設置者と運営事業者は、施設の稼働状況、維持管理状況及び処理の進捗状況等について日常的に情報を共有し、必要に応じて運営方法の見直しや改善措置を講じる。

仮設処理施設の建設及び運営に当たっては、周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えるため、施設の種類、規模及び立地条件等に応じて、騒音、振動、粉じん、悪臭、水質汚濁及び土壌汚染等に対する適切な環境保全対策を講じる必要がある。

（2）環境保全対策

1）建設時の環境保全対策

仮設処理施設の建設時には、造成工事、施設の設置工事及び工事車両の通行等に伴い、騒音、振動、粉じん等が発生することが想定される。

このため、低騒音・低振動型の建設機械の使用、散水による粉じんの飛散防止、工事車両の適切な運行管理等を行い、周辺環境への影響の低減を図る。

また、施設設置者は、工事による周辺環境への影響を把握するため、必要に応じて運営事業者等による環境計測を実施し、その結果の報告を受ける。建設時における主な計測項目及び計測頻度の例を表 54 に示す。

表 54　建設時における主な計測項目及び計測頻度の例

対　象	計測項目	頻　度	備　考
騒　音	騒音ﾚﾍﾞﾙ	1回/月以上	敷地境界
振　動	振動レベル	1回/月以上	敷地境界
悪　臭	臭気濃度	1回/月以上	敷地境界
粉じん	粉じん量	1回/月以上	敷地境界
交通量、交通騒音、浮遊粒子状物質		1回/半年以上 浮遊粒子状物質は1回/月以上	状況に応じて選定

2）施設稼働時の環境保全対策

仮設処理施設の稼働時には、災害廃棄物の搬入・搬出、保管、破砕・選別及び焼却等の処理工程において、周辺環境への影響が生じる可能性がある。

このため、施設の設置及び運営に当たっては、廃棄物の性状や処理方式に応じた環境保全対策を講じる。

土壌汚染の防止については、必要に応じて防水シートや鉄板の敷設、アスファルト・コンクリート舗装等を行う。また、地盤の状況に応じて地盤改良や盛土等を行い、施設及び作業区域の安定性を確保する。

騒音及び振動については、低騒音・低振動型機械の使用、防音シートや防音壁の設置等により、周辺への影響の低減を図る。

粉じんについては、防じんネットや集じん設備の設置、散水及び粉じん防止剤の散布等により飛散を防止するとともに、必要に応じて搬入･搬出車両のタイヤ洗浄等を実施する。

さらに、廃棄物の飛散・流出防止のため、仮囲いや飛散防止ネットの設置、保管ヤードのかさ上げ等を検討する。また、水質汚濁を防止するため、雨水側溝や排水処理施設等を適切に設置する。

表 55　二次仮置場の環境保全対策例

区　分	目　的	対応策
仮置場	土壌汚染防止	・防水シート、鉄板等の敷設 ・アスファルト、コンクリート舗装 等
	地盤沈下対策	・地盤改良工事、盛土工事等
周辺環境	騒音対策	・低騒音、低振動型機械の使用 ・防音シート、防音壁の設置 等
	粉じん対策	・防塵ネット、アスファルト塗装、集じん機の設置 ・運搬車両のタイヤ洗浄設備、散水車の設置 ・散水、粉じん防止剤の散布等
	廃棄物の飛散防止	・仮囲い、飛散防止ネットの設置
	水質汚濁防止	・雨水側溝や水処理施設の設置等
	廃棄物の流出防止	・保管ヤードの嵩上げ工事等

なお、必要な環境保全対策は、施設の種類、処理方式、処理対象物及び周辺環境等によって異なるため、個々の施設の条件を踏まえて検討する必要がある。また、環境保全対策の実施状況及び効果については、環境モニタリング等により確認し、必要に応じて改善措置を講じる。

（3）環境モニタリング

仮設処理施設の運営に当たっては、施設の稼働による周辺地域の生活環境への影響を把握し、適切な環境保全対策を講じるため、施設の種類、処理方式、立地条件及び周辺環境等に応じた環境モニタリングを継続的に実施する。

環境モニタリングの対象項目は、大気質、騒音、振動、悪臭及び水質等を基本とし、施設の特性や処理対象物の性状等を踏まえて設定する。また、仮設焼却施設を設置する場合には、排ガス等に関する測定についても、関係法令及び施設の運転条件等を踏まえて適切に実施する。

測定地点及び測定頻度については、施設の配置、周辺の住宅等の立地状況、搬入・搬出車両の通行経路及び周辺環境への影響等を考慮して設定する。必要に応じて施設稼働前の環境

状況を把握し、稼働後の測定結果との比較により、施設の運営に伴う環境への影響を確認する。

環境モニタリングの実施に当たっては、施設設置者が測定計画及び実施状況を確認するとともに、運営事業者等による測定結果の報告を受け、環境保全対策の実施状況及びその効果を把握する。

環境モニタリングの結果、環境基準や関係法令に基づく規制基準等の超過が確認された場合、又は周辺環境への影響が懸念される場合には、その原因を調査するとともに、施設の運転条件の見直し、環境保全設備の改善等、必要な対策を講じる。

東日本大震災における宮城県の中間処理施設（二次仮置場）での環境モニタリング実施例を表 56 に示す。

表 56　中間処理施設（二次仮置場）での環境モニタリング実施例（宮城県の例）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">調査項目</th><th colspan="8">モニタリング</th></tr>
<tr><th>気仙沼</th><th>南三陸</th><th>石巻</th><th>宮城東部</th><th>名取</th><th>岩沼</th><th>亘理</th><th>山元</th></tr>
<tr><td rowspan="11">大気質</td><td rowspan="6">排ガス</td><td>ダイオキシン類</td><td>2回/年</td><td rowspan="6">4回/年</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td><td rowspan="6">1回/年</td><td>1回/年</td></tr>
<tr><td>窒素酸化物（Nox）</td><td rowspan="5">1回/月</td><td rowspan="5">6回/年</td><td rowspan="5">6回/年</td><td rowspan="5">6回/年</td><td rowspan="5">1回/月</td><td rowspan="5">6回/年</td></tr>
<tr><td>硫黄酸化物（Sox）</td></tr>
<tr><td>塩化水素（HCl）</td></tr>
<tr><td>ばいじん</td></tr>
<tr><td colspan="2">粉じん（一般粉じん）</td><td>1回/月</td><td>4回/年</td><td>1回/月</td><td>4回/年</td><td>1回/月</td><td>1回/年</td><td>2回/年</td><td>※1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">石綿（特定粉じん）</td><td>作業ヤード</td><td>※2</td><td>4回/年</td><td>1回/月</td><td>4回/年</td><td>1回/月</td><td>※2</td><td>1回/月</td><td>1回/月</td></tr>
<tr><td>敷地境界</td><td>1回/月</td><td>※2</td><td>※2</td><td>※2</td><td>2回/年</td><td>※2</td><td>※2</td><td>※2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">騒音振動</td><td colspan="2">騒音レベル</td><td rowspan="2">2回/年</td><td rowspan="2">2回/年</td><td rowspan="2">常時</td><td rowspan="2">1回/年</td><td rowspan="2">3回/年</td><td rowspan="2">3回/年</td><td rowspan="2">2回/年</td><td rowspan="2">4回/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">振動レベル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">悪臭</td><td colspan="2">特定悪臭物質濃度，</td><td rowspan="2">2回/年</td><td rowspan="2">2回/年</td><td rowspan="2">1回/月</td><td rowspan="2">1回/年</td><td rowspan="2">1回/年</td><td rowspan="2">1回/年</td><td rowspan="2">※1</td><td rowspan="2">※3</td></tr>
<tr><td colspan="2">臭気指数（臭気濃度）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">水質</td><td colspan="2">水素イオン濃度（pH）</td><td rowspan="5">1回/月</td><td rowspan="7">2回/年</td><td>2回/年</td><td rowspan="7">1回/年</td><td rowspan="5">1回/月</td><td rowspan="5">2回/年</td><td rowspan="7">1回/月</td><td rowspan="7">2回/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">浮遊物質量（SS），濁度等</td><td rowspan="6">※4</td></tr>
<tr><td colspan="2">生物化学的酸素要求量
（BOD）
又は化学的酸素要求量
（COD）</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害物質（環境基準等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダイオキシン類</td><td rowspan="2">※4</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">全窒素（T-N），全リン（T-P）</td><td>1回/月</td><td>※4</td><td>※4</td></tr>
<tr><td>分級土</td><td colspan="2">有害物質（環境基準，特定有害物質等）等</td><td colspan="8">1回/900㎥</td></tr>
</table>

※1　影響が想定される周辺地域に人家等が存在しないため選定しない。

※2　廃石綿等の廃棄物が確認された場合には測定。

※3　煙突排ガスの臭気成分は高温燃焼により分解され，環境影響は小さいと考え選定しない。

※4　雨水貯留池から公共水域への放流口で測定

※5　施設排水は生じないため選定しない

上表は、東日本大震災における宮城県の実施例であり、測定項目及び測定頻度等は施設や地域の状況によって異なる。実際の環境モニタリングについては、施設の種類、処理方式、立地条件及び関係法令等を踏まえて設定する。

また、施設設置者は、環境モニタリングの結果及び必要な改善措置等について記録・管理するとともに、関係機関と情報を共有し、必要に応じて周辺住民への情報提供を行う。

（4）火災防止及び安全管理

仮設処理施設の運営に当たっては、可燃物等の集積に伴う蓄熱や自然発火等による火災を防止するとともに、施設内での事故及び二次災害の発生を防ぐため、適切な安全管理を行う必要がある。

可燃物の保管に当たっては、積上げ高さ及び集積面積を適切に管理するとともに、集積物の間に十分な離間距離を確保し、蓄熱の抑制、延焼防止及び消火活動に必要な作業空間の確保を図る。

また、可燃物の内部では、微生物の活動等に伴う発熱により温度が上昇する場合があることから、定期的に堆積物内部の温度及び一酸化炭素濃度等を測定し、発火の兆候を早期に把握する。温度上昇が確認された場合には、堆積物の状態に応じて適切な放熱措置等を講じる。なお、高温となった堆積物の切返しや掘削は、酸素の供給によって発火を誘発するおそれがあるため、慎重に対応する必要がある。

さらに、火災の発生に備え、消火栓、防火水槽及び消火器等の消防設備を確保するとともに、作業員に対する消火訓練、定期的な巡回点検及び必要に応じた夜間の監視体制を整備する。

施設設置者及び運営事業者は、火災発生時の通報、初期対応及び避難等の手順を明確にし、消防機関との連絡体制を確保するなど、緊急時に迅速かつ安全に対応できる体制を構築する。

可燃物の集積管理、温度管理及び消防対策等に関する主な火災防止対策の例を表 57 に示す。

表 57　火災防止対策の例

項　目		主な内容
火災防止対策	集積管理	・発火や温度上昇を防止するため、可燃物の積み上げ高さを５m以下（畳等の腐敗性廃棄物は２m以下）とし、一山当たりの設置面積を 200m^{2}以下（腐敗性廃棄物は 100m^{2}以下）とする。 ・火災が発生した場合の消火活動や延焼防止のため、積み上げられる山と山の離間距離を２m以上とする。
	モニタリング・温度管理	・可燃物内からの煙の発生等について目視により確認する。 ・定期的に可燃物表層から１m内部の温度測定を実施し、温度が 60℃を超過しないよう、週１回は可燃物の切り返しを行い、放熱する。ただし、80℃以上の場合は切り返しや掘削により酸素が供給されて発火に至る可能性があるため、切り返しは行わないようにする。 ・表層から１m程度の深さの一酸化炭素濃度を測定する。（濃度が 50ppm を超過するようであれば、危険信号と考える。） ・放熱管の設置や各所に仕切り溝や穴を掘る等、廃棄物の放熱等の対策を講じる。ガス抜き管を設置する場合は、堆積する初期に設置するか、切り返し時に設置するようにする。
消防対策		・消火栓、防火水槽、消火器の設置、作業員に対する消火訓練を実施するよう努める。 ・万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を実施する。 ・夜間の監視員の配置や、定期的な巡回点検を実施する。

なお、表に示す対策は主に可燃物の集積・保管に伴う火災防止対策であり、仮設焼却施設等の設備そのものに係る火災・事故防止については、施設の構造、処理方式及び運転条件等に応じた安全管理を別途行う必要がある。

（５）処理の進捗管理及び情報共有

仮設処理施設の運営に当たっては、災害廃棄物を計画的かつ適正に処理するため、施設への搬入量、処理量、搬出量及び保管量等を継続的に把握し、処理の進捗管理を行う必要がある。

施設設置者は、運営事業者から日報、週報及び月報等により処理実績の報告を受け、当初の処理計画と実績を比較し、処理の進捗状況を確認する。また、処理対象物の種類及び量の変動、施設の稼働状況並びに処理先の確保状況等を踏まえ、必要に応じて処理工程や処理スケジュールの見直しを行う。

処理の進捗管理に当たっては、災害廃棄物の発生量、搬入済量、処理量、累計処理量、搬出量及び広域処理量等を整理し、処理状況を定量的に把握することが重要である。

災害廃棄物処理に関する主な進捗管理項目を表 58 に示す。

表 58　災害廃棄物処理に関する進捗管理項目（例）

項　目		主な内容
仮置場		・一次仮置場及び二次仮置場の設置概要（設置数、名称、所在地、面積、開設時期等）
災害廃棄物		
	発生量	・被災地において生じた災害廃棄物の総量
	搬入済量	・二次仮置場に搬入した災害廃棄物量と、一次仮置場から外部受入先に直接搬入した量の総和
	累計処理量	・二次仮置場に搬入した災害廃棄物のうち、二次仮置場内で処理した災害廃棄物の総量
	搬出量	・被災地、一次仮置場、二次仮置場のそれぞれから次の処理段階に向けて排出される災害廃棄物の総量
	広域処理量	・被災地、一次仮置場から処理区以外の廃棄物処理施設で処理するために搬出した量 ・二次仮置場に搬入した災害廃棄物のうち、処理区以外の廃棄物処理施設で処理するために搬出した量

また、施設設置者は、処理の進捗状況及び課題等について、庁内関係部局、県及び関係機関と情報を共有するとともに、必要に応じて住民や議会等への情報提供を行う。

県は、各圏域における災害廃棄物の処理状況、既存処理施設及び仮設処理施設の稼働状況等を把握し、処理能力の不足や処理の遅延が生じる場合には、関係市町村及び処理事業者等と連携して、圏域間の処理調整や広域処理等について検討する。

東日本大震災では、岩手県及び宮城県の二次仮置場において、処理の進捗管理及び情報共有を目的とした協議会が設置され、処理実績の把握や残量に応じた対応等について協議が行われた。また、宮城県では、処理区ごとの協議会に国の機関や警察、消防、保健所等が参加し、関係機関との連絡調整及び情報共有が図られた。

さらに、仮設処理施設の運営に伴い、搬入・搬出伝票、計量記録、施設の運転日報、現場写真、環境モニタリング結果及び設備の点検記録等、多くの関係書類が発生する。このため、施設設置者は、運営事業者から提出される関係書類を適切に整理・保存し、処理実績の確認、事業費の精算及び災害報告書の作成等に活用できるよう管理する。

７．施設の撤去及び原状回復

（１）処理完了の確認及び撤去計画

仮設処理施設は、災害廃棄物の処理完了後、施設及び関連設備を計画的に撤去するとともに、使用した土地の原状回復を行い、土地所有者及び管理者等へ返還する必要がある。

施設設置者は、処理対象となる災害廃棄物の処理状況、処理後物の搬出状況及び施設内の残置物等を確認した上で、撤去対象となる設備、解体方法、撤去工程、環境保全対策及び安全管理体制等を整理し、撤去計画を作成する。

撤去計画の検討に当たっては、施設の解体撤去に加え、処理残さや撤去に伴い発生する廃棄物の処理、土地の原状回復及び返還に必要な期間についても考慮する。

仮設処理施設の処理完了から土地返還までの基本的な流れを図 30　仮設焼却炉の解体・撤去工事フロー（例）に示す。

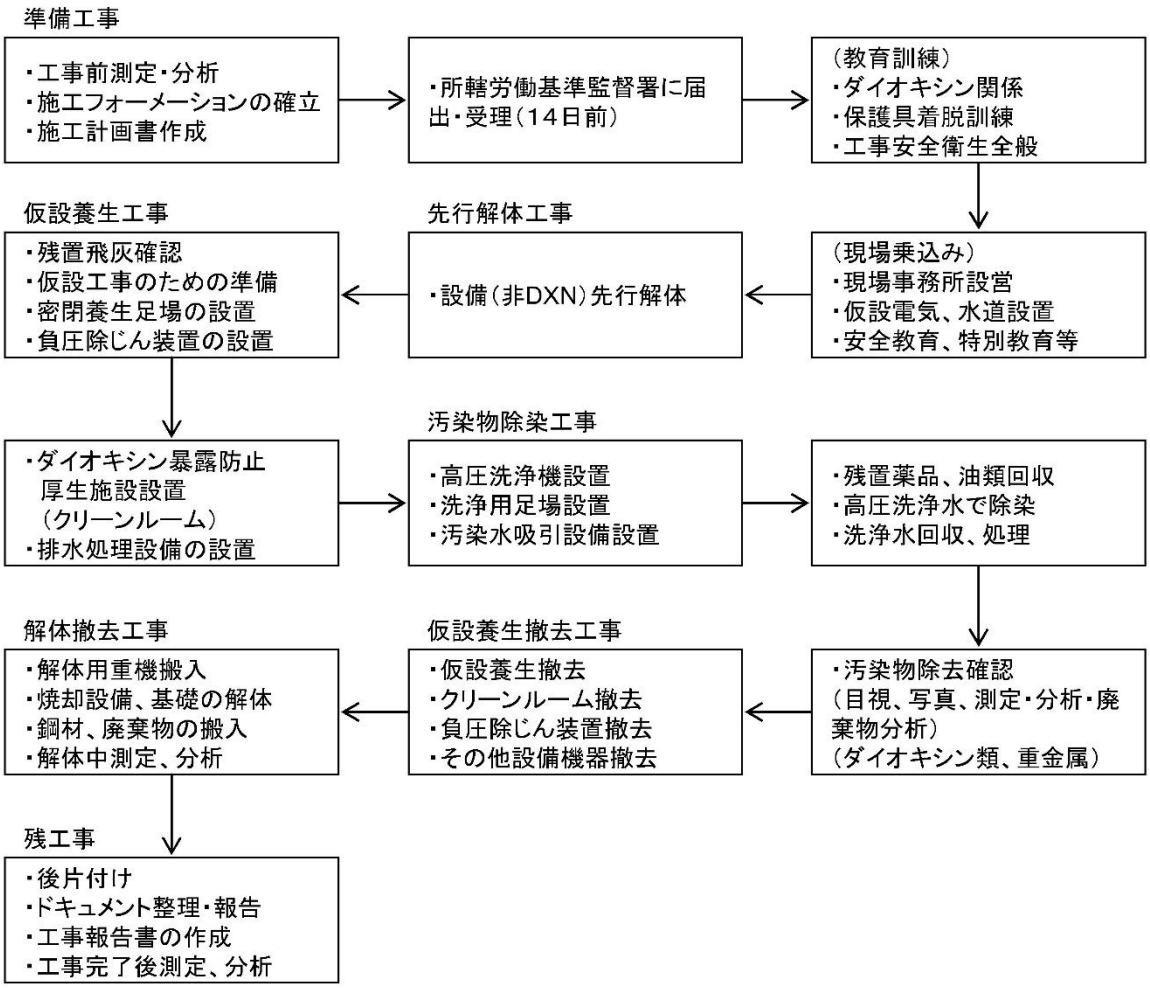

［出典：「災害廃棄物対策指針」【2I-3】］

図 30　仮設焼却炉の解体・撤去工事フロー（例）

（２）施設の解体及び撤去

仮設処理施設の解体撤去に当たっては、施設の構造、処理方式及び運転履歴等を踏まえ、設備内に残留する処理対象物や処理残さ等を適切に除去した上で、作業員の安全確保及び周辺環境への影響防止に配慮して実施する。

特に、仮設焼却施設の解体に当たっては、焼却炉や排ガス処理設備等にダイオキシン類を含むばいじん及び焼却灰等が付着している可能性があることから、労働安全衛生規則及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等に基づき、適切なばく露防止対策を講じる必要がある。

解体作業時には、設備の汚染状況や作業内容に応じて、清掃・除染、作業区域の隔離、粉じん等の飛散防止及び必要な保護具の使用等を行う。

また、周辺に住宅地等が立地する場合には、テントやシート等により施設全体を覆う「全覆い方式」や、対象設備を部分的に覆う「部分覆い方式」等について検討する。これらの方式は、施設の規模、構造、周辺環境及び強風等の気象条件を踏まえて選定する。

解体撤去に伴い発生する撤去材、付着物及び汚染のおそれがある廃棄物等については、性状に応じて分別し、関係法令に基づき適正に処理する。

また、解体撤去期間中も、必要に応じて粉じん、騒音、振動等の環境モニタリングを実施し、周辺環境への影響の低減を図る。





全覆い内部の解体状況
（宮城県気仙沼処理区小泉）
（気仙沼 JV）



解体前（気仙沼処理区小泉）



解体中（民家が近いので全覆密閉養生方式を採用）



炉別部分覆い密閉養生方式による解体撤去（石巻 JV）

写真 5.1.1　仮設焼却施設の解体撤去例

※平成 26 年 1 月 10 日付け基安発 0110 第 1 号、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知

［出典：「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」（令和 3 年 5 月）P85］

図 31　仮設焼却施設の解体撤去例

（3）土壌調査及び原状回復

仮設処理施設の撤去後は、土地の使用状況及び処理対象となった廃棄物の性状等を踏まえ、必要に応じて土壌汚染の有無を確認し、適切な原状回復を行う。

災害廃棄物等の保管や処理に伴い、土壌への有害物質等の浸透が懸念される場合には、施設撤去後の土地の状況を確認するとともに、必要な土壌調査を実施する。

調査に当たっては、災害廃棄物等の種類、保管・処理場所、舗装や遮水対策の実施状況及び土地の使用前の状況等を踏まえ、調査範囲及び調査項目を設定する。

土壌汚染が確認された場合には、土地の使用前から存在していたものか、災害廃棄物の保管・処理等に起因するものかについて、必要に応じて追加調査を行い、適切な対策を検討する。

また、コンクリート舗装やアスファルト舗装を行っていた区域についても、舗装面の亀裂や損傷、汚染物質等の浸透の可能性を踏まえて調査の必要性を判断する。

土地の原状回復に当たっては、仮設設備や舗装等の撤去、必要な土壌対策、整地等を行い、土地所有者及び管理者等と協議した使用条件に応じた状態に復旧する。

なお、土壌調査の考え方及び原状回復・返還の手順については、資料９「仮置場候補地の選定、開設・運営管理」に示す。

（４）土地返還及び記録保存

施設設置者は、仮設処理施設の撤去及び土地の原状回復が完了した後、土地所有者及び管理者等と現地確認を行い、土地の利用再開に支障がないことを確認した上で返還する。

また、施設の設置・運営から撤去及び原状回復までの一連の対応について、関係書類を整理し、適切に保存する。

記録の対象には、施設の運転・維持管理記録、処理実績、撤去工事の実施状況、撤去材等の処理記録、環境モニタリング結果、必要に応じて実施した土壌調査結果、原状回復の施工記録及び土地返還時の確認記録等が含まれる。

仮設処理施設の撤去及び原状回復に係る主な確認事項を表 59 に示す。

表 59　仮設処理施設の撤去及び原状回復に係る主な確認事項

区　分	主な確認事項
処理の完了	災害廃棄物の処理状況、処理後物・残置物の搬出状況
撤去計画	撤去対象設備、工程、作業体制及び安全管理計画
解体作業	設備の清掃・除染、粉じん飛散防止、作業員のばく露防止対策
撤去材等の処理	撤去材、付着物、処理残さ等の分別及び適正処理
環境調査	必要な環境モニタリング及び土壌調査の実施状況
原状回復	設備・舗装等の撤去、必要な土壌対策、整地及び復旧状況
土地返還	土地所有者・管理者等との現地確認及び返還手続
記録保存	処理実績、工事記録、写真、調査結果及び土地返還記録等

注：施設の種類、設置・運営方式及び土地の使用条件等に応じて、確認項目を追加又は変更する。

県は、仮設処理施設の撤去及び原状回復に関し、必要に応じて市町村への技術的助言や関係機関との調整等を行う。また、県が施設の設置・運営を担う場合には、関係市町村及び土地所有者等との役割分担を踏まえ、撤去及び土地返還に必要な対応を行う。

資料 13　有害物質・危険物及び処理困難物の取扱い

１．基本的な考え方

災害時には、建築物や事業所等の被災に伴い、有害物質を含む廃棄物や危険物、通常の廃棄物処理施設では処理が困難な廃棄物が発生することが想定される。

これらが他の災害廃棄物と混合した場合には、有害物質の飛散・流出、火災、爆発、感電等の危険が生じるほか、処理施設への搬入が困難となり、災害廃棄物全体の処理に支障を及ぼすおそれがある。

このため、平時から対象となる廃棄物の種類、所在、取扱方法及び回収・処理先等を把握するとともに、災害発生後は可能な限り早期に分別・回収し、廃棄物の性状に応じて適切に保管、運搬及び処理する必要がある。

処理に当たっては、所有者や排出事業者等による適正処理を基本としつつ、被害状況や回収体制等を踏まえ、市町村及び県が関係機関と連携し、必要な調整を行う。

２．有害物質取扱事業所に関する情報の把握・活用

（１）県内の有害物質取扱状況

化学物質排出移動量届出制度（ＰＲＴＲ）は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境中への排出量や、廃棄物等に含まれて事業所外へ移動する量を把握・公表する制度である。

徳島県が取りまとめた令和６年度把握分の PRTR データによると、県内 223 事業所から、対象となる 515 物質のうち 127 物質について届出が行われている。

地域別の届出事業所数は、東部地域が 154 事業所と最も多く、県全体の約 69%を占め、次いで南部地域が 38 事業所、西部地域が 31 事業所となっている。

また、県内の届出排出量は年間 468 トン、届出移動量は年間 818 トンであり、排出量と移動量の合計が多い化学物質として、トルエン、塩化メチレン、テトラヒドロフラン、クロロホルム、ヘプタン等が挙げられる。

表 60　徳島県における地域別ＰＲＴＲ届出状況（令和６年度把握分）

地　域	届出事業所数	届出排出量 （トン/年）	届出移動量 （トン/年）
東　部	154	362	683
南　部	38	95	134
西　部	31	11	0.46
合　計	223	468	818

注：１．地域区分は、徳島県が公表する PRTR データの地域区分による。
２．届出排出量及び届出移動量は、対象化学物質の年間排出量及び移動量を示すものであり、事業所における化学物質の保管量や災害時の流出想定量を示すものではない。
３.端数処理により、内訳の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

[「令和６年度ＰＲＴＲデータの概要について」（令和８年３月）徳島県より作成]

ＰＲＴＲの対象化学物質には、揮発性炭化水素、有機塩素系化合物、農薬、金属化合物等が含まれる。これらの物質は、災害時に事業所の設備や保管施設が損壊した場合、漏えい・流出や災害廃棄物への混入が生じるおそれがあることから、取扱状況等を把握しておくことが重要である。

表 61　ＰＲＴＲの対象化学物質の例

項　目	種　類
揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン等
有機塩素系化合物	ダイオキシン類、トリクロロエチレン、ＰＣＢ等
農薬	フェニトロチオン、クロルピリホス、D-D等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
オゾン層破壊物質	ＣＦＣ、ＨＣＦＣ等のフロン類
その他	石綿等

[「令和６年度 PRTR データの概要について」（令和８年３月）徳島県より作成]

（２）有害物質取扱事業所に関する情報の把握・活用

県は、ＰＲＴＲに基づく届出情報や徳島県生活環境保全条例に基づく指定化学物質の取扱量報告等を活用し、有害物質等を取り扱う事業所の所在地、取扱物質及び取扱状況等に関する情報の把握に努める。

また、これらの情報と津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の災害リスク情報を必要に応じて照合し、災害時に有害物質等の漏えい・流出が懸念される事業所や地域の把握に活用する。

把握した情報については、関係部局との情報共有及び市町村への情報提供の方法を平時から整理し、災害発生後の事業所の被災状況や有害物質等の漏えい・流出状況の確認、災害廃棄物への混入防止、仮置場等における分別・保管及び収集・処理時の安全対策等に活用できるようにする。

なお、ＰＲＴＲ制度に基づく届出情報等のみでは、有害物質等を取り扱うすべての事業所や災害発生時の保管量等を把握することはできないことから、必要に応じて関係事業者及び関係機関等への確認を行う。

■ 参照先

- 徳島県生活環境部環境管理課「令和６年度ＰＲＴＲデータの概要について」（令和８年３月）
- 徳島県「徳島ＰＲＴＲのページ」
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）「ＰＲＴＲ個別事業所データ」
- 環境省「ＰＲＴＲデータ地図上表示システム」

３．有害物質・危険物等の収集及び処理

有害物質や危険物を含む廃棄物については、通常の災害廃棄物と混合しないよう分別し、品目ごとの危険性や性状に応じた保管及び回収を行う。

有害物質等を含む廃棄物が発見された場合には、所有者等による回収・処理を基本とし、必要に応じて製造業者、販売店、関係団体及び専門の処理業者等への引渡しについて調整する。

被災現場から直ちに撤去できない場合には、関係機関や専門業者と連携し、現場の状況に応じて飛散・流出防止等の措置を講じる。また、危険性が不明な廃棄物については、安易に移動、開封又は混合せず、専門機関等に確認する。

（１）石綿含有廃棄物の取扱い

災害時には、建築物等の倒壊や損壊により石綿含有建材が露出するほか、損壊家屋等の解体・撤去、災害廃棄物の収集・運搬、選別及び処理等に伴い、石綿が飛散するおそれがある。

このため、県及び市町村は、建築物の解体等を所管する関係部局及び関係機関等と連携し、石綿含有建材の使用状況の把握、飛散防止対策、作業従事者のばく露防止並びに適正な処理の確保に努める。

１）被災建築物等における飛散防止対策

損壊家屋等の解体・撤去に当たっては、関係法令に基づき石綿含有建材の使用状況を調査し、その結果を踏まえて必要な飛散防止措置を講じる。

また、倒壊等により石綿含有建材の露出や飛散が懸念される場合には、作業員や周辺住民の安全確保を優先し、現場の状況に応じて立入制限、湿潤化、飛散防止措置等を実施する。

２）石綿含有廃棄物の分別・保管及び処理

廃石綿等及び石綿含有廃棄物については、他の災害廃棄物との混合や破砕による飛散を防止するため、性状及び関係法令に応じて適切に分別、保管、運搬及び処理する。

廃石綿等は、原則として一般の仮置場に搬入しないものとし、混合廃棄物中に石綿含有建材等が確認された場合には、飛散防止に配慮しながら区分して管理する。

石綿を含有するおそれがある廃棄物については、必要に応じて専門機関等による確認・分析を行い、その結果に応じた処理方法を選定する。

３）環境モニタリング及び関係機関との連携

県及び市町村は、石綿の飛散が懸念される被災現場、解体工事現場及び仮置場等について、必要に応じて大気環境のモニタリングを実施するとともに、関係法令等に基づく飛散防止措置の実施状況を確認する。

また、石綿の飛散防止及びばく露防止に係る対応について、関係部局、解体工事業者及び廃棄物処理業者等との情報共有を図る。

災害時における石綿の飛散・ばく露防止に係る対応の流れを次図に示す。

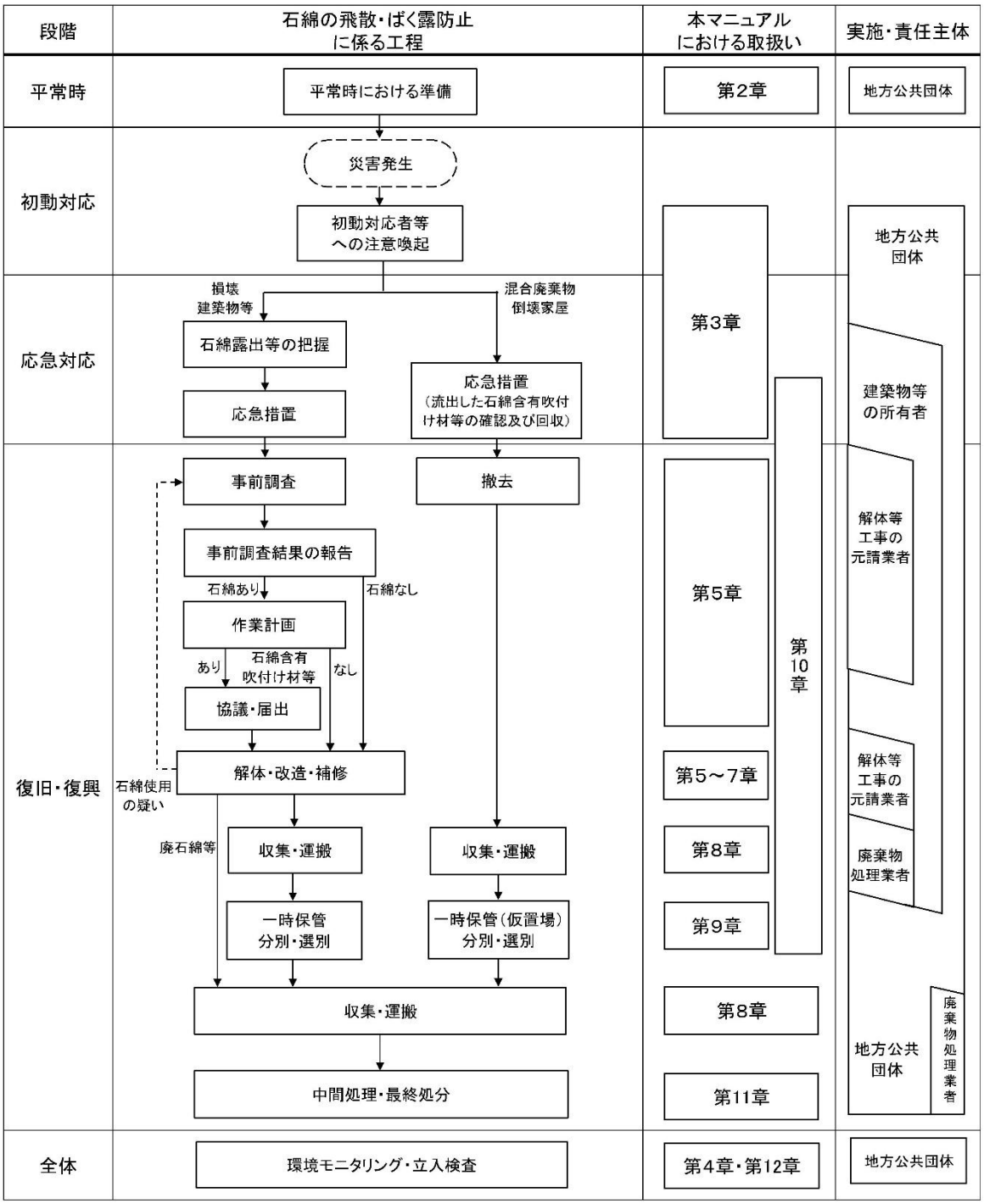

［出典：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第４版）」（令和８年４月）］

図 32　災害時における石綿の飛散・ばく露防止に係るフロー

なお、石綿含有建材の調査、解体・撤去及び廃棄物の取扱いに当たっては、環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等を参照する。

（２）その他の有害物質・危険物等の取扱い

ＰＣＢ廃棄物、農薬・薬品類、廃油、有機溶剤、ガスボンベ、消火器、電池類及び感染性廃棄物等については、それぞれの危険性や有害性に応じて適切に分別・保管し、製造業者、販売店、関係団体又は専門の処理業者等による回収・処理を基本とする。

また、災害により容器や設備が破損し、有害物質等の漏出や火災等の危険性がある場合には、不用意に移動又は開封せず、必要に応じて関係機関や専門業者等に対応方法を確認する。

有害物質・危険物を含む主な廃棄物の収集・処理方法を表 62 に示す。

表 62　対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

区　分	品　目	処理の方法
有害性物質を含むもの	薬品類（農薬や毒劇物等）	・JA や農薬等の販売店、メーカーへ回収や処理を依頼する。
	石綿（飛散性） 石綿含有物（非飛散性）	・石綿を直接処分する場合、大気中に飛散しないように、あらかじめ固形化、薬剤による安定化等の措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包し分散しないように埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。
	ＣＣＡ（クロム銅ヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材	・適切な処理施設で焼却又は管理型最終処分場で埋立処分を行う。
	カドミウム、 ヒ素含有石膏ボード	・製造元へ返却・引取を依頼する。 ・管理型処分場において適正に処理を委託する。 ・ヒ素含有石膏ボードについては、非飛散性石綿含有廃棄物として管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。
	ＰＣＢ含有機器（トランス、コンデンサ等）	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容等を踏まえ、処理を行う。 ・所有者が判明しているものについては、原則として所有者等による適正処理を基本とし、ＰＣＢ廃棄物の保管事業者に引き渡す。 ・所有者不明のものについては、濃度分析を行い、判明した濃度に応じて適正に処理を行う。 ・高濃度ＰＣＢ廃棄物については、所管行政機関に相談の上、新たな処理体制が整備されるまで適正に保管する。低濃度ＰＣＢ廃棄物については、環境大臣の無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可を受けた処理施設において適正に処理する。
	電池類（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、カーバッテリー等）	・リサイクル協力店又はボタン電池回収協力店による回収を依頼する。
	蛍光灯	・回収を行っている事業者に回収を依頼する。
危険性があるもの	鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）	・販売店、ガソリンスタンド等への回収や処理を委託する。 ・産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。（処理先が必要とする有害物質や引火点等の分析を実施すること）
	有機溶媒（シンナー、塗料、トリクロロエチレン等）	・販売店やメーカー等へ処理を委託する。 ・産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。
	ガスボンベ（一般高圧ガス、ＬＰガス）	・一般高圧ガスボンベについては県容器管理委員会へ、ＬＰガスボンベについては県エルピーガス協会へ処理等を依頼する。

区　分	品　目	処理の方法
	フロンガス封入機器（業務用冷凍機器、空調機器等）	・フロンガス回収業者（第１種フロン類充填回収業者等）へ回収等を依頼する。 ・腐食等が進んでいるものは、残ガス処理後に処理を行う。
	アンモニアガス封入機器（業務用冷凍機器）	・製造業者等の専門業者による回収・処理を依頼する。 ・腐食等が進んでいるものは、残ガス処理後に処理を行う。
	消火器	・消火器リサイクル推進センター特定窓口登録業者に回収等を依頼する。
感染性廃棄物	感染性廃棄物（注射器等）	・産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を依頼する。

４．仮置場における分別・保管及び安全対策

仮置場においては、有害物質・危険物及び処理困難物を他の災害廃棄物と区分し、その性状及び危険性に応じて適切な保管場所を確保する。

保管に当たっては、廃油や薬品類等の漏出防止、ガスボンベ等の転倒・破損防止、電池類の短絡・発熱防止、石綿含有廃棄物等の飛散防止に留意する。

また、危険性がある廃棄物については、品目や取扱上の注意事項を明示するとともに、関係者以外の立入りを防止し、誤投入や混合を防ぐ。

仮置場の管理者は、搬入時に廃棄物の種類及び状態を確認し、必要に応じて搬入を制限するとともに、専門業者等への引渡しに向けた調整を行う。

表 63　有害物質・危険物等の保管時の主な留意事項

品　目	主なリスク	保管・管理上の留意事項
石綿含有廃棄物	石綿繊維の飛散	破砕・混合を避け、飛散防止措置を講じて区分保管
ＰＣＢ含有機器等	有害物質の漏出	破損・漏出を防止し、専門業者等と取扱いを協議
農薬・薬品類	中毒、化学反応、漏出	容器の状態を確認し、種類に応じて隔離・漏出防止
廃油・有機溶剤	引火、火災、土壌・水質汚染	火気を避け、漏出防止措置を講じて区分保管
ガスボンベ・消火器	破裂、爆発、噴出	損傷や漏れの有無を確認し、専門業者に引渡し
リチウムイオン電池	発熱、発火	破損品等を区分し、短絡・発熱防止に配慮
太陽光発電設備	感電、破損部からの漏出等	不用意に接触せず、専門業者による安全確認を実施
感染性廃棄物	針刺し、感染	専用容器等により分別し、専門業者へ引渡し

なお、仮置場の配置、運営及び安全管理に関する共通事項については、資料９「仮置場候補地の選定、開設・運営管理」を参照する。

５．適正処理が困難な廃棄物の取扱い

災害時には、有害物質・危険物に加え、被災家電、廃自動車、廃自動二輪車、太陽光発電設備、被災船舶等、通常の一般廃棄物処理施設では処理が困難なものが発生する。

これらについては、各品目に関係する法令やリサイクル制度、製造業者等による回収ルートを確認し、所有者の意思確認や適切な引渡し先の確保等を行う。

（１）廃家電等

被災した家電製品については、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法及び資源有効利用促進法等に基づく回収・再資源化ルートの活用を検討する。

また、電池や燃料等を含む機器については、火災や有害物質の漏出等の危険性に留意し、適切に分別する。

表 64　想定される家電製品とリサイクルルート

想定される家電製品		リサイクルルート
ＰＣ	デスクトップＰＣ、ノートＰＣ、液晶ディスプレイ	パソコン３Ｒ推進協会によるリサイクルシステムあり
携帯電話	充電器を含む	モバイル・リサイクル・ネットワークによるリサイクルシステムあり
小型家電	ビデオカメラ、デジタルカメラ、小型ゲーム機等	小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者
その他（家庭及び事業者等からの排出）	電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、ＤＶＤ、オーディオ類、モニター、ネットワーク機器、プリンター、コピー機、ドライヤー、アイロン、電気スタンド、空気清浄機、ファンヒーター、トースター	
危険・有害物	家電製品に使われている電池や蛍光灯、燃料タンク、カセットコンロ等	－

（２）被災自動車及び自動二輪車

被災自動車については、自動車リサイクル法に基づく適正な処理を基本とし、所有者の確認及び引取意思の把握等を行った上で、関係事業者への引渡しを検討する。

また、電気自動車やハイブリッド車等については、高電圧の蓄電池等による感電や火災のおそれがあるため、専門業者等による安全確認及び取扱いを基本とする。

被災自動二輪車についても、所有者の意思確認等を行い、二輪車リサイクルシステム等の活用を検討する。

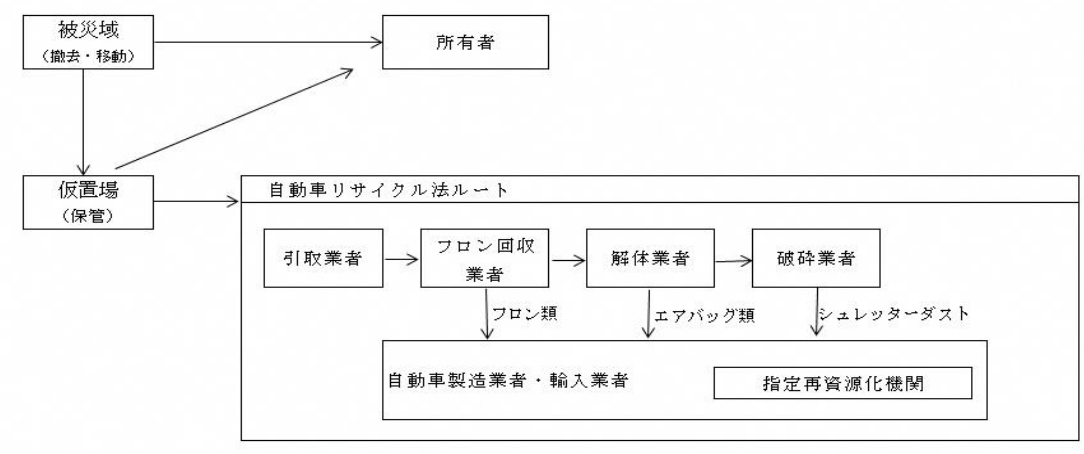

図 33　被災自動車の処理フロー

表 65　被災自動車引渡し先

外見上から見た自走可能か否かの判断	所有者照会	所有者の引取意思	引渡し先	
			所有者	一次仮置場
可　能	判　明	有	○	
可　能	判　明	無		○
不　能	判　明	有	○	
不　能	判　明	無		○
不　能	不　明			○（※）

※：一定期間保管が可能な場合は、公示期間経過後（6 ケ月）に移動（災害対策基本法第 64 条 6 項）

［出典：「災害廃棄物対策指針」【技 24-8】］

表 66　所有者の照会先

情報の内容		照会先
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省
	軽自動車	軽自動車検査協会
車検証・車台番号		陸運局

［出典：「災害廃棄物対策指針」【技 24-８】］

■参　考

「被災自動車の処理に係る手引書・事例集（自治体担当者向け）」（公益財団法人自動車リサイクル促進センター　2021 年 1 月　第２．1 版）

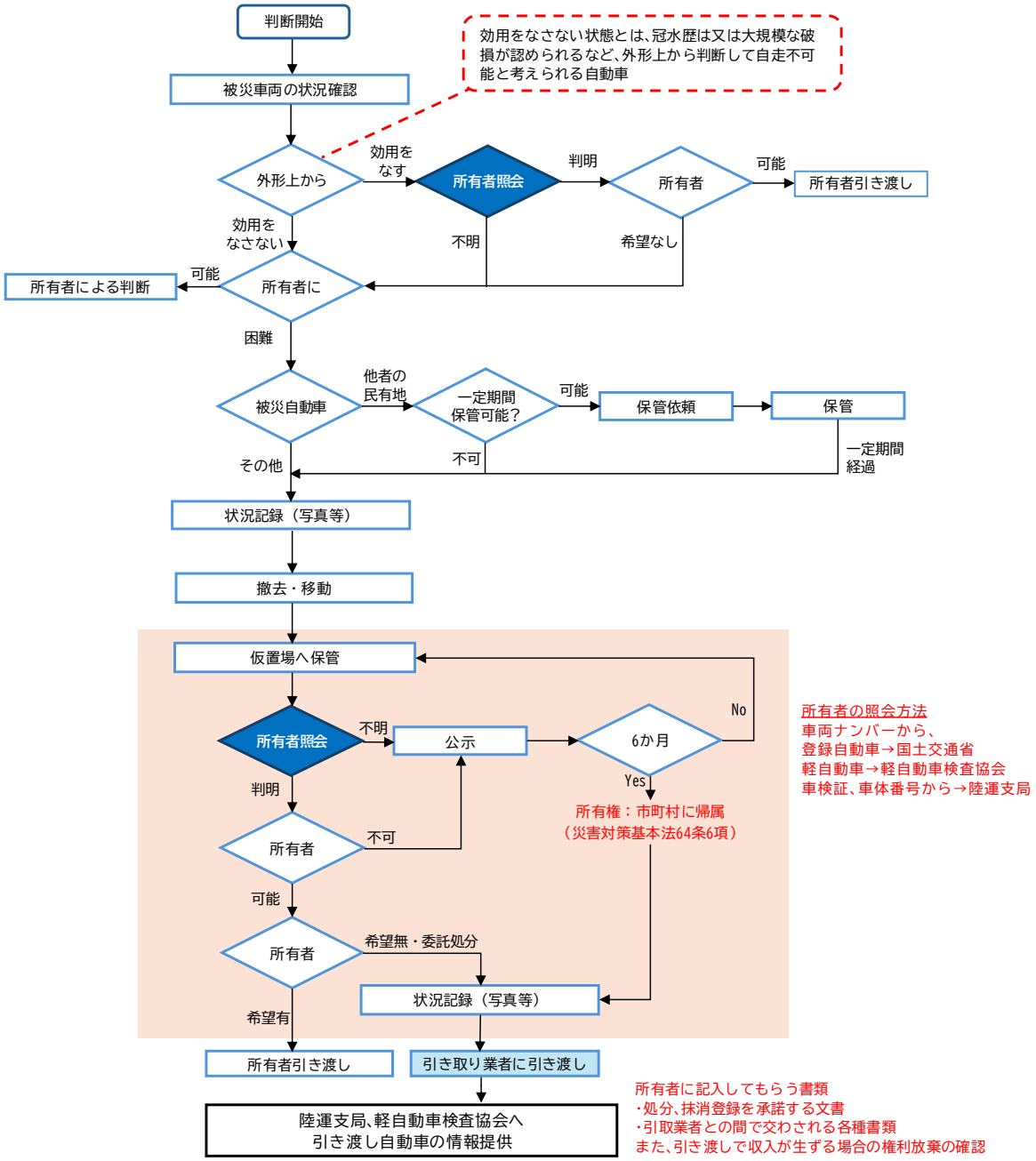

［出典：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル」（一般財団法人　廃棄物資源循環学会）P112］

図 34　被災自動車の所有者又は引取業者への引き渡しまでのフロー

（3）太陽光発電設備

被災した太陽光発電設備については、破損した場合であっても光が当たることにより発電が継続する可能性があることから、感電等の危険性に十分留意する。

また、破損した太陽電池モジュールや関連機器については、発電設備の所有者、製造業者、撤去事業者及び専門業者等と連携し、安全確認を行った上で適正に撤去・処理する。

特に、浸水又は破損した設備については、不用意に接触せず、必要な安全措置について専門家の判断を求める。

表 67　太陽光発電設備の処理等に関する留意事項

留意事項	・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。
	・救助及び復旧作業等で壊れた太陽電池パネルに触れる場合は、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用すること。
	・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。
	・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。
	・可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないようにビニールテープなどを巻く。
	・保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。

［出典：「災害廃棄物対策指針」］

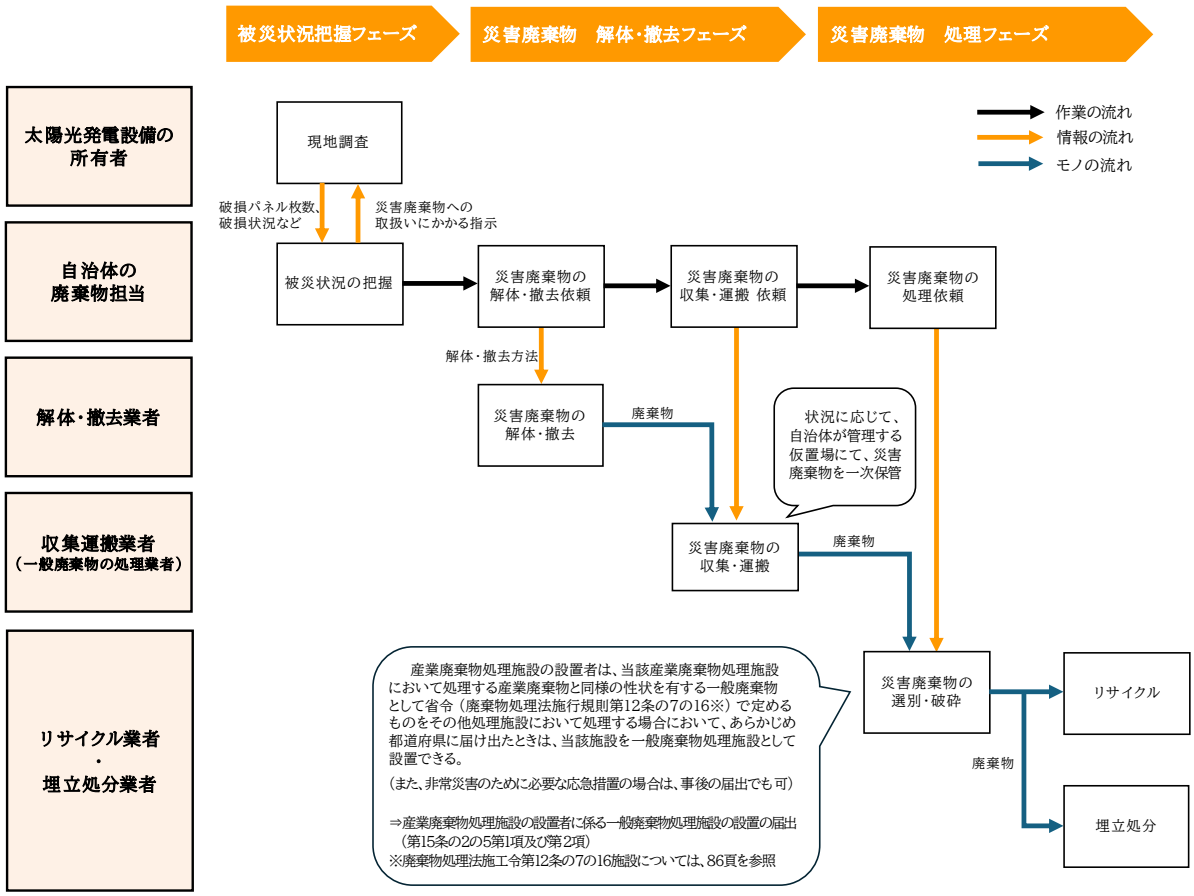

出典：「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」
（平成 30 年、環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室）

図 35　災害により破損した太陽光発電設備の解体・撤去、収集・運搬、処分の流れ

（4）被災船舶

津波等により被災した船舶については、所有者による処理を基本とし、船舶の損傷状況、航行・使用の可否及び所有者の意思等を踏まえて対応する。

被災船舶の移動、保管及び処理に当たっては、関係部局及び関係機関と連携し、所有者の確認、必要な手続及び適切な処理先の確保等を行う。

表 68　効用の有無の判断基準

効用を失っていると推定される	効用があると推定される/効用の有無に所有者の意思確認が必要
・船体が破断、残骸となっている ・船体が大破（原形をとどめない）し航行が不可能 ・家屋や廃棄物に埋まり、船舶を壊さずには分離することが困難な状態にある	・船体の一部に破損・欠損があるものや水没による機器の損傷で航行不能な状態であっても、修復や修理によって使用可能となるもの

［出典：「災害廃棄物対策指針」【24-10】］

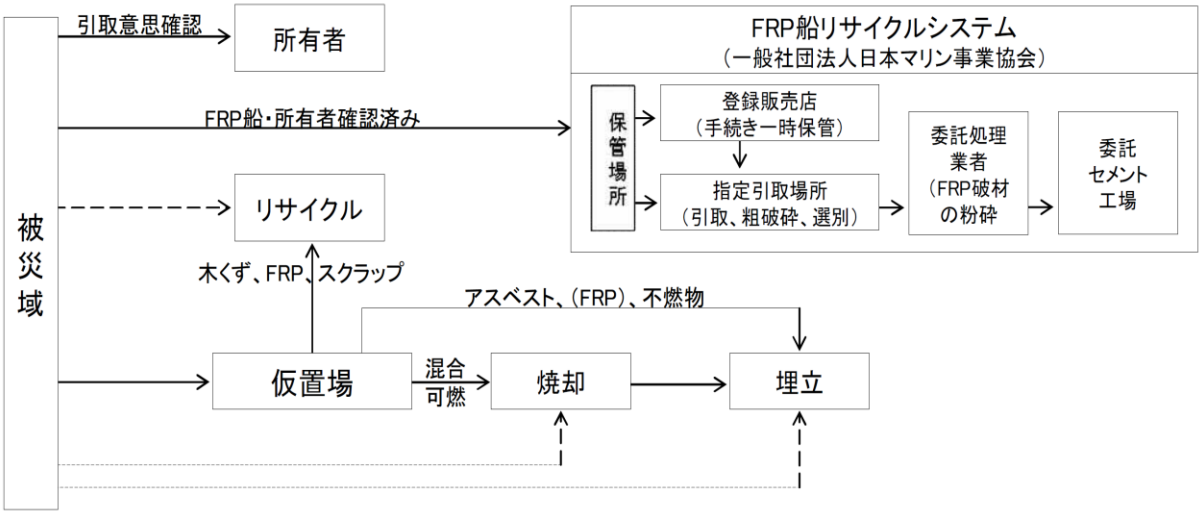

［出典：「災害廃棄物対策指針」【24-10】］

図 36　被災船舶の処理フロー

表 69　船舶情報問合せ先と所有者の確認事項

船舶の種類		問合せ窓口	所有者に対する確認事項
漁船		各都道府県の関係部署	・被災船舶の所在地 ・保険の加入の有無及び補償の協議状況 ・処理方法の選択（所有者が再使用又は処理、市町村又は県に委託） ・所有者が再使用又は処理する場合の時期、場所 ・市町村が処理する場合の船舶の抹消登録手続きについての周知
漁船以外	大型船舶（20t 以上）	国土交通省	
	小型船舶（20t 未満）	日本船舶検査機構	

［出典：「災害廃棄物対策指針」【24-10】］

（５）腐敗性の強い廃棄物

食品廃棄物や水濡れした畳等の腐敗性の強い廃棄物については、悪臭、害虫の発生及び火災等の防止に留意し、腐敗の進行状況や周辺環境への影響等を踏まえて、優先的な回収・処理を検討する。

（６）土砂系混合物（津波堆積物等）

津波堆積物等の土砂系混合物は、津波、洪水及び土砂災害等により発生した土砂・汚泥等を主体とする混合物であり、災害廃棄物の処理工程で発生するふるい下等も含まれる。

津波堆積物には、砂泥や塩分のほか、流木、がれき類及び有機物等が混入する場合があり、海底堆積物に由来するヒ素や鉛等の重金属を含むものもある。このため、津波堆積物等の処理に当たっては、発生場所や混入物の状況等を確認し、必要に応じて有害物質の含有状況を把握した上で、適切な処理方法を選定する必要がある。

① ゾーニングによる性状の把握

津波堆積物の処理に当たっては、津波浸水区域の土地利用状況、被災した事業所等の分布及び有害物質の流出の可能性等を踏まえ、区域ごとに堆積物の性状や汚染の可能性を把握する。

現行計画では、津波堆積物の発生区域について、次の３区分によるゾーニングを示している。

表 70　津波堆積物の３区分ゾーニング

発生区域	内　容
エリアⅠ（非汚染エリア）	残骸等や有害物質等を含まない清潔な砂礫類と考えられる地域
エリアⅡ（汚染可能性エリア）	残骸等を含み、有機物、有害な化学物質及び危険物を含む可能性がある地域
エリアⅢ（汚染エリア）	有害な化学物質や危険物を含む可能性が高い地域

なお、ゾーニングは発生区域の状況から汚染の可能性を把握するためのものであり、実際の処理方法については、現地確認及び必要な調査・分析結果等を踏まえて判断する。

② 性状に応じた処理及び再生利用

津波堆積物等は、目視確認、現場スクリーニング及び必要に応じた化学分析等により、有害物質や有機物等の混入状況を把握し、性状に応じて処理方法を選定する。

清潔な砂礫類であり、有害物質等による影響が懸念されないものについては、利用先の受入条件等を確認した上で、盛土材や埋戻材等としての再生利用を検討する。

がれき類や有機物等が混入している場合には、仮置場等において選別や粒度調整を行い、再生利用が可能なものと、焼却処理又は最終処分等が必要なものに区分する。

また、有害物質等の混入が疑われるものについては、必要な化学分析を実施し、分析結果及び関係基準等を踏まえ、適切な処理又は処分方法を選定する。基準を超過する場合には、必要に応じて浄化処理や熱処理等による無害化を検討する。

津波堆積物の性状に応じた処理方法及び再生利用の判断について、次図に示す。

③ 有害物質等への対応及び関係機関との連携

県及び市町村は、津波堆積物等の発生区域や性状を把握するとともに、必要に応じて有害物質取扱事業所に関する情報、災害リスク情報及び現地調査結果等を活用し、有害物質等の混入が懸念される区域を確認する。

また、津波堆積物等の処理及び再生利用に当たっては、環境保全部局、土木関係部局及び関係機関等と連携し、必要な調査・分析、処理先及び再生利用先の確保等について調整する。

特に、再生利用を行う場合には、利用用途に応じた品質及び環境安全性を確認するとともに、受入先との協議を行い、適切な利用につなげる。

［出典：「災害廃棄物対策指針」【24-13】］

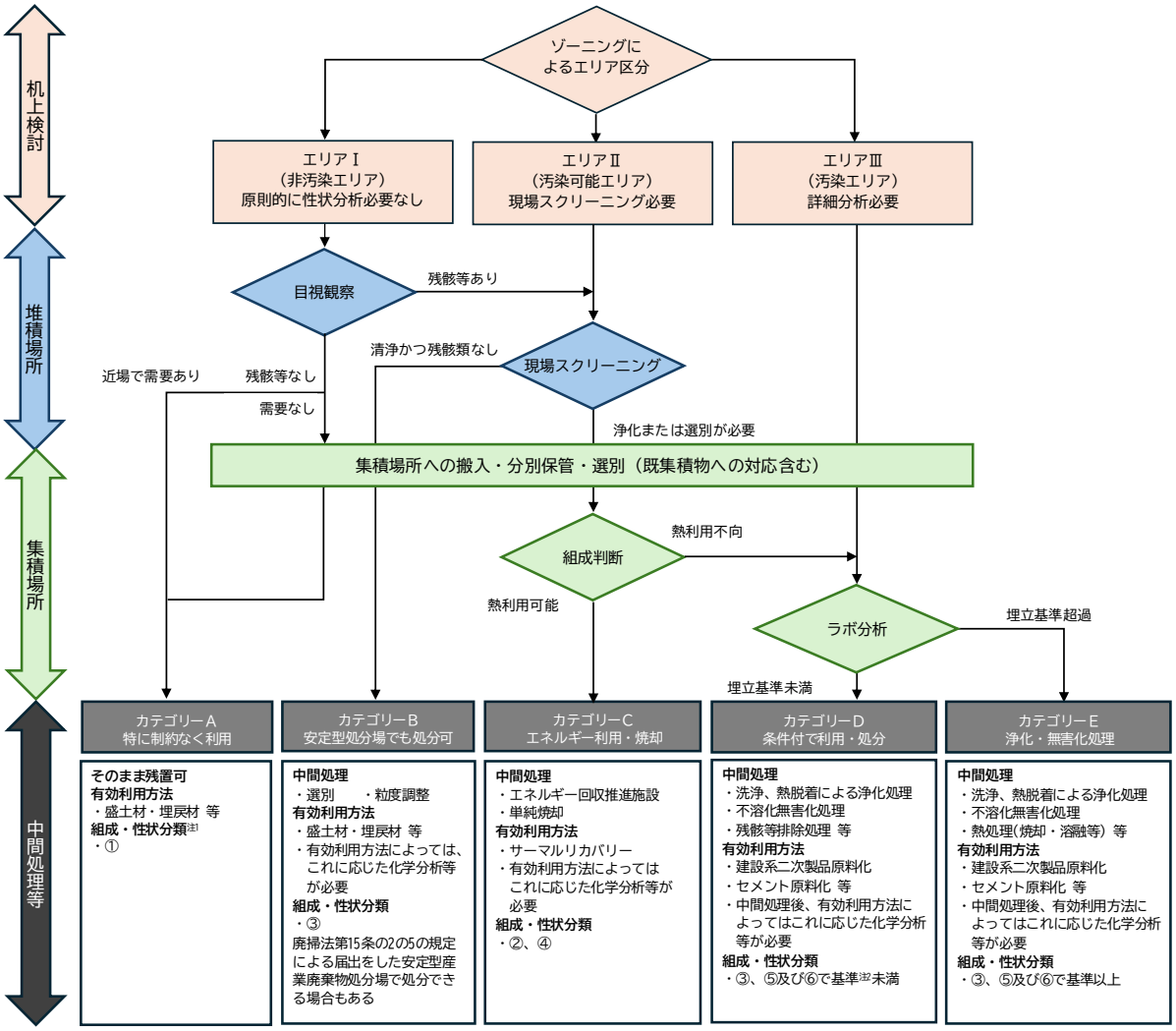

注１：組成・性状分類

① 残骸等を含まず、清浄な砂礫のみであるもの
② 残骸等は含まないものの有機物を含むもの※
③ 残骸等を渾然一体として含むが有機物が含まれないもの
④ 残骸等を渾然一体として含みかつ有機物を含むもの
⑤ 事業所等が保有していた油類や薬品等が混入しているおそれがあるもの
⑥ 陸上等から供給され海底に堆積した有害な化学物質や有機物を含む可能性があるもの

※：「有機物を含む」とは熱しゃく減量で概ね 5%以上とする。なお、迅速な判断が必要な場合は、目視による観察、温度の計測、臭気の確認も有効である。

注２：基準

廃掃法施行令第 6 条第 I 項第 3 号に規定される埋立処分を行う場合に関する基準

図 37　津波堆積物の処理フロー

６．専門業者等への引渡し及び広域的な処理調整

有害物質・危険物及び処理困難物については、品目ごとに必要となる処理技術や受入条件が異なることから、適切な処理施設及び回収先を確保する必要がある。

市町村は、所有者、排出事業者、販売店、製造業者、関係団体及び専門の処理業者等と連携し、品目ごとの回収・処理ルートを確認する。

県は、市町村単独で処理先の確保が困難な場合には、関係部局及び関係機関との情報共有を図るとともに、県内外の専門処理業者等に関する情報提供や広域的な処理調整を行う。

また、災害時には処理施設の被災や輸送経路の寸断等により、平時の処理ルートを利用できない場合があることから、代替となる処理先や輸送方法等について検討する。

７．住民・事業者への周知及び継続的な情報管理

市町村は、有害物質・危険物及び処理困難物の不適切な排出や混合を防止するため、住民及び事業者に対し、排出方法、分別区分、持込みの可否、回収窓口及び取扱上の注意事項等について周知する。

特に、ガスボンベ、農薬・薬品類、廃油、電池類、太陽光発電設備等については、通常の災害廃棄物と混合しないよう注意喚起を行う。

また、災害廃棄物の撤去や損壊家屋等の解体が進む過程で、新たに有害物質等を含む廃棄物が発見される場合があることから、関係機関への連絡及び回収・処理の対応を継続する。

県は、市町村及び関係機関と連携し、処理困難物等の発生状況、回収・処理先の確保状況並びに処理上の課題等を把握し、必要な支援及び情報提供を行う。

資料 14　住民向け広報、ボランティア向け広報のテンプレート

Ⅰ．予告広報のひな形

【災害ごみの排出について（予告）】

現在、市町村では災害ごみの排出・受入方法を調整している。仮置場の場所・開設日・受入品目が決定するまでは、道路・公園・空き地等に災害ごみを置かないこと。

生活ごみは別途お知らせする方法に従い排出すること。

決定次第、ホームページ、ＳＮＳ、防災無線、避難所掲示等で案内する。

問合せ先：【部署・電話】。

更 新 日：【年月日・時刻】。

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い　　年　月　日

災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内

●生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

●豪雨（災害の種類）により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

■仮置場で受け入れるごみ

家庭で災害により発生した以下のごみ



① もやすごみ（プラスチック・衣類など）

② ガラス・陶器類

③ 金属類

④ たたみ

⑤ 粗大ごみ（木製家具・ソファ・ベッド・布団など）

⑥ 家電４品目（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）

注意事項

・冷蔵庫の中に入っている食品はすべて出してください。

・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。

■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

場所：○○○○○○○○　※裏面をご確認ください
開設期間：○月○日まで　○時○分～○時○分

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○○）へ相談してください。

【問合先】○○（市、町、村）　○○○課　電話○○-○○○○

【仮置場案内図】

【〇〇仮置場】
場所：〇〇〇〇〇〇〇〇
開設期間：〇月〇日まで
開設時間：〇時〇分～〇時〇分

【〇〇仮置場の分別配置図】：適宜変更すること

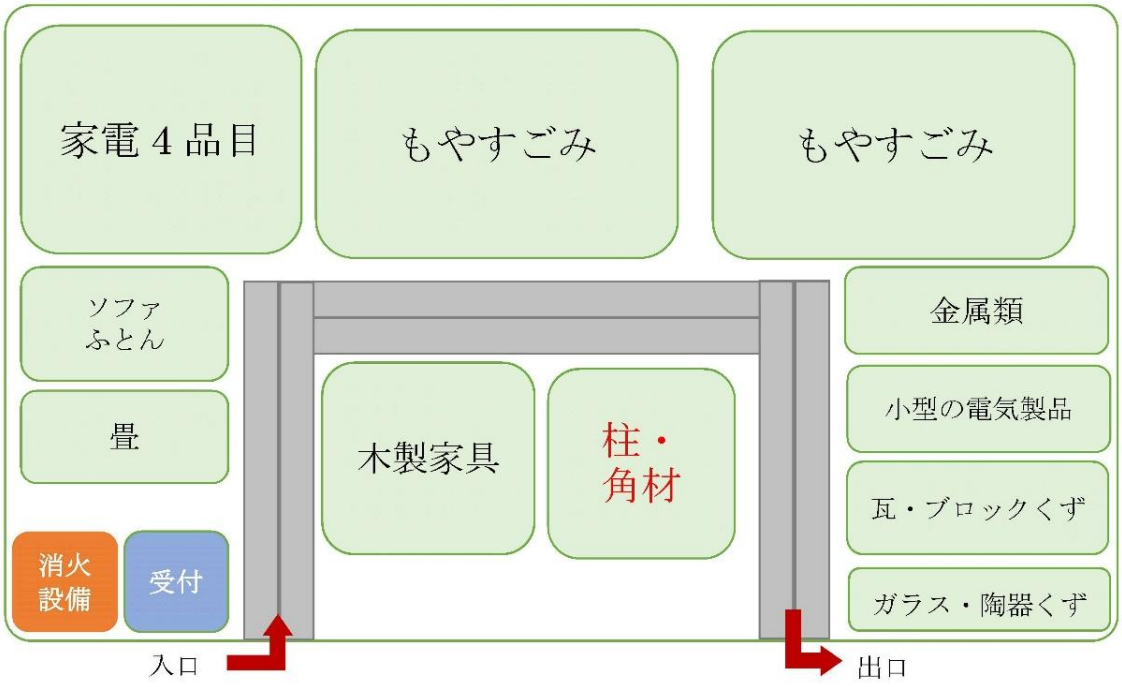

２．仮置場の開設直後と閉鎖の広報ひな形

【災害廃棄物仮置場を開設】

名称：【　】／所在地：【　】／開設期間・時間：【　】／搬入対象区域：【　】／搬入可能な人・身分確認：【　】／受入区分：【木くず・畳・家電・金属・がれき等（実際の区分に修正）】／受入不可物：【　】。

品目別に分けて持参し、係員の指示に従うこと。混雑状況・変更情報：【公式ＵＲＬ／ＳＮＳ】。問合せ先：【　】。

※地域・災害に応じて受入条件を決定する。



周知様式「仮置場での災害廃棄物の受け入れについて」

令和●●年●●月●●日　現在

仮置場での災害廃棄物の受け入れについて（●●地区）

●●●●により被災し、廃棄物となった家庭からのごみを受け入れます。

■ 仮置場で受け入れ可能なごみ

●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●、 ●●●●●、●●●●●、●●●●●

※通常の生活ごみ（生ごみ等）は、集積場所に出してください。

■ 仮置場で受け入れできないごみ

●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●、 ●●●●●、●●●●●、●●●●●

■ 受入場所

名　称	
所 在 地	
受入時間	
受入期間	

地　図 →注：現地までのアクセス、仮置場内の動線、分別配置のレイアウト等を想定

■ 受入方法　↓注：搬入許可証、身分証明書、罹災証明等を想定

搬入時に、●●を確認させていただきます。

■ お問合せ先

○○○（市、町、村）○○○課　　電話番号：○○○－○○－○○○○

周知様式「仮置場の閉鎖について」

令和●●年●●月●●日　現在

仮置場の閉鎖について（●●（市、町、村）●●地区）

下記の仮置場を閉鎖します。

■ 閉鎖する仮置場

名　称	●●●●●●●●●
所在地	●●●●●●●●●

■ 閉鎖日

令和●●年●●月●●日

■ 閉鎖後の廃棄物の排出

●●●●（品目名）→　〇〇〇へ持ち込んでください。

上記以外の廃棄物　→　下記のお問合せ先へ御相談ください。

■ 受付方法　↓注：搬入許可証、身分証明書、罹災証明等を想定

持込時に、お住まいの住所、氏名を確認させていただきます。

■ お問合せ先

持ち込み先施設名称

住所：　　電話：

３．分別案内チラシのひな形（文例）

【生活ごみと片付けごみを混ぜない】

① 通常の生活ごみ（生ごみ・弁当容器等）は指定方法で排出。

② 片付けごみ（畳、家具、家電、金属、木くず等）は指定仮置場へ品目別に持参。

③ ガスボンベ、薬品、電池、石綿含有のおそれがある物、太陽光パネル等は一般のごみと混合せず、事前に相談。

④ 私有地や道路への無断集積は禁止。

⑤ 事業系廃棄物の取扱いは別途案内。更新日、開設時間、地図、連絡先を必ず掲載する。

資料 15　公費解体・撤去の実施要綱及び申請書等の様式例

Ⅰ．準拠する最新資料

環境省「公費解体・撤去マニュアル（第７版）」及び「公費解体・撤去に関する標準様式・標準添付書類集（要綱、申請書類）」を基本として、対象災害ごとの国の通知及び地方自治体の規程に合わせて使用する。

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/publicly_funded_demolition_and_removal_manual/index.html

２．実施要綱・申請書類の作成時に確認する事項

表 71　公費解体マニュアルの様式及び主な記載内容

様式・文書	主な記載／確認項目
公費解体・撤去実施要綱（案）	目的、対象災害・家屋、申請者、対象範囲、必要書類、同意、審査、決定、取り下げ、費用負担、記録保存
公費解体・撤去申請書（例）	申請者・所在地・所有者・罹災判定・被害写真・連絡先・共有者等の同意状況
同意書・権利関係確認書（例）	所有権・共有持分・抵当権等の確認、関係者の同意・同意取得困難時の取扱い
申請受付・現地調査チェック票（例）	添付書類、危険性、石綿等の事前調査、施工条件、道路・隣地等の確認
解体決定通知・完了報告（例）	交付番号、対象物件、着手・完了日、委託先、数量、写真、契約・支出記録
自費解体費用償還の書類（例）	制度適用、契約・支払を示す資料、解体前後写真等。 注：環境省の別冊標準様式を参照

注：上表は使用書類の確認表であり、法的に確定した要綱本文ではない。正式様式は環境省の標準様式を入手し、対象災害の補助条件と市町村の条例・規則に適合させる。

３．公費解体の事務処理タイムライン（参考）

表 72　公費解体の事務処理タイムライン

段　階	主な対応	市町村・県の関係
初動・制度確認	危険家屋の把握、国通知の確認、庁内・業界団体の体制構築	市町村が主体、県は国との確認と人材調整
受付準備	要綱、申請書、相談窓口、審査方法、委託業務範囲の整理	行政機能が低下した市町村には県が必要な支援
申請・審査	所有者・権利関係、罹災判定、現地調査・石綿等の確認	専門人材の応援や受付業務の外部委託を検討
積算・契約・施工	積算、発注、同意確認、分別解体、運搬・処理	件数に応じ入札・協定等を適法に選択
完了・精算	完了確認、写真・数量・契約等の整理、費用償還・補助申請	記録を災害査定・進捗管理に活用

資料16　事務委託関係文書・編集用様式集

近畿地方環境事務所ほか「災害廃棄物処理に係る事務委託の検討の手引き」（令和７年３月）参考資料 26～39 頁の文書の種類と手続きの流れに沿って、記入可能な様式として再構成したもの。原本の全文を逐語的に転記したものではない。原本の実例と照合して使用すること。

●●●は都道府県・市町村・首長・氏名等の記載箇所を表す。

正式使用の際は規約、議決・専決処分、告示、届出について法務担当部署の審査を受けること。

１．事務の委託に係る意向の確認文書（例）

●●●第●●●号

令和●●年●●月●●日

●●●市町村長　様

徳島県知事　●●●

災害廃棄物処理等の事務の委託に係る意向の確認について（照会）

令和●●年●●月●●日に発生した●●●災害に係る災害廃棄物の処理等については、現行の地方自治法に基づき、市町村の事務を県が受託することが可能であるとの見解が示されています。

つきましては、地方自治法第 252 条の 14 に基づき、徳島県に対して事務を委託する意向の有無を確認いたします。

なお、現時点では、災害廃棄物の対象や国庫補助金の範囲などが未確定のため、徳島県として事務を受託できない場合も想定されますが、現時点における意向をお知らせください。

【回答事項】

１．事務委託の意向

□ 事務委託を希望する

□ 事務委託を希望しない

□ 現時点では判断できない

２．委託を希望する事務の内容

●●●

３．委託を希望する理由

●●●

４．担当部局及び連絡先

●●●

回答期限：令和●●年●●月●●日

回答先：●●●

災害廃棄物処理等事務委託手続フロー

市町村等	資源循環推進課
	①委託について意向確認 意向確認照会文書送付
②委託依頼（申し出） 委託依頼文書送付	
	③受託について通知 受託通知文書、委託規約（案）、（専決処分（案））参考送付
④委託協議する旨議決（又は専決処分） 委託規約（案）を議決（又は専決処分）	
⑤委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会議録（専決処分書）送付	⑥受託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決（又は専決処分） ※専決処分を行う場合は、議会運営委員会及び常任委員会において内容を説明すること
	⑦受託決定通知 決定通知書送付 ⑧告示依頼 告示依頼書送付
	⑨経費に係る協議 経費に係る協議書（案）送付
⑩経費に係る協議 経費に係る協議書（押印２部）送付	
	⑪経費に係る協議書締結 経費に係る協議書（押印１部）送付、（押印１部）保管
⑬告示	⑫告示 県報登載
⑭委託協議議決書謄本送付 ※専決処分を行った場合は、議会における専決処分承認後	⑮総務大臣への届出 委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付 ※専決処分を行った場合は、議会における専決処分承認後

●●●第●●●号
令和●●年●●月●●日

徳島県知事　●●●　様

●●●市町村長　●●●

●●●災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する●●●災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を徳島県に委託したいので、この旨申し出ます。

記

委託を希望する理由

●●●災害により生じた廃棄物の量が膨大であり、当該廃棄物を処理するための体制及び能力において困難な状況にあることから、当該廃棄物のうち特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を徳島県に委託することにより、迅速かつ適正な処理を図ろうとするものである。

２．被災市町村から県への委託協議書

令和●年●月●日

徳島県知事　●●●　殿

●●●市（町・村）長　●●●

災害等廃棄物処理の事務の委託について（協　議）

災害等廃棄物処理に関する事務について、別添の規約により徳島県に委託したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき協議します。

記

１　委託する事務　●●●

２　委託開始予定日　令和●年●月●日

３　添付書類　事務の委託に関する規約（案）

３．県から被災市町村への受託協議書（回答）

令和●年●月●日

●●●市（町・村）長　●●●　殿

徳島県知事　●●●

災害等廃棄物処理の事務の受託について（回答）

令和●年●月●日付け●●●第●号で協議の申出のありました標記の件については、別添規約（案）により事務を受託することに同意します。

なお、事務委託の開始、対象事務及び経費の支弁等は、規約及び必要に応じ別途協議により定めます。

又は

令和●年●月●日付け●●●第●号で協議のありました標記の件については、別紙のとおり規約を定め、災害廃棄物の事務を受託することに同意します。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第３項において準用する同法第 252 条の２の２第２項の規定に基づく告示については、令和●年●月●日付け徳島県告示第●号で行いますが、貴（市・町・村）においても告示されるようお願いします。

４．受託の意思表示文書

令和●年●月●日

●●●（市・町・村）長　●●●　殿

徳島県知事　●●●

災害廃棄物処理に係る事務の受託について

貴（市・町・村）から依頼のあった災害廃棄物処理事務について、下記のとおり受託することとします。

記

１　受託対象事務　●●●

２　受託期間　令和●年●月●日から●●●まで

３　実施方法　別添規約による

４　連絡窓口　●●●

５．規約ひな形

●●●（市・町・村）と徳島県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（委託する事務）

第１条　●●●（市・町・村）は、災害により発生した廃棄物の処理に関する事務のうち、別途協議により定めるものを徳島県に委託する。

（事務の管理及び執行）

第２条　委託事務の管理及び執行は、法令及び徳島県の条例・規則その他の規程に基づいて行う。

（経費の支弁）

第３条　委託事務に要する経費は●●●（市・町・村）が負担し、その支弁の方法、請求及び精算は協議して定める。

（連絡調整）

第４条　両団体は、対象廃棄物、処理範囲、工程、記録及び費用について連絡調整を行う。

（その他）

第５条　規約に定めのない事項は両団体の協議により定める。

附則　この規約は令和●年●月●日から施行する。

○○○と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約

（事務の委託の範囲）

第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、○○○は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）を岩手県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条　委託事務の管理及び執行については、○○○の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2　○○○長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の写しをあらかじめ岩手県知事に送付するものとする。

（収入金）

第3条　委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、岩手県の収入とする。

（経費の負担）

第4条　委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、○○○の負担とし、○○○は、これを岩手県に交付するものとする。

2　前項の経費の額及び交付の時期は、岩手県知事と○○○長が協議して定める。

（予算への計上）

第5条　岩手県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、岩手県の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

（繰越金）

第6条　岩手県知事は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができる。この場合において、岩手県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに○○○長に提出するものとする。

（条例等の改正の場合の措置）

第7条　委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正したときは、○○○長は、直ちに岩手県知事に通知するものとする。

（補則）

第8条　この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、岩手県知事と○○○長が協議して定める。

附　則

1　この規約は、平成23年8月9日から施行し、平成23年3月12日から適用する。

2　委託事務の全部又は一部を廃止する場合において、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、岩手県知事がこれを決算する。この場合において、岩手県知事は、決算に伴って生じる剰余金を速やかに○○○に還付するものとする。

６．対象廃棄物・工程等を具体化する協議

●●●（市・町・村）と徳島県は、令和●年●月●日施行の災害等廃棄物処理事務の委託に関する規約に基づき、次のとおり協議する。

対象区域	●●●
対象廃棄物	●●●
県が執行する事務	●●●
市町村が引き続き行う事務	●●●
事務の開始日	令和●年●月●日
引渡し場所・方法	●●●
経費・契約等の取扱い	●●●

令和●年●月●日

●●●（市・町・村）長　●●●

徳島県知事　●●●

７．事務委託の追加協議書（対象事務等を追加・変更）

●●●（市・町・村）及び徳島県は、令和●年●月●日付けで取り交わした協議書の内容について、次のとおり追加協議する。

１．追加する事務　●●●

２．対象廃棄物・対象区域　●●●

３．追加事務の開始日　令和●年●月●日

４．経費の支弁　●●●

５．その他　●●●

令和●年●月●日

●●●（市・町・村）長　●●●

徳島県知事　●●●

８．専決処分（例）

専決処分書

●●●（市・町・村）の災害廃棄物処理に係る事務の徳島県への委託について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

１．処分事項　災害等廃棄物処理の事務の委託に関する協議及び規約の制定

２．委託先　徳島県

３．委託事務の内容　別紙規約のとおり

４．専決理由　●●●

令和●年●月●日

●●●（市・町・村）長　●●●

９．専決処分の議会承認（例）

議案第●号

廃棄物の処理に関する事務の委託の専決処分の承認を求めることについて

災害等廃棄物処理事務の委託に関し、令和●年●月●日に別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法第 179 条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和●年●月●日提出

●●●（市・町・村）長　●●●

【添付書類】専決処分書、事務委託規約、説明資料

10. 被災市町村から県への委託文書（例）

令和●年●月●日

徳島県知事　●●●　殿

●●●（市・町・村）長　●●●

災害廃棄物処理に係る事務の委託について

標記事務の委託について、令和●年●月●日に議決（又は専決処分）したので、別添規約に基づき事務を委託します。

【添付書類】規約、議決書の写し又は専決処分書の写し、関連資料

11．被災市町村の委託協議書類（例）

令和●年●月●日

徳島県知事　●●●　殿

●●●（市・町・村）長　●●●

災害廃棄物処理事務の委託に係る協議について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、●●●（市・町・村）が行う災害廃棄物処理事務の一部を徳島県に委託したいので、別添規約により協議します。

添付書類

１．災害廃棄物処理事務の委託に関する規約（案）

２．議決書謄本又は専決処分書

３．その他必要な書類

12. 受託決定通知（例）

令和●年●月●日

●●●（市・町・村）長　●●●　殿

徳島県知事　●●●

災害等廃棄物処理事務の受託決定について（通知）

令和●年●月●日付け●●●第●号で協議のありました標記事務について、規約に基づき受託することを決定したので通知します。

1．受託事務　●●●

2．受託開始日　令和●年●月●日

3．添付資料　規約、告示に係る資料

13. 告示依頼書（例）

令和●年●月●日

●●●（市・町・村）長　●●●　殿

徳島県知事　●●●

災害廃棄物処理事務の委託に係る告示について（依頼）

標記事務の委託について、所要の手続きが整いましたので、地方自治法に基づく告示を行われるよう依頼します。

添付書類　事務委託規約、告示文案

告示予定日　令和●年●月●日

※これらは原本掲載事例を手続き別に再構成した編集用参考様式であり、原本画像の逐語転記ではない。団体の法務・議会・財政部局に確認のうえ調整する。

（参考１－９）事務委託の経費に関する協議書（例１）

協　議　書

●●●（市・町・村）と徳島県との間の事務委託における経費に関する協議書

第１条　この協議書は、●●●（市・町・村）と徳島県との間の●●●災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約（以下「規約」という。）第３条の規定に基づき、同条に規定する経費の額及び交付の時期を定めることを目的とする。

第２条　規約第３条に規定する●●●の負担する経費は、次に掲げる経費とする。

（1）損壊家屋等の解体に要する経費

（2）規約第１条に定める廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の排出現場における分別に要する経費

（3）災害廃棄物の撤去のための収集運搬に要する経費

（4）災害廃棄物の仮置場の整備又は管理に要する経費

（5）災害廃棄物の仮置場における分別に要する経費

（6）災害廃棄物に関する処理計画の策定に要する経費

（7）災害廃棄物の処分のための収集運搬に要する経費

（8）災害廃棄物の処分（中間処理、最終処分及び再生を含む。）に要する経費

（9）その他災害廃棄物の処理に要する経費

２　前項各号の経費の額は、●●●が処理実績等に基づき積算し、別途、●●●が定める交付期日までに交付するものとする。

３　経費の精算に当たり、控除すべき収入金等がある場合は、その取扱いについて●●●と●●●が別途協議するものとする。

第３条　この協議書の内容について変更する必要が生じたときは、あらためて協議するものとする。

第４条　この協議書は、２通作成し、その証として●●●及び●●●が各１通保管するものとする。

令和●年●月●日

徳島県知事　●●●

●●●（市・町・村）長　●●●

出典：岩手県『東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録』（平成 27 年）p.173 を参考に、固有名詞等を置換した編集用様式。

14. 事務委託の経費に関する協議書

【事務委託の経費支払いに関する協定書（例)】

協　定　書

●●●（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、「●●●（市・町・村）と徳島県との間の●●●災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約」第３条の規定に基づく事務の委託の管理及び執行に要する経費（令和●年度分）について、次のとおり協定を締結する。

第１条　乙が甲に支払う委託料の金額は、金●●●円とする。

第２条　乙は、前条の委託料を甲の発行する納入通知書により令和●年●月●日までに甲に納入するものとする。

第３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲　●●●

　　代表者　徳島県知事　●●●

乙　●●●

　　代表者　●●●（市・町・村）長　●●●

出典：熊本県提供資料を参考に、固有名詞・年度・金額等を置換した編集用様式。

※これらは異なる災害事例を参考に再構成した編集用様式である。第５項の規約ひな形（第３条：経費の支弁）に合わせて引用条番号を整理した。正式使用時には事務の範囲、経費の算定・精算方法、必要な協議事項及び規約の最終条文との整合を法務・財政担当部局で確認すること。

資料 17　四国ブロック災害廃棄物処理対策行動計画（広域連携計画）（令和８年３月）　資料編-抜粋-

２．四国ブロック内の広域連携に使用する様式集

様式集一覧

様式番号	様式名
被災状況報告様式	
―	★災害廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット（被災情報用シート）】
被災市町村様式	
メール１	被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）
被災県様式	
メール２	被災県様式－１：応援要請（被災県→環境事務所）
メール３	被災県様式－２：応援要請への回答（被災県→被災市町村）
環境事務所様式	
メール４	環境事務所様式－１：応援要請（環境事務所→応援県市）
メール５	環境事務所様式－２：応援要請への回答（環境事務所→被災県）
様式１	環境事務所様式－３：応援要請検討依頼文書（環境事務所→応援県）
様式２	環境事務所様式－４：応援要請文書（環境事務所→県）
応援県様式	
メール６	応援県様式－１：応援要請（応援県→応援市町村）
メール７	応援県様式－２：応援要請への回答（応援県→環境事務所）
応援市町村様式	
メール８	応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県）

【（全自治体共通）災害廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット（被災情報用シート）】】

別紙様式（都道府県取りまとめ用）

災害等廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット】

被害をもたらした災害等（災害等の名称、日付）：

※前回からの変更箇所は赤字としてください。
※必要に応じて、行を追加して記載してください。
※随時更新していく情報につき、現段階で把握している情報を記載してください。すぐに修正となっても問題ありません。

都道府県名：　課室名：　担当者名：
（電話：　メールアドレス：　）

（Ctrl + ;）　（Ctrl + :）

1．廃棄物処理施設・浄化槽（市町村設置型）の被害状況

（「被害あり」又は「確認中」の場合記載）					（その後、把握できた情報を随時更新）			復旧見込額
市町村名	被害状況（有／確認中）	施設種別	施設名	施設住所	稼働状況		被害及び復旧の状況等	
					稼働停止日	稼働再開日		（千円）

※記載すべき施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。
※被害がありえるものの、「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」として記載してください。

2．その他、被災情報

（被災情報がある場合記載）			（その後、把握できた情報を随時更新）					災害廃棄物発生量	災害廃棄物処理事業見込額
市町村名	被災情報全般	仮置場設置（有／調整中／無）	全壊（棟）	半壊（棟）	一部破損（棟）	床上浸水（棟）	床下浸水（棟）	（t）	（千円）

※建物被害に関する欄は、消防庁や災害対策本部等に報告している最新の内容を記載してください。
※災害廃棄物発生総量の算定に当たっては、必要に応じて、額外の推計量自動計算を活用して算出可能です。
（※より具体的な発生量を把握している場合はその内容を記載してください。）

（以下の欄は、「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」に記載してください。）

3．仮置場の状況

市町村名	仮置場名称	仮置場住所	保管面積（㎡）	最大保管容量に対する割合			受入期間		備考（受入状況、搬出状況等）	（公表されていれば）仮置場情報ウェブサイトURL
				合計（%）	可燃物（%）	腐敗物以外（%）	受入開始日	受入終了日		

※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。
※ひっ迫状況等について、課題が生じている場合、具体的な内容は次項「4．その他、課題等」欄に記載してください。

4．その他、課題等

市町村名	課題の内容（なるべく具体的に）		対処方針・必要な支援等（想定できていなければ空欄で可）	
	（課題選択）	（詳細記述）	（課題選択）	（詳細記述）

※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載してください。

出典：環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課「災害関係業務事務処理マニュアル（令和５年12月改訂）」

様式－4

【（全自治体共通）災害廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット（被災情報用シート）】：記入例】

別紙様式（都道府県取りまとめ用）（記載例）

災害等廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット】

被害をもたらした災害等（災害等の名称、日付）：台風○号（令和○年○月○日）
都道府県名：○○県　課室名：○○○○○課　担当者名：○○、○○、○○
（電話：XX-XXXX-XXXX　メールアドレス：XXXXXXXXX@XXXXXXXXX.lg.jp ）
第1報（ 2022/6/13 11:29）現在
（Ctrl＋；）（Ctrl＋：）

※前回からの変更箇所は赤字としてください。
※必要に応じて、行を追加して記載してください。
※随時更新していく情報につき、現段階で把握している情報を記載してください。すぐに修正となっても問題ありません。

1．廃棄物処理施設・浄化槽（市町村設置型）の被害状況

（「被害あり」又は「確認中」の場合記載）					（その後、把握できた情報を随時更新）			復旧費込額
市町村名	被害状況（有／確認中）	施設種別	施設名	施設住所	稼働状況 稼働再開日	稼働状況 稼働再開日	被害及び復旧の状況等	（千円）
○○市	被害あり	焼却施設	クリーンセンター○○	○○市○○町１－２	20xx/6/8		煙突の損壊（○月○日頃補修見込み）	10,000
○○市	被害あり	浄化槽	浄化槽（市町村設置型）	○○市○○町２－１０	20xx/6/8	20xx/6/10	本体及び排水管の破損、修繕済み	1,000
○○市	確認中	粗大ごみ処理施設	○○リサイクルセンター	○○市△△３５番地	20xx/6/8			
○○市	確認中	し尿処理施設	○○汚泥再生処理センター	○○市□□町３－３	20xx/6/8			

※記載すべき施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。
※被害がありえるものの、「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」として記載してください。

2．その他、被災情報

（被災情報がある場合記載）			（その後、把握できた情報を随時更新）					災害廃棄物	災害廃棄物処理事業費込額
市町村名	被災情報全般	仮置場設置（有／調整中／無）	全壊（棟）	半壊（棟）	一部破損（棟）	床上浸水（棟）	床下浸水（棟）	発生総量（t）	（千円）
○○市	避難所設置４か所、その他情報なし								
○○市	地震による家屋被害多数		10	50	300	0	0	2,320.0	50,000
○○市	水害による災害廃棄物多数		0	0	120	200	345	1,511.9	20,000

※建物被害に関する欄は、消防庁や災害対策本部等に報告している最新の内容を記載してください。
※災害廃棄物発生総量の設定に当たっては、必要に応じて、概外の推計量自動計算を活用して算出可能です。
（※より具体的な発生量を把握している場合はその内容を記載してください。）

（以下の欄は、「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」に記載してください。）

3．仮置場の状況

市町村名	仮置場名称	仮置場住所	保管面積（㎡）	最大保管容量に対する割合 合計（%）	可燃物等（%）	廃熱物以外（%）	受入期間 受入開始日	受入終了日	備考（受入状況、搬出状況等）	（公表されている場合）仮置場情報ウェブサイトURL
○○市	○○公園	○○市○○町５－２	500.5 ㎡	60%	40%	60%	2022/6/20			http://～～～

※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。
※ひっ迫状況等について、課題が生じている場合、具体的な内容は次項「４．その他、課題等」欄に記載してください。

4．その他、課題等

市町村名	課題の内容（なるべく具体的に） （課題選択）	（詳細記述）	対処方針・必要な支援等（想定できていなければ空欄で可） （課題選択）	（詳細記述）
○○市	仮置場	仮置場での分別がうまくできておらず、搬出に時間を要している	その他	思いつかないが、参考情報があれば聞きたい
○○市	仮置場	仮置場が確保できておらず、市で管理できていない場所が発生している	市町村内調整	仮置場確保のため○○部局と調整中
○○市	人員不足	被害状況の把握、処理体制の検討のための事務系人員が足りない	全国調整	現場者と電話で相談したい（午前中又は夕方希望）
○○市	車両不足	通常の収集運搬（不燃ごみ）のための車両とドライバーが足りない	県内調整	県内の他市町からの応援について調整中。
○○市	処理先確保	廃石膏ボードの処理先が見当たらず、仮置場で滞留している	ブロック内調整	県内では処理先確保困難、ブロック単位での調整希望

※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載してください。

出典：環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課「災害関係業務事務処理マニュアル（令和５年12月改訂）」

【記載上の注意】
※被害状況報告は、県・市町村ともに下記の環境本省作成の様式（エクセルファイル）を使用すること。
※現時点で把握している被害状況をエクセルファイルに記入し、**メールにファイルを添付し送付する**。現状把握の状況も含めた迅速な報告を優先し、把握できていない欄はその旨明示（「不明」「未定」等と記入）した上で、把握している状況を記入して送付する。
※送付するメールのタイトルは「**【被害状況報告】○○県（又は市町村）**」とする。

本フォーマットの概要

本フォーマット【情報共有フォーマット】は、災害の初動対応及び進捗管理において、環境省（廃棄物適正処理推進課、災害廃棄物対策室及び地方環境事務所）と被災自治体（都道府県及び市町村）との情報を共有するものです。

本フォーマットの目的

過去の災害において、環境省本省より被災市区町村へ直接被災状況の電話ヒアリングを行ったため、市町村への負担が増加したことなどの経験を踏まえ、本フォーマットを作成しました。
環境省が、被災自治体の状況及びどこにどのような支援が必要か、できるだけ早く、かつ円滑に把握・判断するために、本フォーマットにより共有すべき情報と共有方法を明確化し、被災時に速やかに関係者間で情報を共有することを目的としています。
支援の検討に際しては、どういった項目が確認中なのかということも含めて、支援要否の判断を行いますので、**全ての項目を埋められない状態であっても、現段階で把握している情報を記載し共有をお願いいたします。**

本フォーマットの位置付け

本フォーマットは、『災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）』のP.15に別紙様式（例）として掲載している「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災状況について」の別紙様式となります。環境省として、災害による影響を的確に把握する必要があるため、本フォーマットでのご提出をお願いいたします。
また、本フォーマットは、内閣府（防災担当）への被害状況報告や財務省との予算折衝にも関係しますので、随時更新し、最新の状態を保っていただくようお願いいたします。

留意事項①

御提出の際には、ファイル名の【00●●県_第●報】のところに、「都道府県コード」、「都道府県名」及び「第何回目の報告か」を御記載ください。

留意事項②

「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」については、本フォーマットの３．及び４．についても記載をお願いいたします。
"地方環境事務所から依頼"がある場合としては、例えば、「地方事務所の現地確認等を踏まえ広域的な調整や国の支援のために情報取りまとめが必要となるケース」や「内閣府（防災担当）等からの被災状況について随時照会に対応する必要があるケース」が考えられます。

本フォーマットの活用の流れ（目安等）

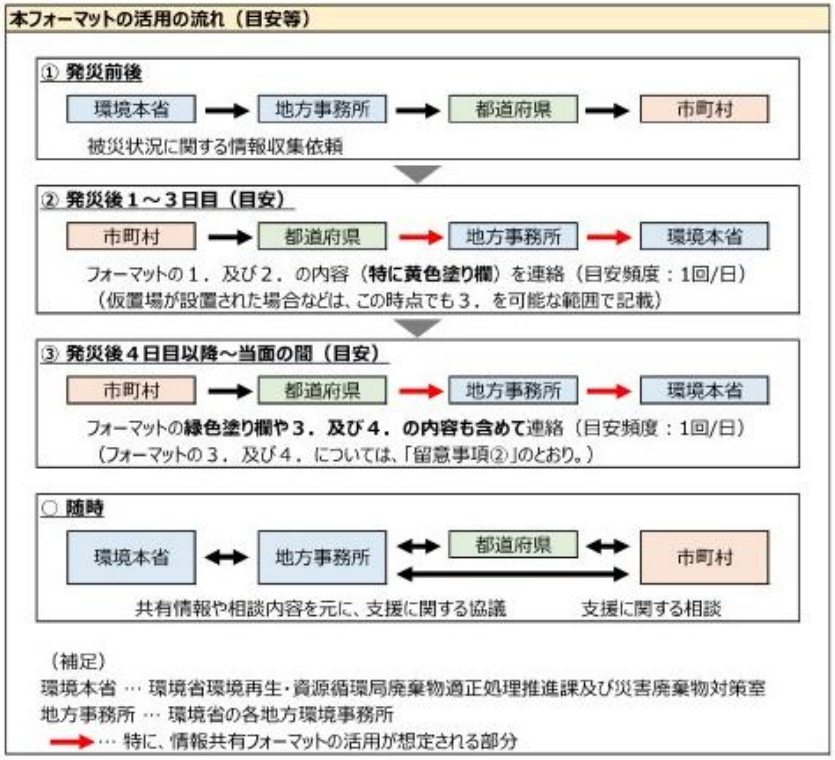

（補足）
環境本省 … 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び災害廃棄物対策室
地方事務所 … 環境省の各地方環境事務所
→ … 特に、情報共有フォーマットの活用が想定される部分

出典：環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課「災害関係業務事務処理マニュアル（令和５年 12 月改訂）」

様式-5

②ブロック内広域連携の支援・受援体制構築に係る様式のフロー

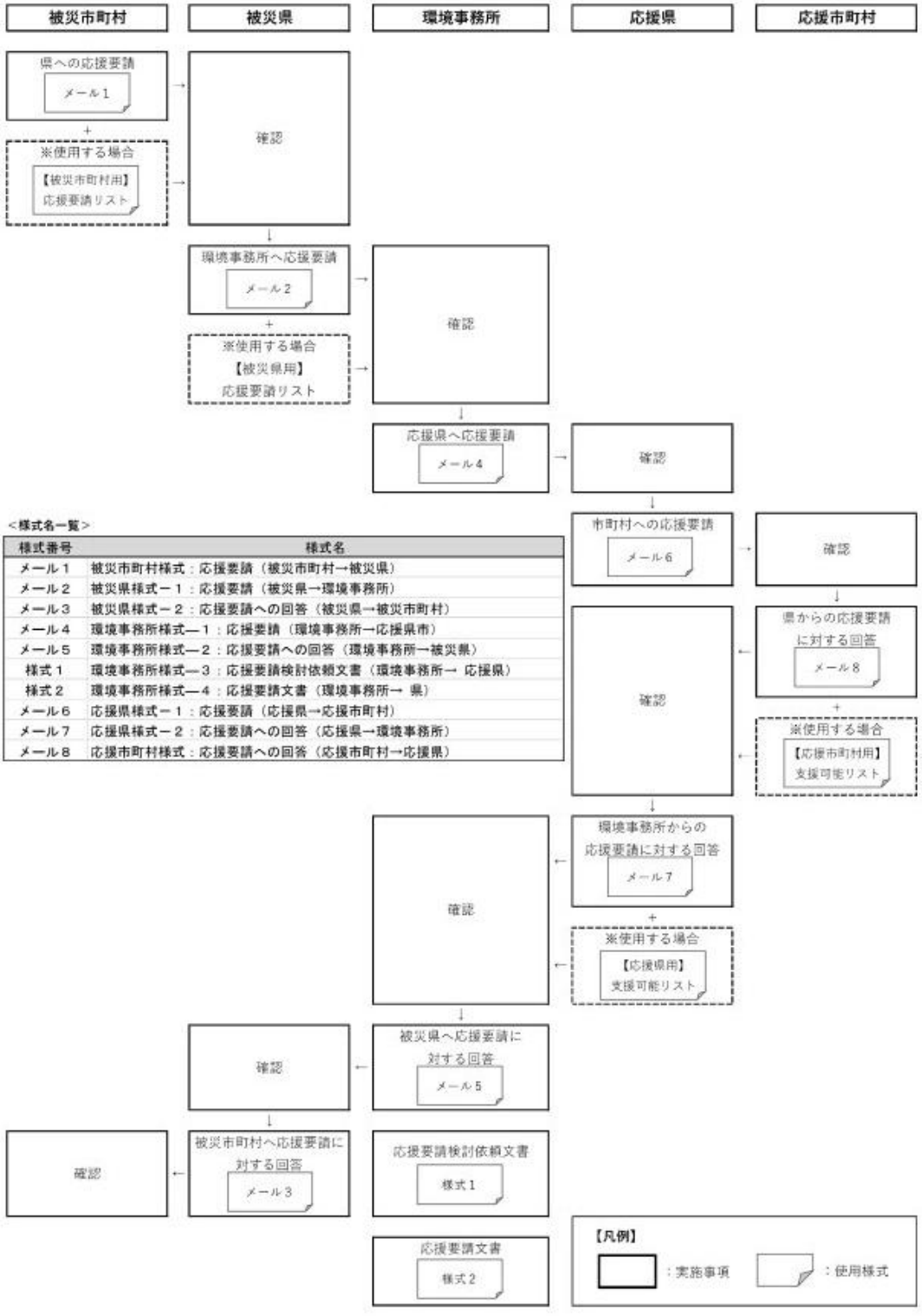

<様式名一覧>

様式番号	様式名
メール１	被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）
メール２	被災県様式－１：応援要請（被災県→環境事務所）
メール３	被災県様式－２：応援要請への回答（被災県→被災市町村）
メール４	環境事務所様式―１：応援要請（環境事務所→応援県市）
メール５	環境事務所様式―２：応援要請への回答（環境事務所→被災県）
様式１	環境事務所様式―３：応援要請検討依頼文書（環境事務所→ 応援県）
様式２	環境事務所様式―４：応援要請文書（環境事務所→ 県）
メール６	応援県様式－１：応援要請（応援県→応援市町村）
メール７	応援県様式－２：応援要請への回答（応援県→環境事務所）
メール８	応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県）

資-6

②ブロック内広域連携の支援・受援体制構築に係る様式のフロー

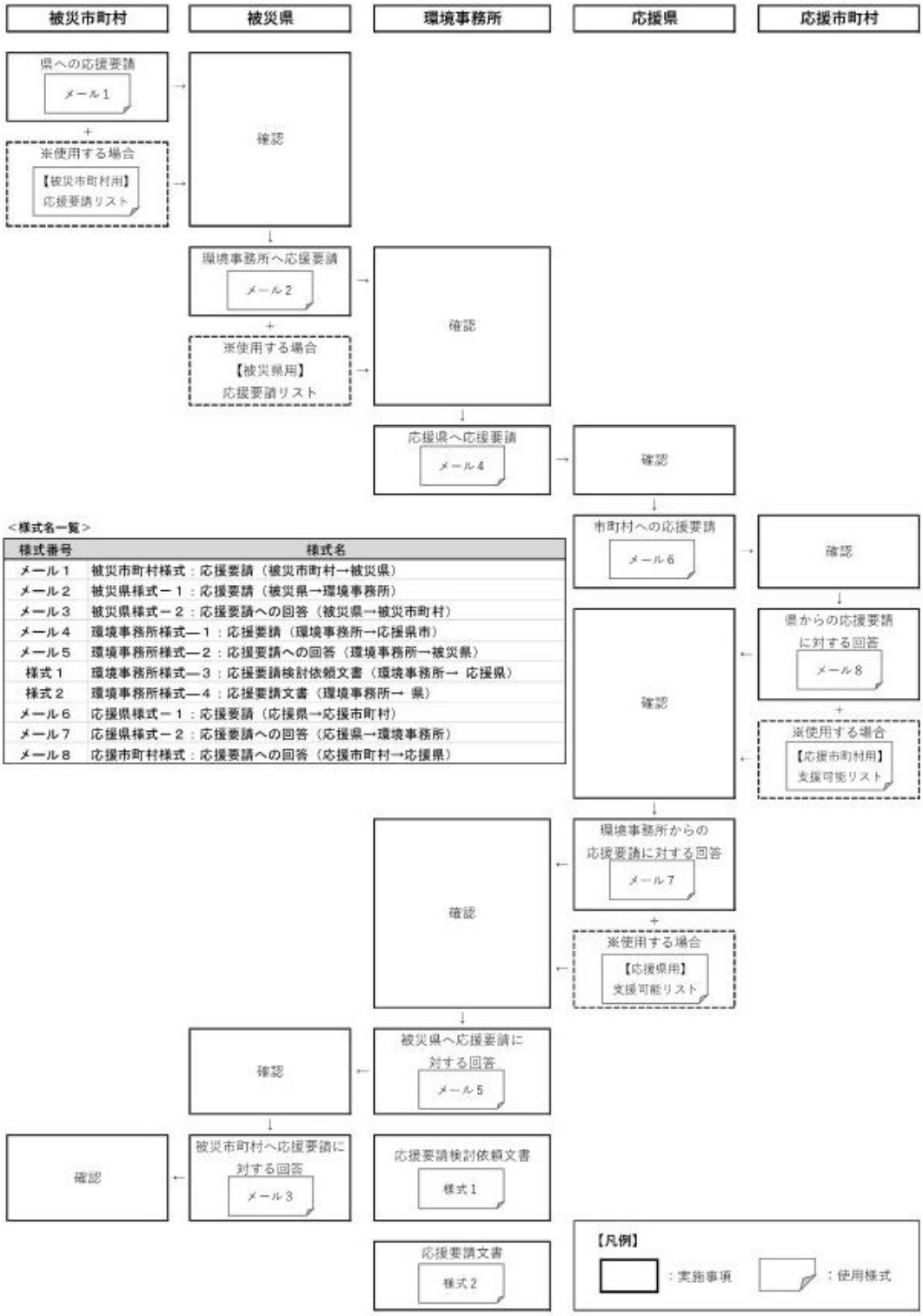

＜様式名一覧＞

様式番号	様式名
メール１	被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）
メール２	被災県様式－１：応援要請（被災県→環境事務所）
メール３	被災県様式－２：応援要請への回答（被災県→被災市町村）
メール４	環境事務所様式―１：応援要請（環境事務所→応援県市）
メール５	環境事務所様式―２：応援要請への回答（環境事務所→被災県）
様式１	環境事務所様式―３：応援要請検討依頼文書（環境事務所→ 応援県）
様式２	環境事務所様式―４：応援要請文書（環境事務所→ 県）
メール６	応援県様式－１：応援要請（応援県→応援市町村）
メール７	応援県様式－２：応援要請への回答（応援県→環境事務所）
メール８	応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県）

資-6

【メール１】被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】＿＿＿＿＿＿市町村

差出人：○○市○○課
日　付：2026/00/00（○）00:00
宛　先：○○県○○課

本文：
（県担当課）御中
　令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本市への応援を以下のとおり要請します。

●応援要請内容
《人員》　派遣期間、人数、支援内容
　　※応援要請リストを参考に具体的に記載。リストの添付も可。
□事務系（○人　○日）
□廃棄物系技術者（○人　○日）
□土木系技術者（○人　○日）
□その他　（○人　○日）

《車両・資機材》　○台　○日
※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
□ごみ収集運搬車両（○台　○日）
□し尿収集運搬車両（○台　○日）
□仮設トイレ（○基　○日）
□その他車両・資機材（内容：　　）（○台　○日）

《その他》
※もしあれば記載してください。
□（　　）（数量：　○台・基　期間　○日）

組織の署名　連絡先、担当者名

【メール１】被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）：記入例

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 ○○ 市

差出人：○○市○○課
日　付：2026/02/02（月）10:30
宛　先：○○県○○課

本文：
（県担当課）御中
令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本市への応援を以下のとおり要請します。

●応援要請内容
《人員》
災害対応全般に係る助言　１名　５日間　なるべく早く
災害廃棄物発生量推計　１名　10日間　なるべく早く
仮置き場での管理運営、分別指導　２名　○月○日～10日間

《車両・資機材》　２台　７日
ごみ収集運搬車両（２台　７日　○月○日から）

組織の署名　連絡先、担当者名
○○、○○、○○

【メール２】被災県様式－１：応援要請（被災県→環境事務所）

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】＿＿＿＿＿県

差出人：○○県○○課
日　付：2026/00/00（○）00:00
宛　先：地方環境事務所資源循環課

本文：
（環境事務所資源循環課）御中
　令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本県への応援を以下のとおり要請します。

　※複数市をとりまとめない場合は、受信メールを転送する形で発信。

●○○市　応援要請内容
《人員》　派遣期間、人数、支援内容　○○市
　　※応援要請リストを参考に具体的に記載。リストの添付も可。
　□事務系（○人　○日）
　□廃棄物系技術者（○人　○日）
　□土木系技術者（○人　○日）
　□その他　（○人　○日）

《車両・資機材》　○台　○日　○月○日から　○○市
※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
　□ごみ収集運搬車両（○台　○日）
　□し尿収集運搬車両（○台　○日）
　□仮設トイレ（○基　○日）
　□その他車両・資機材（内容：　　）（○台　○日）

《その他》
※もしあれば記載してください。

●○○市連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

組織の署名　連絡先、担当者名

【メール２】被災県様式－１：応援要請（被災県→環境事務所）：記入例

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】　○○　　県

差出人：○○県○○課
日　付：2026/02/02（月）11:00
宛　先：○○地方環境事務所資源循環課

本文：
（環境事務所資源循環課）御中
　令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本県への応援を以下のとおり要請します。

　※複数市をとりまとめない場合は、受信メールを転送する形で発信。

●１）○○市　応援要請内容
《人員》
　　災害対応全般に係る助言　１名　５日間　なるべく早く
　　災害廃棄物発生量推計　１名　10日間　なるべく早く
　　仮置き場での管理運営、分別指導　２名　○月○日～10日間

《車両・資機材》　２台　７日
　　ごみ収集運搬車両（２台　７日　○月○日から）

●○○市連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

●２）○○市　応援要請内容
《人員》《車両・資機材》
　　受信メール転送

●○○市連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

組織の署名　連絡先、担当者名
　○○、○○、○○

【メール３】被災県様式－２：応援要請への回答（被災県→被災市町村）

件名　Re：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】＿＿＿＿＿＿市町村

差出人：○○県○○課
日　付：2026/00/00（○）00:00
宛　先：○○市○○課

本文：
（市町村担当課）御中

下記メールによる応援要請に対して、以下のとおり回答します。
応援市町村　＿＿＿＿＿＿＿＿　担当課＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●応援要請内容
《人員》　派遣期間、人数、支援内容
※応援要請リストを参考に具体的に記載。リストの添付も可。
□事務系（○人　○日）
□廃棄物系技術者（○人　○日）
□土木系技術者（○人　○日）
□その他　（○人　○日）

《車両・資機材》○台　○日
※必要な資機材が具体的に回答いただいている場合は、以下を追記。
□ごみ収集運搬車両（○台　○日）
□し尿収集運搬車両（○台　○日）
□仮設トイレ（○基　○日）
□その他車両・資機材（○台　○日）

《その他》
※もしあれば記載してください。
□（　　）（数量：○台・基　期間：○日）

組織の署名　連絡先、担当者名

【メール３】被災県様式－２：応援要請への回答（被災県→被災市町村）：記入例

件名　Re：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】＿＿＿＿＿＿市町村

差出人：○○県○○課
日　付：2026/02/00（月）00:00
宛　先：○○市○○課

本文：
（○○市担当課）御中

下記メールによる応援要請に対して、以下のとおり回答します。
応援市町村　＿△△県△△市＿　担当課＿環境対策課＿＿＿＿＿
担当者名　＿△△　太郎＿＿＿＿　連絡先○○○-○○○○-○○○○

●支援内容
《人員》
災害対応全般に係る助言　１名　５日間　○日から
災害廃棄物発生量推計　１名　10日間　○日から
仮置き場での管理運営、分別指導　２名　○月○日～10日間

《車両・資機材》　２台　７日
ごみ収集運搬車両（２台　７日　○月○日から）

組織の署名　連絡先、担当者名
○○、○○、○○

【メール４】環境事務所様式―１：応援要請（環境事務所→応援県）

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】＿＿＿＿＿県

差出人：地方環境事務所資源循環課
日　付：2026/00/00（〇）00:00
宛　先：応援県〇〇課

本文：
（応援県担当課）御中
　令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る◎◎県への応援を以下のとおり要請します。

＜◎◎県＞
●応援要請内容
《人員》　〇人　〇日
※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
　□事務系（〇人　〇日）
　□廃棄物系技術者（〇人　〇日）
　□土木系技術者（〇人　〇日）
　□その他　（〇人　〇日）

＜◎◎市＞
●応援要請内容
《人員》　〇人　〇日
※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
　□事務系（〇人　〇日）
　□廃棄物系技術者（〇人　〇日）
　□土木系技術者（〇人　〇日）
　□その他　（〇人　〇日）

《車両・資機材》
　〇台　〇日
※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
　□ごみ収集運搬車両（〇台　〇日）
　□し尿収集運搬車両（〇台　〇日）
　□仮設トイレ（〇基　〇日）
　□その他車両・資機材（〇台　〇日）

《その他》
※もしあれば記載してください。
　□（　　）（数量：〇台・基　期間：〇日）
（複数市町村への応援要請を行う場合は、上記をコピーし使用。）

組織の署名　連絡先、担当者名

【メール４】環境事務所様式―１：応援要請（環境事務所→応援県）：記入例

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】__△△__県

差出人：○○地方環境事務所資源循環課
日　付：2026/02/02（月）11:00
宛　先：△△県○○課

本文：
（△△県担当課）御中
　令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る◎◎県への応援を以下のとおり要請します。

＜◎◎県＞
●応援要請内容
《人員》
　　災害対応全般に係る助言　１名　５日間　○日から

●○○県連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

＜◎◎市＞
●応援要請内容
《人員》
　　災害対応全般に係る助言　１名　５日間　○日から
　　災害廃棄物発生量推計　１名　10日間　○日から
　　仮置き場での管理運営、分別指導　２名　○月○日～10日間

《車両・資機材》　２台　７日
　　ごみ収集運搬車両（２台　７日　○月○日から）

●○○市連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

組織の署名　連絡先、担当者名
　○○、○○、○○

【メール５】環境事務所様式―２：応援要請への回答（環境事務所→被災県）

件名：Re：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】＿＿＿＿＿県

差出人：地方環境事務所資源循環課
日　付：2026/00/00（〇）00:00
宛　先：〇〇県〇〇課

本文：
（県担当課）御中
◎◎県への応援要請に対して、応援県及び応援市町村を以下のとおり回答します。
応援県　＿＿＿＿＿＿＿＿　担当課＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿
●支援内容
《人員》　〇人　〇日
※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
□事務系（〇人　〇日）
□廃棄物系技術者（〇人　〇日）
□土木系技術者（〇人　〇日）
□その他　（〇人　〇日）

＜◎◎市への支援＞
応援市町村　＿＿＿＿＿＿＿＿　担当課＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿
●支援内容
《人員》　〇人　〇日
※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
□事務系（〇人　〇日）
□廃棄物系技術者（〇人　〇日）
□土木系技術者（〇人　〇日）
□その他　（〇人　〇日）

《車両・資機材》　〇台　〇日
※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
□ごみ収集運搬車両（〇台　〇日）
□し尿収集運搬車両（〇台　〇日）
□仮設トイレ（〇基　〇日）
□その他車両・資機材（〇台　〇日）

《その他》
※もしあれば記載してください。
□（　　）（数量：〇台・基　期間：〇日）

（複数市町村への応援要請を行う場合は、上記をコピーし使用。）

組織の署名　連絡先、担当者名

【メール５】環境事務所様式―２：応援要請への回答（環境事務所→被災県）：記入例

件名：Re：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】　　◎◎　県

差出人：○○地方環境事務所資源循環課
日　付：2026/02/02（月）11:00
宛　先：○○県○○課

本文：
（◎◎県担当課）御中
◎◎県への応援要請に対して、応援県及び応援市町村を以下のとおり回答します。

＜◎◎県＞
●支援内容
《人員》
災害対応全般に係る助言　１名　５日間　○日から

●○○県連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

＜◎◎市＞
●支援内容
《人員》
災害対応全般に係る助言　１名　５日間　○日から
災害廃棄物発生量推計　１名　10日間　○日から
仮置き場での管理運営、分別指導　２名　○月○日～10日間

《車両・資機材》　２台　７日
ごみ収集運搬車両（２台　７日　○月○日から）

●○○市連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

組織の署名　連絡先、担当者名
○○、○○、○○

【様式１】環境事務所様式―３：応援要請検討依頼文書（環境事務所 → 応援県）

事　務　連　絡
令和○○年○月○日

災害廃棄物対策四国ブロック協議会
応援県（各県内市町村）
災害廃棄物処理ご担当部局長　様

災害廃棄物対策四国ブロック協議会事務局
（中国四国地方環境事務所　所長）

○○災害における広域連携支援のための職員派遣の検討について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先日発生した○○災害により多大なる被害を受けた○○県内の災害廃棄物処理対応に関して、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。
つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴県及び県内職員の派遣について御検討いただき、○月○日までに下記連絡先まで御回答いただきますようお願い申し上げます。
また、県内市町村への依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣内容：

回答期限：

連絡先	
担当部署	中国四国地方環境事務所 資源循環課
担当者名	
電話番号	
Email	

資-17

【様式１】環境事務所様式―３：応援要請検討依頼文書（環境事務所 → 応援県）

記入例

事　務　連　絡
令和○○年○月○日

災害廃棄物対策四国ブロック協議会
応援県（各県内市町村）
災害廃棄物処理ご担当部局長　様

災害廃棄物対策四国ブロック協議会事務局
（中国四国地方環境事務所　所長）

○○災害における広域連携支援のための職員派遣の検討について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日発生した○○災害により多大なる被害を受けた○○県内の災害廃棄物処理対応に関して、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴県及び県内職員の派遣について御検討いただき、○月○日までに下記連絡先まで御回答いただきますようお願い申し上げます。

また、県内市町村への依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：令和○年○月○日～○月○日

派遣先自治体：○○県○○市

派遣人数：　○人

派遣内容：災害廃棄物処理の支援

回答期限：令和○年○月○日～○月○日

連絡先	
担当部署	中国四国地方環境事務所 資源循環課
担当者名	中四国　太郎
電話番号	○○○-○○○○-○○○○
Email	○○○○@env.go.jp

資-18

【様式２】環境事務所様式―４：応援要請文書（環境事務所 → 県）

事　務　連　絡
令和○○年○月○日

○○県　災害廃棄物処理担当部局長　様

災害廃棄物対策四国ブロック協議会事務局
（四国四国地方環境事務所　所長）

○○災害における広域連携支援のための職員派遣について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日発生した○○災害により多大なる被害を受けた○○県内の災害廃棄物処理対応に関して、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。

つきましては、被災県を支援することを目的として、貴県職員の派遣について下記の通り御配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、貴県下市町村への派遣職員依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣内容：

連絡先	
担当部署	中国四国地方環境事務所 資源循環課
担当者名	
電話番号	
Email	

【様式２】環境事務所様式―４：応援要請文書（環境事務所 → 県）：記入例

事　務　連　絡
令和○○年○月○日

○○県　災害廃棄物処理担当部局長　様

災害廃棄物対策四国ブロック協議会事務局
（中国四国地方環境事務所　所長）

○○災害における広域連携支援のための職員派遣について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先日発生した○○災害により多大なる被害を受けた○○県内の災害廃棄物処理対応に関して、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。
つきましては、被災県を支援することを目的として、貴県職員の派遣について下記の通り御配慮いただきますようお願い申し上げます。
また、貴県下市町村への派遣職員依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：令和○年○月○日～○月○日

派遣先自治体：○○県○○市

派遣人数：○人

派遣内容：災害廃棄物処理の支援

連絡先	
担当部署	中国四国地方環境事務所 資源循環課
担当者名	中四国　太郎
電話番号	○○○-○○○○-○○○○
Email	○○○○@env.go.jp

【メール６】応援県様式－１：応援要請（応援県→応援市町村）

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】＿＿＿＿＿県

差出人：○○県○○課
日　付：2026/00/00（○）00:00
宛　先：○○市○○課

本文：
（応援市町村担当課）御中
　令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る◎◎県◎◎市町村への応援を以下のとおり要請します。

○支援を受ける被災県市町村名：◎◎県◎◎市町村

●応援要請内容
《人員》　○人　○日
※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
□事務系（○人　○日）
□廃棄物系技術者（○人　○日）
□土木系技術者（○人　○日）
□その他　（○人　○日）

《車両・資機材》
○台　○日
※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
□ごみ収集運搬車両（○台　○日）
□し尿収集運搬車両（○台　○日）
□仮設トイレ（○基　○日）
□その他車両・資機材（○台　○日）

《その他》
※もしあれば記載してください。
□（　　）（数量：○台・基　期間：○日）

組織の署名　連絡先、担当者名

【メール６】応援県様式－１：応援要請（応援県→応援市町村）：記入例】

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】　△△　県

差出人：○○県○○課
日　付：2026/02/02（月）10:30
宛　先：○○市○○課

本文：
（△△市~~町村~~担当課）御中
令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る◎◎県○○市への応援を以下のとおり要請します。

○支援を受ける被災県市町村名：◎◎県○○市~~町村~~

●応援要請内容
《人員》
災害対応全般に係る助言　１名　５日間　なるべく早く
災害廃棄物発生量推計　１名　10日間　なるべく早く
仮置き場での管理運営、分別指導　２名　○月○日～10日間

《車両・資機材》　２台　７日
ごみ収集運搬車両（２台　７日　○月○日から）

●○○市連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

組織の署名　連絡先、担当者名
○○、○○、○○

【メール７】応援県様式－２：応援要請への回答（応援県→環境事務所）

件名：Re:【災害廃棄物処理等に係る応援要請】＿＿＿＿＿県

差出人：○○県○○課
日　付：2026/00/00（○）00:00
宛　先：地方環境事務所資源循環課

本文：
（環境事務所資源循環課）御中
　下記メールによる応援要請に対して、応援県として以下のとおり回答します。
○支援を受ける被災県名：＿＿＿＿県
●支援内容
《人員》　○人　○日
　※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
　□事務系（○人　○日）
　□廃棄物系技術者（○人　○日）
　□土木系技術者（○人　○日）
　□その他　（○人　○日）

○支援を受ける被災県市町村名：＿＿＿＿県＿＿＿＿市町村
○応援を行う市町村名：＿＿＿＿＿＿　担当課＿＿＿＿＿＿＿＿
　　担当者名＿＿＿＿＿＿　連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿
●支援内容
《人員》　○人　○日
　※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
　□事務系（○人　○日）
　□廃棄物系技術者（○人　○日）
　□土木系技術者（○人　○日）
　□その他　（○人　○日）

《車両・資機材》　○台　○日
　※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
　□ごみ収集運搬車両（○台　○日）
　□し尿収集運搬車両（○台　○日）
　□仮設トイレ（○基　○日）
　□その他車両・資機材（○台　○日）

《その他》
　※もしあれば記載してください。
　□（　　）（数量：○台・基　期間：○日）

（複数市町村が支援を行う場合は、応援県は上記をコピーし使用してください）

組織の署名　連絡先、担当者名

【メール７】応援県様式－２：応援要請への回答（応援県→環境事務所）：記入例

件名：Re:【災害廃棄物処理等に係る応援要請】　△△　県

差出人：○○県○○課
日　付：2026/02/02（月）11:00
宛　先：○○地方環境事務所資源循環課

本文：
（環境事務所資源循環課）御中
　下記メールによる応援要請に対して、応援県として以下のとおり回答します。
○支援を受ける被災県名：　◎◎　県

●支援内容
《人員》
　　災害対応全般に係る助言　１名　５日間　○日から

●○○県連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

組織の署名　連絡先、担当者名
　○○、○○、○○

【メール８】応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県）

件名：Re:【災害廃棄物処理等に係る応援要請】＿＿＿＿＿＿市町村

差出人：○○市○○課
日　付：2026/00/00（○）00:00
宛　先：○○県○○課

本文：
（県担当課）御中

メールによる応援要請に対して、応援市町村として以下のとおり回答します。
○支援を行う被災市町村
被災市町村　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●支援内容
《人員》○人　○日
※支援職員の内訳が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
□事務系（○人　○日）
□廃棄物系技術者（○人　○日）
□土木系技術者（○人　○日）
□その他　（○人　○日）

《車両・資機材》○台　○日
※支援可能な資機材の内訳が具体的に記載できる場合は、以下を追記。
□ごみ収集運搬車両（○台　○日）
□し尿収集運搬車両（○台　○日）
□仮設トイレ（○基　○日）
□その他車両・資機材（内容：　　）（○台　○日）

《その他》
※もしあれば記載してください。
□（　　）（数量：○台・基　期間：○日）

組織の署名　連絡先、担当者名

【メール８】応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県）：記入例

件名：Re:【災害廃棄物処理等に係る応援要請】　△△　市~~町村~~

差出人：○○市○○課
日　付：2026/02/00（月）00:00
宛　先：○○県○○課

本文：
（県担当課）御中

メールによる応援要請に対して、応援市町村として以下のとおり回答します。
○支援を行う被災市町村
被災市町村　◎◎　県　○○市

●支援内容
《人員》
災害対応全般に係る助言　１名　５日間　○日から
災害廃棄物発生量推計　１名　10日間　○日から
仮置き場での管理運営、分別指導　２名　○月○日～10日間

《車両・資機材》　２台　７日
ごみ収集運搬車両（２台　７日　○月○日から）

●○○市連絡先
担当課：
担当者名：
連絡先：

組織の署名　連絡先、担当者名
○○、○○、○○

3. 応援要請リスト、支援可能リスト

【被災県用】応援要請リスト

所属		担当者名	
電話		メール	

応援要請項目に「レ」→	応援職員にしてほしいこと	実施時期の目安（※1） 発災直後	発災直後～1週間程度	発災後約1週間～1か月程度以内	1か月程度以降～3か月程度以内	3か月程度以降	災害対応未経験の自治体が発災直後に優先的に支援要請すべきこと（※2）	備考（必要人数、支援要請の具体的な内容、支援側に求める条件等があれば、適宜記載する）
✓	（記入例）1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言							必要人数1名、特に災害廃棄物の処理対応経験がある職員に、対応方針に係る助言をいただきたい。
□	1 □ 対応方針に関する助言	○	○	○	○		◎	
□	1-1 人的体制に関する助言	○					◎	
□	1-2 対応方針全般に係る助言（発災直後は「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）	○	□	○	□		◎	
□	1-3 廃棄物にかかる技術的な助言	○	□	○	□		◎	
□	1-4 事務委託等の判断に係る助言			○				
□	2 □ 被害状況の調査	○	○	○			○	
□	2-1 被災地での災害廃棄物に関する状況把握	○	□	○			○	
□	2-2 被災地の写真撮影	○	○	○			○	
□	2-3 庁舎内での被災状況の情報収集、とりまとめ	○	○	○			○	
□	3 □ 市町村との連携・情報共有	○	○					
□	3-1 被災市町村の体制の確認	○						
□	3-2 被災市町村でのリエゾン活動、情報収集	○	□				○	
□	3-3 市町村からの問合せ対応	○	□	○				
□	4 □ 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理	○	○	○				
□	5 □ 応援・受援に係る調整		○					
□	5-1 市町村からの支援要請の調整		○					
□	5-2 応援職員等の宿泊場所の確保		○					
□	6 □ 市町村の設置する仮置場に関する状況把握、市町村への助言		○	○	○	○		
□	6-1 仮置場の設置状況・管理状況の確認（毎日）		○	○				
□	6-2 仮置場の管理運営に係る助言・指導（現地訪問、電話対応）		○	○				
□	6-3 二次仮置場の選定・設置に係る支援・助言			○	○	○		
□	6-4 二次仮置場の設計に係る積算				□	○		
□	7 □ 災害廃棄物の発生量推計		○	□			○	
□	8 □ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援		○	□	○			
□	9 □ 災害廃棄物の処理に関する事務（処理先の整理、処理費用の積算等）		○	○				
□	9-1 災害廃棄物の処理先と処理可能な廃棄物のリスト作成		○					
□	9-2 （他県も含めた）廃棄物の処理先等の調整		○				○	
□	9-3 災害廃棄物の処理費用積算のための単価表等の作成		○					
□	9-4 発注・積算事務への助言			○				
□	9-5 廃棄物処理に関する民間事業者との調整			○				
□	10 □ 広報・県民対応		○	○				
□	10-1 広報用資料等の作成		□	○				
□	10-2 県民からの問合せ対応		□	○				
□	11 □ 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援			○	○	○		
□	11-1 災害査定、査定資料作成に係る市町村への助言・問合せ対応			○	○	○		
□	11-2 補助金・災害査定に関する情報収集、市町村への情報提供			○	○	○		
□	11-3 災害報告書の作成				○	○		
□	11-4 災害査定の日程調整・行程作成等の準備				○	○		
□	12 □ 公費解体に関する市町への助言			○	○	○		
□	13 □ （事務委託を受けた場合）二次仮置場の管理監督					○		

【応援県用】支援可能リスト

所属		担当者名		職種	
電話		メール			

■災害対応経験（ある場合）

対応した災害（年度・名称）	対応業務

応援可能項目に「✓」→	応援職員ができること	応援側で用意することが望ましい備品	応援職員に望まれる技能等					実施時期の目安（※1）					備考（応援にあたって必要な宿泊先・移動手段・資材等は基本的には応援側が調達するものとする。ただし、受援側に求める事項・条件等があれば、適宜記載する）
			災害廃棄物対応経験	平時の当該項目にかかる業務経験	平時の廃棄物処理業務にかかる一般知識	土木・建築の技術職	普通自動車免許	発災直後	発災直後～1週間程度	発災後約1週間～1か月程度以内	1か月程度以降～3か月程度以内	3か月程度以降	
☑	（記入例）1 □ 対応方針に関する助言												被災市の災害廃棄物対応職員の執務スペース付近に席を確保いただくことが望ましい
□	1 □ **対応方針に関する助言**							○	○	○	○		
□	1-1 人的体制に関する助言		○					○					
□	1-2 対応方針全般に係る助言（発災直後は「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）		○					○	○	○	○		
□	1-3 廃棄物にかかる技術的な助言		○					○	○	○	○		
□	1-4 事務委託等の判断に係る助言		○							○			
□	2 □ **被害状況の調査**							○	○	○			
□	2-1 被災地での災害廃棄物に関する状況把握	通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等					○	○	○	○			
□	2-2 被災地の写真撮影	通信手段／公用車／地図・カーナビ／デジカメ					○	○	○	○			
□	2-3 庁舎内での被災状況の情報収集，とりまとめ	PC／通信手段						○	○	○			
□	3 □ **市町村との連携・情報共有**							○	○				
□	3-1 被災市町村の体制の確認	通信手段／PC			○			○					
□	3-2 被災市町村でのリエゾン活動，情報収集	通信手段／公用車／地図・カーナビ			○		○	○	○				
□	3-3 市町村からの問合せ対応				○			○	○	○			
□	4 □ **必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理**	PC						○	○	○			
□	5 □ **応援・受援に係る調整**								○				
□	5-1 市町村からの支援要請の調整				○				○				
□	5-2 応援職員等の宿泊場所の確保								○				
□	6 □ **市町村の設置する仮置場に関する状況把握，市町村への助言**								○	○	○	○	
□	6-1 仮置場の設置状況・管理状況の確認（毎日）	PC							○	○			
□	6-2 仮置場の管理運営に係る助言・指導（現地助言，電話対応）	通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等		○			○		○	○			
□	6-3 二次仮置場の選定・設置に係る支援・助言			○						○	○	○	
□	6-4 二次仮置場の設計に係る積算	PC				○					○	○	
□	7 □ **災害廃棄物の発生量推計**	PC		○					○	○			
□	8 □ **災害廃棄物処理実行計画の作成支援**	PC		○					○	○	○		
□	9 □ **災害廃棄物の処理に関する事務（処理先の整理，処理費用の積算等）**								○	○			
□	9-1 災害廃棄物の処理先と処理可能な廃棄物のリスト作成	PC			○				○				
□	9-2 （他県も含めた）廃棄物の処理先等の調整				○				○				
□	9-3 災害廃棄物の処理費用積算のための単価表等の作成	PC			○				○				
□	9-4 発注・積算事務への助言			○						○			
□	9-5 廃棄物処理に関する民間事業者との調整				○					○			
□	10 □ **広報・県民対応**								○	○			
□	10-1 広報用資料等の作成	PC			○				○	○			
□	10-2 県民からの問合せ対応				○				○	○			
□	11 □ **災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援**									○	○	○	
□	11-1 災害査定，査定資料作成に係る市町村への助言・問合せ対応		○							○	○	○	
□	11-2 補助金・災害査定に関する情報収集，市町村への情報提供				○					○	○	○	
□	11-3 災害報告書の作成	PC	○								○	○	
□	11-4 災害査定の日程調整・行程作成等の準備										○	○	
□	12 □ **公費解体に関する市町への助言**					○				○	○	○	
□	13 □ **（事務委託を受けた場合）二次仮置場の管理監督**	通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等		○								○	

（参考）【県】想定される支援内容一覧

想定される応援職員の支援項目		想定される応援職員の実施事項
1	□ 対応方針に関する助言	以下に示すような災害廃棄物対応方針の決定に係る全般的な助言を行う。
1-1	人的体制に関する助言	災害廃棄物処理体制に関する助言を行う。
1-2	対応方針全般に係る助言（発災直後は「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）	実施・対応すべき事項を整理するとともに、特に優先的に対応すべき事項について優先順位づけを行う等、迅速な災害廃棄物処理の推進に向けた助言を行う。
1-3	廃棄物にかかる技術的な助言	災害廃棄物に関する被災県職員の疑問に対して、適宜、技術的な助言を行い、災害廃棄物処理を補助する。
1-4	事務委託等の判断に係る助言	被災市町村からの事務委託の発生有無等の判断にかかる助言を行う。
2	□ 被害状況の調査	被災県内の被害状況について、状況把握・記録、情報の取りまとめ等を支援する。（※現地入りを前提とする場合、2-1,2-2にチェックする）
2-1	被災地での災害廃棄物に関する状況把握	被災地に現地入りし、災害廃棄物の発生状況・対応状況に関する状況把握、被災県への報告を行う。
2-2	被災地の写真撮影	被災地に現地入りし、被災状況の被災県職員への共有、被災状況の記録のため、適宜、写真撮影等を行う。
2-3	庁舎内での被災状況の情報収集、とりまとめ	被災県庁舎で被災状況の情報収集・整理を支援する。
3	□ 市町村との連携・情報共有	被災市町村と連絡をとり、災害廃棄物処理に係る情報収集や問合せ対応・助言等を行う。
3-1	被災市町村の体制の確認	被災市町村に連絡をとり、災害廃棄物処理に係る体制を確認・整理する。
3-2	被災市町村でのリエゾン活動、情報収集	被災市町村に現地入りし、被災市町村の被害状況、災害廃棄物発生状況及び対応状況等を把握するとともに、被災県に随時情報を共有する。
3-3	市町村からの問合せ対応	被災市町村からの災害廃棄物処理に係る問合せに対応する。また被災県職員が被災市町村からの問合せ対応を行うにあたって、技術的助言等を行う。
4	□ 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理	被災県の災害廃棄物対応部署及び被災県内市町村が必要としている物資・人員等について、不足状況を確認・整理する。
5	□ 応援・受援に係る調整	被災県の受援に必要な支援を行う。また、被災県内市町村の支援要請のとりまとめ・調整等を行う。
5-1	市町村からの支援要請の調整	被災市町村からの支援要請をとりまとめ、応援自治体との調整等を支援する。
5-2	応援職員等の宿泊場所の確保	応援職員等の受入れのため、派遣予定の応援職員と連絡をとり、必要に応じて宿泊場所を確保する。
6	□ 市町村の設置する仮置場に関する状況把握，市町村への助言	被災市町村の仮置場に係る状況把握及び助言を随時行う。
6-1	仮置場の設置状況・管理状況の確認（毎日）	被災市町村に連絡をとり、仮置場の設置状況・管理状況について日々状況確認・更新を行う。
6-2	仮置場の管理運営に係る助言・指導（現地訪問，電話対応）	被災市町村の仮置場の管理運営に関する助言・指導を行う。必要に応じては、現地訪問し、状況確認を行ったうえで、助言等を行う。
6-3	二次仮置場の選定・設置に係る支援・助言	被災市町村が設置する二次仮置場の選定・設置について、適宜、支援・助言を行う。
6-4	二次仮置場の設計に係る積算	被災市町村が設置する二次仮置場の設計に係る積算について、適宜助言を行う。
7	□ 災害廃棄物の発生量推計	被災県の災害廃棄物の発生量推計について、推計方法の検討、推計の実施・随時更新等を行う。
8	□ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援	災害廃棄物処理実行計画の作成を支援する。また、災害廃棄物処理の進捗に伴い、適宜見直し等を支援する。
9	□ 災害廃棄物の処理に関する事務 （処理先の整理，処理費用の積算等）	以下に示すような災害廃棄物処理に係る事務全般の支援を行う。
9-1	災害廃棄物の処理先と処理可能な廃棄物のリスト作成	災害廃棄物の受入れ可能な施設及び各施設の処理可能な廃棄物のリストを作成する。
9-2	（他県も含めた）廃棄物の処理先等の調整	災害廃棄物の処理先について、被災県以外も含む処理先を整理し、必要に応じて処理先との調整を支援する。
9-3	災害廃棄物の処理費用積算のための単価表等の作成	災害廃棄物の処理に係る単価表等の作成を支援する。
9-4	発注・積算事務への助言	災害廃棄物処理にかかる発注・積算事務について助言を行う
9-5	廃棄物処理に関する民間事業者との調整	民間事業者と連絡をとり、廃棄物処理に係る調整を行う。
10	□ 広報・県民対応	被災県の広報及び県民からの問合せ対応等を支援する。
10-1	広報用資料等の作成	被災県の広報用資料を作成する。
10-2	県民からの問合せ対応	被災県民からの各種問合せについて、電話対応等を支援する。
11	□ 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援	災害査定の実施に向けて、以下に示すような被災県の事務を支援する。
11-1	災害査定，査定資料作成に係る市町村への助言・問合せ対応	災害査定及び査定資料作成について、被災市町村からの問合せに対応するとともに、被災市町村の査定資料作成に係る助言等を行う。
11-2	補助金・災害査定に関する情報収集，市町村への情報提供	補助金・災害査定に関する最新情報について、関係省庁から情報収集し，被災市町村へ随時情報を提供する。
11-3	災害報告書の作成	災害報告書の作成を支援する。
11-4	災害査定の日程調整・行程作成等の準備	国・被災市町村と連絡・調整し、被災県内の災害査定の日程調整・行程作成を行う。
12	□ 公費解体に関する市町への助言	公費解体に関する市町村からの問合せへの対応、公費解体事務に係る被災市町村への助言を行う。
13	□ （事務委託を受けた場合）二次仮置場の管理監督	被災市町村から被災県が事務委託を受けた場合、二次仮置場に現地入りし、管理運営を支援する。

【被災市町村用】応援要請リスト

所属		担当者名	
電話		メール	

応援要請項目に「✓」↓		応援職員にしてほしいこと	実施時期の目安（※1） 発災直後	発災直後～1週間程度	発災後約1週間～1か月程度以内	1か月程度以降～3か月程度以内	3か月程度以降	災害対応未経験の自治体が発災直後に優先的に支援要請すべきこと（※2）	備考（必要人数，支援要請の具体的な内容，支援側に求める条件等があれば，適宜記載する）
☑	（記入例）1	□ 災害廃棄物対応全般に関する助言	○	○	○	○	○	◎	必要人数1名，特に要衛災害の処理対応経験がある職員に，対応方針に係る助言をいただきたい。
□	1	□ 災害廃棄物対応全般に関する助言	○	○	○	○	○	◎	
□	1-1	必要な対策・対応に係る助言（発災直後は，「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）	○	○	○	○	○	○	
□	1-2	支援要請が必要な内容の整理に係る助言	○	○				○	
□	2	□ 市町村内の被害状況，民間事業者の被災状況の調査	○	○	○	○	○		
□	2-1	民間事業者の被災状況の収集・整理	○	○					
□	2-2	市町村内の地区ごとの被災状況の情報収集	○	○	○	○	○	○	
□	3	□ 国・県・他市町村との連携・情報共有		○				◎	
□	3-1	周辺自治体の被災状況の把握		○				○	
□	3-2	国・県・支援団体（他市町村）との情報共有，被害状況の共有		○				○	
□	3-3	国・県との連絡調整窓口		○				○	
□	4	□ 受援に係る調整・状況把握，車両の確保・受入れ		○	○				
□	4-1	近隣自治体にある宿泊施設の確保（支援隊受入）		○					
□	4-2	受援状況の把握		○	○				
□	4-3	バッカー車等の応援車輌の手配・調整，車両基地確保		○	○				
□	5	□ 市町村民・被災者への対応		○	○	○	○		
□	5-1	問合せ（電話）対応，市町村民からの問合せのクッション役		○	○	○	○		
□	5-2	問合せ内容の仕分け・整理，住民の要望の把握		○	○	○	○		
□	6	□ 広報用資料の作成，市町村民への広報支援		○	○	○	○		
□	7	□ 把握した被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析（集計・データ化）		○	○	○	○		
□	8	□ 廃棄物の排出・保管状況の把握		○					
□	8-1	有害災害廃棄物の保管状況把握		○					
□	8-2	無人の集積場所の状況・災害廃棄物発生状況の確認		○					
□	8-3	ごみ処理場までのルート確保，確保		○					
□	9	□ 仮置場の設置手順の助言・管理運用方針に関する検討・助言		○	○			◎	
□	10	□ 仮置場での管理運営		○	○	○	○		
□	10-1	仮置場の交通整理，車両誘導，積み下ろし補助		○	○	○	○		
□	10-2	仮置場での市民対応・分別指導，便乗ゴミの監視・現場対応		○	○	□	○		
□	11	□ 収集車輌の割り振り		○	○				
□	12	□ 避難所ごみの発生状況の把握・整理		○	○				
□	13	□ 仮設トイレの維持管理に関する助言・現場支援		○					
□	13-1	仮設トイレの設置・使用に関する助言・現場支援		○					
□	13-2	仮設トイレの汲み取りにかかる助言		○					
□	14	□ 災害廃棄物の発生量推計		○	○			◎	
□	14-1	災害廃棄物の発生量の推計方法の検討		□	□			○	
□	14-2	災害廃棄物の発生量推計		○	○			○	
□	15	□ 災害廃棄物の保管・処分にかかる事務支援・助言		○	○	○	○		
□	15-1	仮置場に保管されている廃棄物量の整理，処理実績のチェック等		○	○	○	○		
□	15-2	処分先・処理フローの検討にかかる助言		○					
□	16	□ 被災自動車の処理			○				
□	17	□ 二次仮置場開設に係る助言			○				
□	18	□ 二次仮置場整備に係る土木系の積算事務			○	○			
□	19	□ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援			○	○			
□	20	□ 災害査定・補助金申請に関する事務支援・助言			○	○	○		
□	21	□ 公費解体の運用方針・制度の検討・構築，助言			○	○	○		
□	22	□ 公費解体に係る費用償還の事務支援				○	○		
□	22-1	解体費用の計算				□	○		
□	22-2	解体費用償還の事務支援				○	○		
□	22-3	公費解体の受付事務・市町村民への説明				○	○		

【応援市町村用】支援可能リスト

所属		担当者名		職種	
電話		メール			

■災害対応経験（ある場合）

対応した災害（年度・名称）	対応業務

応援可能項目に「レ」	応援職員にできること	応援側で用意することが望ましい機器	応援職員に望まれる技能等					実施時期の目安（※1）					備考 （応援にあたって必要な調整先・移動手段・資材等は基本的には応援側が調達するものとする。ただし、受援側に求める事項・条件等があれば、適宜記載する）
			災害廃棄物対応経験	平時の当該項目における業務経験	平時の廃棄物処理業務における一般知識	土木・建築の技術職	普通自動車免許	発災直後	発災直後～1週間程度	発災後約1週間～1か月程度以内	1か月程度以降～3か月程度以内	3か月程度以降	
☑	（記入例）1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言							○	○	○	○	○	被災市の災害廃棄物等対応職員の執務スペース付近に席を確保いただくことが望ましい。
□	1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言							○	○	○	○	○	
□	1-1 必要な対策・対応に係る助言（発災直後は、「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）		○					□	○	○	○	○	
□	1-2 支援要請が必要な内容の整理に係る助言		○					□	□				
□	2 □ 市町村内の被害状況、民間事業者の被災状況の調査							○	○	○	○	○	
□	2-1 民間事業者の被災状況の収集・整理	PC			○			○	○				
□	2-2 市町村内の地区ごとの被災状況の情報収集	通信手段／（公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等）					○	○	○	○	○	○	
□	3 □ 国・県・他市町村との連絡・情報共有								○				
□	3-1 周辺自治体の被災状況の把握				○				○				
□	3-2 国・県・支援団体（他市町村）との情報共有、被害状況の共有（緊急性、今後の見込み等について）	PC／通信手段			○				○				
□	3-3 国・県との連絡調整窓口	通信手段			○				○				
□	4 □ 受援に係る調整・状況把握、車両の確保・受入れ								○	○			
□	4-1 近隣自治体にある宿泊施設の確保（支援隊受入）								○				
□	4-2 受援状況の把握	PC							○	○			
□	4-3 バッカー車等の応援車輌の手配・調整、車両基地確保	通信手段			○				○	○			
□	5 □ 市町村民・被災者への対応								○	○	○	○	
□	5-1 問合せ（電話）対応、市町村民からの問合せのクッション役								○	○	○	○	
□	5-2 問合せ内容の仕分け・整理、住民の要望の把握								○	○	○	○	
□	6 □ 広報用資料の作成、市町村民への広報支援	PC							○	○	○	○	
□	7 □ 把握した被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析（集計・データ化）	PC			○				○	○	○	○	
□	8 □ 廃棄物の排出・保管状況の把握								○				
□	8-1 有害災害廃棄物の保管状況把握				○				○				
□	8-2 個人の集積場所の状況・災害廃棄物発生状況の確認	通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等					○		○				
□	8-3 ごみ処理場までのルート確認、巡回								○				
□	9 □ 仮置場の設置手順の助言・管理運用方針に関する検討・助言		○						○	○			
□	10 □ 仮置場での管理運営								○	○	○	○	
□	10-1 仮置場の交通整理、車両誘導、積み下ろし補助	ヘルメット・軍手・安全靴等							○	○	○	□	
□	10-2 仮置場での市民対応・分別指導、便乗ゴミの監視・現場対応	ヘルメット・軍手・安全靴等							○	○	○	○	
□	11 □ 収集車輌の割り振り	通信手段／PC			○				○	○			
□	12 □ 避難所ごみの発生状況の把握・整理	通信手段／PC							○	○			
□	13 □ 仮設トイレの維持管理に関する助言・現場支援								○				
□	13-1 仮設トイレの設置・使用に関する助言・現場支援			○					○				
□	13-2 仮設トイレの汲み取りにかかる助言	ヘルメット・軍手等					○		○				
□	14 □ 災害廃棄物の発生量推計								○	○			
□	14-1 災害廃棄物の発生量の推計方法の検討	PC		○					○	○			
□	14-2 災害廃棄物の発生量推計	PC		○					○	○			
□	15 □ 災害廃棄物の保管・処分にかかる事務支援・助言								○	○	○	○	
□	15-1 仮置場に保管されている廃棄物量の整理、処理実績のチェック等	PC			○				○	○	○	○	
□	15-2 処分先・処理フローの検討にかかる助言		○						○				
□	16 □ 被災自動車の処理			○						○			
□	17 □ 二次仮置場開設に係る助言		○							○			
□	18 □ 二次仮置場整備に係る土木系の積算事務	PC				○				○	○		
□	19 □ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援	PC		○						○	○		
□	20 □ 災害査定・補助金申請に関する事務支援・助言	PC	○							○	○	○	
□	21 □ 公費解体の運用方針・制度の検討・構築、助言		○							○	○	○	
□	22 □ 公費解体に係る費用償還の事務支援										○	○	
□	22-1 解体費用の計算	PC				○					○	○	
□	22-2 解体費用償還の事務支援	PC									○	○	
□	22-3 公費解体の受付事務・市町村民への説明										○	○	

（参考）【市町村】想定される支援内容一覧

想定される応援職員の支援項目	想定される応援職員の実施事項
1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言	以下に示す内容を含む災害廃棄物対応全般に関する助言を行う。
1-1 必要な対策・対応に係る助言（発災直後は、「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）	迅速な災害廃棄物処理の推進のため、実施すべき事項を整理するとともに、特に優先的に対応すべき事項について優先順位づけを行う等の助言をする。
1-2 支援要請が必要な内容の整理に係る助言	要対応事項に優先順位を付け、当該応援職員が支援するべき事項、他の応援職員に支援してもらうべき事項に関する助言を行う。
2 □ 市町村内の被害状況，民間事業者の被災状況の調査	以下に示す内容を含む被災市町村内の被害状況の調査・整理を行う。
2-1 民間事業者の被災状況の収集・整理	被災市町村内の一般廃棄物処理の委託業者や協定締結をしている廃棄物関連団体等に連絡を取り、被災状況を確認・整理する。
2-2 市町村内の地区ごとの被災状況の情報収集	被災市町村内の地区ごとの被災状況について情報収集・整理を行う。各地区に状況を報告できる者がいない場合、必要に応じて支援職員が各地区を巡回し、状況を確認・報告する事も想定する。
3 □ 国・県・他市町村との連携・情報共有	被災市町村の災害廃棄物対応状況を把握し、国・県・他市町村との連携・情報共有を行う。
3-1 周辺自治体の被災状況の把握	周辺自治体及び中国国土方整環境事務所と連絡をとり、被災状況を確認・整理する。
3-2 国・県・支援団体（他市町村）との情報共有，被害状況の共有（緊急性，今後の見込み等について）	応援職員は、被災市町村内の被害状況や災害廃棄物対応状況等を把握し、被害状況、今後の災害廃棄物発生状況及び対応の見込み等について、国・県と情報共有を行う。また、応援職員の所属元やその他の支援に入っている団体と情報共有を行う。
3-3 国・県との連絡調整窓口	被災市町村の被災状況や対応状況等を踏まえ、国・県との調整窓口となる。
4 □ 受援に係る調整・状況把握，車両の確保・受入れ	被災市町村の受援に係る調整，受援体制の構築に係る支援を行う。
4-1 近隣自治体にある宿泊施設の確保（支援隊受入）	必要がある場合、受入れ予定の支援団体等の要望を踏まえ、近隣自治体も含めて宿泊施設を確保する。
4-2 受援状況の把握	被災市町村の受援状況について、支援自治体・支援内容・支援期間等を整理・記録する。
4-3 パッカー車等の応援車輌の手配・調整，車両基地確保	パッカー車等の応援車両について、支援自治体と連絡をとり、手配のための調整を行い、受入れ車両の種類、台数、期間等を整理する。
5 □ 市町村民・被災者への対応	被災市長村民の問合せ等に対応する。
5-1 問合せ（電話）対応，市町村民からの問合せのクッション役	市民からの問合せ電話に応答し、被災市町村職員でなくとも回答できる内容について対応する。必要に応じて被災自治体職員に取り次ぎを行う。
5-2 問合せ内容の仕分け・整理，住民の要望の把握	問合せ内容を仕分け・整理することで、住民の要望を把握し、被災自治体職員と共有する。
6 □ 広報用資料の作成，市町村民への広報支援	被災自治体の災害廃棄物処理方針等を踏まえ、住民に仮置場の開設予定・持込みルール・その他必要事項を周知するための広報用資料を作成する。
7 □ 把握した被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析（集計・データ化）	被害情報、災害廃棄物発生状況等の情報について、随時、更新・整理する。
8 □ 廃棄物の排出・保管状況の把握	廃棄物の排出・保管状況を把握・整理する。
8-1 有害災害廃棄物の保管状況把握	廃石綿、感染性廃棄物やPCB等の有害災害廃棄物については、適切な保管場所・保管方法で保管されているか確認する。（仮に保管方法が適切って無い場合、保管方法について助言する。）
8-2 無人の集積場所の状況・災害廃棄物発生状況の確認	無人の集積場所や災害廃棄物の発生状況について、必要に応じて被災市町村内現地を直接確認し、整理・報告する。
8-3 ごみ処理場までのルート確認，確保	道路の被災状況に関する情報を整理し、ごみ処理場までのルートを確保する。
9 □ 仮置場の設置手順の助言・管理運用方針に関する検討・助言	仮置場の開設に向けて検討すべきことの整理・助言，仮置場開設後の管理運用方針について検討・決定しておくべきことの整理・助言を行う。
10 □ 仮置場での管理運営	仮置場（現地）での管理運営を支援する。
10-1 仮置場の交通整理，車両誘導，積み下ろし補助	仮置場（現地）に入り、仮置場内の交通整理・車両誘導・積み下ろしの補助等を行う。
10-2 仮置場での市民対応・分別指導，便乗ゴミの監視・現場対応	仮置場（現地）に入り、災害廃棄物を持ち込んでくる市民に対して、受付け・分別指導を行う。また、受け付けの際に、便乗ごみの扮込みが無いよう監視する等、必要な現場対応を行う。
11 □ 収集車輌の割り振り	災害廃棄物の発生・収集運搬の状況を踏まえ、廃棄物の収集運搬委託事業者や支援団体等に対して、収集車輌の台数・収集エリア等の割り振りを行う。
12 □ 避難所ごみの発生状況の把握・整理	各避難所の避難所ごみの発生状況について、避難所運営担当者等から情報を収集・整理する。
13 □ 仮設トイレの維持管理に関する助言・現場支援	仮設トイレの維持管理について助言を行うとともに、必要に応じて、現場支援を行う。
13-1 仮設トイレの設置・使用に関する助言・現場支援	仮設トイレの設置、使用に関する助言を行うとともに、必要に応じて、現場支援を行う。
13-2 仮設トイレの汲み取りにかかる助言	仮設トイレの維持管理に必要な汲み取りにかかる助言を行う。
14 □ 災害廃棄物の発生量推計	災害廃棄物の発生量推計方法の検討，発生量推計を行う。
14-1 災害廃棄物の発生量の推計方法の検討	収集可能な情報を基に、災害廃棄物発生量を推計する方法を検討する。また、時間の経過とともに収集できる情報を基に、推計精度が向上するよう、推計方法を随時、検討・修正する。
14-2 災害廃棄物の発生量推計	上記で検討した推計方法を基に、災害廃棄物の発生量を随時推計し、適時、精度を高めながら、更新を行う。
15 □ 災害廃棄物の保管・処分にかかる事務支援・助言	災害廃棄物の処理方針・処理フローの検討支援，処理状況の把握・整理等を行う。
15-1 仮置場に保管されている廃棄物量の整理，処理実績のチェック等	各仮置場への搬入台数，搬出台数，各仮置場の廃棄物の保管量等について、仮置場管理者からの日報等を踏まえて整理する。
15-2 処分先・処理フローの検討にかかる助言	災害廃棄物の品目別の処分先・処理フローについて、被災自治体職員と一緒に検討し、適宜助言を行う。
16 □ 被災自動車の処理	自動車リサイクル法に則り，被災自動車を撤去・移動して仮置場で保管し，所有者の照会を行って，所有者に引取りの意志がある場合は所有者に，それ以外の場合は引取業者に引き渡す。
17 □ 二次仮置場開設に係る助言	二次仮置場の開設の要否に係る判断，二次仮置場を設置する場合の仮置場選定，管理運営方法に係る助言等を行う。
18 □ 二次仮置場整備に係る土木系の積算事務	二次仮置場の開設にあたって必要な積算事務を行う。
19 □ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援	災害廃棄物処理実行計画の策定を支援する。また、災害廃棄物処理の進捗に応じて、発生量、処理フロー等を随時更新・改定する。
20 □ 災害査定・補助金申請に関する事務支援・助言	災害査定・補助金の申請に向けた災害報告書作成の支援を行う。また、災害廃棄物処理の各段階において、補助金申請時を見越した証跡の整理等の必要な対応について助言を行う。
21 □ 公費解体の運用方針・制度の検討・構築，助言	公費解体の対象範囲の整理や運用方針・制度の検討，受け付け体制の検討等，公費解体を実施するための制度設計の支援・助言を行う。
22 □ 公費解体に係る費用償還の事務支援	公費解体に係る事務全般を支援する。
22-1 解体費用の計算	公費解体の費用計算を支援する。
22-2 解体費用償還の事務支援	解体費用償還にかかる各種事務を支援する。
22-3 公費解体の受付事務・市町村民への説明	公費解体の受付窓口・申請相談等への対応、市町村民への説明の支援を行う。